

令和4年第1回伊仙町議会定例会

会期日程

令和4年第1回伊仙町議会定例会会期日程表

令和4年3月8日開会～3月18日閉会 会期11日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
			全員協議会	○全員協議会	
3	8	火	本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 (1) 諸般の報告 (議長の動静) (2) 行政報告 (町長) ○陳情 1件 (陳情第1号 総務文教厚生常任委員会へ付託) ○議案 7件 (提案理由～補足説明～質疑～討論～採決) ○補正予算 6件 (提案理由～補足説明～質疑～討論～採決) ○令和4年度施政方針 ○当初予算議案上程 6件 (提案理由の説明) ○当初予算審査特別委員会設置、付託の説明・一問一答	
〃	9	水	本会議	○一般質問 (井上議員・美島議員・大河議員・牧本議員 4名)	
〃	10	木	本会議	○一般質問 (福留議員・清議員・佐田議員 3名)	
〃	11	金	特別委員会	○当初予算現地調査	
〃	12	⊕	休 会		
〃	13	⊕	休 会		
〃	14	月	特別委員会	○当初予算審査特別委員会 (補足説明～質疑)	
〃	15	火	休 会		
〃	16	水	特別委員会	○当初予算審査特別委員会 (質疑～討論～採決)	

3	17	木	休 会	○当初予算審査特別委員長報告作成	
〃	18	金	全員協議会	○全員協議会及び常任委員会（委員長報告検討・閉会中の継続審査について）	
			本会議	○令和4年度予算審査特別委員長（報告～質疑～討論～起立採決） ○議員の派遣について（議決事項） ○閉会中の継続審査・所管事務調査（議運・総文厚・経建常任委員会） ○閉会	

令和4年第1回伊仙町議会定例会

第 1 日

令和4年3月8日

令和4年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年3月8日（火曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣言
- 開議の宣言
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 陳情第1号 養護老人ホームに従事する職員の給与改善の実現に向けた措置費の引き上げについて（要請）（総務文教厚生常任委員会へ付託）
- 日程第5 議案第3号 伊仙町サテライトオフィスの設置及び管理に関する条例の制定（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第6 議案第4号 伊仙町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第7 議案第5号 伊仙町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第8 議案第6号 徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第9 議案第7号 伊仙町消防団条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第10 議案第8号 伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第11 議案第9号 伊仙町堆肥センターの指定管理者の指定（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第12 議案第10号 令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第13 議案第11号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第14 議案第12号 令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第15 議案第13号 令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第16 議案第14号 令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3

- 号) (提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決)
- 日程第17 議案第15号 令和3年度伊仙町上水道事業会計補正予算(第2号) (提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決)
 - 日程第18 令和4年度施政方針
 - 日程第19 議案第16号 令和4年度伊仙町一般会計予算(提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託)
 - 日程第20 議案第17号 令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計予算(提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託)
 - 日程第21 議案第18号 令和4年度伊仙町介護保険特別会計予算(提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託)
 - 日程第22 議案第19号 令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算(提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託)
 - 日程第23 議案第20号 令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算(提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託)
 - 日程第24 議案第21号 令和4年度伊仙町上水道事業会計予算(提案理由説明～当初予算審査特別委員会付託)

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代君	2番	久保量君
3番	大河善市君	4番	杉山肇君
5番	牧本和英君	6番	佐田元君
7番	清平二君	8番	岡林剛也君
9番	上木千恵造君	10番	永田誠君
11番	福留達也君	12番	前徹志君
13番	樺山一君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局指導主幹 春島弘明君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	久保等君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	稲田大輝君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	福島隆也君
耕地課長	稲田良和君	きゅらまち観光課長	上木博之君
水道課長	田中真琴君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	大山惣二郎君	教委総務課長	上木正人君
社会教育課長	伊藤晋吾君	学校給食センター所長	義了君
健康増進課長	澤佐和子君	選挙管理委員会書記長	重村浩次君
総務課長補佐	寶永英樹君		

△ 開 会 （開議） 午前10時00分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから令和4年第1回伊仙町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（前 徹志議員）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、大河善市議員、杉山 肇議員を、予備署名議員を牧本和英議員、佐田 元議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（前 徹志議員）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月8日から3月18日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、3月8日から3月18日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりであります。

△ 日程第3 諸報告

○議長（前 徹志議員）

日程第3 諸報告を行います。

初めに、議長より、令和3年第4回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方のお手元に配付してあります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により、各種総会、協議会等が中止または書面決議となりましたので、併せてご報告いたします。

以上で、議長の動静等についての報告を終わります。

伊仙町監査委員より、定期監査及び2月までの例月出納の検査の結果、事務事業及び予算執行において改善すべき点が見受けられるとの報告がなされております。閲覧を希望される方は事務局に常備しておりますので、ご確認ください。

次に、町長からの行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○町長（大久保明君）

おはようございます。令和4年度の第1回の伊仙町議会におきまして、令和3年12月以降の行政報告を行ってまいります。主な点だけ申し上げます。

令和3年12月19日にお手元に資料が配付してありますけれども、幾つか重要な点だけを申し上げていきたいと思っております。三菱重工パワーインダストリー株式会社の牧浦社長が来島いたしまして、今回の機会に伊仙町において講演をしていただきました。牧浦社長は、紹介したことがありますけれども両親が伊仙町の出身でありまして、三菱重工業に採用されまして、若いうちからサウジアラビアで石油のパイプライン等に関わってきました、いろんな実績が認められて三菱重工業の社長、そして三菱重工業と日立が統合した三菱日立のパワーインダストリーの社長になった方です。これは、今、目手久地区におきまして基幹改良を予定している会社、メーカーの社長でありますので、そういうことも含めて講演をしていただきました。講演は、まさに「しまんちゅ」というか、島の誇りを持って頑張ってきたという話でありました。今後とも、こういう成功した方のいろんな講話等を聞くことは非常に参考になると思っております。

12月22日には、新庁舎の建設安全祈願祭がございました。

1月8日には、初競りに3町長とも参加いたしまして、挨拶を行ってまいりました。今回、第1回目ということで、非常に好調な滑り出しでありました。

1月21日には、九州地区のオンライン会議によるSDGsを中心とした脱炭素に関するブロック別説明会がございまして、鹿児島県からは2の方が参加いたしまして、徳之島における今後の温暖化対策等について意見を述べました。

1月24日に、徳之島愛ランド広域連合クリーンセンターの長寿命化計画書の説明会がありまして、この中で基幹改良としてやっていくことと新設等のシミュレーションがございまして、財政的には基幹改良1炉のほうが圧倒的に廉価で安くできるということでございました。

1月29日には、赤土バレイショの「春一番」の出発式がございました。

2月10日に、日本で外国人雇用に関するトップである国際人材育成機構の一行が、前日も営業に来たんですけども、今回来島いたしまして、3企業、これはバレイショの収穫している方々に紹介いたしましたら、1業者が早速、ここと契約をしていきたいというふうな返事もありましたし、また、いろんな介護人材も積極的にやっているということで、今後、介護士等の需要が増えてくるような伊仙町づくりをしていきますので、その点も外国人の雇用ということも積極的に考えていけると思っております。

2月17日には、崎原団地の地鎮祭がございまして、本格的な住宅が崎原地区にできるということで、いろんな相乗効果が出てきております。

2月21日には、選果場の合同打合せがございまして、選果場も老朽した中で、競り市場と同じように島内で1か所に設置していくということで、両JAが前向きに検討した状況であります。場所の候補地としては、ほぼ合意に至っておる状況でございます。喜念の上の競り市の跡地を新しい選

果場ということに計画が進んでいる状況であります。

2月24日に、鹿児島県町村会の総会が今年も行われまして、毎年、著名な方の講演をしていただいております。藻谷浩介さんという、これは「里山資本主義」という本を書いて非常に有名になった方で、地方創生と少子化に対する大変な論客でございます。その方は、名刺交換をしたら泉重千代翁にお会いしていたということで、伊仙町のこともご存じでありました。

3月25日に、塩田知事と3町長で面談、それからこれは関連しますけど、徳之島の将来の医療と福祉を考える会と、それから3月2日には第9回奄美保健医療圏地域医療構想調整会議がございまして、この中で徳之島地区が、この30年間の間にベッド数が190床減っています。郡内においては人口当たりのベッド数が非常に少ないということで、徳之島全体での50床のベッド増を要望した中で、現在議論中でありまして、今年度の結論は出ないという状況で、来年度に、また引き続きこの議論をしていただきたいと思いますし、それからコロナ対策等、離島におけるいろんな医療は、島から出て行かなくても、島で完結できるような医療というのを進めていくことが重要じゃないかと考えておりますので、そういう意見を述べたところであります。

3月4日に、これはサテライトオフィス事業に関連した会社で、NTTデータオートモビリジェンスというのは、これは自動運転です。自動運転ということが世界的には進んでおります。この会社は車の自動運転ということで、伊仙町に3回来島いたしまして、農業高校の運動場を起点として自動運転の実証実験をやっていききたいという状況でありまして、このことは相手側も非常に前向きな状況で今検討しておりますので、サテライトオフィスもこの会社が参加することになる可能性も出てまいりました。

以上でございます。

○議長（前 徹志議員）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 陳情第1号 養護老人ホームに従事する職員の給与改善の実現に向けた措置費の引き上げについて

○議長（前 徹志議員）

日程第4 陳情第1号、養護老人ホームに従事する職員の給与改善の実現に向けた措置費の引き上げについてを議題とします。

令和3年第4回定例会以降、これまで受理した陳情は2件です。

したがって、お手元にお配りした陳情文書一覧のとおり、陳情第1号、養護老人ホームに従事する職員の給与改善の実現に向けた措置費の引き上げについては、所管する総務文教厚生常任委員会へ付託し、陳情第2号、母が中国で不当に逮捕されている件に関する要望につきましては、申合せのとおり文書配付といたしますのでご報告いたします。

- △ 日程第5 議案第3号 伊仙町サテライトオフィスの設置及び管理に関する条例の制定
- △ 日程第6 議案第4号 伊仙町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第7 議案第5号 伊仙町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例
- △ 日程第8 議案第6号 徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第9 議案第7号 伊仙町消防団条例の一部を改正する条例

○議長（前 徹志議員）

日程第5 議案第3号、伊仙町サテライトオフィスの設置及び管理に関する条例の制定、日程第6 議案第4号、伊仙町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第7 議案第5号、伊仙町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例、日程第8 議案第6号、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第9 議案第7号、伊仙町消防団条例の一部を改正する条例の5件を一括して議題といたします。
提出者より提案理由の説明を一括して求めます。

○町長（大久保明君）

令和4年第1回伊仙町議会定例会に提案いたしました議案第3号から議案第7号につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第3号は、伊仙町サテライトオフィスの設置及び管理に関する条例の制定、議案第4号は、伊仙町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号は、伊仙町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例、議案第6号は、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号は、伊仙町消防団条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案しております。
ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第3号について、補足説明があればこれを許します。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

議案第3号、伊仙町サテライトオフィスの設置及び管理に関する条例の制定について補足説明をいたします。

同条例は、旧徳之島農業高等学校4階にサテライトオフィスを開設するため、令和2年度テレワーク環境サテライトオフィス整備事業により整備したことを踏まえ、管理運営に必要な内容を定めるものであります。

同事業の推進及び条例の制定に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の出現により、日本

国内におけるテレワークが急速に普及する中、地方への拠点開設を模索する企業側のニーズに応え、サテライトオフィス開設に向けた誘致活動を推進し、交流人口の創出による地域の活性化につなげ活用することを目的としており、このことについてご承認いただきたく提案いたしております。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前 徹志議員）

これから、議案第3号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀議員）

議案第3号、伊仙町サテライトオフィスの設置及び管理に関する条例の制定について質疑を行います。

まず、1ページの第5条（2）のオフィスルームは、常勤の使用者が原則1名以上であることとなっておりますけれども、例えばこの条例の中で長期契約3年間ということが載っていますが、その長期契約をしたときに、例えば常勤が1名いると、そうした場合に、3年間では本社に帰るとか、あるいは出身地に帰るとか、いろいろこういう異動があると思うんですけれども、その際の常勤の状態はどうなるのか。あるいは休みとか、会社全体の正月とかお盆とかの休みの、そういう休暇時の契約の状況。といいますのは、そういうときに、ここにその会社のオフィスがあるから療養所的な施設になりはしないのか。そうすれば家族が来て宿泊をするとか、夏場であれば1日、2日ぐらいいいだろうというようなことになると思うんですけれども、そうなれば、あとの条例にもありますけれども、光熱費は町の負担とするというふうになっておりますけれども、こうなれば相当な光熱費がかかると思われるんですけども、常勤の利用者原則1名と、常勤のその内容、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

美島議員のご質問にお答えします。

常勤1名の詳細ということですけども、基本的に企業さんがサテライトオフィスに進出して、そちらのほうに年間契約で借りることになりましたら、もちろん社員さんが本社からこちらのほうに来て常時勤務されるということになってはいますが、基本的にサテライトオフィスとかテレワークというものは、今、首都圏で、コロナ禍で出勤できない、在宅ワークとかが主流となっている中で、そういった形の勤務内容だったら地方にも行けるんじゃないかなというところが根本的な趣旨で、このサテライトとかテレワークが普及しているんですけども、今回、そのような形で本社から1名ないし複数名がここに来た場合は、そのまま会社の社内規程によって勤務をしていただくということにしてあります。例えば休暇、社内規程によってお休みのとき、盆とかお正月とか、特別その会社の中で指定されている休みのときに、そういった家族とか、そこら辺が療養みみたいな形になるんじゃないかなということももちろん懸念はされますが、基本的にはそういったことがないように、最初の中で、この間、全員協議会でいろいろとご指摘も頂きましたが、改めて契約書、そちらのほうでそういったことがないような形でしていきたいと思っておりますし、あくまでもサテライトオフィス

は公的な施設でありますので、そういったランニングコストとかも経費削減をしていただかないといけないところから日報を、ないしそれなりに管理しているというものについて提出できるような形でしていただきたいと今のところ思っております。

以上です。

○14番（美島盛秀議員）

いいです。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号、伊仙町サテライトオフィスの設置及び管理に関する条例の制定を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第3号、伊仙町サテライトオフィスの設置及び管理に関する条例の制定は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第4号、伊仙町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

議案第4号、伊仙町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

改正の理由としましては、世界自然遺産の登録に伴い、3町の飼い猫条例を統一し、3町が足並みをそろえた普及啓発に努めるとともに、小動物の捕食被害の防止や鳴き声による騒音、ふん尿等の近隣トラブルの防止など、飼い猫の適正飼養の強化推進を図るための改正となっております。

改正の主な点としまして、マイクロチップを装着して町に登録する努力義務を義務化、室内飼養の努力義務を義務化、屋内にいる飼い猫以外へのみだりな餌やりの禁止、飼い猫の属する世帯における飼い猫の多頭飼養の禁止、飼養が継続困難になった飼い猫を譲渡する義務、町による譲渡の斡旋、逸走の防止などとなっております。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

これから、議案第4号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀議員）

伊仙町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。決まりをつくって守らせるということなんですけども、今、伊仙町で猫を飼っている家庭、件数は何件くらいありますか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

今、48世帯で77頭となっております。

○14番（美島盛秀議員）

その中で多頭、数匹、何匹か飼っている家庭もあると思うんですけども、その管理をするための条例でありますので、ぜひ常時、役場が、きゅらまち観光課で掌握して、猫の飼い方、あるいはどのような状況になっているのかをきちんと調査したり指導したりするようにお願いします。

以上です。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号、伊仙町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第4号、伊仙町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第5号、伊仙町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○経済課長（橋口智旭君）

議案第5号、伊仙町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について補足説明を

いたします。

本条例は、伊仙町農業振興地域整備計画策定のため、町長の諮問機関として、地方自治法第138条の4第3項の規定により、本協議会を設置するものとされております。

改正箇所につきましては、第2条第2項の協議会委員についてでございます。こちらは条例制定時からの各関係機関の名称変更など、現行に沿った形に改正するものでございます。

また、本条例中、第3条掌握事務において、1項第1号に農業振興地域整備計画の策定及び変更に関する事項を行うこととされております。現在の農業振興地域整備計画につきましては、昭和46年に条例制定後、昭和51年に一度全体見直しを行っておりますが、それ以降は数回にわたり全体見直しを手がけてはおりますが、完了できずしております。その間の畑総地域や集落周辺部など、現状にそぐわない箇所が数多く見受けられますので、令和4年度当初予算にも計上させていただいておりますが、令和4年度から5年度にかけて本計画の全体見直しを計画いたしております。この見直し作業の際には本協議会が招集されるものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

これから、議案第5号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀議員）

伊仙町農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正する条例について質疑をいたします。

これ、農業振興のための条例だと思いますけども、土地改良事業をしたりして、あちこちに換地、残った土地ですね、あるいは換地をしても主のほうに渡しても、何十年も荒れて、もう大木になっているような土地も何か所か見られます。こういう土地の計画と整理と、こういうのはこの条例の中で入っていますか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

来年度から予定しております本整備計画の全体見直しにおきまして、遊休農地または耕作放棄地などの見直し、1筆ずつ、全てを行う予定としております。

○14番（美島盛秀議員）

ぜひ、せっかく整備をした土地改良の土地でありますので、畑が小さいから、やりにくいからやらないのか、地主さんがそのまま土地改良はしたけれども、整備はしたけれども、都会に行って所在が分からないとか、そういう土地もあるんですけども、ぜひ、こういうところをきちんと持ち主を探して、隣近所の畑地の地主さんと相談をして有効に活用できるように、今後努力をしていただきたいと思います。せっかく土地改良した土地が本当に見苦しいです。ぜひお願いいたします。

以上です。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第5号、伊仙町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第5号、伊仙町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第6号、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。。

○総務課長（久保 等君）

議案第6号、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

条例第3条第1項第2号その他必要な者の職について、新たに第2項として、委託することができる旨の条文を加える一部改正であります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

これから、議案第6号について質疑を行います。

○8番（岡林剛也議員）

議案第6号、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

この第3条第1項が館長、第2項がその他必要な者とありますが、この、その他必要な者を町長が委託できるようにするということですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

その他必要な者を委託できるという、今の質問のとおりでございます。

○8番（岡林剛也議員）

その他必要な者とは、一体どういう担当があるんですか、今現在は。

○総務課長（久保 等君）

館長については健康増進課長が兼任しているわけなんですけど、あと施設長、それからプールエリアマネージャー等が、この、その他必要な者と認めたものになります。

○8番（岡林剛也議員）

施設長及びフロア長ですか。わざわざこの条例をまたつけ加えるということは、その施設長なり何なりを町長が任命するということですか。誰かもう決まった人がいるのかどうか、お伺いします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今、この議会に議案を提案している状況ですので、はっきり決まっているということではございませんが、想定はしてございます。

○8番（岡林剛也議員）

先般、多分ほーらい館運営審議会が開催されたと思うんですけども、その中でも、この条例改正及び後継者か何か分かりませんが、それについての議題は出たのかどうか、お伺いします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

3月4日、運営審議会を開きました。これがいろいろ課題もありまして、そのことに関しての規則の改正ということで今回開いたんですけども、今回、この条例改定を載せるということで、これに関しても運営審議会のほうで議案として提案いただいたほうがいいんじゃないかということで、総務課長のほうに来ていただいて説明をしていただきました。その中で一応可決というか、委員の皆様から了解は頂いています。

○8番（岡林剛也議員）

具体的に替える担当はどちらか、答えられますか。

○総務課長（久保 等君）

今のところ、想定しているのは施設長ということを考えております。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀議員）

徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑をいたします。

ただいまの質疑と関連すると思いますけども、町長が必要と認める場合なんですけども、運営委員会でも話合いがあったと。その中で、ほーらい館全体を民間委託をするという、5、6年前にそういう話があったわけなんですけども、全体を委託する考えはあるのかどうか。また、このコロナ禍で休館をしている、そして、その休館日に契約をしている職員が入院をしたり、あるいは鹿児島に帰ったりといういろいろ問題があったと聞いておりますけども、そういうところを解決ができてい

のかどうか、お尋ねをいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この管理委託については以前から議題に上っているところでありますが、今、美島議員がおっしゃるとおりコロナで休館とか、それが続いて、会員の歳入がなかなか落ちてきたところなんです。この状況を、いろいろ若手とかそれを育てるようなシステムづくりをすることができるのであれば、また、その指定管理を受けるというところが出てくれば、その辺もまた考えていく必要があると思うんですが、今のところは、そのようなことを考えた条例の改正ではございません。

それと、スタッフの入院等でありますが、12月頃からの病気とか、けがとか、その辺で入院、休んでいる方がいたんですけど、3月の始まりには復帰してございます。

○14番（美島盛秀議員）

実は、私の孫も3人、プール、通っているんですよ。で、コロナで今休んでいます。そこら辺りの動向を配慮した場合に、その職員が鹿児島に帰ったりする、その契約している期間中には、その職員には報酬が支払われているのか、あるいはまた通っている会員の人たちの徴収をした会費はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

今、幾つかご質問頂きましたけれども、会費に関しましては、この3月も今日からは一らい館、伊仙町内の皆さんを入場制限をかけて始めるんですけども、水泳事業に関しましては3月もお休みということで、水泳事業に関しては還付ということで、12月以降、1月、2月、3月納めている方に関しては還付をする手続を今行っているところであります。

あと、休館中の、すみません、もう一つ何か、給与。

○14番（美島盛秀議員）

休んでいる契約職員の報酬。

○健康増進課長（澤佐和子君）

契約職員の報酬に関しては、毎月支払っております。

○14番（美島盛秀議員）

その職員の給料なんですけども、休んで鹿児島へ帰ったりしても給料は支払われていたということですか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

給与といいますか、契約を交わしております、年間360万円ですか、契約しております、この中で毎月、月末に請求と事業内容、報告書を頂いています。その中でお休みいただいている間は職員からの電話相談だったりとか、お客さんへの対応とか、そういったことで報告書を頂いて、12月はお支払いをしております。

○14番（美島盛秀議員）

これは条例に関係して聞いたわけなんですけども、補正の予算でもありますので、また詳しく聞きたいと思いますけれども、こういう条例の制定をするわけなんですけども、やはり、職員あるいは関係するそういう人たちがもっともっとしっかり注意深く頑張っていないと、これ年間、今年予算で1億1,000万ですよ、相当、一般財源からの繰り出しがあります。もうよほど、これをしっかりしていないと、大きな赤字を出している部署でもありますので、そういうところをしっかりと精査をしていただきたい。そして、この条例がしっかりと守られるような、そして職員あるいは会員のスポーツ、水泳等が上達できるような、そういうことに努めない、ただ条例を決めてその職員を守るとか、あるいは内容的に充実したような努力を今後していただきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

これで終わります。

○総務課長（久保 等君）

ただいまのご意見を承って、確かに繰り出しが多くなっているわけなんですけども、そういった財政も、やっぱり町行政、執行部一丸となって、これに関わっていかねばならないと考えております。その中で、やっぱりほーらい館は町民サービスが第一で、この施設があつてよかったということを感じさせるように私たちも考えてこの提案をさせていただきますので、ご理解頂きたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はありませんか。

○7番（清 平二議員）

この3条に、館長その他必要な者を置くことができるとあるんですけども、この条例と、今回、町長が必要と認める場合に委託するというのは、その違いというのはどういうことでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今現在、会計年度任用職員という立場で契約をしていますが、それを委託することができるというところの追加でございます。

○7番（清 平二議員）

この委託することによってできるメリットというのは何ですか。

○総務課長（久保 等君）

その人の資格であつたり、また指導力、それから後輩、若手を育てるところに着目したものでございます。

○7番（清 平二議員）

現在もその他必要な者を置くとありますけども、そういう条件で置いていると思いますけども、現在はそういう資格のあるとかそういう方じゃなくて、一般的な人を置いているんですか。今、こ

の条例を変えることによって、どう変わるのかを説明していただきたいんですよ。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

先ほど、美島議員の終わりの意見にも答えたところでありますが、ほーらい館を利用する方たちへのサービスを向上させる、それから、これからその業務を担う若手職員の指導、そういったものができてくるものということで、この委託をできるものにするという条例の追加でございます。

○7番（清 平二議員）

この条例を変更することにより、財政的に町がどのぐらい節約できるのか、それとも今現在よりも多くなるのか節約できるのか、この条例を制定することによって、その辺、どこまで見込んでいるのかをお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

以前、その会計年度で契約してございますところより、財政的にはその委託は下がるような形でございます。

先ほども度々言いましたが、財政的なものも考慮して、今現在コロナで休館等行ったところではありますが、その中でもやっぱりプールの維持管理とか、休館中もずっと温水プールをそのまま維持するとか、その辺も民間の目を入れて、そこの財政的なものを下げる努力をするためにこのような条例の改正をするものでございます。

○7番（清 平二議員）

私たちにちょっとそういうのは見えないんですけども、現在、これをしている方は報酬でしているのか、もしくは給与でしているのか、どちらのほうで契約しているのか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

現在の施設長は会計年度任用職員でしています。

○7番（清 平二議員）

この条例を変えることによって、現在ある人と、今これを替えることと、その違いの報酬とか給与なのか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

当初予算に入ってくると思うんですけども、会計年度は、施設長であるならば、施設長業務を委託するとなりますので、報酬じゃなくて、施設長に関しては業務委託契約をするということです。報酬でも給与でもありません、契約です。

○7番（清 平二議員）

現在も委託しているわけですね、施設長。幾らで委託しているんですか。

○議長（前 徹志議員）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時07分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

ただいま清議員からの質問にもあった体制でございますが、この施設長を今回、委託できるものとするということと、あと統括マネジャー、それからプールエリアマネジャー等を会計年度任用職員として継続で雇用するというところでございます。

○7番（清 平二議員）

私が言っているのは、現在の財政的な問題と、これに変えたときのメリットはあるのかどうかと私は聞いているんですよ。現在の第3条にあるのも、その他必要な者とある。これを町長が必要と認める場合に委託することができる。委託することができるというのと必要な者との違いなんですけども、どれだけ財政的に節約できるのか、あるいは増額になるのか。現在のと、これをやった場合の比較を聞いているんですけども、その辺のところを答えていただきたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

今の施設長を会計年度任用職員で雇っている金額よりも、この委託契約でしたほうが安くなります。メリットがあるから、このような計画も立てているわけですので、町民サービスがもっと向上するように、それから、そのスタッフの指導等ももっとしていくようなことが想定されますので、メリットは十分あると考えております。

○7番（清 平二議員）

委託をするとすると、その人なのか会社なのか分からないけども、委託料を年間一括で払って、その方が勤務している管理なんかはちゃんとできるのかどうか。それよりも、私は今の状態で勤務体系をしっかりと管理できるような今の条例のほうがいいんじゃないかなと思うんです。一旦委託をすると、それは職員の、そこに来ている出勤状態の管理ができるんですか、これは、委託をしたら。

○総務課長（久保 等君）

管理職として管理、それから指導が行き届いていなかった面もあると私は感じております。そのようなことで、今ちゃんと管理ができているかといえば、報告ということがない以上、管理の仕方をもう少し変えないといけないということで、このような提案をしております。それを委託することによって、それもまた今まで足りなかったもの、それがよくなることができるということで、このような改定の提案をしております。

○7番（清 平二議員）

委託をしたら管理ができるという、何か私にはちょっと意味が分からないんですけども。今現在の方は会計年度職員ですよ。報酬ではないわけですね、会計年度職員ですね、今現在は。

そしたら、この方が、例えば時間外をしたら時間外手当も出しているのかどうか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

現在、施設長、プールエリアマネージャーに関しては管理的な立場にあるということで時間外手当は出しておりません。

○総務課長（久保 等君）

そちらに勤めているスタッフが急な都合により、午前中予定していた人が出れないというところで、急遽出ないといけないというところが以前発生したわけなんですけど、その際には超勤手当が支払われていました。そのようなことも、今回この委託することによって、そういった急なところについても対応してくれるものだろうということで、先般のほーらい館の運営審議会の中でも説明し、了解を得たところでございます。

○7番（清 平二議員）

私には納得できない答弁であると思います。そういうことで、これ以上の質問はいたしません。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第6号について討論を行います。

○14番（美島盛秀議員）

ただいまの議案に対して反対討論をいたします。

この条例変更については、もう少し議論する必要もありますので、私はこれを認めるわけにはいきませんので、反対いたします。

○議長（前 徹志議員）

他に討論はありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

これで討論を終わります。

これから、議案第6号、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立少数です。したがって、議案第6号、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の設置及び管理に関

する条例の一部を改正する条例は否決されました。

議案第7号、伊仙町消防団条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

議案第7号、伊仙町消防団条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

近年、災害が多発化、激甚化する中、消防団員の報酬等の処遇改善を行い、消防団員数を確保することを目的として、消防庁より非常勤消防団員の報酬等の基準の策定等についてが発出され、その中で非常勤消防団員の報酬等の基準が定められました。この基準に合わせて、これまで費用弁償として支給されていた出動手当を出動報酬とし、併せて年額報酬と出動報酬の引上げを行う一部改正でございます。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

これから、議案第7号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀議員）

伊仙町消防団条例について質疑をいたします。

まず、団員の人数を、今、何人ですか。

○総務課長（久保 等君）

団員の総数は69名でございます。

○14番（美島盛秀議員）

なぜ私がこの人数を聞いたかといいますと、こういうのに参加する人はしょっちゅう参加していますけれども、1月4日の出初め式、私も参加いたしましたけれども、恐らく30名ですか、ということは半分しか出ていないということですよ。

このような大事な奄美近海の、トンガの地震で災害が起きる寸前まできたわけなんですけれども、全く危機感がない、その団員でさえ危機感がない。なぜこういうような状況をつくり出したのか、不思議でならない。そういう団員に、今度はまた報酬を上げる、これは国の指定かも分かりませんが、途中で私は、火事が起きて消防車が移動しましたので、私はもうそれを抜けましたけれども、もう私ですら参加する気にならなかったです、その団員の数を見たりして。そこら辺り、どう考えているのか、町長にお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

コロナ禍の中でいろんなイベントなどが中止されておりますので、そういうことも団の中で配慮したような形で、今回は参加が少なかったんじゃないかと思っておりますし、また、報酬に関しましては、他自治体よりも徳之島3町は少ないような状況でもありますので、これを標準化に近づけていくということも団員の士気に関わってきますので、このような形でいかに消防団として意欲を出していけるか、また、若い団員が少ない中で、いかにして若い団員たちにこのような台風のとき

に大変な状況ですけども、南海トラフが起きる可能性が十分ありますので、そういうことも含めて消防団の士気向上と、そして団員数確保のために今後とも努力してまいりたいと思います。

○14番（美島盛秀議員）

コロナ禍の中とよく言います。他の会合やいろいろなことで、コロナ、コロナでできないと、中止と、延期という言葉をよく聞きますけれども、この出初め式は外ですよ、密にならないですよ。そこら辺りを徹底して同じ共通意識を持って活動させるようにしないと、ばらばらじゃないですか、これ。もうちょっと組織的、あるいはそういう運営の在り方、こういうことをしっかり指導していくことをお願いして終わります。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの美島議員の意見でございますが、この出初め式をするというのが平日、また、消防団員については民間に勤めている方も多数いらっしゃいますので、全てこっちから強制で出初め式に出るということはなかなかできないわけなんですけど、あと、いろんな行事の際の交通整理、それから行方不明者の捜査等も極力協力してもらっていますので、その辺の指導もまたやっていきたいと考えております。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第7号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号、伊仙町消防団条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第7号、伊仙町消防団条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第10 議案第8号 伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更

○議長（前 徹志議員）

日程第10 議案第8号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第8号は、伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更につきまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において、準用する同条第1項の規定及び地方自治法第96条第1項第15号の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第8号について、補足説明があればこれを許します。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

議案第8号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更について補足説明いたします。

本件は、令和3年第5回臨時会において上程し議決しました本計画の一部に変更が生じたので、議決を求めるものであります。

変更箇所としましては、交通施設の整備、交通手段の確保の項目において、木之香崎原線他4線の追加、教育の振興の項目において、給食費無償化事業の追加が主なものであります。各事業における事業費の変更につきましては、過疎地域持続的発展市町村計画参考資料をご参照ください。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

これから、議案第8号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀議員）

伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更について質疑をいたします。

2ページ、3ページ、教育の振興の追加の部分に、給食センターにおいて、児童生徒の給食費の予算関係ですけれども、例えば幼稚園が、今、伊仙小学校のみですか、預かり保育で、幼稚園は保育園から預かりでやっているんですけれども、その幼稚園にも給食費は無償にするんですか、どうですか。

○教育長（大山惣二郎君）

美島議員の質問にお答えいたします。

幼稚園生については再来年度からということに、今計画を進めているところであります。

○14番（美島盛秀議員）

再来年度からということですから、今現在、伊仙小学校だけが幼稚園がある。そうすると、その幼稚園生は、あと預かり保育でどこか移動していくんじゃないんですかね。そういう点にして、その給食の方法、そうなれば、今は弁当の日とか、あるいは各保育所は保育所でやっておりますけれども、そこら辺りの区分でちょっと理解のできないようなことがあるんじゃないかということで、私にも幼稚園に行っている孫がいますので、そういう話が出ております。そうすると、今年の幼稚園の給食費の補助はしないと、できないというわけなんです。その理由をお尋ねいたします。

○教育長（大山惣二郎君）

幼稚園も教育委員会が担当でありますけど、組織として、小学校までの義務教育と幼稚園は全く違う組織であります。そして、なぜ来年度から準備できないかという備品等の準備もあります。そして職員の増もありますので、その辺はまた担当のセンター所長から説明いただきたいと思えます。

○学給センター所長（義 了君）

ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

幼稚園への給食の提供の件について、教育長、教育委員会総務課長と何度か打合せをしているんですけども、例えば幼稚園に給食を提供するために、まず配送の手配と車の準備、あと幼稚園の備品等々、まだうちの施設整備、あとは人員確保、配送運転手、現在3名ですが、それが幼稚園配送となると、またもう1台必要か、そういったものを1年ぐらいかけて教育委員会等々と打合せしながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○14番（美島盛秀議員）

ちょっと理解しにくい、聞き取りにくかったんですけども、要は来年からということでありまして、1年間猶予を設けてあります。その1年間の間、子供に、父兄にどう説明するのか。やっぱり平等の精神からいけば、ちょっと不公平さも出てくるのではないかなど。例えば弁当の日などがありますけれども、その弁当代の、あるいは保育料、そういうものの援助をすとか、そういう平等という立場で児童生徒の給食費のことを考えていただきたいと思えますけれども、教育長どうですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

幼稚園の父兄の中では、そういったものを希望する方も多くいらっしゃると思います。今の給食を食べる時間帯も小学校と幼稚園と、そういう問題、あと食器類、それから今、小学校、中学校には給食車の届ける場所があるんですけど、その場所からちょっと離れているとか、そういう問題もあるんですけど、逆にそれを早めにクリアして、要望に応えるように努力して、これが実施に向けて動くようにしたいと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

そういう1年遅れと、なぜ遅れさせなければならないかという理由と、そういう経緯について、父兄には説明をしてありますか。

○教育長（大山惣二郎君）

ただいまの質問にお答えいたします。

新年度に入る前に、各幼稚園それぞれ説明するように今準備をしているところであります。3月で準備、全て終わる予定です。

○14番（美島盛秀議員）

今の幼稚園生は3月までですけれども、4月から1年生になったら給食ができるわけです。今後の、1年後の、これから幼稚園に入る子供たちの在り方ですよね、1年間の。そこら辺りをしっかりと、PTAあるいは幼稚園側と打合せをしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はありませんか。

○5番（牧本和英議員）

ただいまの質問と関連しますが、地場産物の積極的な利用とされておるが、これをどういうふうな形で確保を考えているのかをお聞きいたします。

○学給センター所長（義 了君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今、未来創生課と少しずつ打合せをしているんですけれども、例えばふるさと納税等々で牛肉を給食の中に取り入れられないかという、少しずつ未来創生課等と打合せしております。また、経済課の農業支援センターのほうでカボチャ等々も作っております、それもこの間、無料提供を試験的に導入したところでございます。これから先は地産地消をもっともっと取り入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（牧本和英議員）

未来創生課と協議して、ふるさと納税のそういう肉を使うとかですが、この島では今、農繁期、バレイショが結構収穫されておりますが、そういうジャガイモを使つての、要は今しかないけど、これを夏以降どう確保していくのか、また貯蔵する方法とか、そういうことなどは考えていられないのか。ちゅうのは、今年度の施政方針の中を見ますと加工センターのことが触れられていなかったちゅうのが、ちょっと残念だなちゅう思いがありまして質疑しているんですが。言え、今あるジャガイモのB品でもいいし、それをちゃんと処理して冷凍加工しておくとか、そういう考えはないのかちゅうことをちょっとお聞きしたいんですが、そういう確保する、貯蔵する場所があるのか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問であります、この議論は以前からタンカン、それからジャガイモ等B品、どのようにするかということも課題でございましたので、また、加工施設の充実等も図っていかねばならない中で、これをどういった加工にしたら島内で処理できるか、また他の地区に出荷できるのかということも今検討しております。

その中で、そういった地産地消を目指しての取組について充実できるように、また百菜、それから経済課等々とも連携して、子供たちにそういった島の食の豊かさ、また、島で取れたものをいかに給食に利用できるかというところを検討して進めていきたいと考えております。

○5番（牧本和英議員）

この予算には関係ない質問だと思いますが、先日、加工センターを拝見したところ、1名の方が利用しておって、機械等が新しい物も入っております。だけど、利用率ちゅうのが物すごい低いという意見でした。ですので、ジャガイモを加工するのにしたら皮むいて、工程がいろいろありましたので、そういうのもやっぱり参考にして、無償化にするわけだから、そんだけ町財政としては圧迫するわけだから、それを少しでも補うように、今の時点でそういう計画等も一緒に考えるべきではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第8号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第8号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。午後1時から再開いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時03分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に続き会議を開きます。

△ 日程第11 議案第9号 伊仙町堆肥センターの指定管理者の指定

○議長（前 徹志議員）

日程第11 議案第9号、伊仙町堆肥センターの指定管理者の指定を議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

伊仙町堆肥センターの指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項及び伊仙町公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例第4条第1項の規定により提案しております。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩いたします。議員の皆さんは委員会室にお願いいたします。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時43分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま審議を行っております伊仙町堆肥センターの指定管理者の指定については、久保量議員の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法117条の規定によって久保量議員を除斥したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、久保量議員を除斥することに決定いたしました。

久保量議員の退場を求めます。

[2番 久保量議員退場]

○議長（前 徹志議員）

それでは、会議を再開いたします。

議案第9号、伊仙町堆肥センターの指定管理者の指定について補足説明があれば、これを許します。

○経済課長（橋口智旭君）

議案第9号、伊仙町堆肥センターの指定管理者の指定について補足説明をいたします。

- 1、施設名及び所在地、名称、伊仙町堆肥センター、所在地、伊仙町大字古里字野須賀744の1。
 - 2、相手方、鹿児島県大島郡伊仙町目手久1689番地1、一般社団法人かいなどう、代表者、代表理事、宮永誠。
 - 3、指定期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となっております。
- 今回指定管理者の選定に至った経緯といたしまして、平成24年4月1日からの10年間の管理運営業務委託契約の期間が令和4年3月31日をもって満了することに伴い、指定管理者を公募し、選定委員会の開催などしかるべき手続を経て選定したものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

これから、議案第9号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀議員）

伊仙町堆肥センター指定管理者の指定についての質疑をいたします。

相手方が一般社団法人かいなどということでもありますけれども、この理事の人数は今何人ですかね。それだけ。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちら、代表理事を含め6名となっております。

○14番（美島盛秀議員）

この理事6名の中には、今ありましたように議会の関係者がいるということ。あと1つ、農協の役職にいる課長が入っていると聞いていますけれども、確認はできていますか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

理事の職務等については、個人情報のため詳しくは申し上げられませんが、そのように認識はしております。ただし、農協の職員等につきましては、兼業規則等ないことも確認しております。

○14番（美島盛秀議員）

別に支障はないということを私も聞いております。

2年前の働き方改革によって、そういう、他の役員を兼ねてもいいという公の、大体のことであって、そういう決まり等は今まではあったらしいです。しかし、その条例も変えてないということらしくて、そのときには、兼職をするときには、組合長に届け出てするというのが常識だということですが、今名前を申し上げることはできないということでもありますけれども、やはりこういうことを真剣になってやっていない、この提案はね。10年間ずっと実績を残してきた事業者、これを選定しないで新しいこういう財団法人にすると、指定したということ自体、私は疑問を持っております。

そういう中で、私が、この堆肥センターの件に関してはちょっとお尋ねをいたします。

平成24年の4月から今の太竹興産が3月まで指定を受けているということは、今分かりました。これは、平成13年の大久保町長が1期目当選したときから変わって、そしてその堆肥センターの運営状況がおかしくなりました。そして、その所長をしていた人の使い込みが発覚したのが平成17年だったと記憶しておりますけれども、そういう使い込みが発覚をいたしまして、平成18年度から、また他の関係の運送業を営んでいた方に指定をお願いしたと。ところが、その方が体調を壊し運営ができなくなって辞めたいきさつがあります。

そういう中で、また町がこれを見なければいけない、そのときには当時のその前の所長が解任されておりましたので、町の職員が入って、そして太竹興産の従業員の2人、手伝いに入っております。

す。そして、何とか2年ぐらい運営をして、その中で堆肥センターの使い込みの特別委員会を設置しております、平成21年度に。そして、その使い込み等もまだ処理ができておりません。それは、一般質問等にも通告されますけれども。そういうようなきちんとした精査、整理もできていないような堆肥センター、これを新たに、また新しく、経験のないような法人に指定管理をするということ自体、私は疑問に感じているところでありまして、理解ができません。

そして、約2年間その運送会社の方がやりまして、その後23年度から大竹興産が1年、2年ぐらい、さっき言った町の職員を中心として3名体制で運営をやっております。そして、その、明けて平成24年度から3月まではその大竹興産がやるということでしたけれども、しかしながら、私は、この大竹興産の10年間の努力、私は、ずっと堆肥センターのことを。

○議長（前 徹志議員）

美島議員、個人名とか会社名はあまり出さないように。

○14番（美島盛秀議員）

いいんじゃないの、大竹興産で、現在やっているんだから。

○議長（前 徹志議員）

こういうのは一般質問等で。

○14番（美島盛秀議員）

はい、はい、はい。

○議長（前 徹志議員）

お願いできないですかね。

○14番（美島盛秀議員）

いや、これ、関連しているから。

○議長（前 徹志議員）

関連しているのはしているんですけど。

○14番（美島盛秀議員）

一般質問でもやりますけれども。

そこで、10年の経験、そういう実績等を認めた、そしてその6人の理事で法人会社をつくった、その理事6人と理事会をした議事録とか、法人会社の内容の分かる、そういう書類は提出されておりますか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在の管理事業者等の実績等はございますが、10年、11年前も当該事業者は一からのスタートであったということです。こちらは、現在本議案で上程いたしております一般社団法人かいなどう、こちらでも新規で参入したいと、そういう思いを事業計画書の中において審査し、選定したものでございます。

また、経験のない新たな法人に指定したのは納得いかないというご発言ですが、こちら、そういったことを勘案し、実績のある事業者のみに事業展開してしまうと、今後本町においては新規参入も受け入れられないといった体制になってしまうことも危惧されますのでご理解ください。

また、使い込みの案件につきましても、現在当該者と連絡が取れたため、土地の売買等についても協議を進めている段階にあることもご承知おきください。

また、本一般社団法人の議事録等でございますが、こちらは町が関与する機関ではございませんので、その社団法人より議事録等を招集するといったことはしておりません。

○14番（美島盛秀議員）

私は、この堆肥センター、非常に、今後の農業振興をしていく、あるいは農家所得、あるいは町民の所得向上には大事な施設だと思っております。そして、攪拌機も故障してずっと使っておりません。そういうような状況で、もっともっと設備をしていい堆肥を作ってもらいたいということをずっと言ってきたわけでありますけれども、しかし、先ほどから今現在指定を受けている方は、10年間自分の、重機といいましょうか、パワーショベル、タイヤショベル等を購入して、努力をして、そしてすばらしい堆肥を生産して県の優秀賞ももらっている人だと、私は新聞か何かで見ました。ああ、頑張っているなということをおは思っております、去年も今年も30万円ぐらい堆肥を購入しました、町の補助事業がありましたので。それでまだ、10万円近く、雨が降って畑に入れなくてその堆肥が運べていないんです。そういう整理等は、今後ある材料等、それはどうなるのか。そして、まだ、今納期金してあるお金等、そういうのはどうなるのかお尋ねいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

農業振興の話が出てございましたのでお答えいたします。

こちら一般社団法人かいなどう、こちら若手の農家の集合体となっております、今後本町の農業を牽引していくべき人材が集まっていると感じております。

また、現在の管理事業者さんにおきまして、重機類の持ち込みによる運用、非常に我々感謝するとともに申し訳なくまた思っております。

現在、実施しております事業におきましては、3月31日をもって、物品売買契約に基づき納品処理を行う旨契約しておりますので、その期間に基づき完了させていくものだと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

これ以上議論しても始まらないと思っておりますけれども、若手農家の方が理事に入っているということですが、私は、全くそういう話などしていない、理事会なんか開いていない、1人は整備士であり、1人は役場の課長であり、こういう人たちが農業に、またこれから頑張るという意思表示があるかもしれませんが、しかし、こういうような、本当に、充実されていないといいましょうか、私はこういう議案を提案してくることに疑問を持っておりますので質疑をいたしました。終わります。

○経済課長（橋口智旭君）

理事会を開いていない等々ございましたが、こちら、先ほども申し上げましたとおり、一般社団法人かいなどう、町の関係機関ではございませんので、そういったところまで我々言及することはないと考えております。

また、JAの課長であつたりといった話でございますが、その本人さんも農業を営む、またはこちら一般社団法人ということで、営利を目的とした団体ではないということもご承知おきください。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はございませんか。

○1番（井上和代議員）

1番、井上です。今、美島議員のほうのお話を聞いて、今行っている業者さんのほうが多大なる努力で今の形をつくっていただいていると思います。そのことに対しては感謝を申し上げるという形を取りたいと思います。

今回、指定期間ということで、今月の最終までという形はいつ決まられているんですか。この10年間ということは、10年前に10年間使用していいですよ、そちらのほうまでしてくださいという形で契約をしているということでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この期間といいますのは、平成24年3月議会、平成24年3月6日提出、議決第22号、平成24年3月12日に可決をいたしているところでございます。

○1番（井上和代議員）

ということは、10年前に、10年間、じゃあ、お願いしますという形でお願いされているということですよ。はい。

それで、今回募集されたことで、何社希望があつたんでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今回公募した中で、2事業者からの申込みがありました。

○1番（井上和代議員）

今現在されているところと今回新しく募集された一般社団法人かいなどうですね、こちらのほう、こちらの経済課のほうでいろんな形の基準というものを設けていただいていると思うんですけども、そのことに対して何か不足するようなことがありましたでしょうか。全部一応クリアの形で、この部分は大丈夫だよという形でクリアされて選ばれたということよろしいでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

選考の段階におきまして評価基準書というものを設けさせていただいております。その中で、2事業者の事業計画を見比べて、評価、点数づけをしていったものでございます。

○1番（井上和代議員）

その中で、堆肥センターという特殊な部分かと思うんですけども、その中に経験がある者とか、そういった文句というか、そういった基準というものもあったんでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

経験の有無につきましては、特段記載はしてございません。しかし、評価基準の中で、施設の管理運営に関する経費でありますとか維持管理の方法、またその他の提案、企画、特記事項ということで記載いただいております。

○1番（井上和代議員）

今、何人かの若い人たちが一つの社団法人を立ち上げて、そして自分たちの農業のほうに携わるということで、みんなでこちらのほうに応募し、そして選んでいただいて頑張ろうという形でやっているかと思うんですけども、この選ばれている方たちの職業というか、そういったものというのは、農業に関係する、畜産に関係する、そういう話が分かる方になっているのでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

この6名の理事につきましては、それぞれ畜産、農業、園芸、その他作物を営んでいる方たちの集合体と認識しております。

○1番（井上和代議員）

そうしましたらその人たちは、今現在動いている堆肥センターですね、そちらのほうにもまあ、利用される方というか、どういう形のことをされているということを熟知したというか、そういったところのある方の集団というか、そういう財団ということでよろしいでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

本理事6名も、それぞれ現在の堆肥センターの堆肥の使用などを行ってもおりますし、また評価の中で、他関係機関との関連した事業の計画、立案といったところでも様々なご提案を頂いており、大変、経済課で所管する液肥センターでありますとか、現在きゅらまち観光課のほうで進めていただいています、生ごみと牛ふんを混和した堆肥の製造、開発、またペレット化の研究なども計画書の中には記載されてございます。

○1番（井上和代議員）

今計画がされているということですけども、その計画をされるということは、計画のみなのか、それが実行される能力のある形の人たちなのかということをやっぱり心配しているところだと思うんですけども、そういったところはいかがでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在危惧いただいている観点でございますが、こちら辺については、それぞれの畜舎における堆肥の製造のノウハウ、並びに、先ほど申し上げました生ごみとの関連したペレット化等を現実に製造まで行っている、試作段階までできているということ等も勘案いたしまして、本堆肥センターの

指定管理として指定しているものでございます。

○1番（井上和代議員）

前途洋々の方たちが、意思を持ってこれからの農業ということをやっているという形の部分が見えているかと思うんですけれども、心配されるのは、新しく入ったときにすぐにそちらの今やっぺいらっしゃるところと、また新しく、はい、今日から31日、4月1日という形でやれる感じではないかと思うんですけれども、そういったところ、新しくもし入るのであれば、何か指導とか、1か月なり2か月なり準備期間とか、そういった形の指導とか、そういったものというのは設けられているんでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在の管理委託事業者さんに対しましてもそういった引継ぎ関係の徹底の依頼を發出もしておりますし、また、今回新たに指定管理者として指定している理事の方々も、それぞれ堆肥の製造に関する研修会などにも出席はしてございます。

○1番（井上和代議員）

そしたら、今新しくもし替わるとしたら、その引継ぎの部分で問題がないという形でよろしいんでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

引継ぎの部分で問題がないように、我々も一緒に入って引継ぎ等を行い指導してまいりたいと考えております。

○1番（井上和代議員）

その引継ぎのほうの期間を設ける、例えば1か月、2か月、半年という形で、そういった期間というのは設けてはいないんでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

期間については特段設けてはおりません。といいますのも、やはり製造した堆肥を販売したときに、新たな指定管理者、事業者はその利用料金が入るということで、現在の委託事業者のほうにそこまで迷惑はかけられないかなと認識しております。

○1番（井上和代議員）

そうしましたら、今の形でいけば、新しく入ります、で、今までの形の人とうまい形で引継ぎをし、そして若い力でやっていくという形の流れがあるかと思うんですけれども、例えば、今この部分が否決になった場合、今現在やられているところが、そのまま、一応期限が3月31日で切れるわけですよね、そしたらこれが否決された場合4月1日からはどういう形になっていくんでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど井上議員からございましたとおり、否決になった場合におきましては、現在の運行してい

る運營業務委託契約、こちらは令和4年3月31日をもって満了となりますので、何かしらの対策を我々が講じなければならぬと考えております。

○1番（井上和代議員）

何らかの対策をとということなんですけれども、先ほども新しく入るときに、まあ、準備期間という形で新しいところに準備期間を与えているわけですよね。そしたら、今、何らかの対策という形で、もし否決という形であれば、また何らかの対応という形ですけれども、その辺も今おっしゃっていたように、前回までの方が少しいられるのかいられないのか、そういったことも確認されていますでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

説明が少し言葉足らずで申し訳ないです。何らかの対策と申しますのは、再度公募をかけて募集を募る、また運用に関しましては我々職員を配置して運用せざるを得ないのかなとは考えております。（発言する者あり）

○議長（前 徹志議員）

よろしいですか。

○1番（井上和代議員）

はい、結構です。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はありませんか。

○13番（樺山 一議員）

議案第9号、伊仙町堆肥センターの指定管理者の指定について質疑をいたします。

先ほど美島議員からもありましたが、伊仙町の堆肥センターは、当初、伊仙町、J A、南西糖業、それぞれが出資して、伊仙町が管理、運営をしていました。そして、使途不明金が発生して南西糖業とJ Aが撤退するという形になりました。そして、民間に委託する指定管理者選定をして民間業者に委託した。しかし、その業者の社長が、2、3年ぐらいして体調不良になった、運営がうまくいかなかった。そこに、行政サイドからお願いをされて、今現在運営している事業者のほうに行政サイドがお願いをして、サトウキビを20町歩ぐらい作っていると、その功績等を評価して、何とか運営委託をしていただけないかということで、残りの残任期間を、自分の職員を役場の臨時職員として派遣をして、そしてその堆肥センターを立て直していただいた。そしてその後、指定管理制度のほうに、それも本人は当初は望んでいなかった、しかし、する人がないからどうしてもということをお願いされて、現在まで指定管理として10年間来ているわけです。

そして、私は、今の業者が10年間指定管理をして、伊仙町の農業の振興に貢献していると考えておりますが、町長はこの業者が農業に振興していると思っていられるのでしょうか。意見をお伺いしたいと思います。

○町長（大久保明君）

今樺山議員が話したように、現在のチームは、本当に伊仙町が、まあ、いろんな事件もありまして、そして使い込みもありまして、大変厳しい状況のときに、まあ、当時私は町長でしたので担当課長と一緒にお願いをした経緯がございます。そして、その間、例えば堆肥センターのいろんな機器の故障がありました。そういうものも、ユンボで自ら混ぜながら、そしていろんな屋根の改修なども、非常に建物等に関する能力、器用な方でありまして、少ない人数の中でよく10年間頑張っていたとは私は思っております。

また、いろんな、サトウキビの加工に関しましても、その方が受注いたしまして、今、順調に黒糖生産を島外に搬送している状況でありますので、先ほど美島議員からあったように、県の優秀堆肥の表彰も受けられました。この10年間やってきたことは、私もしっかりと認識して評価をしています。

そういった中で、今回また若い青年たちが東部地区を中心に、これから生ごみの堆肥化など、そういうことも含めてCO₂削減という形のSDGsという、地球環境、温暖化を防ぐということなどもいろいろ学んで、今回堆肥を自分たちもやっていきたいということで応募しておりますので、これはまだまだ、この、まあ、いろんな、畜産関係、それから農業関係、いろんな各分野で活躍している方々、若い世代でありますので、今のやっている方に負けず劣らず優秀な方々と考えております。

そして、今回公募という形でやった中での決定でございますので、今の太田興産さんも公募の中には参加していました。そういうことでの結論でありますので、今までやってきたことは、伊仙町にある意味厳しい状況の中で救っていただいたとも感謝しておりますので。ただ、今回新たな若い方々が出て、志を持ってやっていこうということでございますので、そのことはまた理解はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○13番（樺山 一議員）

若い方々が事業をしたい、それもいいでしょう。私もいいと思いますよ。今している業者だけが運営、管理するのでもないし、委託指定期間が来ればそれはまた新たに募集しなければいけない。しかし、やはり今年の3月で指定が変わりますのでどのように考えていますか、どうしていかれますか、半年ぐらい前に相談をして、その流れを決めて。役所はいつも自分の都合のいいように、期限が来たから、公募するからマニュアルどおりに応募してください。そして、自分なんかの都合のいいように判断して物事を決める。10年間もあの堆肥センターを立て直して、最後10年目はこういう形で終わるのは、私は、今の業者にとっても残念なことではないかと考えております。

そして、今回の令和3年一般会計補正予算（第6号）に、債務負担行為で油圧ショベルリース料2,063万2,000円、ホイールローダーリース料1,535万2,000円予算化されています。この堆肥センターで使う備品だと思いますが、そうですか、お伺いします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

令和3年度6号補正に計上しております補正予算につきましては、堆肥センターにおいて使用する油圧ショベル、またホイールローダーとなっております。この重機2件につきましては、昨年の夏頃から導入を検討いたしておりまして、現在の管理運営事業者との打合せの下、馬力、規模等決定してございます。この際に、奄振事業の活用ですとか、各種事業の活用を行い導入する予定としてございまして、幾つかの事業に対しまして公募等出したわけですが、町の施設において使用する機材ということで、事業の内容にそぐわないということで事業採択がならず、今回の債務負担及び令和4年からのリースにより導入しようと考えております。

○13番（樺山 一議員）

堆肥センターの備品と考えてよろしいということですね。

去年の夏頃から現在の事業者と打合せして導入する予定になっていたと答弁がありましたが、その前から再三導入してくれと要望していた、金がない、でそのまま放置された、そういう話も私聞いております。

この新しい、今回指定管理を受ける一般社団法人かいなどう、ですかね、この方々は最初からショベル、バックホウ、ホイールローダーですかね、それも備品化されて設置される、片や今現在指定管理を受けている業者にはそういうのもつけていない、これが本当に公平性のある予算執行なのか、町長、どうですか。私には、公平性は何もない、透明性も何もないと思いますけど、こういう指定管理の仕方、本当に公平性、透明性があると思いますか。お伺いします。

○議長（前 徹志議員）

橋口経済課長。

○13番（樺山 一議員）

町長に聞いているんだよ。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

樺山議員からありましたとおり、現在の事業者におかれまして機材の持ち込みによる運用をしていただいたこと、大変感謝申し上げます。

また、我々早急に対応できなかったことを美島議員の質問の中でもお答えいたしましたが、その点につきましては申し訳なく思っております。

今回導入するに当たり、この導入を検討していた際につきましては、本指定管理者の公募に何件応募がある等々いったことは不透明な状況でございます。現在の事業者さんが新たに指定管理者として選定されることも予想されますので、そういった部分につきましては不公平な点といったことはなかったのかと思います。

○13番（樺山 一議員）

不公平はなかったと言いますが、これは誰が考えても不公平ですよ。私は、10年間ホイールローダーも油圧ショベルもなく、そして自分の自前で運営してきた、そうして新しくするときにはもうリースが組まれて備品化されている、それが不公平じゃなくて何が正しいと思っているんですか、町長、どうですか。

○議長（前 徹志議員）

橋口経済課長。

○13番（樺山 一議員）

私は、議長、伊仙町の行政最高責任者に聞いているのよ。

○町長（大久保明君）

樺山議員がおっしゃっていることも美島議員がおっしゃっていることも、私はよく理解できます。そうして、時代はどんどん変わっていきます。大竹興産のこの記した10年間の功績は計り知れないものがあると思っております。私も、この農業生産額50億という大きな目標を立てて、そのこともいろんな条件の中で実現できてまいりました。今、サトウキビにしてもバレイショにしても、あらゆる農業に関して多くの方々が、農業でやっていこうという若い者もどんどん増えてきております。その一連の若者たちの集団が新たに手を挙げたと。

例えば、この10年前はそういう状況ではなかった中で大竹興産さんが、本当に、先ほど申し上げたいろんな修理を、直すような能力、そして新しい機械を考案して作り出していくという能力も高く評価、全面的高く評価されております。その方が修理する能力があったからということに、我々は、町としては甘えていたという状況もあると思います。そういうことには深く感謝申し上げて、そして新たに受注する方々に関して、今不公平というふうな話がありますけれども、それをいかに議員の方々、市民の方々に理解していただけるかは、これはこの方々の努力、そして堆肥が、今まで大竹さんがやって県の表彰を受けたよりもより優秀な堆肥を作っていくことで、私は、彼らが、今回5年契約でありますので、その中で示していけると期待もしているし、確信すら持っておりますので、そういう、伊仙町の農業をさらに発展していくということを実現させていくという期待を込めて、今回いろんな新しいスタートに立っていただくというふうに理解しておりますので、10年間のことに関しましては、本当に厳しい時代にやっていただいた大竹興産には、改めて深く感謝申し上げたいと思っております。

結論がそういう状況でありましたので、公平、不公平という枠を乗り越えて我々は進めていかなければいけないと思っております。

○13番（樺山 一議員）

分かりました。

私は、こういうことを言う立場の町会議員ですので、それは私の考えですが、例えば、こういう形で、このかいなどう、これを委託して、9年3月で委託契約が切れるわけですので、それをまた

何らかのハプニングで誰かしたいとすればこういう形になる、それをしないような形で、やはりその委託契約の条項の中にそれぞれが納得してするような形の条項等入れて、こういう形が起らないようにしなければいけない、例えば委託契約したら人を雇用するわけです。雇用したら、その人は委託契約が、指定管理を受けなかったらその人雇用できなくなる可能性出てくるわけです。そしていろいろな状況が起ればこういう形が出てくる、この方々を守るためにもそういう条項を入れて、安易に行政の都合で指定管理等できなくなるような状態は、ぜひ避けていただきたい、そういう条項を盛り込んでこれからしていけるかどうか伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

令和4年3月2日付におきまして管理に関する基本協定の仮締結を行っております。この中において、期間満了時におきましては、甲乙いずれからでも文書により異議の申出がないときは、引き続き同一条件で5年間延長するといった文言を入れてございます。また、5年後に関しましては、社会情勢、現在ですとSDGsが盛んにうたわれていたり社会情勢等も変化していきますので、そういった方向性を示してもらうために書類の提出等は求めていきたいと考えております。

○13番（樺山 一議員）

次に、行政の都合でころころころころ、言葉は悪いですが、指定管理を替えるような、そしてそういう行政運営ができない状況で、やはりしっかりしたその契約等で補っていかなければならないと私は思っています。しかし、この件について納得したわけではありません。これで質疑を終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はありませんか。

○5番（牧本和英議員）

同議案について質疑いたします。

2社が申し出たということで、査定委員会を設けて採点をされたと思います。その採点は何点と何点だったのか、お伺いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問についてでございますが、こちら、指名委員会と同等の権力を有する機関ということで選定委員会を催しております。指名委員会におきましても、選定内容等につきましては非公開となっていることから、本選定委員会の点数等においてもお答えは差し控させていただきます。

○5番（牧本和英議員）

点数はよしとして。

資料請求した中で思っていた資料が入っていなかったことで、閲覧をしてくださいということで閲覧しているところに課長が評価シートを持ってきました。そして、見比べてみると、私が点数をつけても今回指定管理受ける方は100点満点つけたい、本当にこの評価ポイントにマッチした言葉

ばかりが載っている、ましてその他でやっている、今町長、課長も言われたSDGsですか、その言葉からペレット化、どうも何かこう、これが盛れているんじゃないか、評価ポイントとなっているこの文言が、見比べてみたら全部当てはまるような気がいたしました。それを盛れることはないと思いますが、またこういうのを作る職員はおらないと思います。その人たちが努力してつくったものだと信じたいですが、10年間してこられた方々が発想もできない、若い考えで、新たな考えでやってきたのかも分からないですが、本当にちょっと疑問だなと思う点があるちゅうことと、そして、また代表理事になる方がするちゅうのも、去年の9月あたり、8月、9月あたりから耳にしている、そのまま上がってきたんですよ本当に、何か裏で何か動いてるんじゃないかという不信感があるが、この評価ポイント、またその施設運営について問題なかったかお聞きいたします。

○町長（大久保明君）

今牧本議員から話があった地球環境のSDGsというのは、これはもうほとんど一般語となるぐらいほとんどの方が使っているし、生ごみの堆肥化、ペレット化ということも、10年ほど前からどんどん出ている、一般語に近いような状況でありますので、公募に対してこの言葉が出てきたということは何ら普通のことではないかと考えております。

○5番（牧本和英議員）

もう時代で普通の言葉かも分からないけど、やっぱり何か、比べてみると本当に100点満点上げたいような文言がかなりついていると、10年間した方々にとっても予想、まあ予想のできないちゅうか、説明もできないような文言が入っている、そういう点からちょっと本当にこういうのをちゃんとされているのかなという意味でお聞きしました。

そして次に、今されている方は、さっきもありましたが、毎年県の堆肥コンクールに出品され、そして令和2年度最優秀賞を取った、県知事賞をもらった、なぜ、表敬訪問も依頼あったのに町長は受けなかったのか、お聞きいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

昨年度堆肥のコンクールにおいて賞を頂いております。その際に、伝達等町長と日程調整等行っておりましたが、コロナの関係や様々な事業の関係で双方の都合がつかなくなり訪問を受けることができませんでした。その後、我々の開催する産業祭であったり、各方面で現在の事業者さんがそういった賞に輝いたということは宣伝させていただいております。

○総務課長（久保 等君）

先ほど牧本議員からの意見の中で、この新生についてのことがあったんですが、この新生のていうか、新生の文言については、全て資料請求もされていると思うので読みます。平等な利用を図るための方策、サービス向上のための方策、利用者促進に向けた取組、こういった内容に沿った形の採点でありまして、これを両方とも同じような項目について計画書を立てるということになってますので、この、まあ行政が一方的にということではないということをおし添えておきます。

○5番（牧本和英議員）

それは見ました。だけど、この評価ポイントとして挙げられている言葉が双方にマッチしている、あまりにもマッチし過ぎているんじゃないかなちゅう思いで疑問になったところで質疑をしたところです。

コロナの関係上とかいろいろ言われましたが、もう本当に言い訳にしかすぎないんじゃないですか。鹿児島県にも行ったり、町長はやっているわけだから、時間が取れないちゅうのはそれはないんじゃないの。向こうがお願いして、こんだけ取りましたってわざわざ出向いてきているのを、日程組みますと、日程組まないのは、町長、それはおかしいんじゃないですか。

○町長（大久保明君）

表彰状を受けたということは知っておりましたし、産業祭か何かで表彰したような記憶はございません。

ただ、来られて、来てくださいということは直接は聞いてなかったし、それは当然コロナ禍だろうとも行けたんじゃないかと思っておりますけれども、そのことに関しては、私の不徳の致すところではないかと考えておりますので、改めてまた感謝申し上げたいんで、本人に、表彰を受けたことに対して感謝申し上げますということは伝えていきたいと思っております。

○5番（牧本和英議員）

本当にここまでこんだけ努力して、10年間でやっという最優秀賞が実って、町を挙げて、まあ、産業祭で伝達式をしたんだらうけど、やっぱり取ったときに町長に表敬訪問したいちゅう申出があったと思います。本人はやったと言っていますが、それから全然音沙汰ないと、そういう中で、やっぱり、何というのかな、そんだけした敬意、ありがたみが全く伝わってこない。そして10年前なんかは、義名山運動公園を登ると物すごい臭いがした、この10年間本当になくなって、今そこ通ったって堆肥センターがあるかすらも分からないような、努力して、さっきもいった屋根の修理だったり、周りの整備、原材料費だけを出してあとはみんな向こうに投げてしている、そして、今、先ほどありました、樺山議員からありました、今度する方々にはもう本当に何か至れり尽くせり、これは本当に平等なのかなちゅう思いをいたします。これはやっぱり両者が納得して、若い子がするちゅうのはいいことだと私も思います。だけど、やっぱり町として、また人としてもうちよっと考えていただきたい、そう思いますが、町長。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○8番（岡林剛也議員）

議案第9号、伊仙町堆肥センターの指定管理者の指定について、質疑をいたします。

ちょっと単純な質問なんですけれども、この新規の業者の向こう1年間令和4年度ぐらいですか、の堆肥の生産量の見込みはどれぐらいを見込んでいますか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

令和4年度ということでございますので、我々が実施する事業と合わせまして1,500 t程度の堆肥製造を見込んでおります。

○8番（岡林剛也議員）

今までああいう大きな施設でやったことのない新規業者が、いきなりそんな大量の完熟堆肥、きれいな、腐敗のしていない、そういうのを作れると思っていますか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

もちろん技術等も必要でございますが、適宜管理体制の徹底、切り返しのタイミング、それに追加する微生物資材等の投入により堆肥の製造は可能だと考えております。

○8番（岡林剛也議員）

町でやる事業分だけじゃないですけども、それだけは確保できるということですね、必ず。（発言する者あり）はい。

次に、この伊仙町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例、この第4条によれば、次の各号のいずれにも該当する者のうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定しなければならないとなっておりますけれども、その4つが、公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができる者であるということ。それはこの選定委員会の評価基準書にも載っていますね。

そしてその2、次は2ですけれども、事業計画書の内容が当該事業計画書に関わる公の施設の効果を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであることとなっております。リースをするちゅうことは、縮減じゃなくて、これはまた経費がかかっていくということですよ、この時点で、この条件から外れていますけれども。

それと第3が、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する者であるということ。これは、既存業者は大体もうできていると思います。これを新規参入の業者が、どうしてこれが、この能力を有しているのかどうかどこでどうやって判断したのかをお伺いします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

指定管理者の指定の手續に関する条例第4条中第1項第2号でございます、公の施設の効用を最大限に発揮させる、こちらにつきましては、本事業計画書の中に盛り込んでおります。また、その管理に係る経費の縮減が図られるもの、こちらは先ほど来ご説明いたしておりますが、指定管理者の変更の有無にかかわらず機材の整備をするものと考えております。また、第3項、物的能力及び人的能力を有する者であることにしましては、先ほどもご説明いたしましたが、各営農におきまして堆肥の製造、また今回の人的配置につきましても、東部、中部、西部に理事を設け配置すると

いったこともございますので、このように選定した次第でございます。

○8番（岡林剛也議員）

だから、2に関しては、経費の縮減が図られるものであることって載ってあるのに図られてないがねちゅうことよ。今後リースするんでしょ。

そして、安定して行うその能力を有するか有さないか、それは机上の空論ちゅうんじゃないの、そういうのは、やったこともないのに、今までああいうところを。まあ、やっていきながらじゃないと分からないと思いますけど。

そして、その次の第4条の2、全項のいずれにも該当し指定を受けた者は、指定期間中に不備がなく、公の施設を有効的に管理できる者と認められた場合再委託することができるとありますが、これは、既存業者に関しては有効的に管理できる者と認められなかったということですか。

○経済課長（橋口智旭君）

現在の既存事業者につきましては、指定管理による運営ではございません。業務委託契約に基づく委託契約となっております。

また、先ほど経費の縮減等々ございましたが、そういった部分におきましては、評価の中においても既存の業者のほうやはりいい点数を獲得はしてございますし、総合的に見まして、今回の事業者のほうを指定管理に指定するとして提案させていただいているものでございます。

○8番（岡林剛也議員）

これは、指定管理じゃなくてただの委託をしていたということですか、今までは。委託と指定管理とはどこがどういうふうに違うんですか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

委託業務による運営につきましては、我々が示した仕様書以外の業務に携わることができないと法的となっております。指定管理につきましては、その他の事業、今回であれば産業の振興に寄与するその他の事業にも携わることができるとなっております。（「いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はございませんか。

○1番（井上和代議員）

今岡林議員のほうから出ました、やったことのない人たちが何かやるみたいなことをおっしゃっていたんですけども、私のほうの情報では、養豚のほうの堆肥のほうのお仕事をされていた方が中にいらっしゃるということで、経験者がいらっしゃるというお話を聞いたんですけども、そういったところはどうか。（発言する者あり）

何か、変なこと言いました、私。（発言する者あり）あつ、ごめんなさい。（発言する者あり）

（「答弁できるのであれば」と呼ぶ者あり）

○議長（前 徹志議員）

答弁できるのであれば。（発言する者あり）私も初めてだから。お願いします。井上議員、どうぞ。

○1番（井上和代議員）

大丈夫ですか。

○議長（前 徹志議員）

はい、どうぞ。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。（発言する者あり）

堆肥のことについて、素人じゃなくて経験者のほうが今回の理事の中にいらっしゃるというお話を聞いて、ああ、それだったらいろんなこともしていらっしゃるのかなと思うんですけども、今、岡林議員のほうから、そういったことが分からない人の集まりのような形のお話もあったので、その辺確認をしていただきたいと思います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

井上議員のおっしゃる養豚事業の堆肥、ですかね、そちらのほうについては、私、我々のほうで把握はしてございませんが、理事の中には大規模の畜産農家等もございます。その中で、自己の堆肥を切り返し、堆肥として圃場に散布している方々も多くございます。そういった牛ふんを、今回堆肥センターのほうに運び込んで、バカス、南西糖業から出されるバカス、ハカマ、ケーキ類と混合することにより、より上質な堆肥にし、農家のほうに還元することを目的として事業計画書にうたわれているところでございます。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○7番（清 平二議員）

前回している方は、10年間、非常にして、今まで苦勞してやってきたという経緯があるみたいで、す。この10年間というのは、土地改良、こういうものを計画的に進めてきてそこで利用されたものだと思います。今後は、非常に、土地改良する、そういうのが少なくなってくると思いますがどうでしょうか。土地改良は、今後も今までの10年間と一緒のような推移でできるかどうか、その中で10年間堆肥センターの堆肥を使ったのと、この5年間の見積りはどれぐらいにして出しているのかお尋ねします。

○耕地課長（稲田良和君）

ただいまの質問にお答えします。

土地改良、今現在面縄で行っている最中でありまして、今の段階では面縄最終という判断はしませんが、今後、地区を今選定しているところでございます。

○7番（清 平二議員）

今、面縄でしている地区の中でどのぐらいの需要を見込んでいるのか、そして過去、この5年間で、土地改良したところに堆肥センターの堆肥がどのぐらい持ち込まれたのか、分かれば教えていただきたいと思います。そういう選定をしている基準を見ているのかどうか、お尋ねします。

○町長（大久保明君）

今3町においても、土地改良事業、そして畑総事業、さらなる土壌改良等がこれからかなり進んでいきますので、伊仙町が土地改良事業、遅れていることも、これから10年間は安定した堆肥が必要だと思っております。

そして、この、今全国の土地改良事業の中で大きな課題が出てまいりまして、その予算獲得してくるわけです。そうした場合に、今までの土地改良の条件が多分緩和されてきます。これはまだ明確ではありませんけれども、伊仙町で同意することができなくて飛び地のような地区が、例えば目手久の上とか、喜念の上とか、それからまだまだ可能性あるのは、今の希望する方々が多いのは、この犬田布から西犬田布にかけての谷間のほうの土地改良などの可能性も残っておりますので。

ただ、国はこういうところを、農水省は規制緩和してやっていこうという流れは今出てきていると思いますので、これからの優良な堆肥は今まで以上に必要になってくるというふうに考えております。

○耕地課長（稲田良和君）

先ほどの清議員の質問にお答えします。

土地改良しているところに堆肥投入というのは、最近行っておりません。

○7番（清 平二議員）

土地改良したところには、堆肥センターの堆肥は持ち込まれていないということですか。

○耕地課長（稲田良和君）

事業終了時点の堆肥投入ですね、その後個人で投入しているかと思いますが、事業完了後の堆肥投入は行っておらないということです。

○7番（清 平二議員）

事業完了後は、個人のあれですのでいいけれども、土地改良計画はもう終盤に来ているわけですよ。今までは10年間はずうっと土地改良していて、そこに堆肥センターの堆肥が持ち込まれて土壌改良をしてきた。しかし、それがなくなるわけですので、もしこの新しい若い方々が堆肥を1,500t作ったんだけども必要がないときはどうするのか、そこまで考えているのかどうか、作るだけ作って、この供給フローはあるけれども需要するほうがいなくなった場合、非常に心配なんですよ。そこのところはどういう具合に計画のほうに出てきているのかお尋ねします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

堆肥の投入につきましては、我々、自然環境に配慮した農業、営農づくりということで、堆肥散布事業、町単でも行っておりますし、各種県・国庫事業等を獲得して行っている次第でございます。

また、堆肥の需要と供給のバランスですが、こちらはどの事業者さんが管理をしても変わらないと存じます。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はございませんか。

○6番（佐田 元議員）

議案第9号、伊仙町堆肥センターの指定管理者の指定についてお伺いいたします。

この契約の相手方は一般社団法人となっておりますが、この一般社団法人は営利を目的としないということではないかという、私の認識ですが、ここで一般社団法人が営利を目的としないでこういう運営ができるのかどうか伺いたいと思います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

一般社団法人におきましては、営利を目的にしない、とございますが、こちら働いた分の対価、労働力に対する対価につきましては、本事業の成果による事業活動で出た利益ではないと、こちらNPO法人等も同様の扱いとなっております。

また、出た利益につきましては、法人の活動目的に沿った使い道にしなければならないといったことが定められております。

○6番（佐田 元議員）

対価を求めるのはそれでいいと思いますが、先ほど美島議員のほうから理事は何名いるのかという説明で6名いらっしゃるようですが、この理事に対しての分配とか、そういうのは、町当局のほうでは管理しないことよろしいですか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

町で監視するという云々の前に、一般社団法人という法人に関しましては、事業活動で得た利益は配当はされないものと定められております。

○6番（佐田 元議員）

分配されないものと認識しているようですが、これは、先ほどから理事会と云々の話も出ておりますが、こういうことはこの6名の理事さんは承知の上で理事になっているのか、また、そういうところをちゃんとした契約の審査等されたのか伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

本法人の立ち上げにつきましては、町当局が関与する必要は一切ないと考えております。

○6番（佐田 元議員）

ということは、妄執で6名の理事が頑張るということと想われますが、これが妄執で、出資金も

恐らく出していると思うんですね。それを、妄執で分配金もない、そういうあれで、この事業が続いていくのかなという疑問を感じているところなんです。もし、この社団法人が解散等された場合にはどうされるつもりですか、途中で。（発言する者あり）

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

○経済課長（橋口智旭君）

先ほどの佐田議員のご質問にお答えいたします。

無報酬であるから本理事がどうのこうのといった話には我々は関与するべきではないと思っております。ただし、定款に基づきまして、本公募に対しまして、申立ての資格があるかどうかということは、本定款により確認はしてございます。

○6番（佐田 元議員）

調整局はこの、一般社団法人がこういう営利を目的しないとした団体であったということは、分かってたんですか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本法人が営利を目的としていないかどうか。

○6番（佐田 元議員）

いや、一般社団法人は営利を目的としていない法人でしょう。それはもう承知しておって、この契約をされたかということ。

○経済課長（橋口智旭君）

承知しているかどうかにつきましては、本来、一般社団法人といいますのは営利を目的としない団体と認識しております。

○6番（佐田 元議員）

営利は目的としない団体であることを承知の上で指定管理者にするということですが、もし、これがこの議決が通過されてこの一般社団法人会など、この団体が管理者として指定された場合、この支払関係はどうされるんですか。

○経済課長（橋口智旭君）

本法人が行う事業に対する支払い、堆肥の物品売買ですとかそういったものはお支払いします。

そういった部分に関する利益に関しまして、その利益を理事において配分をしないということでございます。ですので、本事業により得た利益につきましては、堆肥センターの最大限の活用、さらに産業振興に寄与されるものだと認識しております。

○6番（佐田 元議員）

まあ、ちょっと質問が違っておった感じですが、私が言いたいのは、一般社団法人として利益を請求されると思うんですよね。この場合、もし、請求するものであれば、一般社団法人、この組織自体が取消しとかそういうことになる可能性はないですかね。

○経済課長（橋口智旭君）

一般社団法人が、事業を行う際に利益を生ずるといったことについて、一般社団法人としての取消し等はないと認識しております。といいますのもそういった利益を株主や理事により大幅に配分等しないだけでありまして、その利益は当該事業の新たな堆肥物の開発、産業振興に役立てるものだと認識しております。

○6番（佐田 元議員）

はい、もう終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第9号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号、伊仙町堆肥センターの指定管理者の指定を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立少数です。したがって、議案第9号、伊仙町堆肥センターの指定管理者の指定は否決されました。

△ 日程第12 議案第10号 令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）

△ 日程第13 議案第11号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

△ 日程第14 議案第12号 令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）

△ 日程第15 議案第13号 令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

△ 日程第16 議案第14号 令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）

△ 日程第17 議案第15号 令和3年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（前 徹志議員）

日程第12 議案第10号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）、日程第13 議案第11号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第14 議案第12号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）、日程第15 議案第13号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第16 議案第14号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）、日程第17 議案第15号、令和3年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）の6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を一括して求めます。

○町長（大久保明君）

議案第10号は、令和3年度伊仙町一般会計、議案第11号は、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計、議案第12号は、令和3年度伊仙町介護保険特別会計、議案第13号は、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計、議案第14号は、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

議案第15号は、令和3年度伊仙町上水道事業会計の既定の予算に変更が生じたので地方公営企業法第24条の規定により提案しております。

御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第10号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）について補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、議案第10号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額90億9,099万円に歳入歳出それぞれ6,685万円を増額し、歳入歳出予算の総額を増額し、歳入歳出予算の総額を91億5,784万円とするものであります。

予算書9ページの歳入歳出補正予算事項別明細書により、まず、歳入についてご説明いたしますが、予算書11ページから16ページにかけて歳入内訳を記載してございますので、そちらもご参照いただきたいと思います。

7款地方消費税交付金、補正前の額1億2,792万2,000円に873万8,000円を増額し、1億3,666万

円とするものであります。地方消費税交付金278万8,000円の減額、社会保障財源交付金1,152万6,000円の増額による差額873万8,000円の増額であります。

10款地方交付税、補正前の額32億6,969万2,000円に2億5,773万3,000円を増額し、35億2,742万5,000円とするものであります。

普通交付税の決定額の増額分であります。

12款分担金及び負担金、補正前の額4,167万8,000円から219万2,000円を減額し、3,948万6,000円とするものであります。衛生費負担金における検診個人負担金の減額によるものであります。

13款使用料及び手数料、補正前の額8,572万4,000円から3,000円を減額し8,572万1,000円とするものであります。衛生手数料における狂犬病予防注射済票交付手数料6,000円の減額、猫登録手数料3,000円の増額による差額分であります。

14款国庫支出金、補正前の額15億994万円から3,229万7,000円を減額し14億7,764万3,000円とするものであります。主なものとして、民生費国庫負担金において子供のための教育・保育給付負担金私立保育所分468万3,000円の減額、認定こども園分172万1,000円の減額、総務費国庫補助金において、個人番号カード交付事業交付金160万8,000円の増額、地方創生推進交付金459万3,000円の減額、地方創生テレワーク交付金811万4,000円の減額、民生費国庫補助金において子ども子育て支援事業補助金88万円の増額、保育士、幼稚園教諭等処遇改善臨時特別交付金190万4,000円の増額、民生費国庫補助金において合併浄化槽設置補助金20万7,000円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金81万8,000円の減額、土木費国庫補助金において公的賃貸住宅家賃低廉化事業107万9,000円の減額、公営住宅等整備事業965万2,000円の増額、第二西下線整備事業交付金533万6,000円の減額、道路整備事業交付金665万円の減額、橋梁整備事業交付金1,365万円の減額等が主な要因であります。

15款県支出金、補正前の額5億8,972万6,000円に1億7,524万2,000円を増額し、7億6,496万8,000円とするものであります。主なものとして、民生費県負担金において重度心身障害者医療費補助金50万円の減額、後期高齢者医療特別会計基盤安定負担金131万7,000円の減額、子供のための教育・保育給付負担金私立保育所分177万1,000円の減額、認定こども園分64万4,000円の減額、衛生費県補助金において猫対策事業補助金112万3,000円の減額、農林水産業費県補助金において農地集積協力金交付事業補助金330万円の減額、農業創出緊急支援事業交付金1,533万3,000円の増額、産地パワーアップ事業補助金1億2,660万円の増額、地籍調査事業補助金419万7,000円の減額、教育費県補助金において旧徳之島農業高等学校55号棟改修計画補助金780万円の増額、消防費県補助金において奄美群島防災関連施設整備事業補助金3,840万円の増額等が主な要因であります。

17款寄附金、補正前の額1億6,000万1,000円から3,985万2,000円を減額し、1億2,014万9,000円とするものであります。寄附金においてきばらでえ伊仙応援寄附金4,000万円の減額、企業版ふるさと納税寄附金85万2,000円の減額、指定寄附金100万円の増額、この指定給付金においては、阿権にあります前里屋敷を町に寄贈された方からの指定寄附金でございます。

18款繰入金、補正前の額5億7,740万9,000円から3億510万5,000円を減額し、2億7,230万4,000円とするものであります。

後期高齢者医療特別会計繰入金において後期高齢者医療特別会計繰入金63万2,000円の減額、基金繰入金において財政調整基金繰入金2億8,436万7,000円の減額、きばらでえ伊仙応援基金繰入金総務分各種事業活用費232万1,000円の減額、未来創生課ふるさと納税に係る返礼品代及び事務費1,748万2,000円の減額等が主な要因であります。

20款諸収入、補正前の額6,260万3,000円から1,571万4,000円を減額し、4,688万9,000円とするものであります。総務費雑入において市町村振興協会交付金111万5,000円の増額、衛生費雑入においてハブ駆除対策費75万2,000円、ヤスデ対策費2万2,000円の減額、農林水産業費雑入において農地中間管理事業委託金234万8,000円の減額、畜産基盤再編総合整備事業個人負担金435万2,000円の減額、糖業振興会賠償金1,146万5,000円の減額、商工費雑入において世界自然遺産登録視聴会記念式典実行委員会負担金返納64万7,000円の増額等が主な要因であります。

21款町債費、補正前の額22億4,335万4,000円に2,030万円を増額し、22億6,365万4,000円とするものであります。避難所施設改修事業債2,560万円の増額、喜念小学校建設事業債530万円の減額によるものであります。

歳入合計90億9,099万円に6,685万円を増額し、91億5,784万円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。予算書10ページの歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたしますが、17ページから51ページにかけて歳出内容を記載してございますのでそちらもご参照いただきたいと思います。

1款議会費、補正前の額8,863万6,000円から24万5,000円を減額し、8,839万1,000円とするものであります。主なものとして、人件費及び車借り上げ料等の減額によるものであります。

2款総務費、補正前の額27億2,798万9,000円から4,935万2,000円を減額し、26億7,863万7,000円とするものであります。主なものとして、1項総務管理費の1目一般管理費において人件費の減額、旅費、交際費の減額、減債基金積立金3,201万8,000円の増額により、目内2,757万9,000円の増額、2目財産管理費において修繕費、公共施設等総合管理計画委託料、防犯カメラ購入費の総額139万9,000円の減額、4目電算システム費において自治体セキュリティクラウド負担金336万1,000円の減額等により、目内411万8,000円の減額、8目企画費において修繕費140万5,000円の増額、地方公共交通特別対策事業補助金311万5,000円等の減額により、目内185万5,000円の減額、10目きばらでえ伊仙基金事業費において返礼品代1,200万円の減額、通信運搬費及び広告料312万4,000円の減額、ふるさと納税支援サービス委託料220万円の減額、きばらでえ伊仙応援基金積立金4,000万円の減額により、目内5,748万2,000円の減額、11目地方創生推進事業費において費用弁償等の旅費の減額、消耗品及び印刷製本費等の減額により、目内167万円の減額、13目徳之島交流ひろば「ほーらい館」運営費において徳之島交流ひろば「ほーらい館」運営繰出金869万2,000円の増額、職員給与繰出金90万2,000円の減額、14目長寿と子宝のまちでサテライトオフィス事業において旅費301万

4,000円の減額、委託料464万円の減額、サテライトオフィス進出企業補助金500万円の減額、誘致企業共同事業支援金200万円等の減額により、目内1,622万9,000円の減額、集落活性化推進事業費においては、先ほどの歳入の寄附金で説明しました指定寄附金100万円を単費分に充当する財源の補正であります。2項徴税費の1目税務総務費において人件費及び旅費の減額により、目内135万5,000円の減額であります。3項戸籍住民基本台帳費の1目戸籍住民基本台帳費においては、個人番号カード交付事業交付金160万8,000円の増額等により、目内138万4,000円の増額であります。

以上が総務費4,935万2,000円の減額の主な要因であります。

3款民生費、補正前の額19億1,064万8,000円から1,143万2,000円を減額し、18億9,921万6,000円とするものであります。主なものとして、1項社会福祉費の社会福祉総務費において人権費の減額、助産費等補助繰出金140万円の減額、国民健康保険事務費繰出金146万8,000円の減額等により、目内673万5,000円の減額であります。3目老人福祉費において介護保険給付繰出金237万5,000円の減額等により、目内463万円の減額であります。4目後期高齢者医療費において後期高齢者医療特別会計事務費繰出金101万2,000円の減額、後期高齢者医療特別会計基礎安定繰出金175万6,000円の減額、後期高齢者医療特別会計療養給付費繰出金197万9,000円の減額等により、目内483万3,000円の減額であります。6目障害者福祉において過年度補助金負担金精算595万1,000円の増額等により、目内560万7,000円の増額であります。8目重心医療費において重度心身障害者医療費助成100万円の減額、伊仙町指定難病者旅費助成20万円の減額であります。2項児童福祉費の1目児童福祉総務費において子育て世帯への臨時特別給付金170万円の増額等により、目内224万2,000円の増額であります。2目私立保育所費において幸徳保育所児童保育給付費100万円の減額、わかば認定こども園児童保育給付費100万円の減額、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金176万1,000円の増額等により、目内12万6,000円の減額であります。

以上が民生費1,243万2,000円の減額の主な要因であります。

4款衛生費、補正前の額6億8,621万3,000円から1,890万8,000円を減額し、6億6,730万5,000円とするものであります。主なものとして、1項保健衛生費の2目環境衛生費においてハブ買上げ代150万3,000円の減額、徳之島3町猫対策協議会負担金87万2,000円の減額等により、目内186万9,000円の減額であります。4目予防費において新型コロナウイルス感染症島外療養者帰島交通費補助金100万円の減額等により、目内157万6,000円の減額であります。5目健康増進事業費において健康診断委託料560万円の減額等により、目内628万3,000円の減額であります。3項水道事業費1目上水道事業費において上水道事業会計繰出金363万7,000円の減額であります。

以上が衛生費1,890万8,000円の減額の主な要因であります。

6款農林水産業費、補正前の額10億2,742万9,000円に1億2,591万7,000円を増額し、11億5,334万6,000円とするものであります。主なものとして、1項農業費3目機構集積支援事業費において費用弁償106万円の減額等により、目内155万4,000円の減額であります。6目糖業振興費において産地パワーアップ事業補助金1億2,660万円の増額等により、目内1億2,606万2,000円の増額であ

ります。9目畜産振興費において畜産基盤再編総合整備事業負担金435万2,000円の減額、優良素牛保留補助金500万円の増額等により、目内71万8,000円の増額であります。14目農地中間管理事業費において人件費の減額、農地集積協力金330万円の減額等により、目内533万9,000円の減額であります。15目農業創出緊急支援事業費において散水車購入費2,000万円の増額であります。奄振予算の前倒し予算であるため、補正予算計上で繰り越すものであります。17目農業支援センター運営費において新規就農研修支援事業費補助金128万円の減額等により、目内329万3,000円の減額であります。19目ふるさとレストランプロジェクト事業費において委託料103万6,000円の減額等により、目内130万6,000円の減額であります。2項農地費1目農地総務費において工事請負費180万7,000円の減額、徳之島ダム基幹水利運営負担金127万8,000円の減額等により、目内350万4,000円の減額であります。

以上が農林水産業費1億2,591万7,000円の増額の主な要因であります。

7款商工費、補正前の額6,571万円から71万6,000円を減額し、6,499万4,000円とするものであります。主なものとして、1項商工費2目観光費において徳之島観光物産店開催補助金30万円の減額等により、目内43万2,000円の減額が主な要因であります。

8款土木費、補正前の額8億9,714万4,000円から3,547万1,000円を減額し、8億6,167万3,000円とするものであります。主なものとして、2項道路橋梁費2目道路維持費において工事請負費381万8,000円の減額等により、目内348万8,000円の減額であります。4目社会資本整備総合交付金事業において家屋移転等補償費762万2,000円の減額等により、目内765万4,000円の減額であります。5目防災安全社会資本整備交付金事業において設計委託料1,950万円の減額、工事請負費929万2,000円の減額等により、目内2,980万4,000円の減額であります。5項都市計画費1目公園費において工事請負費700万円の増額等により、目内673万6,000円の増額であります。

以上が土木費3,547万1,000円の減額の主な要因であります。

9款消防費、補正前の額2億3,380万5,000円に6,411万8,000円を増額し、2億9,792万3,000円とするものであります。主なものとして、1項消防費3目防災まちづくり事業費において工事請負費6,000万円を増額等により、目内6,441万6,000円の増額であり、消防費6,411万8,000円の増額の主な要因であります。

10款教育費、補正前の額5億8,767万円から604万1,000円を減額し、5億8,162万9,000円とするものであります。主なものとして、2項小学校費9目学校管理費において特別支援教育支援員謝金130万円の減額、需用費243万9,000円の減額等により、目内465万円の減額であります。6項社会教育費8目歴史民俗資料館費において設計委託料1,300万円の増額等により、目内1,288万6,000円の増額であります。

以上が教育費604万1,000円の減額の主な要因であります。

12款公債費、補正前の額8億5,073万8,000円から102万円を減額し、8億4,971万8,000円とするものであります。主なものとして、1項公債費2目利子において、償還金利子及び割引料125万円

の減額が主な要因であり、利率見直しによる減額計上であります。歳出合計、補正前の額90億9,099万円に6,685万円を増額し、91億5,784万円とするものであります。

次に、予算書5ページをお開きください。

庁舎建設事業の継続費に変更が生じたので、第2表継続費補正についてご説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、事業名、庁舎建設事業。補正前の額18億2,323万1,000円に令和4年度2億1,615万1,000円を増額し、3億3,825万1,000円に、令和5年度新たに2億2,496万2,000円を増額し、補正後の総額を22億6,434万4,000円とするものであります。

次に、予算書6ページをご参照ください。

地方自治法第213号第1項の規定により、繰り越して使用できる経費として第3表繰越明許費についてご説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、事業名、戸籍住民基本台帳諸経費29万7,000円。

3款民生費1項社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業7,600万円。

4款衛生費1項清掃費、事業名、清掃総務管理費85万4,000円。

6款農林水産業費1項農業費、事業名、農業総務管理費48万9,000円、糖業振興管理費1億2,600万円、農業創出緊急支援事業2,000万円、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業20万円。

7款商工費1項商工費、事業名、商工振興経費1,105万円。

8款土木費2項道路橋梁費、事業名、過疎対策事業費1,631万8,000円、社会資本整備総合交付金事業6,309万1,000円、防災安全社会資本交付金事業2,500万円。4項住宅費、事業名、公営住宅整備事業1億9,993万円。5項公園費、事業名、特定地区公園整備事業7,800万5,000円。

9款消防費1項消防費、事業名、避難所施設改修事業1億6,100万円。

10款教育費1項社会教育費、事業名、旧徳之島農業高校55号棟耐震補強改修事業1,630万円、町史編纂事業272万9,000円。

以上が次年度への繰越明許費であります。

次に、予算書7ページをご参照ください。

第4表、債務負担行為補正についてご説明いたします。

1項農業振興地域整備計画策定業務委託料、期間、令和4年度から令和5年度までの2年間、限度額1,485万円。次項、油圧ショベルリース料、期間、令和4年度から令和8年度までの5年間、限度額2,063万2,000円。次項、ホイールローダーリース料、期間、令和4年度から令和8年度までの5年間、限度額、1,535万2,000円。

以上が追加の債務負担行為であります。

次に、8ページをご参照ください。

第5表、地方債の補正についてご説明いたします。起債の目的(6)緊急防災減災事業債、限度額4,300万円を6,860万円とするものであります。起債の目的(7)学校教育施設等整備事業債、限

度額2,920万円を2,390万円とするものであります。

いずれの事業債においても、起債の方法、利率、償還の方法について変更はございません。

以上、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）について補足説明をいたしました。ご審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（前 徹志議員）

これから、議案第10号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

○8番（岡林剛也議員）

令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）について質疑をいたします。

5ページの継続費補正ですけれども、原予算18億から想定金額がまた22億、全体不足金額4億4,000万円ほど庁舎建設費が上がっておりますけれども、これの詳しい詳細な説明をお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

当初の継続費の計上については前回の定例会で申し上げましたが、造る場所等の変更により、想定していた経費が変わってきてございますので、その分、プロポーザルの支援あるいは解体設計費、それから議会放送設備、それから議会及び庁舎の備品工事、それから、今、使用している現庁舎の解体経費、それから、今、電算システム等庁舎に入っている機器の移転、電話工事費、それから伊仙町防災無線等の移転等もろもろが抜けておりましたので、今回この部分を令和4年度2億1,600万円追加し、3億3,825万1,000円、令和5年度につきましては、当初計算しておりました2期工事等が入って2億2,496万2,000円の継続費を計上してございます。

○8番（岡林剛也議員）

プロポーザル支援とか解体設計費とかたかだか600万ぐらいなんですけどね。あとの電話じゃあ電算の移設じゃあ、そういうのって最初から分かっているのではないですか、それ。それを計算しないで積算したということですか。

○総務課長（久保 等君）

当初、この計画を上げる際に、それも委託をしたわけなんですけど、その委託の計算の中にこの分が抜けてございましたのでそれをまたチェックをして、この分はどうするのということができなかつた分は申し訳ないと思っておりますが、その実際にそういった経費がかかってきてございまして、今回の補正の計上となっております。

○8番（岡林剛也議員）

初歩的なミスというか、もう考えられない、あり得ない話と思うんですけどね、こんなのは。だって、あなた方が言った、その、市町村役場緊急保全事業債を起こして、自前でつくるのと3.7億円のメリットがあると、さんざんそれだけのため飛びついてやったような庁舎建設なんですけ

れども、3.7億円、4.4億円これで追加が出たら全然話にならないじゃないですか。どうですか。

○総務課長（久保 等君）

その、特別交付金につきましては、この、今言った事業の事業費もその交付税の対象になるものとならないものは確かでございますが、それも上がってきますので、その交付税もおのずと、こう、上がるものでございます。

○8番（岡林剛也議員）

私は全然こんな予算は認められませんけども、多分今からもどんどん上がってくると思います。まあじっくり、経過を見ていきたいと思っておりますので、しっかりとした対応をよろしくお願いします。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○7番（清 平二議員）

この補正予算書の中では上がってこないんですけども、令和2年度の伊仙町光ファイバー施設貸付IRU支線料の納入について資料を請求したら、2年度分は令和3年12月27日に納入されています。3年度分は請求日が令和4年1月18日付で請求書を送付してあります。

○議長（前 徹志議員）

清議員、今回の補正に載ってるやつ。載ってますかね。

○7番（清 平二議員）

これは補正じゃなくて、当初に出てきて、納入がされてないわけよ。そして、この会社には何かそういう支払い請求も遅れてる。しかし、国保税関係で一般の住民には滞納があるから、それを差押えますという通知は出してありますか、それは事実ですか。

○議長（前 徹志議員）

清議員、議事進行が大事ですので、一般質問でも次回に質問していただけますか。

議案が補正になっておりますので。

○7番（清 平二議員）

こういうことは事実かどうかというのを私は聞いています。

住民には、そういう差押えするとかやっていったのに、一般の会社にはそういうのをしない。非常に住民から不服があると思います。そういうことがないようにしていただきたいと思います。

○議長（前 徹志議員）

事実かどうか答えられますか。事実か、事実じゃないか。それだけ答えれば。

○総務課長（久保 等君）

督促のほうは、いたしたてであるというのが事実でございますが、今、議長からもあったんですが、今、これを全部許すと他の項目、今準備しているものもありますので、この補正に沿った形でご質問をお願いします。

○議長（前 徹志議員）

議案第10号についてですよ、どうぞ。

○7番（清 平二議員）

令和3年度一般会計補正予算（第6号）について、15ページ。

諸収入款20の諸収入項3の雑入目3の農林水産業費の雑入、節6糖業振興費の糖業費の雑入1,146万5,000円とありますけども、これの説明をお願いします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本振興会費賠償金でございますが、こちらは民事訴訟の決着がつき次第、歳入に入ってくるものだと考えております。ですので、本年度での歳入見込みがなくなったため、減額といたしております。

○7番（清 平二議員）

これの今、裁判状況の経過を説明していただきたいと思います。

○経済課長（橋口智旭君）

現在、警察関係機関、弁護士と協議の上、告訴及び民事訴訟の手続を取っている途中でございます。

○7番（清 平二議員）

まあこの、糖業振興会費は去年の4月ですか、もう1年ぐらいになりますけども、一向に進んでない、やはり町民に分かるようにちゃんと説明していただきたいと思います。まだ、私たち議会にさえもそういう説明がないので、やはり、こういう糖業振興会費の無駄遣いというか、こういうものをちゃんと、是は是、非は非で裁判をしてただしめていただくようお願いしたいと思います。これ時期がいつ頃までできるのかをお尋ねして質問を終わります。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

進展がないということはございません。現在、警察機関等に資料提出捜査をして行っている状況でございます。そのため、そういった警察機関に提出している資料でございますが、民事訴訟においても有益に働くということで、現在、民事訴訟のほうもそういった書類も含め協議し訴訟に向けて手続を取っているところでございます。民事訴訟につきましては、本年3月中の鹿児島地裁への文書提出を予定しております。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はございませんか。

○3番（大河善市議員）

農林水産費の歳出35ページ。畜産基盤再編総合事業負担金の435万2,000円の減額された内訳を教えてくださいたいと思います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの内訳といたしましては、一事業実施主体、こちらの草地造成費が遅れており、令和4年度に繰り越すものでございます。

○3番（大河善市議員）

分かりました。それに絡めまして、令和3年、去年7月ぐらいこの事業の新たな募集があったと思いますが、何農家が募集されて、それを大島支所がどっかに送付された、受託されたケースを教えてくださいたいと思います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本年度調査を開始した案件についてでございますが、こちらは令和4年度5年度にかけまして、県並びに地域振興公社と協議の上、今後件数が定まっていくものでございます。

○3番（大河善市議員）

はっきりまだ分からないということで、分かりました。その下にあります死亡獣畜処理費用負担金21万の内訳を教えてくださいたいと思います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらにつきましては12月議会に補正予算として計上させていただいております。その後、12月に死亡牛の増加に伴い予算に不足が生じたため、本議会において予算計上させていただいているものでございます。

ちなみに、本年7月から12月の死亡頭数といたしましては、計134頭となっております。

○3番（大河善市議員）

これは、補正に組んだものの、また追加ということ。分かりました。ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はございませんか。

○6番（佐田 元議員）

令和3年度伊仙町一般会計補正予算について質問いたします。

5ページをお願いしたいと思います。

款2総務費項1総務管理費、事業名、庁舎建設事業に関してなんですが、この前頂いた資料の中で、令和3年11月11日時点でこの資料を作成されているようですが、なぜ今になって補正で約4億円も増加しなければいけないのか。これ、去年の11月11日時点でちゃんと計算されているようですが、何で今頃になってこれが補正に組まれるのか、そここのところの説明をお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この後、この庁舎建設の入札の施行等もございまして全体の額も変わってきますので、この継続費の補正については今回の定例会（第6号）の補正に計上するのが、また金額的に確かなものが出せるということで、今回この継続費の補正を計上させていただきます。

○6番（佐田 元議員）

たしか、先月2月にこの庁舎建設事業に関しての議会がありました。このときには18億円の予算で計上されて、今頃になって、先ほど岡林議員のほうからもありましたが、電算移設等、防災関連備品工事、こういうのは、はっきり言ってその時点で、令和3年11月11日時点でちゃんと計算されているわけですよ。なぜそのときに、これを予算化できなかったのか。その入札の時点でこれちゃんとできよったんじゃないですか。今頃になって、これが額は全然違うわけですよ。約4億円ですよ、これぐらいの大金を今頃になって、補正で組むということ、これ自体が私には納得がいかないわけですが、なぜ今頃になってこの、こんなに差が出るのか、そこを説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

この継続費については、当初令和2年度から令和4年度まで、この継続費の申請をして認められたところでございます。

その中で、先ほど申しましたが11月時点でこういったものが出てくるんですが、その後、庁舎の入札等も控えてございまして、この金額にまた差が出てきますとまた定例会、またこの令和4年度の定例会にもまた同じように提出していかないとならないということも生じますが、この、先ほど岡林議員の質問のほうにも答えたところなんです。当初造る場所等の想定が違って来たことも原因をしているわけなんです。それ以上に、この成果物、当初の建設の計画の中身はもっと私たちもチェックする。したんですが、そこに、こういったものが足りないということに気づけなかったことは、非常に申し訳なく思っておるところでございます。

それと、あと、この議会の放送設備等においても、当初の予定していたものよりも、この新庁舎にふさわしい設備を作らなければいけないだろうということで、議会、それから防災等が新たに出てきたところでございます。

それと、当初今の現庁舎については、この地区の活性化に向けてどういった利用をしていけばいいという争点もございまして、解体するということは見込んでなかったわけなんです。それも今回発生して、この、今、現地区に今交渉しているところに本体、で、今建っているこの現庁舎の跡に多目的ホールという計画がなされましたので、この金額が誤差が出て、まあ、ちょっと大きくて申し訳ないんですが、それはそういった理由でございます。

○6番（佐田 元議員）

ちょっと今の説明でちょっと納得ができない部分が多々あるんですね。

計画自体を、もうその場その場で行き当たりばったりでやっているということにしか聞こえないんですよね。ほーらい館でこの新庁舎に対しての説明会、プロポーザルのときも説明されたんですよ。この現庁舎跡は多目的広場にするとか、また、郵便局の後ろの通りとほーらい館をつなぐとか、そういう説明されてるわけですよ。違いますかね。その時点で分かってなかったんですか。それ、今頃になって解体工事費これも考えてなかった。議会放送設備、これも今頃になって新しい庁舎にふさわしい設備を整える、これ自体おかしいんじゃないですか、はっきり言って。

私が言いたいのは、11月の11日時点で、もうこういうのはちゃんとしたのができてるわけだから、これを何で2月の、この庁舎建設事業のときにそういう説明がなかったのかということなんですよ。分かっておりながら今頃になってこれを出す。これ自体が、やっていること自体が行き当たりばったりでやってるんじゃないかなということなんですよ。それは分からなかったんですか、今この庁舎、現庁舎を解体して多目的広場にするとか、そういう話は聞いてないですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

ちょっと調べてみたいと思うんですが、そのプロポーザルを公開で行った時点と、この継続費補正を計上した令和2年度の時点でそのプロポーザルだったのか、ちょっとその辺が記憶が分からないところがありますので、そこはちょっと確かめてみたいと思います。

確かに先ほど申し上げましたとおり、この見積もっていなかった部分があるっていうのを分かってはいたんですが、その後の入札等に鑑み、この予算がまた皆様にお示するのが今回の3月で計上したほうがより確かなものができると思ってるので計上でございます。

○6番（佐田 元議員）

一般質問の中でも話したんですが、要するに、こういう大事業100年に1回あるかないかの事業なんですよ。何十億もかけてやる事業なんですよ。こういうことを、もうちょっとしっかりした計画の下で進めさせていただきたいと思います。この件に関してはこれで終わります。

次に、43ページをお願いします。

よろしいでしょうか。款9項1消防費目3の防災まちづくり事業費。この中に、工事請負として6,000万円、避難所施設改修工事となっておりますが、これを詳細な説明をお願いいたします。どこどこ工事されるのか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

防災まちづくり事業費の工事請負費の6,000万円の計上については、今、避難所施設というふうな形で、各地区の集落の公民館等を改修を進めているところでございますが、この予算については奄振の前倒し予算でありますため、今回この第6号補正で計上いたし、繰り越して次年度実施する事業費でございます。

地区としましては喜念と西伊仙西の2か所を予定してございます。

○6番（佐田 元議員）

喜念地区やらが入ってるようですが、公民館各地区の公民館の改修してやるということなんですが、我が西部地区の犬田布地区の公民館、ここは避難所として改修しても、はっきり言ってもう避難するどころか、そこ行ってけがするのがもう出てくるんじゃないかなと思うぐらい古い建物ですが、こういうところも改修していく予定ですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

東部公民館、西部公民館についても改修を進めていく計画でございます。

先般の、避難している状況も、ちょっと何号の台風だったかちょっと記憶がないんですが、実際に避難している方もございまして、ここ、大型の台風等が来た場合に、木造の建物等については高齢者等の身の危険を感じた方がやっぱり少しでも近いほうがいいという感覚もありますので、そこを整備して避難所として活用ができるように計画を立てていきたいと考えております。

○6番（佐田 元議員）

ということは、東部やら西部やらの公民館を改修、各地区じゃないわけですよ、各集落の公民館は改修、避難所としては認めないということですか。

○総務課長（久保 等君）

すみません。この集落の公民館も改修を進めるんですが、その東部の公民館と西部の公民館も同時に改修をしていくということでございます。

○6番（佐田 元議員）

だからですね。うちが言っているのは、犬田布の集落の公民館が非常にもう建物自体が築何十年か分かりませんが、もう建て替えなければいけないところと思うんですよ。そういうところも改修をしていくのか、いかないのか。

○総務課長（久保 等君）

今、質問については、犬田布の県道沿いの公民館を言われていると思うんですが、去年の質問の中にもそこを犬田布の持ち物、集落のものというところと、あと、町に寄贈して町の施設として管理していくのかという議論もございましたが、今、私が東部、西部の公民館と言っているところは、わかば保育所のある西公民館でございます。その、今、佐田議員がおっしゃられている県道沿いの公民館については、また、あのまま改修をしてもつっていう状況ではないと考えてますので、今後事業を考えてまた、お互い話をこういった計画の中で進めていくほうがいいだろうという協議を進めていく必要があるとは考えております。

○6番（佐田 元議員）

西公民館も避難所としていいと思いますが、向こうは今、わかば保育所の方が利用されているということで、避難所としてはどうかなという思いがしますので、早急に犬田布地区の住民の方と話し合いをされて、先に進めていただけたらなという思いがいたします。以上で終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、議案第10号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）について採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立少数です。したがって、議案第10号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）は否決されました。

議案第11号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第11号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額を補正前の額9億9,400万円から977万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を9億8,422万9,000円とするものです。

5ページをお開きください。歳入につきまして、3款分担金及び負担金2項1目特定健康診査個人負担金は収入見込額の増額に伴い、補正前の額25万円に4万7,000円増額し、補正後の額を29万7,000円とするものです。

6款県支出金1項1目保険給付費等交付金は、1節普通交付金が480万円、2節特別交付金が318万9,000円それぞれ減額し、補正後の額を7億8,022万1,000円とするものです。いずれも歳出見込額の減額に伴うものとなっております。

10款繰入金1項1目一般会計繰入金は、補正前の額1億1,236万3,000円に219万4,000円減額し、補正後の額を1億1,016万9,000円とするものです。

減額の主な理由として、国保特別会計歳出予算の1款1項総務管理費142万4,000円の減額、1款

2 項徴収費 4 万 4,000 円の減額、2 款保険給付費の出産育児一時金が 140 万円の減額、国保財政安定化支援事業の算定額通知に基づく 67 万 4,000 円の増額となっております。

同款 2 項基金繰入金は令和 2 年度の療養給付費の国庫返納金による歳入として 2 万円増額し、補正後の額を 452 万 6,000 円とするものです。

予算書 6 ページに移ります。

12 款諸収入 1 項 1 目延滞金、収入見込額の増額に伴い 26 万 9,000 円増額し、補正後の額を目の合計 78 万 2,000 円とするものです。

同款 4 項雑入は、5 目一般被保険者第三者諸納付金として 5 万 9,000 円の増額、7 目一般被保険者返納金として 1 万 7,000 円の増額、計 7 万 6,000 円増額し、補正後の額を 7 万 9,000 円とするものです。

続いて、7 ページ歳出について説明いたします。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費について補正前の額 785 万 8,000 円から 174 万 5,000 円減額し、補正後の額を 611 万 3,000 円とするものです。主な理由として、7 節報償費が 19 万 4,000 円減額、8 節旅費が 134 万 2,000 円の減額、18 節負担金補助及び交付金が 12 万円の減額によるものとなっております。

1 款 2 項徴収費、補正前の額 349 万 3,000 円から 14 万 7,000 円減額し、補正後の額 334 万 6,000 円とするものです。

予算書 8 ページになります。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 3 目一般被保険者療養費が支出見込額の減額に伴い、補正前の額 540 万円から 130 万円減額し、補正後の額を 410 万円とするものです。

同款 2 項高額療養費 1 目一般被保険者高額療養費についても支出見込額の減額に伴い、補正前の額 1 億 2,000 万円から 350 万円減額し、補正後の額を 1 億 1,650 万円とするものです。

同款 4 項出産育児諸費は 1 目出産育児一時金及び 2 目審査支払手数料の支出見込額の減額に伴い、210 万円、1,000 円とそれぞれ減額し、補正後の額を 420 万 3,000 円とするものです。

予算書 8 ページから 9 ページになります。

6 款保健事業費 1 項保健事業費は、補正前の額 1,745 万 9,000 円から 164 万 9,000 円減額し、補正後の額を 1,581 万円とするものです。

予算書 9 ページから 10 ページにかけて。

同款 2 項特定健康審査等事業費は、補正前の額 749 万 2,000 円に 167 万 1,000 円減額し、補正後の額を 582 万 1,000 円とするものです。

7 款基金積立金 1 項基金積立金について、歳入歳出差額調整分として 232 万 4,000 円増額し、補正後の額を 540 万 3,000 円とするものです。

9 款諸支出金 1 項 9 目その他償還金は、令和 2 年度の療養給付費国庫返納金の歳出として 2 万円増額し、項全体での補正後の額を 602 万 9,000 円とするものです。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

これから、議案第11号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第11号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第11号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第12号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第12号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額9億1,474万7,000円に歳入歳出それぞれ2,085万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億9,389万4,000円とするものです。

歳入について説明いたします。5ページをお開きください。

2款国庫支出金1項1目介護給付費負担金について、かかる給付費の所要見込額が減額となることから、施設介護サービスが106万5,000円、居宅介護サービスが238万円それぞれ減額し、補正後の額を1億4,809万3,000円とするものです。

同款2項1目調整交付金3目地域支援事業交付金（日常生活支援総合事業）支出見込額が減額となることから、それぞれ427万2,000円、32万円減額するものです。

3款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金、2目地域支援事業費交付金についても、それぞれ支出見込額の減額に伴い、1目介護給付費交付金が513万円の減額、2目地域支援交付金が43万

2,000円の減額、計556万2,000円減額し、補正後の額を2億2,359万4,000円とするものです。

4款県支出金1項1目介護給付費負担金も国庫同様、支出見込額が減額となることから施設介護サービスが124万3,000円、居宅介護サービスが148万8,000円減額し、補正後の額を1億1,667万1,000円とするものです。

予算書6ページになります。

4款2項2目地域支援事業交付金（日常生活支援総合事業）支出見込額の減額に伴い20万円減額し、補正後の額を612万2,000円とするものです。

5款繰入金1項一般会計繰入金についても、それぞれ所要見込額の減額に伴い、1目から4目まで計382万3,000円減額し、補正後の額を1億4,500万1,000円とするものです。

同款2項基金繰入金、給付費の不足を補うため予算計上しておりましたが、不足となる見込みがないため50万円減額するものです。

次に歳出について説明いたします。予算書7ページからになります。

1款総務費1項総務管理費について補正前の額254万6,000円から25万5,000円減額補正し、補正後の額を229万1,000円とするものです。主な要因として、1目8節旅費において、研修の中止やオンラインの活用により減額するものです。

予算書7ページから8ページにかけて。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費、1項1目居宅介護サービス給付費から8ページの10目特例居宅介護サービス計画給付費まで全て所要見込額の減額に伴うもので、1,500万円減額し、補正後の額を7億3,632万円とするものです。

予算書8ページから9ページにかけて。

同款2項介護予防サービス等諸費は所要見込額の減額により、2目特例介護予防サービス給付費から9ページ8目特例介護予防サービス計画給付費まで30万円増額し、補正後の額を1,250万円とするものです。

同款3項その他諸費及び下の5項高額医療合算介護サービス等費、いずれも所要見込額の減額に伴いそれぞれ10万円、100万円減額し、補正後の額を74万円、210万円とするものです。

予算書10ページになります。

2款6項特定入所者介護サービス費の1目特定入所者介護サービス費から4目特例特定入所者介護予防サービス費まで所要見込額の減額や支出の見込みがないことにより320万円減額し、補正後の額を4,030万円とするものです。

3款地域支援事業費1項1目サービス事業費は補正前の額724万6,000円から31万3,000円減額し、補正後の額を693万3,000円とするものです。

コロナウイルスの影響により、12節委託料において各種サービスの利用見込みがないことによる減額や18節負担金補助及び交付金の訪問介護負担金増額分の財源としての組替えによる増減が主な理由となっております。

予算書10ページから11ページにかけて。

3款地域支援事業費2項一般介護予防事業費について、コロナウイルスの影響を受け各種介護予防教室の中止などによる減額で、128万5,000円減額し、補正後の額を718万7,000円としております。

予算書11ページから12ページになります。

3款3項包括的支援事業、任意事業費は4目12節委託料において、食の自立支援事業の増額に伴い3項内での予算組替えを行うもので増減はございません。

4款基金積立金は下の5款での過年度精算償還金の財源として、5,000円の組替え減額によるものです。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金、今、ご説明した過年度精算金償還金として5,000円組替え増額し、補正後の額を2,272万円とするものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

これから、議案第12号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀議員）

令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

まず、ほとんど減額補正なんですけれども、2,085万3,000円の減額、これについて7ページ、簡易保険給付費、項1介護サービス等諸費でありますけれども、ほとんど介護サービス費の減額だと思います。その減額の理由はいかにしても、この全体的な予算の在り方でサービスが減額されたということは、それだけ長寿・子宝の町を標榜する伊仙町でありますので、介護される老人、そういう人たちが少なくなった、医療体制がよくなったということで受けてよろしいでしょうか。どうでしょうか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

2款においては、全てが介護のサービスの給付費となっております。医療体制ということもあるんですけれども、昨今のコロナの影響により事業所のサービスの給付が中止となっております。そのため支出が下がることにより、おのずと各項目において減額となっているのが主な理由となっております。

○14番（美島盛秀議員）

コロナの影響ということでもありますけれども、そうしますと、このお金は国への返還、返納、あるいは繰越し、繰越しは使えないでしょうけれども、その関係上、介護がおろそかになって、そして病気がしたり、あるいは死亡率が高くなった、そういう傾向等はないですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問に答えます。

直接的な因果関係にはならないと思っております。コロナの影響によって通所のサービスを自粛

した事業所はたくさんございましたが、その代わり代替案として、訪問をして居宅でサービスを給付するということが、国の通知に基づいても可能となっております。その代替案のサービスとして提供することによって、その介護を利用する人たちにとってフレイルの予防を防ぐためにも、事業所が頑張っただけで対応していったところでもあります。

○14番（美島盛秀議員）

そうしますと、その減額された補助金、お金、これは返納するということですか。その分これからは介護サービス可能ということなのか、お尋ねします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問ですけれども、今年度ではなく来年度、実績に基づいて、これが増減するものです。今、現時点ではあくまでも見込み段階ですので、また、このかかる給付費がないということもないよう積算の上、減額をしているところでもあります。国庫への返還等は来年度、実績に基づいて増減、返納、歳入として入れるということがはっきりするところでもあります。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

○11番（福留達也議員）

今のところなんですけど、コロナということではいろんな事業所、デイサービス、デイケア、そういったところが（「福留議員、マイク」と呼ぶ者あり）休みになったと。町の施設でも（「マイク、マイク」と呼ぶ者あり）ほーらい館等、そうでありましたけれども、そういったことで、在宅でお年寄りがいるということで、その家族が大変だったとか、困ったとか、そういった話は聞こえてきますか。どういった現状でありましたか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

直接的な声というのは、私のほうまでは届いてないんですが、ただ、事業所のほうから、また直接的に介護の給付ということではないんですけども、地域福祉課で行っている介護予防教室、そこもコロナの影響で今、中止をしているところです。それによってフレイルの予防という観点からすると若干不安という部分があります。また、家族の負担も今、若干増えているものだと想定はされます。また、このコロナ禍の今後の動きについて、事業所と連携を取って、今後対応をしてまいりたいと思っております。

○11番（福留達也議員）

今回は、先ほどの説明で、訪問をなされて、在宅のほうに訪問して、いろいろ対応したということでもありますけれども、今後も、なかなか、このコロナがまた新たなのが発生して、こういった状況がまだ続く可能性も十分あり得ますけれども、町としても、何か独自にこういったのに対応していかうとか、そういったことはありますか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

現段階で、町独自のということは今のところ想定はしておりません。というのも、介護事業所にかかる給付等は全て介護報酬で賄われていますので、その中で、町としてできることというのを、介護事業の今後の促進であったりというふうなことは想定しておりますので、今後も鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第12号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。

これから議案第12号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）について採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第12号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

本日の会議時間は、伊仙町議会会議規則第9条第2項の規定により、会期日程のとおり議事進行を行うため、あらかじめ延長とします。

これから、議案第13号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第13号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について補足説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額1億9,762万8,000円に、歳入歳出それぞれ597万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,165万5,000円とするものです。

5ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料1項2目普通徴収保険料は、収入見込額の減額に伴い21万4,000円減額し、補正後の額を4,736万1,000円とするものです。

2 款使用料及び手数料 1 項 2 目督促手数料は、収入見込額の増額に伴い9,000円増額し、補正後の額を1万円とするものです。

3 款繰入金 1 項一般会計繰入金について、1 目事務費繰入金から 4 目保険事業費繰入金まで、実績の確定や支出見込額の減額に伴うもので、計483万3,000円減額し、補正後の額を1億3,318万4,000円とするものです。

5 款諸収入 1 項 1 目延滞金、2 目過料については、科目損失として計上していた1,000円を歳入の見込みがないことにより、それぞれ減額するものです。

予算書 5 ページから 6 ページになります。同款 2 項 1 目還付加算金及び 2 目保険料還付金は歳入見込額の減額に伴い 4 万7,000円減額し、補正後の額を25万4,000円とするものです。

同款 4 項受託収入についても、実績確定及び歳入見込額の増減に伴い、1 目健康診査事業収入が17万2,000円の減額、5 目予防重視一体的事業収入が75万5,000円の減額、7 目保険者インセンティブ活用事業分が 4 万2,000円増額、計88万5,000円減額し、補正後の額を722万7,000円とするものです。

同款 5 項 1 目療養給付費負担金は、負担金額の確定に伴い1,000円減額し、補正後の額を79万4,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。7 ページになります。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費について、補正前の額242万8,000円に91万8,000円減額し、補正後の額151万円とするものです。主な理由として、コロナウイルスの影響による 8 節旅費の減額や、人件費にかかる予算の執行残の減額によるものです。

同款 2 項 1 目賦課徴収費は、支出見込額の減額に伴い、補正前の額44万8,000円に 5 万3,000円減額し、補正後の額を39万5,000円とするものです。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、18 節において、療養給付費の支出見込額の減額に伴い394万2,000円の減額、会計内の歳入歳出差額調整として192万3,000円増額、保険基盤安定負担金額の確定に伴い175万6,000円の減額、保険料滞納繰越分の支出見込額の減額に伴い21万4,000円の減額、計398万9,000円減額し、補正後の額を1億8,106万1,000円とするものです。

予算書 8 ページになります。

3 款保険事業費 1 項 1 目健康診査事業支出見込額の減額に伴い、補正前の額163万6,000円から25万8,000円減額し、補正後の額を137万8,000円とするものです。

同款 2 項 1 目予防重視一体的事業収入、支出見込額の減額に伴い、補正前の額697万円から75万4,000円減額し、補正後の額を621万6,000円とするものです。

4 款諸支出金 1 項 1 目保険料還付金について、補正前の額30万1,000円から1,000円減額し、補正後の額を30万円とするものです。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

これから、議案第13号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀議員）

令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算について質疑をいたします。

5ページ、この介護保険の仕組み等々、まだ十分理解ができないんですけども、これ、たしか後期高齢というのは75歳以上の人だと思います。75歳以上過ぎても保険料が引かれて「まあ、最近、高過ぎる」というお年寄りの声が聞こえます。その中で、この目2の徴収保険料の21万4,000円の滞納繰越分というのがありますけれども、滞納するお年寄りの状況というのは、どういう人たちが滞納するのでしょうか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問についてお答えします。

保険料については、ほとんどの方が年金から引かれることになっているんですけども、中には、やっぱり年金の額が少ない方等については普通徴収、窓口での納付というふうになっています。そういった方が納め忘れ等あり、また転出等により居所不明の方等もいらっしゃいます。そういった方たちの滞納分というのが現在も残っているような状況であります。

○14番（美島盛秀議員）

年金が少なく年金から落とせないと、そういう人がいると思います。そういう人たち、そういう年金の払えない、そして介護も十分に受けられない、介護難民というのでしょうか、そういう人たちに対する老人医療関係の対策、医療体制、補助金とかは、町単でできる方法というのは考えられないんですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

町単でということであるんですけども、先ほどもあったんですが、介護の分野については全て介護の報酬から支払われることになっています。後期の保険料等についても、県の広域連合のほうで算定をし、そこで料金の確定もなされるところです。

また、令和4年度においては、ちょうど見直し時期でありまして、その都度、県の連合会のほうとは連絡、連携を取り合って負担の緩和等も考慮しなければならないとは思いますが、現時点でも所得の低い方については、軽減の措置がなされている状況ではあります。

○14番（美島盛秀議員）

ぜひ、こういう介護難民といいたいでしょうか、こういうようなお年寄りに手助けができるような、そういう政策等も、また職員の皆さんも考えて執行部に提案をして、十分な治療、療養ができるような体制をつくり上げていただきたい。よろしくお願いします。

終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第13号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第13号、令和3年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 5時05分

再開 午後 5時20分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第14号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（澤佐和子君）

議案第14号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条既定の歳入歳出予算額の総額1億1,655万7,000円に、歳入歳出それぞれ549万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,105万9,000円とするものです。

歳入について説明いたします。予算書3ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料において、補正前の額4,591万9,000円から使用料1,263万8,000円を減額補正し、補正後の額を3,328万1,000円とするものであります。新型コロナウイルス感染症拡大対策として1月8日から臨時休館しておりまして、本日から入場制限をかけて伊仙町のみ開けておりますが、長期間の臨時休館による会費等の使用料の減額に伴うものであります。

2款繰入金において、補正前の額6,035万円に779万円を増額し、補正後の額を6,814万円とする

ものであります。職員給与繰入金90万2,000円の減額、先ほどの使用料の減額等に伴う運営繰入金869万2,000円の増額であります。

4款諸収入においては、補正前の額1,028万8,000円から65万円を減額し、補正後の額を963万8,000円とするものであります。臨時休館に伴うショップ売上収入65万円の減額によるものであります。

歳入合計、補正前の額1億1,655万7,000円から549万8,000円を減額補正し、補正後の歳入合計を1億1,105万9,000円とするものであります。

歳出につきまして、6ページをお開きください。主なものについて説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費1節報酬245万8,000円、2節給料59万3,000円と3節職員手当22万1,000円、4節共済費15万7,000円については、それぞれ、ほーらい館運営スタッフと一般職員の給与や報酬に関する支出見込みに伴う減額補正であります。

8節旅費については、コロナ禍による研修等の中止及びリモート受講などにより62万5,000円を減額するものであります。

12節100万円の減額は、インストラクター1名が退職したことによるものであり、17節備品購入費50万円の増額は、施設内のAED2台の買換えによるものであります。

3款1項1目文化事業費においては、年明けに企画していましたイベントをコロナ禍による休館のため中止にいたしまして、それに伴い、役務費、広告費7万円と委託料32万4,000円を減額するものであります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

これから、議案第14号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀議員）

令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算について質疑をいたします。

5ページ、歳入、款1使用料及び手数料項1使用料目1の使用料の会員月額500万、スイミング月会費345万円、都度使用料241万8,000円、文化施設使用料162万、レンタルロッカー使用料、これはコロナによって休館があったためという説明でありましたけども、それぞれについて月の会員の数によってもう会費が納まっていると思いますけれども、その納められた会費について今後どう処理するのかお尋ねいたします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

ただいまの美島議員のご質問にお答えいたします。

会費につきましては、前払いとなっておりますので、1月の8日から休館しておりますので、1月分を納めていただいている方に関しましては、伊仙町の方は、今日から開いておりますので、3月分に充てております。今月、もし、例えば町外の方がご利用できない場合には、還付する予定にしております。（発言する者あり）もう前払いになっておりますので、会費の方が、1月分として、もう

使用料頂いておりますので、その分については、3月に町外の方もオープンして来られる場合には3月分の会費として充てるんですけども、例えば、町外の方がこのままコロナで来られることができなければ、その場合はお返しするということになります。

○14番（美島盛秀議員）

分かりました。そうすると、スイミング月会費の子供たちの会費も一緒でよろしいですね。

○健康増進課長（澤佐和子君）

はい、スイミングに関しましては、今月は難しいということで今、還付、お返しをする作業のほうをしております。

○14番（美島盛秀議員）

その下の款2繰入金項1繰入金の目1の繰入金なんですけど、770万の運営繰入金とありますけれども、それと、この職員給与繰入金の減額の理由をお願いいたします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

現在、ほーらい館のほうで一般会計のほうから使用料等、不足する分に関しては、運営繰入金ということで頂いております。運営繰入金とあとは職員、ほーらい館に職員がおりますので、そちらの給与繰入金ということで頂いているんですけども、職員給与繰入金に関しましては、出金は実績に伴いまして90万2,000円を減額するものでありまして、運営繰入金につきましては、先ほどの使用料などの歳入見込みがかなり大きく減っておりますので、その分を繰入金として頂くものであります。

○14番（美島盛秀議員）

ちょっと、遠過ぎて聞き取りにくかったんですけども、要するに、この運営繰入金というのは、先ほどの条例改正の中で委託料というのがありましたよね。その委託料と受け取ってよろしいですか。

○総務課長（久保 等君）

質問にお答えします。

今、健康増進課長は説明をしているんですが、この職員の給与繰入金のマイナスは、その実績に伴うマイナスであるんですが、そこで使う経費については、この目1の使用料、この月会での会費とかで賄っている分があるんですが、この分が入ってこないことによって、その繰入金の額が多くなるということでございます。（「例えば、職員の給与、これはインストラクターは報酬、月額が決まっているわけでしょ。3月……」と呼ぶ者あり）それ、先ほどもちょっと説明したんですが、ちょっと入院等で休んだ方については、この実績に伴い、この分が下がるということです。

○14番（美島盛秀議員）

この使用料の部分で足りない分を繰入金で賄うと。そして、私が言っているのは、給与あるいはインストラクターの契約、これは3月まで1年で契約していると思うんですけども、その給料分、コロナで出れなかった日数、そういうのは実績に伴って、その分を引いたのがこの減額された部分

だというふうに受け取ってよろしいですか。

○総務課長（久保 等君）

4月の1日の時点で会計年度任用職員については契約を結ぶんでありますが、その方たちも職員と同様、年休で処理をします。その年休を使い終わって、コロナであっても出勤をして活動はするわけなので、これで休んだことによって減額ということは発生しませんが、年休を使ってそれでも足りない人、それ以降に、また、けが等で休んだ人に対しては、年休が不足することになりますので、その分が給料が支払われないということです。この90万のマイナスが出るということです。

○14番（美島盛秀議員）

例えば、私が聞いている範囲内では、職員がもう辞めたいと言って鹿児島に帰ったと、あるいは何か体調を壊して入院をしていたと、そういうような入院とか、病気、療養とか、そういうのは病休とか、そういうのに条例がうたわれて、それが適用するんですか。

○総務課長（久保 等君）

委託と、この職員の給料繰入れは別でありまして、先ほど申し上げましたとおり、長期にわたって入院等が発生した場合は、給与としての支払い、報酬としての支払いがないために、この90万2,000円が減額になるという意味でございます。

○14番（美島盛秀議員）

まあ、そういうことで終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○7番（清 平二議員）

今、飲食店辺りでは、コロナ給付の、設けているんですけども、市町村が運営している場合は、これは対象になるのかどうか。時間短縮の請求ができるのかどうか、お尋ねします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

そういう話をちよくちよく伺いますけど、公共で運営していますので駄目だそうです。

○7番（清 平二議員）

ちょっと言いにくいけど言います。さきの一般会計を否決されて、ここに繰入金779万ありますけども、これは、どういう具合にして繰入金をするのか、お尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの清議員の質問にお答えします。

先ほどの一般会計補正予算が否決されたことにより、今、現時点のこの法令下の予算書において、繰入金が発生しているところではあるんですが、これは、この繰入金というものは否決された以上、発生できないという状況になっていますので、これをまた臨時議会なのか追加なのか、また、議会の皆さんのほうにご提案を申し上げ、対応していきたいと考えております。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第14号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）について採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第14号、令和3年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第15号、令和3年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）について、補足説明があればこれを許します。

○水道課長（田中真琴君）

議案第15号、令和3年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）について補足説明いたします。

上水道事業会計補正予算書1ページと2ページの補正予算実施計画書に伴って説明いたします。

まずは、1ページ、第2条、収益的収入及び支出の補正についてでございます。

収益的収入から説明いたします。

第1款水道事業収益、既決予定額2億9,321万3,000円から366万7,000円を減額し、2億8,954万6,000円といたします。

内訳といたしまして、2ページ、1款水道事業収益1項営業収益3目その他営業収益、既決予定額9,787万2,000円から363万7,000円を減額し、9,423万5,000円とするものであります。理由といたしましては、他会計負担金を財源に予定していた費用が減額する予定となったために減額するものであります。

2項営業外収益3目長期前受金戻入れ、既決予定額4,991万1,000円から3万円を減額し、4,988万1,000円とするものであります。

一方、収益的支出について、1ページ、第1款水道事業費2億9,015万3,000円から366万7,000円を減額し、2億8,648万6,000円とするものであります。

内訳といたしまして、2ページ、1款水道事業費用1項営業費用3目総係費、既決予定額8,603

万3,000円から450万9,000円を減額し、8,152万4,000円とするものであります。主な理由といたしまして、公営企業会計士による水道事業会計指導をコロナ感染防止の観点から出張ではなく、リモートでの指導に切り替えたための減額や、簡易水道分の県水道協会への負担金の減によるものです。このうち、職員の異動に伴う給料、法定福利費、合計6万7,000円は増額することとなりましたので、1ページ、第5条、議会への議決を得なければ流用することのできない経費で計上しております。

以上のことにより、水道事業収益と水道事業費用ともに既決予定額から、それぞれ366万7,000円を減額補正する予定で、収入と支出の差が差引きで306万円の利益が生じる予定となっております。

続きまして、1ページ、第3条、資本的収支及び支出の補正について説明いたします。

資本的収入は、補正予定はございません。

資本的支出、既決予定額1億9,313万9,000円から521万8,000円を減額し、1億8,792万1,000円とするものです。

内訳といたしまして、2ページ、1款資本的支出1項建設改良費1目原水施設費、既決予定額700万円から400万円を減額し、300万円とするものであります。主な理由といたしまして、1目原水施設費のうち備品購入費において、設備の不慮の交換が発生しなかったため減額することといたしました。

2目配水施設費、既決予算額3,918万6,000円から207万2,000円を減額し、3,711万4,000円とするものであります。理由といたしまして、3tダンプ購入の入札執行残でございます。

4目水道管路耐震化等推進事業、既決予算額5,000万円に85万4,000円を増額し、5,085万4,000円とするものであります。理由といたしまして、管路延長に伴う増額です。

よって、1ページ、第3条、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は3,506万9,000円となります。過年度分損益勘定留保資金を補填するものといたします。

また、先ほど説明いたしました1款水道事業費1項営業費用3目総係費のうち、給料、法定福利費の6万7,000円増を含む職員給与の補正が生じたので、併せてご審議くださいますようお願いいたします。

以上、令和3年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

これから、議案第15号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第15号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第15号、令和3年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）について採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第15号、令和3年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第18 令和4年度施政方針

○議長（前 徹志議員）

日程第18 令和4年度施政方針について説明を求めます。

○町長（大久保明君）

施政方針を説明してまいりますけれども、その前に今、コロナが世界的に流行して、やっとオミクロン株が、感染力はあるけれども重症化しにくいという中で、世界的に落ち着いてきたような気がいたします。それでも、世界中で580万人の方が亡くなっております。そういった中で、また、世界的にはウクライナの方々が大変厳しい状況に追い込まれております。一刻も早く、このロシアの侵攻が止まることを祈らずにはおられません。しかし、このことは、対岸の火事では済まない状況であると思います。この北海道の稚内から樺太は見えるわけでありますので、いろんな状況で日本人も非常に厳しい状況の中で今後、対応していくことが必要でないかと思っております。

それでは、施政方針を行ってまいります。

新型コロナウイルス等の脅威と対峙している今、私たちの生命を守るため、医療の最前線で奮闘されている医療従事者の皆様、感染拡大防止にご協力を頂いている町民並びに事業者の皆様から敬意と感謝の気持ちを表します。

行動変容を余儀なくされた日々の生活に思いを寄せる中で、行政の担うべき役割、町民の皆様からの期待に対して、改めて強い責任感を感じております。

伊仙町は、今年、町制施行60周年の節目を迎えるに当たって「世界に誇る環境文化と住みたいまち日本一」をスローガンに、改めて各種重要施策の実現に向けて全力を尽くしてまいります。

一方で、新型コロナウイルスがもたらす影響は、まだまだ予断を許さず、先が不透明な状況が続いております。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金をはじめとした国、県の各種支援策がありました。本町の取組としては、空港の検温作業体制整備、サトウキビ生産継続及び生産回復に対する支援、新成人応援臨時支援金、生活応援事業、事業者向けの協力金事業など、様々な施策を展開してまいりました。

新年度におきましても、町民の皆様の負担軽減と事業者の皆様のコロナ対策に即した施策を適宜行ってまいります。そして、今任期中の中心政策の一つである人口増加に関する施策につきましては、「第2期伊仙町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を掲げています。その中の4つの基本項目を申し上げます。

地域の人的関係資源を基盤とした集落・小学校単位のまちづくり、これが1つ目です。2つ目が、子宝日本一の伊仙町で支えられた結婚・出産・子育て・教育のさらなる実現であります。3番目が、多様な形で関わる関係人口を伊仙町の力へと結びつけていきます。4番目は、稼ぐ地域をつくり、安心して徳之島へ戻れる雇用の創出に、以上の実現に向けて取り組めます。

とりわけ、今年度4年度においては、情報戦略（情報収集・発信・分析）の強化と専門的人材の育成、2つ目は、ふるさと納税をきっかけとした関係人口の増加、3番目に、サテライトオフィス及びテレワークの推進、4番目に、世界に誇る環境文化と地域性を持ち味とした移住定住推進事業の展開であります。5番目、住宅建設のさらなる推進、6番目、農業と福祉の連携による雇用と農業生産額の向上、7番目、2025年問題対策、これは超高齢化社会による都会での介護難民になりそうな方々を受け入れていくということでもあります。8番目は、教育及び保育政策の充実に関する体制・政策を立案していきます。9番目、給食費の完全無償化、以上、積極的に取り組んでまいります。

また、これら人口増加に特化した各種政策の効果検証と新たな政策立案については、第2期伊仙町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部を設置いたします。具体的には、「産」、これは産業であります。「官」は地方公共団体及び国の関係機関、「学」が大学等の高等教育機関、「金」は金融機関、「労」は労働団体、「言」はメディア。女性、若者、高齢者、全国郷友会の参画の下、総参加型のまちづくりを進めてまいります。

一方で、他にも日常生活を支えるため、多岐にわたる計画や後段にはい、後ほど、具体的な政策は書いてありますけど、その中に、記載されている各種事務事業を基礎としながら、人口増加と地域活性化の実現を主眼に置いた総合戦略の施策を効果的に展開していきます。

町民の皆様、事業者の皆様、そして本町に関係を持っていただいた皆様一人一人が、より大きな幸せを実感していただくことができるよう、真摯に、時に大胆に町政運営を行ってまいります。

以上、令和4年度の町政運営の方針と基本的な考え方を申し述べてまいりました。

今、私たちの生活環境やまちづくりに対する考えは大きく変わろうとしています。その変化は、新型コロナウイルス感染症対策による脅威が教訓となり、常に危機意識の醸成を図りつつ、また、本町の魅力と特色を最大限に生かした新たな政策にチャレンジし続けることで活路が開けていくと信じております。

各論については、資料を参考にさせていただきたいと思っております。

令和4年3月8日、伊仙町長大久保明。

○議長（前 徹志議員）

これで、令和4年度施政方針についての説明を終結します。

- △ 日程第19 議案第16号 令和4年度伊仙町一般会計予算
- △ 日程第20 議案第17号 令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計予算
- △ 日程第21 議案第18号 令和4年度伊仙町介護保険特別会計予算
- △ 日程第22 議案第19号 令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算
- △ 日程第23 議案第20号 令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算
- △ 日程第24 議案第21号 令和4年度伊仙町上水道事業会計予算

○議長（前 徹志議員）

日程第19 議案第16号、令和4年度伊仙町一般会計予算、日程第20 議案第17号、令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計予算、日程第21 議案第18号、令和4年度伊仙町介護保険特別会計予算、日程第22 議案第19号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算、日程第23 議案第20号、令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算、日程第24 議案第21号、令和4年度伊仙町上水道事業会計予算の6件を一括して議題とします。

提出者より、一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

提案理由の説明をいたします。

議案第16号は、令和4年度伊仙町一般会計予算、議案第17号は、令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計予算、議案第18号は、令和4年度伊仙町介護保険特別会計予算、議案第19号は、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号は、令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算、これら予算につきまして、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案してあります。

議案第21号は、令和4年度伊仙町上水道事業会計予算につきまして、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案してあります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

ただいま提案理由の説明があった議案第16号から議案第21号までの6件については、後ほど、当初予算審査特別委員会に付託する関係上、1回1項目の質疑をお願いいたします。

○1番（井上和代議員）

令和4年度伊仙町一般会計予算書の25ページ、21款町債1項町債1目過疎対策事業債6節教育債の学校給食費助成事業について説明をお願いいたします。

○学給センター所長（義 了君）

井上議員のご質問にお答えいたします。

令和3年度までは、各家庭で負担していた小・中学校の給食費無料化の事業となります。一般会計予算書の128ページでございます。10款教育費7項保健体育費2目給食センター運営費19節扶助費の学校給食用物資代でございますが、4,531万6,000円から予算書24ページの20款諸収入3項雑入4項教育費雑入6節保健体育費雑入の教職員等給食費798万6,000円を引いたものの3,733万円が、助成対象の小・中学校の給食費となります。財源の一部を過疎対策事業債3,310万円、一般財源は423万円でございます。

以上でございます。

○議長（前 徹志議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号から議案第21号までの6件については、議長を除く13名の議員によって構成される当初予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号、令和4年度伊仙町一般会計予算から議案第21号、令和4年度伊仙町上水道事業会計予算までの6件は、議長を除く13名の議員によって構成される当初予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

これから当初予算審査特別委員会の正副委員長の互選を行っていただきます。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 5時58分

再開 午後 5時59分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

当初予算審査特別委員会の委員長に佐田 元議員、副委員長に樺山 一議員が互選されましたので、ご報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

次の議会は、3月9日午前10時から開きます。議事日程は一般質問であります。お疲れさまでした。

散会 午後 6時00分

令和4年第1回伊仙町議会定例会

第 2 日

令和4年3月9日

令和4年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年3月9日（水曜日） 午前10時02分 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（井上和代議員、美島盛秀議員、大河善市議員、牧本和英議員）4名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代君	2番	久保量君
3番	大河善市君	4番	杉山肇君
5番	牧本和英君	6番	佐田元君
7番	清平二君	8番	岡林剛也君
9番	上木千恵造君	10番	永田誠君
11番	福留達也君	12番	前徹志君
13番	樺山一君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局指導主幹 春島弘明君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	久保等君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	稲田大輝君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	福島隆也君
耕地課長	稲田良和君	きゅらまち観光課長	上木博之君
水道課長	田中真琴君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	大山惣二郎君	教委総務課長	上木正人君
社会教育課長	伊藤晋吾君	学校給食センター所長	義了君
健康増進課長	澤佐和子君	選挙管理委員会書記長	重村浩次君
総務課長補佐	寶永英樹君	耕地課長補佐	田中勝也君

令和4年 第1回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	井上 和代 (議席番号1)	1. 生ごみ処理の対策はどこまで進めているのか	生ごみ減量化対策として、生ごみを有機肥料化する案がなされていたが、コンポスト等を使用して一時的に減量しても根本的な解決にはならないと考えるが、町としての今後の方針を問う。	町 長
		2. 新たに変更された各課の窓口業務について	変更されて数年が経過しているが、各課の業務内容が解りづらく庁舎に入っすぐ戸惑ってしまい、必ずと言っていいほど聞かなくてはならないが、新しい庁舎となっても同じ名称となるのか問う。	町 長
		3. 学校給食での食物アレルギー対応について	最近食物アレルギーを持つ子供達が多くなってきているが、給食は子供達が「食の大切さ」「食事の楽しさ」で食育の教材としての役割もある。 伊仙町では、食物アレルギー対応が不十分でこの役割を果たされていないのではないかと問う。	教 育 長
2	美島 盛秀 (議席番号14)	1. 大久保町長の政治姿勢について	町政運営は、正常に公正で、公平に執行されているのか通告してある項目について答弁を求める。 1. 令和3年第4回定例会で、今後私が判断する事業は「公平にノーサイド」でいくとの答弁があったが、詳細な説明を求める。 2. 新庁舎建設における指名委員会や入札と落札の結果、契約議決に至るまでの経緯について問う。 3. 人事異動での職員の綱紀粛正は正常であるのか。また、休職や中途退職者はいないか。この事で行政事務への支障等はないのか問う。 4. 5期20年間に起きた、伊仙町堆肥センター使途不明金問題、備品未納問題、漁業集落の備品未納問題、糖業振興会の使途不明金問題等の解決はできたのか問う。 5. 町長の職権範囲は、政治家として広範におよぶと考えられるが、議会や議員選挙への関与は異常だと考えられるが町長の認識を問う。	町 長

3	大河 善市 (議席番号3)	1. 防災関係について	①カーブミラー・ガードレールの過去3年間の設置要望件数と設置件数と予算額について問う。	町 長
			②3年前の大型台風接近情報での避難所設置状況と現在のコロナ禍での避難所施設について問う。	
			③災害時用の備蓄品体制と避難所への自家発電機設置状況及び保守管理体制について問う。	
		2. 公共トイレについて	①公共トイレの設置状況及び管理体制について問う。	町 長 教 育 長
			②現在整備が進められている義名山公園周辺整備計画に公共トイレの整備計画があるのか問う。	
			③町内の県道沿いに公共トイレが少ない現状である。世界自然遺産登録で鹿浦溪谷や鹿浦大橋周辺の広場からの夕日と景観の良さで多くの方が訪れているが、広場周辺には公共トイレが無く不便を感じている。 旧へき地保育所跡のトイレを改修し、公共トイレとして活用できないか問う。	
		3. 町営住宅・教員住宅及び学校校舎関係について	①老朽化した町営住宅の補修・改修工事状況について問う。	町 長
			②令和4年度以降の町営住宅及び定住促進住宅建設計画について問う。	
			③教員住宅に一般町民が居住している住宅につて、老朽化により屋根のコンクリートが崩落し危険な状態となっている箇所があるが、補修や改修の予定がないのか問う。	教 育 長
④老朽化した学校校舎及び体育館の補修・改修工事について問う。				
⑤鹿浦小学校の校舎建築計画について問う。				

3	大河 善市 (議席番号3)	4. 農政関係及び農産物輸送コスト支援事業について	①農林水産物輸送コスト支援事業に関し、伊仙町では対象品目と原材料品目があるのか問う。 ②畜産・糖業・園芸の担当職員については、各関係機関との連携や農家への事業導入等を考慮し、一定期間継続した担当職員の配置が望ましいと考えられるが、今後の職員異動において配慮ができないか問う。	町 長
		5. 航路航空路運賃軽減等事業について	当該事業において多くの方が恩恵を受けているが、郡島民以外の方々への支援拡充ができないのか問う。	町 長
4	牧本 和英 (議席番号5)	1. 世界自然遺産登録を生かした観光振興について	①町内の観光名所の整備（宿泊・物産店・トイレ等）は、どのようになっているのか。また、月に何名程度の観光客が来ているのか問う。	町 長
			②島内の観光バスは、どのようなルートで町内を巡回しているのか問う。	
			③伊仙町歴史民俗資料館の来客者数（月別及び年間の来客者数）の詳細について問う。	教 育 長
			④犬田布岬の慰霊塔は、崩落が進んでいるが建替えや改修等の予定はされていないのか問う。	町 長
5	福留 達也 (議席番号11)	1. 令和4年度施政方針について	(ふるさと納税分野) 寄付額の総額、寄付金の主な使い道について問う。また、企業版ふるさと納税の現状について併せて問う。	町 長
			(農業振興分野) ①畜産振興における堆肥の有効活用方法について問う。 ②バレイショ栽培の課題について問う。 ③各種補助金を活用した農業用機械導入や牛舎等の整備状況は、他町と比較してどのような状況なのか問う。	町 長

5	福留 達也 (議席番号11)		(保健福祉・医療・介護分野) ①ほーらい館の開館基準、閉館中の職員の業務について問う。 ②ほーらい館を拠点とした体験型プログラムの内容を問う。 ③人材不足が課題となっている介護従事者に対する待遇改善や人材確保に向けた取組みについて問う。 ④身体、知的、精神障害の方が施設や病院等を退院した場合の受け入れ先は確保されているのか問う。 ⑤農福連携の取組みについて問う。	町	長
			(環境・観光分野) ①世界自然遺産の価値を将来にわたり保全・構築していくための取組みについて問う。 ②観光業務を担う観光連盟の事業報告や決算報告は適切に行われているのか問う。		
6	清 平二 (議席番号7)	1. 令和4年度施政方針(財政健全化)について	令和3年度施政方針と令和4年度施政方針の違いについて問う。	町	長
		2. ふるさと納税と企業版ふるさと納税について	ふるさと納税等を活用して、産業振興等に役立てられないのか問う。	町	長
		3. 令和4年1月23日執行の伊仙町議会議員選挙について	大久保町長は当該選挙において、どのように関わったのか問う。	町	長
7	佐田 元 (議席番号6)	1. 世界自然遺産登録に伴う観光施設の整備について	①犬田布岬慰霊塔周辺は長年規制ロープで立ち入り禁止状態であるが、補修等は検討していないのか。また、駐車場近くの広場を利用し子供向け遊具の整備などは出来ないのか問う。	町	長
			②世界自然遺産登録により、多くの観光客が訪れると予想されるが、町内の観光地への案内板の修正は考えているのか。現状では、ほとんどが日本語表記のみであり、コロナ収束後には、世界中からの観光客も予測される事から、世界各国へ通用できるよう3か国語程度の表記が出来ないか問う。		

7	佐田 元 (議席番号6)		③道路整備が非常に遅れていると思うが、早急な対応ができないのか問う。 特に、町道木之香糸木名線は車の往来も多く、また道路幅員も狭い状況である。レンタカー等で通行する観光客にとっては非常に危険な道路だと思われるが、今後当該道路の整備計画等は考えていないのか問う。	
		2. 職員採用について	①令和3年度職員採用試験は、何名が受験し何名合格したのか問う。 ②今年度の退職者数と現在の欠員数は何名か問う。 ③合格内定者の採用予定はいつからなのか問う。	町 長
		3. 伊仙町糖業振興会について	伊仙町糖業振興会における使途不明金が発覚してから約1年が経過したが、その後の進捗状況について問う。	町 長

△開 会（開議） 午前10時02分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（前 徹志議員）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、井上和代議員の一般質問を許します。

○1番（井上和代議員）

おはようございます。1番、井上和代でございます。ただいま議長より許可が下りましたので、令和4年度第1回定例会の一般質問を行いたいと思います。

まだまだ続くコロナ禍で、医療関係者の方々には心より感謝申し上げます。早くこの不自由さを感じるコロナ禍が収まることを強く願っております。

昨日より始まりました令和4年度第1回定例会にて、学校給食の無償化に動いていただきましたことを心からお礼申し上げます。町長をはじめ、各担当された皆様方には多大なるご努力をしていただいたものだと思っております。子供たちが成長すると同時に経済的な負担も大きくなりますが、大変ありがたく思っております。これからどういう形になるか分かりませんが、ご努力のほう、またよろしくお願ひしたいと思います。

では、1番目の質問に入りたいと思います。

1番、生ごみ処理の対策はどこまで進めているのか。

生ごみ減量化対策として、生ごみを有機肥料化する案が出されておりましたが、コンポスト等を使用し、一時的に減量されても根本的な解決にはならないと考えておりますが、いかがでしょうか。

2番、新たに変更された各課の窓口業務について。

変更されて数年が経過していますが、各課の業務内容が分かりづらく、新しい庁舎に入っただけ戸惑ってしまいますが、必ずと言っていいほど戸惑いを感じます。新しい庁舎になっても同じ名称となるのかお伺いします。

3番、学校給食での食物アレルギーについて。

最近、食物アレルギーを持つ子供たちが多くなっているが、給食は子供たちが食の大切さ、食事の楽しさを、食育の教材としての役割もあると思います。伊仙町では、食物アレルギー対策が不十分で、この役割を果たされていないのではないかとということでお尋ねいたします。

少し初めてなもんで戸惑いの言葉があっちこち止まりますけれども、お聞き苦しく大変失礼いたします。

これで、第1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて質問をいたします。よろしくお願いいたします。

以上です。

○町長（大久保明君）

井上和代議員の質問にお答えをいたします。

先日、地元の報道の中で、伊仙町で初の女性議員というふうに書かれておりました。世界的には女性活躍、政治の中でもかなり進んでいる中で、日本そのものが非常にまだ女性議員が少ないという状況でありますけれども、今後、男女平等がさらに進んでいきますし、そういう女性の活躍する場は増えていく中で、井上さんの今回の議会議員選挙において当選されたことは、伊仙町議会史、伊仙町史の中でも画期的なことをごさいますので、どうか自信を持って発言をしていただきたいと思います。

まず、生ごみ減量化対策として、3年ほど前に日置市と包括連携協定を結びまして、コンポスト以外のことを伊仙町として今着々と準備を進めている状況でありますので、担当課長のほうからまた詳細について説明をしていただきます。

これから地球温暖化対策というのは全世界の方々がしっかりと考えていかなければなりません。そういった中で、先進国である日本はそのこともしっかりとリードしていける国にやっばりなっていかなければならないと思います。自然遺産になったこの島がそのことを率先してやっばりいけるということをまた我々も願っていきますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

井上議員の質問にお答えいたします。

徳之島愛ランドクリーンセンターの基幹改良や新設設備に向けて、事業費や運営管理費の抑制のため、3町で令和8年度までに約2,000 tのごみ削減目標が定められております。伊仙町では、焼却ごみの2割程度を占めている生ごみの減量化を進めていきたいと考えております。

有機肥料化する案については、来年度、先行地域との包括連携協定に基づきまして、その堆肥化するノウハウを頂き、実証実験を行う予定としております。課題や費用対効果を検証した上で、堆肥化とコンポスト、この2つの仕組みによって生ごみの減量化に取り組んでいきたいと考えております。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。クリーンセンターのほうのごみを削減するという形で今おっしゃっていた2,000 tという数がありますけれども、去年の課長のほうから、一番ごみのほうで何が一番多いか、何が削減するのにいいかという形で、生ごみのほうがとても重量が多いという形を検証されたかと思うんです。それで、コンポスト、それから段ボールコンポストで、今、そちらのほうでやられている堆肥化ですか、そちらのほうを進めているかと思うんですけれども、今おっしゃっていたように、今年度ではなく次年度、来年度という形になりますが、来年度でも3月も来年度ですし、12月、1月も来年度になるわけです。ということは、約2年という形で考えていかなければいけないのかなと思うんですけれども、その2年の中でいろんな形でごみを、生ごみを処理するには、今の方法

としてはコンポスト、段ボールコンポスト等があるかと思います。段ボールコンポストのほうで私のほうもかなりやってきた部分もあるんですけども、あと、きゅらまち観光課のほうでコンポストのほうをしていただいて、こちらのほうにチラシ等を持ってきていただいて、先着100名という形で募集をされているかと思うんですけども、この100名、先着100名とされている部分は、これ、2回目、3回目かと思うんですけども、全体では何個ぐらい出ましたでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

今年度、6月ぐらいに60基させていただきまして、1月に100基、来年度も100基の予定をしています。

○1番（井上和代議員）

そうしましたら、上木課長のほうでやられているのが300。その前のほうも一緒ですか。前の課長さんがやられていたときのも一緒ですか。まあいいです。それぐらいの数のほうが出ているということは、それだけ意識があるということなんです。それで、私のほうも女性連のほうとクリーンセンター等行っているような学習をしてきました。そして、このコンポストというものがいいよということと、それから段ボールコンポストのほうを女性連のほうとかで進めてまいりました。私個人としては、このコンポスト、虫が出るからあんまり好きではないんです。ごみを出すのは大体女性の方でお母さんなんですけれども、その方が「ちょっと」と思われると続かないかと思うんです。

それで、こちらのほうにバカスを投入することにより分解がアップするよということと書かれているかと思うんですけども、このバカスはどちらのほうで頂ければよろしいでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

役場のほうにストックしてありますので、いつでもきゅらまち観光課に取りに来ていただければ。

○1番（井上和代議員）

役場のほうというと、どちらのほうになりますでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

今、役場の後ろのほうにコンテナが置いてあるんですけど、そちらのほうにあります。

○1番（井上和代議員）

私は、このコンポストとか生ごみの処理を続けていきたいんです。最低でも2年。その中で、私が今聞いたように、どこにありますか、どういうふうに取りに行けばいいですか、そういったことを一々聞かなければいけない。これは続けようという意思を私は見られないというふうに感じました。

生ごみコンポストのほうで、私はバカスのほうを取りに行き、自分で取りに行ってきたことがあります。取りに行ってきたときに、3回ほど行ってやっと頂けました。というのは、1回目のときは「もう終わりましたよ」、2回目のときは「今車が行っちゃいましたね」という形で、私はそのときにはかんかんファームさんのところに行っただけなんですけれども、そのかんかんファームさんのバカスをなぜそちらのほうに取りに行っただけかというと、南西糖業のほうのバカスもありますけれども、そちらのほうは糖分が少ないと。それよりは、かんかんファームのほうは糖分が多いので、微

生物、発酵するものが多いかということで、そちらのほうに行ったんですけども、そちらのほうは量が少ないです。量が少ない上に、そのときのそちらのほうの方が親切に台に乗って車の上からわざわざ取っていただきました。そういったことをしていただいてやっとなは頂きました。段ボール3個ぐらい頂いてきたんですけども、それをこれからいろんな方が個々でやっていくには大変だろうな、これは続けられないな、続けていくにはこの方法はどうにかしなきゃいけないなということで、前回のほうの課長さんに相談をし、そのときの担当の方とお話をし、役場のほうに持ってきていただいたという経緯があります。そのときに、臭いも気になるだろうからということで、水道課のほうから活性炭等も用意をしていただきました。そして、それを今度は女性連の何名かと一緒に段ボールを組み立て、いろんな形で工夫をしながら、そちらのほうを使っていったという経緯があるんです。

私も自分がやり始めたときに、いろんな問題がありました。小さな虫も出ました。それで、発酵もなかなかしませんでした。その中でいろんな案が出てきて、いろんなことを教えていただいて、EM発酵を今百菜のほうにある徳之島障がい支援センターいっぽさんが出しているぬかのEM菌を使った発酵方法、それから液体の発酵方法、徳之島障がいセンターいっぽさんのほうでかなりつくっていますけれども、あんまり動いていませんが、私はいいものがここにあるんだなということであちらこちらに宣伝をした経緯があります。そういったノウハウを広めることもなく、いつの間にかバカスもどの辺にあるのかなという形で分からなくなりました。

私は、段ボールコンポストのほうは好きなんですけれども、ただ、段ボールコンポスト、もしくはコンポスト、これでは食べ残しというものが処理できないんです。伊仙町の方もそうですけれども、徳之島のほうでは豚骨とかそういったものがかなり出ていますけれども、あの骨、これは段ボールコンポスト、そういったものでは処理できません。また、魚の骨、そういったものもできません。鳥の骨がありますけど、あれが一番厄介なんです。あれは結構刺さるんです。そういった形のこと、そういったものを考えますと、やっぱり今そちらのほうで進めていらっしゃる処理施設のほうを早めにお願ひしたいということと、それから、今、あと2年ぐらいまだできないわけですから、その中でこの段ボールコンポスト、コンポストを進めていかなきゃいけないんですけども、その説明とかそういったものがなされていないということに少し私は残念に思うんですけども、その辺のことはどういった形になるのかなという。ちょっと長くなりましたけれども、そういったものを広めるためにどういった形をしていただけるのか。よろしくお願ひします。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

実証実験は6月頃からもう取り組んでいく予定にしております。東部地区の50世帯ぐらいを最初はスタートして取り組んでいきたいと考えております。いろいろなアイデアや取組によって循環型社会の形成に向けて力を入れていきたいと考えております。

○1番（井上和代議員）

そのことは先ほどの形で分かりますけれども、今私がお話ししたのは、それまでの間のことはど

うなるんですかということで、コンポスト、段ボールコンポストを使っていかなきゃいけないわけですよ。続けていかなきゃいけないわけです、皆さんが。それを皆さんが使っていくためには、皆さんに周知していただいて、皆さんに行動をしていただかなきゃいけないんですけれども、そのことに対して説明会をするであるとか、皆さんが各集落に行ってそういったものの役割とかそういったものを話をするとか、実践をするとか、そういった活動をされないのかなということです。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

議員のおっしゃるとおり、そういう説明会とか、そういう取組の専門家とかを呼んで、そういうものを取り組んでいきたいと考えております。

○1番（井上和代議員）

では、楽しみに待っています。ごめんなさい。

○総務課長（久保 等君）

すいません、今、バカスの入手方法とかがコンポストを流通させている以上にこの取組が少ないんじゃないかという指摘もございますので、また経済課ともちょっと協議をして、これをストックして町民の皆さんが利用したい、しやすい方法もちょっと考えていければと思っています。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。私がこのことで少し残念に思っていることがあるんです。それは、私がこれをしているときに担当されている若い職員の方が、今、他の課に行っています。彼はいろんなことを、クリーンセンターのこと、このバカスのこと、ごみ処理の施設のこと、もしくは脱炭素のこととか、そういったことにも携わっていたかと思うんです。そういった若い方がそういったことをされているということがとても私はうれしかったです。女性連としては、女性たちとしては、自分が携わっているものですから、生ごみ等、そういったものに興味が出てくるんですけれども、そういう若い職員がすることによってまたいろんな形の案が出り、また、フットワークもよかったです。そのバカス等もすぐに用意をさせていただいて、コンポスト、これやったんです。これ、どっかに周知しましたか。周知はしていませんね。じゃあ、周知するにはどうしたらいいでしょうね。じゃあ、防災無線のほう、そういったことにも出したほうがいいですねという形で積極的に働いていただいていた。そういった方が今見受けられないということが私は少し残念に思うことで、そういった若い方が1つのプロジェクトなり1つの物事をして、そして他にまた新しい職場のほうに行かれるというのは、それはそれで一つの前進だと思うんですけれども、途中で行かれたということに対して私はとても残念に思い、若い方のそういった意識をもう少し育ててほしいなというふうに思います。

今までのこの形で中央とのパイプがかなりできてきたかと思うんですけれども、これからは人育てという形で若い方たちの意見を吸収し、若い人たちのそういったものを一つ一つ育てて、人育てのこれからではないのかなと。この役場の中にも本当に若い方がたくさんいらっしゃいますけれども、そういった方々にもごみ問題、本当に考えていただきたいなというふうに思います。

いろいろ長くなりましたが、ごみの話をするとちょっと話が止まりませんので、この辺で終わらせていただきます。

次のほうの質問のほう、よろしく願いいたします。

○町長（大久保明君）

先ほどの質問にちょっと答えをしていきたいと思います。

先ほど課長が話したある自治体、日置市と1年半ほど前に包括連携協定を結びまして、日置市方式を最終的には実践していく予定でございます。これは前から議会のほうでも何回か説明したと思いますけれども、各家に大きなバケツを設置して、それをいつでも24時間、生ごみを入れることができると、そして蓋をしていくということで、このことを日置市は積極的に挑戦して、今、ほぼ8割以上の家庭がそのバケツの中に入れて、それはその日のうちに収集車が来て、そして、それを堆肥化という形で、その日のうちに取り組んでいって、これは全国から視察も来るような状況であります。このバケツの中には土着菌を入れて、すぐ発酵できるような形にしています。当初はいろいろ蓋がなくて犬や猫が来たりしたんですけれども、しっかりした蓋もして、家庭の主婦が24時間水切りをしてすぐその集落、例えば、2、30軒で1個の大きなバケツがあると思いますけれども、それを今後とも伊仙町は計画的にやっていきたいと思っておりますし、先ほどの職員の件に関しましては、本当にこのことを一生懸命やって、国とのいろんな補助事業等も頑張っておりますし、ただ、この件に関しては、今は別の課にいますけれども、そのことは兼任という形で継続しています。そして、日置市の職員は、1人の職員がそれに専念して、自分は定年するまでこの仕事をするということをして、伊仙町でも講演をしていただきました。伊仙町の職員は、彼のように仕事をしていきたいということでありますので、しかし、職員になってすぐ、きゅらまち観光課に行って、そこで生涯、職員時代をやるのではなくて、別の課でいろいろ学んで帰ってくるという形で今人事のほうでは考えていますので、そのことは今、その方がいなくなって大変心配しているかもしれませんが、あと数年間したらまた戻す予定でございますので、しっかりやっていくと思います。

それから、課の編成に関しましては、今までもなかなか分かりにくいという形があって、絵を描いたり、それから平仮名に直したりということで、課の変遷は幾度かやってまいりまして、新しい形の課を例えば子供中心とした政策は全部子育て支援課でやるとかいう形でつくっていておりますし、確かに分かりにくいことがあるかもしれませんが、新しい庁舎では、さらに課名を変更するかどうかはまだ議論はしていませんけれども、新しい庁舎は流れがスムーズにいけるような形を設計士の方とも話をしていますし、同じフロアの中であらゆる関係各課に行けるように、また、高齢者が来たときにバリアフリーという形で説明できるように、また、場合によっては案内所みたいなことも今後考えて、町民サービスに結びつけていくことは重要だと思っておりますので、細かい課名等に関してはまた課長のほうから答弁していただきます。

○総務課長（久保 等君）

井上議員の新たに変更された課名の窓口業務についてであります。平成31年第1回定例会にお

いて、それまで多くの課にまたがっていた子育て支援関連の事務業務を一元化し、その1つの課で妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援の提供等を併せて、窓口業務を集約して、町民の窓口対応の負担軽減、サービス向上を図るため、課の再編を行ったところであります。

今の時点で新庁舎ができたとしても、課名を変えるということではなくて、課の業務内容の案内板といいますか、ここでこういう申請ができますという案内板を入りに表示して、町民に分かりやすい窓口業務の在り方を周知できていければと考えております。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。私たちは役場のほうには年に数回しか行かないんです。私はもう少し若いときには役場にはあんまり行きたくないというぐらい分かりづらいです。それで、一番初めに入り口に入りましたら、その分かりづらさがもうイメージとして残ってしまうという部分が残念なことかと思うんですけども、今、何回かこちらのほうに寄せていただく中で、少し分かりつつありますけれども、一般にはやっぱり分かりづらく、そして、皆さんが下を向いて、本と本の間に入りっしやるといって見受けられるわけですけども、その中で、入り口のほうで「今日はどうなされましたか」というお声を聞くととても気持ちがよく、そして「これなんです」という形でお話をしていくことがあるんですけども、そういった形で受付というか、そういったものができればなどと思うんですが、それほどの人員という形もできないのかなというふうにも思いますが、そういったところも少し皆さんのほうにしていきたいなということと、今までの中で、この書類はどこに行けばいいのかなという形で分からない、これを持っていっても「今担当者がいません」とか、そういった形があるのでということの何か説明があった資料を頂いて見ていましたら、その中で、3人体制で行っていただいて、分からないということもなくという取組をされているということにありがたく思ったところです。

入り口というのは、この役場庁舎、そういったものの顔となり得るところですので、皆さんのほうに、入ってすぐに自分は何をしに来たんだよと、だったらあそこに行けばいいなというふうに一目分かるような、皆さんが見て分かるのではなく、一般の町民が見て、そして分かるというような目線に持って行っていただきたいなというふうに思います。そういった形で取組をよろしく願い申し上げます。

それでは、3番目のほうに移らせていただきたいと思います。

○教育長（大山惣二郎君）

井上議員の質問に対してお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、子供たちの学校生活の中で給食の時間帯というのは最も楽しい時間でなければならないと思っております。

そこで、教育委員会としては、アレルギーについては正確に把握するために、保護者、学校、給食センターを交えて協議の場を設定しております。また、必要に応じて協議することもあります。さらに、給食センターとはマニュアルを基にして緊急時にも対応できるように協議しているところで

あります。

あと、具体的な取組については、所長のほうから答弁させていただきたいと思います。

○学給センター所長（義 了君）

井上議員のご質問にお答えいたします。

概略のほうは教育長が説明いたしました。重なるところがあるかもしれませんが。

給食センターでは、食物アレルギー対策について、文部科学省が平成27年3月に示した学校給食における食物アレルギー対応指針に基づき実施しております。

学校給食におけるアレルギー対応の基本的考え方は、全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごせるようにすることです。そのためにも安全性を最優先とし、養護教諭や食物アレルギーの児童生徒を持つ担任のみならず、校長等の管理職をはじめとして、全ての教育機関、給食センター及び教育関係者、医療機関等が相互連携し、当事者としての意識の共有意識を強く持って組織的に対応することが不可欠と考えております。

具体的な対応としましては、各学校にて毎年1月に小学校の新入学生から中学2年生までの児童生徒への食物アレルギー調査をスクリーニングを実施しております。対応希望をする生徒については、給食センターと学校、家庭との三者面談を行い、医療機関の主治医の指示の下に対応を決定しております。令和3年度については7名の児童生徒について、個々に合わせた適切なアレルギー対策を行っております。

以上でございます。

○1番（井上和代議員）

教育委員の方々には、日頃より、子供たちのことに対していろんなご尽力をいただき、ありがとうございます。

給食は、今、教育長のほうからもおっしゃっていただいたように、入学のときから子供たちは給食というものを楽しみにしているわけです。それに対しまして、給食センター等では、地産地消の取組とか、鹿児島のほうから来られた先生方も「今でも変わらずに伊仙町の給食のパンはおいしいよね」というようなお話を頂くことを、私も自分のことのようにうれしく思っているところです。日頃より給食センター長をはじめ、調理を担当している方々がいろんな形の取組をなされていることに対しましてお礼を申し上げたいと思います。

最近、食物アレルギーを持つという子供たちが本当に多くなっているんです。私の娘も卵の卵白のほうのアレルギーがありまして、少しずつ少しずつ体に慣れさせて、そして、私の場合は入学をするまでにはそれを完治させたという思いがあります。子供たちというのは、やっぱり成長するとともにそういった体力もついてくるのかなとも思いますが、それはひとえには言い切れない部分で、個々で違いますので、そういったところはあるかと思えます。

今、伊仙町のほうでどのようなアレルギーの種類というか、そういったものを受け持っているとか、どういった形のことがあるのかなということをお伺いします。

○学給センター所長（義 了君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

現在のアレルギー原因物質アレルゲンの内訳は、卵、乳、魚、甲殻類、貝類となっております。調理工程で原因物質アレルゲンを除去し、また、魚を鳥肉に変えるといった代替食等で給食を提供しております。また、対応食が各自、対象児童生徒に配送されるよう、調理員、配送員、学校の給食担当者及び担任に記録簿を記入していただいております。人為的ミス等が起こらないよう、細心の注意をもって対応させていただいております。

給食センターとしては、食物アレルギー対応について、安全性を最優先に全職員で対応しているところでございます。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。今のお答えの中に、いろんな形の対応のほうをされているということですが、すけれども、全ての子供たちが対応されているのでしょうか。

○学給センター所長（義 了君）

ごめんなさい。すいません、全てのという意味合いは。

○1番（井上和代議員）

すいません。例えば、10人いたら10人に対応しているのか。イエスかノーかだけで結構です。

○学給センター所長（義 了君）

こちらに対応希望した方に対して全てに対応しております。

○1番（井上和代議員）

10人いたら10人の今対応ができています。難しい形の子供たちがいる、いないにかかわらず、そういうものにもこれから対応できるという形でしょうか。

○学給センター所長（義 了君）

いろいろ軽度の方とか重度の方とかいらっしやいまして、個々に合わせた対応を取っていかせていただきます。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。私がこういったことをお聞きするというのは、もう本当に今からのアレルギーというのは本当に難しく、これからのアレルギー対策というのに対して、今、給食センター、昭和44年で55歳、私よりも少し若いぐらいなんですけれども、かなりの老朽化も入りまして、その中で最新のそういうアレルギー対策ができていかなと例えば、それはできていないんじゃないかなということと、これからのことでそのアレルギーに対応する機材とか、設備とか、そういったものも必要になるかと思うんです。そういったものはどういったものがあるのかなと。例えば、こちらのほうでこういう機材とか、どれぐらいの費用がかかるというものがあれば教えていただきたいと思います。

○学給センター所長（義 了君）

ただいまの井上議員の質問にお答えいたします。

ちゃんとした部屋をつくるのは見積りを取っておりませんが、結構いい金額になるかと思います。一応簡易なものを、部屋を仕切る、アレルギー室を仕切る格好でいきますと、パーテーションと各種調理機器等で約100万円でございます。あと人件費、それに専属につく調理員が1名、約年間にして170万ほどです。簡易なものに対応するには約270万ほどかかります。

以上でございます。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。今、給食のほうを無償化にさせていただいて、これから給食センターもつくれつくれというのはかなり無理があるかと思います。それで、でも、今、アレルギーを持っていたり、これからアレルギーを持っている子供たちが入ってくるということは、やはりそれなりの準備というか、そういったものも必要かと思います。それに対して、今、かなりの費用があるわけですが、すけれども、そういったものにも今から、もう本当に今日から対応させていただいて、一日も早くそういった形の対応ができる施設、部屋というか、そういったものというものを用意していただきたいなというふうに思いますけれども、これはどなたにお聞きしたらいいのかと思うんですけれども、その辺のところを少しお聞かせいただきたいなと思います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

給食センターの老朽化については以前から要望があったりしているところでもありますので、これから先の給食の在り方等も関連してきますので、子供たちに安全な給食の提供をできるように、無償化も進めてきたわけですので、建て替えについては庁舎、それから学校の建築等も併せてまたシミュレーションを今作成中でありますので、給食センターも建て替えに向けてできるように進めていきたいと考えております。

○1番（井上和代議員）

給食センターの大きな建物をすぐというふうには本当にならないかと思います。でも、今、ずっとお話をさせていただきましたアレルギーの子供は、今現在、学校に通い、そして給食を他の子供たちとは違う形で進めていっているわけですので、そういったところを先にとりあえず進めることはできないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

今、給食センター所長のほうからも説明があったんですが、アレルギーの子供たちの対応のためにどういったものが必要なのかというのもまた先ほど検証してございますので、その対応については先に取り組むべきかと考えております。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。今、子供たちを取り巻く環境というのは日々変わっている中で、お母さ

んたちは子供の体のことを主体として、たくましくあるように、そして、基本の体をつくっていくということで、子供たちを全面にフォローしていると思います。体に影響があるものをお母さんたちは日々考え、そして対応し、いろんな形で過ごされているわけですが、幼児期を過ぎますと、小学校のほうへ入学し、それとともに大きく母親の手を離れるんです。そして、町がそれを受け入れるんです、学校給食という形で。そして、それを安心してお母さんたちが受け渡す相手側、学校、町、こういったところが不安定であれば、どこまでお母さんたちは心配をし、手を差し伸べなきゃいけないのかなというふうに思うと、受入れ側というものはやはりもう少し親切、丁寧、優しさという形で子供たちを包んでいただきたいなというふうに思います。今、1人ですか、2人ですかというようなお話をところどころで聞くことがあるんです。1人だから、2人だからということではなく、1人でもという形でいろんな形の対応をしていき、町のほうでも受け入れていただきたいなというふうに切に願って、私のほうは終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（前 徹志議員）

これで、井上和代議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時03分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、美島盛秀議員の一般質問を許します。

○14番（美島盛秀議員）

町民の皆さん、こんにちは。伊仙町議会議席番号14番の美島盛秀でございます。町民の皆様には大変、伊仙町議会をはじめ、個人的にもお世話になっておりまして、本当にありがとうございます。

コロナ禍の厳しい社会情勢にあって、最近、ロシアとウクライナの関係が悪化し、全世界中が注目をされ、全世界の国々から批判の声が毎日上がっておりまして、このこと等が報道をされております。

私は、議員として執行部と対峙するための質問をするわけではありません。対峙は好みません。しかしながら、このロシアとウクライナの関係のごとく、今、伊仙町でも分断が続いているのではないかと懸念することでありまして、分断がこれからも続くのか、あるいは連帯できるのか、しっかりとチェックをしていかなければなりません。

私は、伊仙町政の正常化をしなければならないという立場から、また、公正で公平な町政運営実現のために、誠実に、着実に議会の使命と職責をしっかりと果たしてまいります。これからも町民の皆さんをはじめ、執行部の皆さんには大変お世話になります。

先ほど、議長より一般質問の許可が下りましたので、通告に従って質問をいたしてまいります。

執行部の明快な答弁をお願いいたします。

まず、大きな通告で町長の政治姿勢についてであります。

このような通告をしてあること等を含めて、何回か質問をしてくるわけでありましてけれども、先ほどの井上議員からもいろいろ質問がありましたけれども、なかなか改善が進まない、改革ができない、非常に残念なところであります。そういうことにつきまして、町政運営は正常に公正で公平に執行されているか、通告してある項目について答弁を求めるものであります。

1番目に、令和3年第4回定例会で、今後、私が判断する事業は公平にノーサイドで行くとの答弁がありました。ノーサイドに行く。私はこのときも、12月議会でも20年かかってできなかったこと、これからはノーサイドで行くという答弁でありましたけれども、その内容について詳細な説明を求めるものであります。

2番目に、新庁舎建設における指名委員会や入札と落札の結果、契約議決に至るまでの経緯について問うものでありますけれども、私も新庁舎建設には賛成であります。計画当時からいろいろと質問を執行部にしていまして、2回とか3回とか4回とか、あるいは農高跡地とか、いろいろ問題等ありました。指摘をして、問題のある点に対しては私なりに指摘もしていまして。しかしながら、そういう指摘をした町民の声として執行部に申しあげたことの改善等はされなかったのではないかという思いもいたしておりますので、こういう質問になりました。

3番目、人事異動での職員の綱紀粛正は正常であるのか。また、休職や中途退職者はいないか。このことで行政事務への支障はないのか問うものであります。

4番目に、5期20年間に起きた伊仙町堆肥センター使途不明金問題、備品未納問題、漁業集落の備品未納問題、糖業振興会の使途不明金問題の解決はできたのか。この点に関しては、主に大まかな大きな点で町民の監視度も高く、そして、町財政にも大きな損害を与えている事案でございますので、このこと等について、まだ解決の糸口さえできていないのではないかという思いで通告をしたところでもあります。

5番目に、町長の職権範囲は政治家として広範に及ぶと考えられますが、議会や議員選挙への関与は異常だと考えます。町長の認識を問うものであります。

以上、5項目にわたって通告してございます。2回目の質問は自席でさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○町長（大久保明君）

美島議員の質問にお答えいたします。

まず、1番についてでありますけれども、12月議会でのノーサイド発言についてまず申し上げます。

これから少子化、そして非常に環境問題、災害問題など、また、今、議員が申しあげたようにコロナが収束しかかっておりますけれども、世界的には本当に驚くような戦争が始まっております。混沌とした時代の中で、伊仙町はこれから、確かに議員がおっしゃったとおり、激しい争いがあり

ました。私もそのことが伊仙町の発展の障害になっていることはずっと申し上げてまいりました。最初の2期目までは、激しい状況でありました。3期目、4期目は、安定したかに思えたんですけども、まだまだ私の力量不足でこの2回、激しい対立があったと思っております。

これからノーサイドというのは11月、12月議会で答弁したとおり、町長の持っている権限は人事権と予算編成権であります。このことをいかに全町民のためになるかということ、そして何よりもこの厳しい時代にこの町が大きく飛躍していくと、私は公約でもうあえて人口増加を実現するというように公約いたしましたし、それを実現するためには、今こそ、この厳しい時代こそ、伊仙町がまとまっていくと、1つになっていくということが最も重要であると考えております。そのために、職員に関しましても、年功序列を廃止して能力主義を、そのような改革を行ってまいります。適材適所という形になると思いますけれども、そういった形で伊仙町が一体となって、議会も一体となって、侃々諤々議論しながら、この町を推進していきたいと考えております。

具体的には、いろんな公共工事に関しましても、これは指名委員会においても、総務課長とも議論しながら、みんなが公平になるような指名委員会に取り組んでまいりますし、それから、先ほど人事に関しては公平に能力主義を、やる気のある人たちをさらに伸ばしていくための人事を行ってまいりたいと考えております。

いずれにしても、今は大きな過渡期になったと私自身も考えておりますので、美島議員の質問に対しても誠実に、真摯にこれから答弁をしていきたいと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

今の町長の答弁から、過去20年間の反省の弁もあったのではないかと受け止めます。そういう中で、6期目の公約の実現のために、今後はノーサイドで行くということだろうと思っておりますけれども、私はこの20年間のいろいろな町長の政治姿勢が私は先ほど申し上げました分断、伊仙町を二分した激しい選挙につながったのではないかと。また、以前は選挙が終わればそうでもなかったことは、私も町が追われることは好まないわけでありますので理解ができますし、また、何十年来続いた伊仙町の町政がいろんな面でマイナスの結果が出ていたということについても、一人の議会議員として反省をするところでもあります。

そういう中で、私も27年目になります。その長い歴史の中を振り返って、私は今の伊仙町がどういう方向に行かなければいけないのか、真剣に考えているところであります。これからの子や孫にどのような伊仙町の体質といいたいでしょうか、若い子や孫に伝えていかなければならないかということをお互いでみんなで真剣に考えるために、こういう過去を振り返りながら質問をさせていただいております。

このようにして町長も自分の我が身を顧みて反省の弁もあつたらうと考えるところでもありますけれども、公共工事等においてもということをおっしゃったけれども、過去20年間、公共工事についてはいろいろノーサイドでなかったと。あるいは指名委員長や、あるいは各関係する課長、あるいは町長がいろんなそういう事業に関与していたというふうな受け取ってよろしいですか。

○町長（大久保明君）

副町長不在のときは総務課長が指名委員長でありますので、それに関しましては私は一切関知しておりません。町民の一人としていろんな社長さんとかいろんな方々が町長と後援会の中で話をしたりすることは、これは人間社会ですからあるわけでありますので、そのことは私が指名委員会に参与しているかどうかということとは全く無関係の話であると思っております。

議員がおっしゃったように、激しい争いがあったと思います。それはなぜなのかを振り返って、私も反省すべきは反省して、そして伊仙町にこれから必要な政策、そういうものもさらに進めていきたいと思えます。

伊仙町はこの20年間、人口減対策としてはどの町よりも成功していると思えますし、それを今後さらに進めていくということは、これは本当にこれからが正念場であるし、逆に今、コロナ禍の中で地方移住という流れは間違いなく出てまいりました。そのための住宅政策を、そして、小規模校のさらなる生徒増を進めていくとか、ああいうことをあらゆる手段、政策、そして、国の予算獲得のために使っていくということを邁進してまいりたいと思えます。

そして、伊仙町も議員の集落である阿権の前里屋敷がいろいろ5年ぐらいかかりましたけれども、伊仙町のゲストハウスとして象徴できるような建物ができてまいりますので、今後とも、集落がある意味競争して住みやすい集落づくりをしていくと。

私は集中から分散ということがこれからもさらに必要だと思えます。そして、先ほど議員がおっしゃったように、分断ではなくて連帯、これは前町長が融和と連帯ということをお話をしておりました。あのことがやっぱり推進できなかったことは前町長も本当に無念だったと思えますけれども、私もこれから政争から政策の町というまちづくりを、今、しばらく頓挫しておりますけれども、それを政策中心に、そして多くの町民の方々の意見を聞きながらやっていきたいと思うし、いろんなこれから答弁していく残された課題に関しましてはかなり進展してまいりましたので、また担当のほうから説明をしていただきたいと思います。

○14番（美島盛秀議員）

私は工事関係についてお尋ねをしたわけでありますけれども、そういうことには関与していないと言われました。しかし、これは数年前に私が、当時は副町長もいましたときに、指名委員会で決まったことを町長は入札の時点で変えていた。それを質問したら、町長は「その最終的権限は私にあります」と。関与していたじゃないですか。ですから、私は今、町長の言っているそういう答弁等には信頼性がないと私は考えております。

また、公約について私は否定しているわけではありません。多くの公約は実現できた。すばらしく変わった点もたくさんあると私は思っております。しかし、政治家というのは長く続けば続けるほど、この小さい伊仙町では地域の人やあるいはいろんな方と密着がすごい関係が深まってくる。これは仕方のないことだと思いますけれども、そういうことを乗り越えて私は町長としての資質を今後しっかりと持って、公平公正にやっていただきたいと思います。

これ、1番は終わります。

次の2番目をお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

2番目の新庁舎建設における指名委員会や入札と落札の結果、契約議決に至るまでの経緯ということではありますが、令和3年11月8日、指名委員会を開催してございます。閲覧期間としまして。

○14番（美島盛秀議員）

もう一回。指名委員会はいつ。

○総務課長（久保 等君）

11月8日。閲覧期間としまして当11月8日から11月25日、開札であります。令和3年11月26日に開札をしてございます。落札の結果としましては、令和3年度伊仙町役場新庁舎新築工事1期本体工事、落札者が湧上建設工業株式会社、落札金額が12億3,090万円、令和3年度伊仙町役場新庁舎新築工事1期地盤改良工事、落札者が株式会社南宝建設、落札金額が7,524万円、令和3年度伊仙町役場新庁舎新築工事1期外構工事、落札者、久保建設工業株式会社、落札金額7,205万円、令和3年12月7日、議会へ議会議決が必要ということで提出してございます。令和3年12月9日、議案第86号として可決されてございます。

○14番（美島盛秀議員）

ただいま総務課長から説明があったとおりだと私も思っております。

それで、3月4日の全員協議会の中で、総務課長が指名された提示をされた資料があります。この資料、お手元に持っていますか。この資料についてお尋ねいたします。

ただいまの説明で、12月26日ですか、入札が。この入札が3件、3工区に分かれて3件一括で1期工事として入札がされたわけでありましたけれども、この入札額が12億3,090万円でありました。そして、この資料の説明で、令和3年度のそれぞれの額が示されております。建築本体工事が6億7,136万9,000円、これは議会の皆さんも資料としてお手元にあると思いますので、数字的にはしませんけれども、この中の建具工事、電気設備工事、機械設備工事、それぞれ合わせると5億6,999万8,000円になります。そして、それを含めた額が先ほどの12億3,000万の落札価格と考えますけれども、さらに、令和4年度の補正で不足分の金額として6億2,253万6,000円の額が示されております。この数字から見まして、建築本体工事が2億3,240万2,000円の追加、これは補正額になると思いますけれども、そして、地盤改良工事が2,927万2,000円、数字的に出ております。

ところが、この数字と、それから令和3年度の数字を比較してみますと、地盤改良工事もそれぞれ2,927万増額になる。建具工事も4,000万以上増額になる。電気設備が2,200万以上増額になる。機械設備工事が2,200万以上増額になる。外構工事費が5,800万増額になる。こういうように増額補正が令和4年度に予定されているんですけど、こういう受け取り方でよろしいですか。

○総務課長（久保 等君）

先般、全員協議会の中で、私が手持ち資料の説明資料としてお持ちしたものをコピーしてお渡し

したんですけど、今、金額等のことを言われましたが、ちょっと打合せをして答えたいと思うんですが、令和4年度に上がっている金額については2期工事の分でございます、これが補正で上がるということではなく、2期工事分の工事費がここに示されているということでございますので、その質問と私の答えが行き違いがあれば、ちょっと打合せをしてから答えようと思います。

○14番（美島盛秀議員）

なかなか額が大きくて私も理解ができませんけれども、なぜ私がこれを質問したかという、私はこの工事がそれぞれ入札が行われていたと。建築本体工事、地盤改良工事、外構工事、この3工区に分けて入札が行われていたけれども、なぜ建具とか、あるいは電気設備、機械設備、こういうふうな額面が出ているにもかかわらず、一括して本体工事に組み入れて入札をしたのか。そのことを私は質疑でもやっております。

それで、私はそういうことが理解できないから、ぜひ分けてそれぞれの入札をしてくださいということで、私は理解できないということで反対をした経緯があります。そういうこと等を含めて、この数字的な説明がちょっとしにくいということでありますので、議長にお願いします。休憩してこの数字を精査させてできないでしょうか。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午後 1時00分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

会議を再開する前に、本日午後より、稲田耕地課長が病院受診のため欠席届が提出されておりますので、田中耕地課長補佐が代理出席となっております。また、午前の会議中、途中より、重村選挙管理委員会書記長が体調不良により急遽病院受診したいとの申出があり、欠席届が提出されたので、ご報告いたします。

○総務課長（久保 等君）

先ほど、美島議員からの質問にお答えします。

皆さんにお配りした資料でございますが、全協の中で私が説明資料ということで手持ち資料でありましたが、その中で、当初の予算額18億2,300万、これが31年の3月までの新庁舎をつくった際の試算ということで掲示されたわけなんです、その後、場所、それから形状等も変更になり、今回、もろもろの工事費等が加算されてこの正本ができていっているわけなんです、これが令和5年度までのものができていけませんので、改めてこの正確な表を作成して、皆さんのほうに再度お示ししたいと考えております。

その中で、なぜ、令和4年度に本体工事、地盤改良建具工事、電気設備工事等々がさらに追加で

のせてあるのではないかというご指摘がありました。この部分については、今、地盤改良をしている箇所、これが新庁舎の本体の建てる場所になります。その後、そこが終了した後、今の現庁舎からの引っ越しを行い、現庁舎を解体・撤去した後に、その跡地に多目的ホールという形で2期目の工事が入ります。その2期目の工事の経費が令和4年度のこの部分にのってきていますので、さらにここを再度、この表をつくり直して、また皆さんにお示ししたいと考えております。

それと、令和3年度の本体工事、それから建具、電気、機械等々が分けられて設計がされているというご指摘ですが、本体についてはプロポーザルで決定した設計予算がしているところがありますが、この電気、それから機械等についてはまた専門業者に設計、下請を出して、このようなそれぞれの設計額が掲示されているところがございます。

なぜ分けて発注しなかったのかという指摘もございましたが、それぞれその資格、免許も発生することなんです。それぞれが元請になりますと、その機動力、そういうことも発生してうまく工事が進まないということも懸念される。1つの本体工事を取った1つのところが管理をする。その中で下請を出して、そこが進捗も全て管理をするというほうが、この規模になった建築工事についてはその出来上がり、それから工事の進捗等も完成に向けて完全なものができるということで、このような発注になっているという経緯でございます。

○14番（美島盛秀議員）

今の説明でおおよそ理解ができてきました。

そこで、今の答弁で、当初は31年度の予算で18億2,333万7,000円ということのようですが、そういうことで理解してよろしいですね。その18億という当初の予算、これはプロポーザルで選定された設計事務所、これがこの31年度の当初の予算も設計をした単価でと理解していいですか。

○総務課長（久保 等君）

当初、継続費に計上した金額については、予備設計といいますか、基本設計のところでこのプロポーザルを受けて選定したところがこの金額を出していませんので、当初、農高跡地ということで計画を立ててございまして、そこが試算した設計額であります。その後、プロポーザルで決定して、この令和3年度に本体工事とか出ているところが、今のプロポーザルを受けた設計屋が設計した金額ということになります。

○14番（美島盛秀議員）

当初の設計と設計事務所が違ったということなんですけれども、これは当初の設計屋というのは農高跡地で設計を計画していたときの設計単価ではないかと私は思うんですけれども、もしそうであって設計変更の見直しがあれば、これは、このプロポーザルで選定された設計屋と話し合いなどをして、きちんとした計画の下でやるべきだったとは思いますが、そういう打合せ等はやってありますか。

○総務課長（久保 等君）

最初の予備のこの金額を出すときに、建物の形状、それから規模等も示されたわけなんです、

その中で、このプロポーザルをしたところとはいろんな形状、このような形でいいのかというところも含めて、どの設計が伊仙町と歩調を合わせてうまいものをつくっていくかという設計をやるプロポーザルもあったことから、そこと、決定したところと打合せを十分に図って、今のこの設計が出来上がっているということでございます。

○14番（美島盛秀議員）

平成31年度の予算ですと、平成31年度といいますと令和元年度、今丸3年、やがて4年になるわけですが、その間、しっかりと打合せ、連携が取れていれば、私はもっと入札も早まっただろうし、工期の心配などなかったと思います。そのときに入札、落札した後に、この元請をされた会社の会長さんに呼ばれて話をしました。そのときに、この工事、電気とか、あるいは機械設備、建具、こういうのを区別して入札をすると工期が間に合わないとか、あるいはそういう技術的な心配があるとか、いろいろ説明を受けました。それでも私はお願いをされましたけれども、私は協力できませんとはっきり言いました。何か不自然さが残る入札だったということでお断りをしましたら、そのときに、町長も来ていますから呼びますかということで、その建設会社の事務所で町長も同席をして話をされたんですけれども、町長、その記憶はありますか。

○町長（大久保明君）

そのときは私も呼ばれまして、美島議員も樺山議員もいたと思います。その場で確かに社長が分割するというのは非常にいろんな書類上、いろんなまた連携等がうまくいかなかったりすることは、これは普通考えてもそういう連携が不十分にいつてもうまくいかないという懸念はあると思いますし、記憶によれば、そのとき、同時に徳之島町の庁舎建設も進んでおりましたけれども、かなり工期が遅れているというふうな話はしていたような気がいたしますので、一括してやったほうがいいのではないかというふうな意見だったように記憶をしております。

○14番（美島盛秀議員）

その件に関しては、いろいろ私も一緒に話を伺っておりますので、理解ができます。その場で私は、同僚議員もいましたけれども、2人だけでは判断、賛成するとかしないとか判断できないから、当時の我々の同僚議員の7人と、7人に説明をしてくださいということで、翌日の5日に委員会室で議長を立会人にして総務課長のほうから説明を受けましたけれども、総務課長、そのときの記憶はありますか。

○総務課長（久保 等君）

全協という形で説明をしたことが何回もありまして、それがそうだったのかはつきりは覚えていないんですけど、説明はした記憶がございます。

○14番（美島盛秀議員）

このようにいろいろと状態が変わってきた。いろんなことが想定されるわけでありまして、そういうことに対して、私は一括して入札するのはいかなるものかということの説明を求めたり、あるいは反対の理由にもなったわけなんですけれども、この一括の入札についてはさっきの説明で

理解ができることがあります。

そういうこと等を含めて、令和4年度の2期工事、この2期工事においてはまたさらに本体工事を元請をした関係した会社に、この事業も継続してやらなければならない理由があるのか。また別に入札をすると考えているのか。お尋ねいたします。

○総務課長（久保 等君）

今、基礎工事が、1期分の基礎工事が始まった段階でありまして、この2期工事をどうするかというところは今から考えていかないとありますが、いろんな意見も交えてここも考えていかなければならないというふうに考えております。

○14番（美島盛秀議員）

私はこの令和3年度の工事入札、それからこの2期工事の額、この額等を合わせると、建具、電気、機械、外構、地盤改良、全部1億を超えると思うんです、計算してみれば。そうすると、こういう仕事を幾つか分割してやれば、大きく仕事をつくるから地元で施工管理責任者がいないとか、いろいろ弊害があると思いますけれども、これを分割して地元業者に発注すれば、私は地元の経済効果にも結びつくし、あるいは、いろんな面で利便性があったと思って質疑等もやったんですけれども、そういうことは可能じゃなかったんですか。

○総務課長（久保 等君）

こういった金額の工事になりますと、その会社に一級の管理技能士が2名程度常駐、事務所にも常駐、それから現場に常駐しないとならないということも考えられますので、そこで、こういった言い方が失礼に当たるかもしれないんですけど、施工図、この規模の施工図を書いて、実際に他の関連する工事等々を連携してうまく進めるのかどうかというところはちょっと疑問に感じますので、その辺のことも検証しながら今後は考えていきたいと思っております。

○14番（美島盛秀議員）

そうしますと、分割して落札をした、できなかった地元それぞれの業者さん、その業者には資格、そういう入札に参加できるような技術者がいなかったと、いないというふうに受け止めていいですね。

○総務課長（久保 等君）

再度調べてお伝えしますが、1件、1社程度、そういった指名願にそういった技術を持っているところがあったと記憶をしておりますが、また再度調べてお伝えします。

○14番（美島盛秀議員）

こういう結果をつくり出したと、招いたということ、こういうことも私は町長に責任があると考えます。20年かかって他町村の業者に仕事を発注しなければならない。地元の期待のかかった新庁舎の建設であります。そういう業者を育てられなかった町長の責任も私は問いたいわけでありませけれども、そういう観点から、町長はそういうことにちょっと疎いんじゃないか。あるいは、もしこういう工事関係、これだけの小さな伊仙町でありますので、地域密着型、ひよっとすると癒着

構図が出来上がっていたかもしれません。そういうことを考えると、非常に問題が出てくると私は考えますけれども、その20年間において、そういう普通の技術ができる安定した会社、そういう会社が育たなかった理由、あるいは育てようとしなかった理由、そういうことを町長、説明ができれば少し答弁をお願いしたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

先ほど美島議員のほうからもあったのですが、何十年に一度の庁舎の建て替えというところで考えますと、こういった規模の仕事が2、3年に1回出るという形ではございませんので、それをこれに合わせた形でそういった技術者を抱えるというのも、また会社では経費がかかってきますので、今、業者育成というところで考えますと、そういった技術者を抱えないとできないよというところと、また、さらによいものをつくるというところでは必要とは考えますが、それが逆に維持管理というところで経費がかさむのであれば、また今、伊仙町で行われる公共工事の規模等も勘案したほうが良いと思いますので、それはまた今後課題になってくると考えております。

○14番（美島盛秀議員）

質問のしようもありませんけれども、なぜ私がこのことを言ったかといいますと、私は毎回毎回こういうことを指摘をしてまいりました。去年、一昨年議会のときに、傍聴に来ていた2名の方が、後ろから私のちょうどこっちから手の届く範囲ですから、私の襟首をつかんで引っ張ってみたり、あるいは議場に飛び込んできて私の首を絞めてみたり、こういう本当に異常なことが起きました。そういうこと等を含めて、私は外部からの町長への圧力、あるいは、先ほど申し上げました言葉はちょっと悪いですが、ブローカー的な人、そういう人たちがあまりにも介入していたのではないかと、そういう懸念さえいたします。そういうことと今回の工事にそういうような人たちの介入などはなかったかどうかお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

今、総務課長が話したような、これは大変重要な仕事であるし、失敗が許されることのない大規模な工事であります。当初から地元業者という形で学校の建築はほとんど地元業者、体育館も地元業者でありました。ほーらい館もそうです。その中でずっと感じたことは、申し訳ないけれども、いろんなトラブルが多過ぎたような気がいたします。2つの小学校は木材の中から虫が出てきたと。それから、もう一つの学校は手抜きがあったとか。また、体育館等、これは正直申しますと、ほーらい館でも完成直後に雨漏りがありました。これがまた一つは地元業者で分割したわけですけど、分割したその裂け目からそういうことが起きてきたということは何回も注意・指導した中で改善がなかったという経緯も説明したいと思います。

大規模な工事に関しましては、これは我々もいろんな建設、建築、設計に関しましても、プロポーザルで公正な形で優秀な方が受注いたしました。そういった経過の中で問題がないよう、そして、今年度中に着工しないといけないという時間的なこともありまして、トラブルのないように令和3年度中に着工できるようにということなどを考えてきたわけでありまして、美島議員が今話した外

部からのいろんな圧力というものは、それは町内での方々、いろんなみんなが参加、分割してできるようにしていただきたいという話はもちろんありましたけれども、そのような大きな圧力というものは全くない状況の中で、今回、このようにプロポーザルで設計して、今、信頼できるいろんな会社を指名して、しかもこれはまた一括してやったほうが安全であると。中に分割して連携がうまくいかないという、そういう可能性で工期が延びてしまうと非常に厳しい状況になるということもあって、これは総務課長が指名委員会の中でもその辺はしっかりと分析してやった結果が今回の庁舎建設に結びついたと思いますし、これは本当に失敗が許されないような工事ということをしかりと覚悟してやった結果がこういう状況で、これからもスムーズに進行してできるように願っている状況でございます。

○14番（美島盛秀議員）

理解していいのか、理解できないのか、私も迷いますが、なぜそういう業者を育てられないのかということにつきまして、もう副町長が不在で1年半になります。今までも副町長の不在というのがありました。あるいは、副町長が途中で辞めるということ等、大事な責任ある職員、役員といいたいでしょうか、人たちが辞めざるを得ない。そして、それを町長が決め切れない。提案し切れない。このこと等がそういう原因になってきた。今現在は総務課長のほうで指名委員長をやっておりますけれども、肩書は指名委員長であっても、一職員です。職員が職員同士で指名委員会をしてもうまくいくはずがないと私は考えます。そういう中で、私はブローカーとか、あるいは外部からの介入、そういう圧力等がなかったかと言いたいわけなんですけれども、ぜひこれからはこういうことがないような、そういう疑われるようなことがないような入札等を行っていただきたい。

そして、これ、3月3日付の新聞です。天城町の防災センターの件です。町に損害、賠償請求、これは金額的に1億円です。住民からの訴訟が起こされております。これに関与して訴訟を起こされているのがこの元請会社じゃないかと私は思うんですけれども、そういうこと等、承知してましたか。

○総務課長（久保 等君）

どの時点でこれを承知していたかというところもあるんですが、そういった問題が起きているということは天城の総務課長から聞いた覚えはあります。

○14番（美島盛秀議員）

訴訟が起きたのはつい最近でありますけれども、これは平成16年の時点でのそういう入札に関係する不手際の発覚です。もう5年、6年になります。こうして5、6年になってもこういうものが出てくる。物事というのは、その場はみんな喉元過ぎれば熱さを忘れるという言葉のごとく、何か忘れる。そういう感じがしますけれども、こういうことは5、6年しても出てくるということ。そして、この当時のことが、これは国庫補助金、これ等の補助金返納はしなさいと、賠償されております。そして、補助金を返納した額を補償しなさいということの訴訟なんですけれども、もし何かこういう工期が遅れて工期延長があったり、あるいは大きな瑕疵があったりした場合には補助金返

納等も考えていかなければならないところだと思いますけれども、そういうこと等を鑑みて、今の時点で工期は十分間に合うと考えておりますか。

○総務課長（久保 等君）

今回、この庁舎建設に対する事業の特例交付金であります。これは令和2年度中に実施設計に取りかかった事業については、最終の工期を、工期といいますか、これが令和5年なのか、令和6年なのかというところもあります。その後ろを決めていないということの事業費でありますので、今回、令和5年度までの継続費という計上も、そこもあってなんです。一応、こちらの想定している工期に関してはきちんと守らせるようにしていきたいと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

今の工期が今年の12月29日だったんですか、と思いますけれども、あと10か月少々、これで工事が、この2期工事も含めて、2期工事は別。4階の1期工事、これが竣工できると考えてよろしいですか。

○総務課長（久保 等君）

今、12月をめどにということですが、これが令和4年度中に引っ越しがなされないといけないということで、遅くとも1月頃には完成して引っ越しの準備ができて、令和5年の4月にはそこで事務がスムーズにできるような形を取っていこうと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

ぜひ私もこの新庁舎に関しては建て替えは望んだ事案でもあります。その関係上、私も今回の議会選挙にも立候補いたしました。何とか当選することができました。また、60周年という節目のときに新しい庁舎ができる。歴史に残る、そういう中で議員活動ができたということに、私は誇りに思うところでもあります。ぜひ何事もないように、来年4月1日から新庁舎に移って、職員が丸丸となって仕事に励めるように努力をしていっていただきたい。このことを私は申し上げ、完成を期待して見守っていきたく思っておりますので、よろしく願いいたします。

じゃあ、次、お願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

人事異動で職員の綱紀肅正は正常であるのか。また、休暇や中途退職はないか。このことで行政事務への支障等はないのかという問いであります。人事異動についてはこれまでも適材適所を念頭に行っているところでありますが、また、綱紀肅正に関しても、毎月の全体朝礼、それから毎週、定例課長会などを機会を捉えて啓発を行っているところであります。

休職者については、3月1日現在、1名が休職しているところであります。また、中途退職者については、令和3年12月31日付で1名が自己都合により依願退職してございます。

このことで事務に支障はないかというご質問ですが、本年度の事務分掌を作成する際に、一担当者に副をつける形ではなく、先ほど井上議員の言葉でもあったんですが、3名体制ぐらいで全てが正になってどの仕事も覚えて担当者が不在ということがないようにということで、そういっ

たことを念頭に事務分掌も作成させ、今、取りかかっているところでございます。

○14番（美島盛秀議員）

綱紀肅正については朝礼等で指導していると言いましたけれども、以前、綱紀肅正の指導において、挨拶をしっかりとしなさいとか、服装をしっかりとしなさいとか、礼儀をしっかりとしなさいとか、言葉遣いをしなさいとか、こういう指導をしているということであったんですけども、伊仙町の職員は小学校並みの指導をしなければならないような状態なのか、私はそのとき疑問に思いました。そこまで職員の綱紀肅正ができていないのか、残念な思いをしたんですけども、そういう答弁等を聞いて、私は議会のあるとき、あるいは役場にたまに来るとき、職員が出勤する2、3分前ぐらいまでは来て、職員の出勤時間を見るときがあります。もうぎりぎりというか、あるいは5分ぐらい遅れて走り込んでくる人、あるいは早々と退庁しているような人たち、いろんなの見かけもしますし、いろんな話を聞いています。そういうようなこと等を聞いて、真面目にやっている職員等に話を聞いてみますと、町長との信頼が全くないと、課長との信頼関係が全くないと、取れないというような話等も度々聞かされました。確かに私が何か用事で要件で庁舎内に行くと、私は自ら進んで挨拶をします。服装の悪い人には「ちょっと気をつけたほうがいいよ」と。履物の悪いのには「ちょっと気をつけたほうがいいよ」と。親しいそう言える人たちにはそう注意もします。しかし、私を見るとつむいて知らんぷりして通り過ぎていく職員もいます。そこまで何かイメージ的に暗い感じがいたします。そういうこと等を含めて私さっきも言いましたけれども、副町長の大事な人事がおろそかであるということ等も申し上げたいわけであります。

たまたま私がこの通告をしてある中で、これ、全文を読み上げることはできませんけれども、私にこういう内部告発の手紙が来ています。この内容は、職員への大声で課長等が叱責したり、叱り飛ばすということです。気に入らない職員への差別、こういうこと等があつてやる気をなくしている職員がたくさんいるという内容の投書です。ぜひ職員を、内容はある程度削除しますけれども、職員、そして伊仙町を助けてくださいとまで言っているんです。これは本当に悲鳴を上げている職員です。だと私は思います。これは男性なのか、女性なのかは分かりません。ここまで来ています、伊仙町は。こういうこと等があつて、あつたのは、あるのは事実だと考えます。

そこで、先ほど休職者が1名、中途退職者が2名と言いましたか。2名と言ったよね。1名。私は中途退職者は3名いたと思います、この1年間で。それはどういう理由かは私は分かりませんが、そして、大事な命さえなくした職員もいます。このことを考えてみますと、いかに伊仙町の庁舎内が墮落しているといひましようか、言葉はきついですけれども、非常に私はこのことを懸念いたしております。また、一般の町民のお話を聞いても、もうちょっとしっかりとしてほしいねと。先ほどの答弁にもありましたけれども、若い職員を異動したりと、あるいは希望した職場に行けないと、そういうような話も出ておりましたけれども、やはり11月の人事異動では優秀な職員を変えていると、いろいろありますので、そういうこと等を今後はしっかり考えていただきたい。そして、中途退職者、そして、こういう内部告発が来る、この人たちも非常に悩んでの結果だと私は思いま

す。こういうような人たちのメンタル、こういうメンタルの面でどういう指導といいたいでしょうか、療養といいたいでしょうか、やっているのかお尋ねをいたします。

○総務課長（久保 等君）

美島議員の質問の中に内部告発というところがあったんですけど、それはまた私は確認もしていないので、過去の話について議会の中で答弁するのはちょっといささか遠慮したいと思うんですが、もしそういった感覚を受けた職員がいるとしたならば、私の不手際が、また言葉足らずのところもあるかとは思いますが、それをまた反省し、今後の指導に生かしていきたいとは考えております。

それと、メンタルの指導でございますが、昨年の11月末頃なんですけど、職員を対象にこの研修会等も開いてございます。また、2月の頭だったと思うんですが、衛生委員会、これは産業医を招いて衛生委員会を開くわけなんですけど、その中でも、先ほど私が1人で事務を担当すると、自分の中でこれは後回しにしよう、苦手な分野は後回しにしようとかいう考えも生まれて、私もそういったことが今までありましたので、そういうことで悩む職員を減らすために、3名程度で副を抱えずに、3名が事務を割り当てて持つというところになっていると。そうすれば、お互いに相談もしやすく、1人で悩むことがないだろうという産業医の先生のお褒めの言葉も頂きましたので、今、この綱紀肅正という枠の中でそういった指導は間違っていなかったものだろうと私も考えております。

今後は、そういった課の中で体調不良等も出てくる可能性もございますので、朝の職員の体調のチェック等も、チェック表みたいなものも受けて管理といいたいですが、1人ずつの健康チェックもしていないといけないというふうに考えて、4月から始めていこうという話も課長会の中でしていますので、この辺のことも徹底して指導、また、メンタルのところも鑑みて対応していきたいと考えております。

○町長（大久保明君）

私のほうからも、いろんな誤解等もあるし、それから、美島議員が言った服装の件に関しまして、時間の厳守に関しましては、ほとんどの職員が問題ないと思いますけれども、数人、十数人ぐらいは何回言ってもなかなか守らない職員は確かにいらっしゃいますけれども、ほとんどの職員がしっかりと来て、しっかりとした時間に退職しているというふうには考えておりますので。

また、ある職員が11月頃ですが、何としてももう今の役職を降ろしてくれという話がありまして、我々も残念ながらもうできないという話でしたのでそれは認めたんですけども、そのことが、町長が強引に課長を降ろしたというように流布されているような感じがしますので、そういうことが美島議員の耳に間違っただけに入ったような気がいたしますので、11月にそういうような人事を行ったことではないということを申し上げておきたいと思っております。

○14番（美島盛秀議員）

質問のしようもなくなりましたが、今の町長の答弁、あるいは課長の、総務課長のさっきの答弁、課長会でいろいろ今後の指導等を話し合いをしていると。私は今後の今後と、もう何回も聞きました。何回言っても何回聞いても直っていない。それは私一人じゃないと思っております。だから、

こういう内部告発も出てくる。自ら命を絶った職員においても、私はその家族や、あるいは身内関係も、言えない部分もたくさんあると思います。そこまで追い詰められた職員、メンタルの件もありますけど。

○議長（前 徹志議員）

美島議員、不幸があったのは確かですけど、役場の責任とは取れないので、その発言はやめてもらえますか。

○14番（美島盛秀議員）

何で。職員があったんじゃないの。

○議長（前 徹志議員）

職員のもの。

○14番（美島盛秀議員）

いや、職員の方の、うちの事務局にもいました。

○議長（前 徹志議員）

執行部の責任ではないと思いますので。

○14番（美島盛秀議員）

いや、そういうことを。

○議長（前 徹志議員）

そういう発言はやめてもらえますか。

○14番（美島盛秀議員）

いや、私一人じゃないと私は思います。まあ、それはやめますけれども、やはりそういういろんな問題に対しての指導、そういうものを前もってやる。あるいは、そういう指導の課長が指導していくと、指導しているという話でありますけれども、何人かいる、十何人かいると今町長が答弁しました、メンタルの必要な職員が。何回言っても、それは体力の不調とかもありますので可能かどうか分かりませんが、誓約書を取るとか、いろんな形で、あるいは医療にかかるとか、いろんな形で指導もできると思います。課長会でそういうことはやめましょうねと、服装はきちんとしてみましょうね、言葉遣いをしっかりしようね、挨拶をしようねとか、こういうことを決めるのは誰でもできます。何回も綱紀肅正については今までも言ってきましたし、他の同僚議員も質問等をやってきました。年代の違いもあるでしょう。最近は職員も若返って、やる気の職員も大分いると見受けております。私たちの年代になりますと、やはり我が子の年齢差もありますので、そこまで我が子のように思って質問をさせていただいているわけでありまして、私も一議員として、今までのようなことを断ち切らなければいけない。そういうこと等を含めて質問しているわけでありまして、そういう共通理解というのが私は必要じゃないかな。また、常日頃に私はオール伊仙町という言葉は私は十何年前に言いました。それを町長も最近はオール伊仙町とよく言いますが、私たち議会は14名おります。町長は1人、副町長がいないから、町長が最高責任者です。職員の責

任者は総務課長かもしれません。そのような人事体制自体が、私はこのようなことを招いていると考えたりもするんですけども、今後、そういうこと等を真剣に取り組んでいただけることをお願いをして、この件については終わりたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

綱紀肅正、服装、それから退庁時・登庁時の件については、今ご指摘のあった何回も指摘されても同じ、課長会でそういった指導をしているという答えは否めないと思うんですが、今回、事務分掌に関しては新しく取り組んで一つのことでありますので、今まで言っていたことをそのまましているということではございません。

それから、町長のほうからもあったんですが、注意しているんですけど、なかなかというところもあります。私も美島議員が言ったとおり、職員とはどういうふうになるべきかというところで、事務のやり方が間違っているところを決裁等で見受けると、これは間違っているので正しい方向に修正していきましょうということも再三言っております。それを人を分けてしていることでもありませんので、それから、メンタルのチェックリストも今回4月からつくっていくということは行っていきますので、その辺も重視していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○14番（美島盛秀議員）

もう終わったのか。4番、次、お願いします。次。

○経済課長（橋口智旭君）

美島議員の質問4番目、5期20年間に起きた様々な問題等の解決ができたのか問うとの質問にお答えいたします。

まず、伊仙町堆肥センター使途不明金問題についてお答えいたします。

こちらは現在、当事者本人と連絡を取ることができまして、土地等の売買による残りの返済額の返済について了承を得られたところでございます。

○14番（美島盛秀議員）

その本人と連絡が取れたというのは、堆肥センターの問題、それから備品問題、漁業集落問題、備品と漁業集落は一緒だったんですけども、糖業振興会の問題は前日の質疑の中でありましたので理解できました。その堆肥センターの問題、あるいは備品問題は解決できたと考えているわけですか。

○経済課長（橋口智旭君）

申し訳ありません。順番にちょっとお答えしようと思ったんですが、備品問題においては社会教育課、漁業集落の備品問題においては経済課の管轄でございますが、当事者本人が同一事業者ということでお答えさせていただきます。

令和4年度の当初予算にも弁護士委託料として社会教育課のほうから予算計上させていただいておりますが、こちら、現在返済額については確約書の金額との差異はございますが、定期的に返済されている状況にあります。しかしながら、確約書の金額と差異があるということで、返済額並び

に返済方法について再度協議を持ちたいと思っております。また、その協議の中で、裁判所を通して調停行為を取ることまで検討し、弁護士に委託する予算も計上しているところでございます。

○14番（美島盛秀議員）

堆肥センターについては平成15年、16年に起きた問題で、特別委員会まで設置してあるということは重々承知だと思います。今、答弁した課長の職員になる前の問題、こういうことを知らない中で答弁をさせる、質問するというのも酷な質問だとは私も考えますけれども、そこら辺り、そういうところはやっぱり総務課長を中心にして、あるいは町長を中心にして、本人と連絡を取り合っ てしっかりと今後解決していかなければならない問題だと考えております。次回、6月議会もありますけれども、このときには解決が方向性ができたと、報告ができるようにまた努力をしていただきたいということをお願いします。

そして、また、糖業振興会の問題も早急な解決で、農業振興にもっともっと力が入れる、また、農家の皆さんが信頼できる糖業振興会であってほしいと。また、備品問題についても支払われているということでありますので、完納できるまできちんとした連絡、あるいは会計面を報告できるようにしっかりと頑張っていたいただきたいと思っております。早くいろんな問題が解決できるように期待をして、この4番目については終わります。

○町長（大久保明君）

町長の職権範囲は政治家として広範に及ぶと考えられるがということでもありますけれども、確かに行動、職権範囲は考えてみたら、あらゆる島内の会合、県内の会合など、それからいろんな式典、あらゆる分野に顔を出さなければならないというふうな状況でございます。

議会や議員選挙への関与は異常だと考えられるが、町長の認識を問うということでもありますけれども、町長としても、これは政治家でありますので、いろんな自分自身の選挙のときも、多くの町民の方々、また、いろんな国会議員、県議員からもいろんなため書き等が来ている中で、いろいろ政治家として応援していただいた方にはやっぱり何らかのお返しをしなければならないというのは人情として当然のことだと思っております。

今回、異常だと考えられるがということは、私は議員選挙において異常な行動をしたとは思っておりませんが、具体的に説明していただきたいと思っております。

○14番（美島盛秀議員）

それでは、はっきり言います。ある特定の議員に投票してくれと、職員に何人かの職員には声かけをされたという話を聞いております。それと、その特定議員というのは、これ、動画で誰か知りませんが私に、私のポストに入れてありました。この写真、そして、その後ろにいる人もこれは私顔見知りの人だと思いますけれども、見ますか。これ、誰か分かりますか。こういうこと自体、そして、この人は結果は皆さんご存じのとおりだと思いますけれども、いろんな話が出てくるんです。そして、3人には町長サイドから選挙資金が流れたと、そういう話さえ出ているんです。そういうこと等はないですか。それが関与したことはないということですか。

○町長（大久保明君）

今のスライド写真は話を私は聞いております。私は選挙の当日、全議員の方々にもため書きを送りましたけれども、時間がある限り、議員の方々のところへ行ってお祝いに行っていました。その方も当選したという話で行った状況ですけれども、実際は誤報でありました。そういうことでありますので、これは特に関与したとかいうことではないと思っております。

そして、私が資金提供したというそれは全くあり得ない話でございますので、そういうでたらめな話を選挙期間中もあらゆる私のことも批判中傷などが出ておりましたけれども、そういううわさというのは選挙にはつきものだと思いますので、私はそのことを今美島議員から言われても、全く関与していない状況でありますので、ですから、ご心配ありません。

○14番（美島盛秀議員）

そうしか答弁できないでしょう。私もそう、もしあれば答弁すると思います。しかし、うわさとか、個人の判断とか、予想とか、それは選挙にはつきものだと町長も理解をしておりますので、町長が知らなくても町長の側近、あるいは身内、あるいは関係する人たちがそういうのに関わったかもしれない。そういうことがないように、今後、ノーサイドで行くと町長は言っていますので、あまりそういううわさ等が出ないように心がけていただきたいと思いますということをお願い申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（前 徹志議員）

これで、美島盛秀議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大河善市議員の一般質問を許します。

○3番（大河善市議員）

町民の皆様、こんにちは。議席番号3番、大河善市です。ただいま議長より許可が出ましたので、令和4年第1回定例会において一般質問を行います。

私は阿三集落区長を約4年間経験したことを生かし、伊仙町の発展のために頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは質問事項に従って質問をしたいと思っております。

1項目、防災関係について。

各集落のカーブミラー・ガードレール等の過去3年間の設置要望件数とそれに対しての設置件数、それに伴います年間の予算額について問います。

2 番目、数年前の大型台風接近情報で避難所設置が行われましたが、そのときの状況についてと現在のコロナ禍での避難所設置計画について伺います。

続きまして、災害時用の備蓄品体制と避難所への自家発電設備状況とそれに伴います保守管理体制について伺います。

2 番目、公共トイレについて伺います。

1 番目、公共トイレの設置状況及び管理体制について伺います。

2 番目、現在整備が進められています義名山公園周辺整備計画に、公共トイレの整備計画があるか伺います。これは公園横のトイレのことです。

3 番目、町内の県道沿いに公共トイレが少なく、世界自然遺産登録で多くの方が訪れていますが、鹿浦大橋周辺にトイレがなく、不便を感じています。旧阿三へき地保育所跡のトイレを改修し、公共トイレとして活用ができないか伺います。

3 番目、町営住宅・教員住宅及び学校校舎関係についてです。

1 番目、町内の老朽化した町営住宅の補修・改修工事について伺います。

2 番目、令和 4 年度以降の町営住宅及び定住促進住宅建設計画について伺います。

3 番目、教員住宅への一般住民が居住している住宅について、老朽化し屋根のコンクリートの一部が崩落や鉄筋がさびてむき出しになっているところが見受けられますが、補修・改修工事の予定がないか伺います。

4 番目、老朽化した学校校舎及び体育館の補修・改修工事について伺います。

5 番目、鹿浦小学校の校舎建設計画について伺います。

続きまして、4 番目、農政関係についてですが、1 番の農林水産物輸送コスト支援事業については、質問を取り消します。

2 番目、経済課内の畜産・糖業・園芸の担当職員については、各関係機関との連携や農家の事業導入を考慮し、一定期間継続した職員の配置が望ましいと考えられますが、今後の職員異動についての配慮ができないか伺います。

5 番、航路航空運賃軽減事業についてです。

①当該事業において多くの方が恩恵を受けていますが、郡島民以外の方への支援拡充ができないか伺います。

以上で、1 回目の質問を終わり、2 回目以降は自席で質問します。よろしく申し上げます。

○町長（大久保明君）

大河善市議員の質問にお答えいたします。

初登壇で多くの質問をしていただきました。今までの区長経験だけでなく、共済組合で関わってきたことなど、今まで課題に思っていたことを今回議員として、集落だけでなく取り組んでいるということが、この質問書の中でよく理解できます。

1 番のカーブミラー・ガードレールに関しましては、担当のほうから説明していただきます。

実はこの道路事業の中で、カーブミラー・ガードレールとしての予算を獲得できる方法があります。それは効果促進事業という形で、県道を造るときにその2割はカーブミラー・ガードレールに適用できるというふうな制度がありますので、今後そのことを活用して、安心安全な運転ができるように、また災害時に多くのガードレール・カーブミラーが破損しておりますので、それにつきましても自然遺産になっていく中で強力にやっつけていける可能性がありますので、取り組んでまいりたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

大河議員の防災関係についてでございますが、カーブミラー・ガードレールの過去3年間の予算額なんですけど、平成30年度執行済額が121万2,140円、令和元年度155万9,174円、令和2年度には要望額、実施額が多く532万3,303円、令和3年度、今現在進行中ではありますが、今執行しているのが223万2,749円。今依頼済みのところもありますので、これが3月末にはもう少し増えてくるものだろうと考えております。

件数については、少額のものから多額のものまで多数あるんですが、最近でいいますと、喜念のコバンシャ手前のカーブ、目手久の県道沿いのT字路、それから検福の今、じゃがいもの集荷場になっている裏のカーブ、それから伊仙カーシティ入り口の北側、阿三の福宮商店の南側と北側、それから糸木名の住宅の西側等々がこのロードミラーを設置してございます。

それから、その要望に対してですが、緊急を要するもの、またその土地、設置する場所ですね、その辺のことも考慮して協議をして設置を進めているところでございます。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。各集落がやっぱり区長さんとか町民の方が設置について要望があると思いますが、今、総務課長の答弁を聞くと、予算措置の金額がやっぱり少ないんじゃないかなと思っております。

先ほど町長が予算を取る方法があるとおっしゃってましたので、ぜひ総務課のほうでそういうことも検討なされて、やっぱりできるだけ多く各集落の皆さんからの要望、危険箇所があると思いますので、改善に向けて努力をお願いをしたいと思います。

次に、金額的にもやっぱり少ない現状でありますけど、県道沿いはよろしいんですが、土地改良区の中で多面的機能支払交付金を管轄している地区でのやっぱり要望等もあると思うんですね。そういうところの設置等については、管轄が総務課で、この多面的関係は耕地課だと思っておりますが、その辺の連携を取りながら、こういう要望等があったら整備を進めているかどうか伺います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

多面的支払交付金事業でありますけど、その土地改良をしている地区の面積等に応じてこの交付金が決定されるわけなんですけど、その地区内の施設については、今言った多面的支払交付金事業を活用して修繕等に活用していただきたいと考えております。

それ以外のところについては、また道路の老朽化等にも伴ってくるわけなんですけど、建設課ないし総務課で、どこでするほうがよいのかということも協議して実施をしているところがございます。

○3番（大河善市議員）

ただいまの多面的機能支払交付金についてですが、実際に阿三地区でもあるんですが。耕地課の前課長が現場を見て、担当の方も見たんですが、そこがやっぱりどこがやるのか、そのままでも現在も1年経過してもそのままの状態であるからこの問題を今聞いたわけですが。

やっぱり横の連携を取って、総務課で予算が少なかったら私が今言っている多面的機能支払交付金を活用した、対応したことができないかということです。それについてお答えをお願いしたいと思います。

○耕地課長補佐（田中勝也君）

ただいまの大河議員の質問にお答えします。

多面の交付金ではカーブミラーとかの設置が難しいと思われまして、また各組織の代表者と耕地課の担当者でそういう危険箇所を把握してもらって、また総務課と協議して設置を検討したいと思っています。

○3番（大河善市議員）

3番、大河です。分かりました。やっぱりそういう、私が言っているのは、横の連携を取りながら事業を、やっぱり要望等があった場合は進めてほしいということでもありますので、よろしく願いをしたいと思います。

次に、このカーブミラー・ガードレールについては業者が一括して請け負ってやるのか、個々について業者がやるのか、ちょっと教えていただきたいと思っています。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この要望箇所が近くであったり、1か月程度でまとまった要望があった場合は、その2・3か所をまとめて依頼することもございますし、また1か所要望がある際に対してもそういった1か所で対応しているという現状でございます。

○3番（大河善市議員）

3番。やっぱりこのカーブミラーについては予算的にもそうじゃないと思うんですが、ガードレールについてはやっぱり結構金額も張ると思いますので、その辺を検討なされて、多くの箇所を整備できるような方策を取ることができないかということについてお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

ただいま言ったように、カーブミラーについて、どぶ漬けといいますか、基礎を造ってそれを設置箇所に埋めるぐらいですのでそんなに費用はかからないわけなんですけど。ガードレールにつきましては、その取り付ける脚といいますか、重機も必要となってきますので、結構な重機借上料、そ

れから原材料費もかかってくるわけですので、それについてはそのメーター数等も考慮して、今後計画的に進めていくことになると思います。

これを経費を抑えて多くのということにはなかなかつながってこないわけですので、これをどうやって予算を工面して関係課、農道であれば耕地課、町道であれば町道、またそれ以外のところに対しては総務課も連携して、これをうまく進められるように今後連携を図ってまいりたいと考えます。

○3番（大河善市議員）

3番、大河です。分かりました。1番についてはこれで終わりますが、次についてお願いをいたします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

大河議員の大型台風接近情報での避難所設置状況について問うということに対してお答えをします。

恐らく2年前の令和2年9月の10号台風のことだと思うんですけども、4年前の激甚災害となった平成30年9月の24号、25号の台風襲来時から現在までの状況を説明したいと思います。

平成30年9月の台風ときは、避難所はほーらい館1か所のみでした。その際に暴風雨の中、家屋の被害を受け緊急避難する方が多数いらっしゃいました。このことを受け、以降の災害時には東部、そして西部にも避難所を設置したところです。

そして現在では、東部コミュニティセンター、ほーらい館、総合体育館、西部公民館を中心に、自主防災組織での集落の生活館や学校などを指定しております。また、指定一般避難所以外に2つの福祉避難所も指定をしております。

災害対策本部を設置した災害が起こるたびにアンケート調査を行い、その都度、以降の災害対策のために改善を図っているところであります。

平成30年の台風により、行政はもちろん地域住民の意識も変わったと感じております。そのため、令和2年の台風襲来事は、多くの町民が事前に自主避難をしております。

今後も暴風雨のさなか、命がけで救助活動を行う消防職員と消防団の安全性を考慮し、自主避難の周知とともに、避難所でのアルコール飲酒や発電機を目的としたような残念な避難の報告もあるため、避難所でのルールを構築しているところです。

コロナ禍での避難所施設については、感染症対策担当課からの答弁を頂きたいと思っております。

○健康増進課長（澤佐和子君）

大河議員の質問にお答えいたします。

現在のコロナ禍での避難所施設についてでありますけれども、新型コロナウイルス感染症が全国で現在も蔓延しておりまして、島内においても今回1月6日に感染者1名が出てから、現在も終息していないような状況であります。

こうしたコロナ禍の中、台風接近時で避難を開設する場合には感染対策が重要となります。感染

対策として、職員の防護服の着脱訓練や消毒作業の実施、感染対策を講じた避難所の設営や運営に留意をしてきました。

通常の避難所は、身近で安心できる場所を選択し、利用されると思いますけれども、まずは感染疑いのある方などについては保健所の指導が必要になりますし、発熱等症状がある方は医療機関の受診や検査チェックを勧めまして、極力避難所での利用は難しいことから、場合によっては医療につなぎ、場合によっては災害の程度にもよりますが、自宅で過ごしていただく場合も出てくると思います。

避難所入り口での検温や体温チェック、連絡先の確認、避難所の環境づくりとして、通常のスペースより感染を考慮したスペースの確保が必要になり、換気の徹底と手洗いや手指消毒、飲食以外のマスクの着用や黙食の推奨、体調の変化への対応など、医療スタッフも配置しての健康観察なども必要になると思われます。また、避難所内の消毒の徹底なども重要となってきます。

避難所の拠点としてはほーらい館になりますけれども、感染の心配がある方は、感染拡大を防ぐため、総合体育館や東公民館の活用、先ほど地域福祉課長からありましたように、それぞれの避難所の中でゾーン分けといたしまして、感染の心配がある区域とそうでない区域、そこのゾーン分けをしまして、避難所内での感染が拡大しないように配慮しないといけなくなります。そのためには、区分けした部屋の設置でしたりとか、パーティションの活用でしたりとか、そういうことを活用して避難所内での感染が拡大がならないように、そういった対応を十分にしていくことが必要になってくると思っています。

次の質問にもありますけれども、そうしたことに対するの備蓄とかその辺を今準備をしているところでございます。

○3番（大河善市議員）

3番です。ありがとうございます。

先ほど大山課長が答弁をしましたが、2年前のあの台風のときに、最初予定していた避難所以外に学校の体育館とか各集落の生活館も避難所として対応したと思いますが、この各集落の生活館とかでの開所した避難所への行政のほうから支援等があったかどうかを聞きたいと思います。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

自主防災組織での避難ということで、行政からの直接的な援助等はありませんでした。ただし、開設したことによって職員による見守りは行っていたところです。

○3番（大河善市議員）

私その当時区長をしていたもので、感じたのは、やっぱり行政のほうもそういうときに、各地区の担当の職員がいるんですが、やっぱりそういう職員の見守り等ぐらいはしてほしいなと思っております。その自主防災に各地区に任せきりじゃなかったかなと思っておりますが、その辺について伺います。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

あくまでも自主防災組織であるので、その点に関しては自主防災組織の中での避難のルール等の構築等も考えていってもらいたいとも思っています。

ただし、まだやり方等分からない部分もたくさんあることもあると思いますので、行政とともに避難訓練等を行うことで、そこら辺は改善されるのかなとも思っております。

○3番（大河善市議員）

分かりました。

次に、先ほど澤課長が話されましたが、現在コロナ禍で避難所も分散した避難所が必要だと思っておりますが、現在の行政のほうで考えている避難所について、町はやっぱり西部、中部、東部とありますので、東部、中部、西部、どこを今避難所として考えているか伺います。

○地域福祉課長（大山 拳君）

すみません、直接的な担当課ではないので私の知る範囲で答えます。

正確な場所等について私のほうでも把握していないんですけども、一般指定避難所として37か所指定をしております。

○3番（大河善市議員）

分かりました。

次に、現在進められています各地区の生活館の整備、これ避難所を兼ねた整備が行われていると思いますが、やっぱり多額の公民館への整備費用をかけているんですが、防災情報はどのようなことをしているのか伺いたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

各地区の方々からの要望もありまして、ほーらい館のほうで避難するほうがいろんな施設の発電機とかそういうのがそろっているのでもいいという声と、自分の自宅に近いところで避難したいという、そういった希望の方々もいらっしゃいます。

それについて、やっぱり顔見知りの人達と近くの避難所がいいという声がもう強くて、各集落の公民館等を利用した避難所の改修に取り組んでいるところでございます。

その中で、発電機等も常時準備しているところではあるんですが、昨日の一般会計の補正の中でもちょっと触れたところなんですけど、今各集落の改修、地区の改修を進めているところでございます。

その中で、その施設の老朽化の状況によって、雨漏りであったり、サッシの入替え、床の張り替え等、その地区の方々とその要望箇所を聞いた形で今改修を進めているところでございます。

○3番（大河善市議員）

令和4年度までの生活館の整備地区は説明があったんですが、それ以降も生活館の今言ったよう

な整備計画を予定しているか、分かっている範囲内で、予定している範囲内で教えていただきたいと思えます。

○総務課長（久保 等君）

令和3年度の奄振の前倒し予算から東部、西部の公民館に今回、喜念、伊仙西の改修が加わっているわけなんです、その後も計画的にまだ改修をしていないところを進めていく計画でございます。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。

次に、町長の施政方針でもありますが、防災分野で自主防犯組織規制に努めるということが載っておりましたが、令和4年度にはどのような取組を予定をしているか伺います。

○総務課長（久保 等君）

防災分野の中で、防災の強化ということでこの施政方針の中に書かれているわけなんです。今先ほどありました2年前の大型台風の際に、各自主防災組織も動いていただいたところなんです。その組織も区長の入替わりや、その後の活動する人たちにおいても変更が必要ではないかと考えております。

その中で、その見守りが必要なところも年々変わってきますので、その辺の情報の共有と、それからこの若手の方を自主防災に活用して、迅速な連携をもって対応できていくように、また組織の強化を図ってまいりたいということでございます。

○3番（大河善市議員）

私も区長時代にこの自主防犯を組織して、なかなか実際には起動等をしていないのが今の実情じゃないかなと思えますので、ぜひ令和4年度の施政方針演説にも載っておりますので、やっぱりいろんな災害等も多いですので、やっぱり自主防犯組織をしっかり取り組んで、ただ呼びかけるじゃなくて、実際にやっぱり行動に移すようなことを要望したいと思います。

次に、3番についてお願いします。次の問題をお願いします。

○子育て支援課長（久保修次君）

3番の災害時の備蓄品体制と避難所への自家発電機の設置状況及び保守管理体制について問うことに関してご説明申し上げます。

災害時の備蓄品体制についてお答えいたします。

地域防災計画における当課の事務分掌としまして、1番、救助物資の調達及び義援品に関する事項、2番、非常物資及び応急食料の調達に関する事項、3番、被災者の生活必需品に関する事項となっております。救助物資についてはほーらい館で保管・管理しておりますので、健康増進課のほうで後ほどご回答させていただきます。

当課からは非常物資及び応急食料について回答します。

現在、非常用保存食50食分を備蓄しております。台風等による自主避難については食料品は持参

することとなっております。

また、大規模災害、地震、津波などによる緊急避難用の非常物資及び食料品については、保存期限などを考慮し、必要に応じて随時調達し、各避難所へ配送する次第であります。

○健康増進課長（澤佐和子君）

大河議員の災害時の備蓄品体制についてご説明いたします。

災害時用の感染対策等の備蓄品につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、感染対策としてのマスク、防護服、手袋、ゴーグル、体温計やサーモグラフィ、消毒用アルコールや消毒用噴霧器などを購入いたしました。

また、避難所設備としてのパーテーションやマット、段ボールベッドなども購入しまして、災害時の備蓄品として、今回のコロナの感染拡大時の施設の消毒、台風時の避難所運営等に活用しております。

他につきましては、保管庫も設置しておりまして、そちらのほうで在庫チェック等を行いながら今運用しているところでございます。

○3番（大河善市議員）

分かりました。

自家発電の保守点検についてですが、他町では保守点検を業者に委託して、定期的に保守点検作業を実施をしている町村がありますが、現在の伊仙町の自家発電等の保守点検作業等はどうなっているか伺います。

○総務課長（久保 等君）

今現在、ほーらい館等、その避難所施設に設置されているものについては、役場がその管理をしているところなんです。その後、宝くじ助成、そういうもので各集落にこの発電機を入れているところもございます。それと今先ほどありました各施設の奄振の予算を使った改修でも、この発電機を今各集落の公民館のほうに設置しているところでございます。

このような場合、全てをまた役場が保守点検管理というところになると経費もかかってくるわけなんです。今取り付けてあるその自家発電機については、2、3か月おきにエンジンをかかるかどうかというところで点検をしていただいて、それが故障等となれば、またこの役場でも対応するんですが、この2、3か月に1回エンジンをかけてもらうことによって、その保守管理というところにもつながってくると考えていますので、そのような対応で考えております。

○3番（大河善市議員）

宝くじとかやっぱりそういうので購入はすると思うんですが、やっぱり災害はいつ起こるか分かりませんので、隣の町がやっているような専門の業者さんに、庁舎の保守点検業務を委託している業者さんにでも、やっぱり定期的な点検をしないといつ災害が起こるか分かりませんので、やっぱり購入をただけで運用がいざというときに、新しいときは大丈夫だと思いますが、やっぱり定期的に保守点検ができる体制ができないか伺います。

○総務課長（久保 等君）

今、先ほども言いましたが、違う事業で各集落のほうに設置してございますが、それがうまく管理できないということであれば、またその今言われたこと等も考慮して協議し、実施に向けて協議したいと考えております。

○3番（大河善市議員）

分かりました。

次の質問をお願いします、回答。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

公共トイレについての1番目の質問についてお答えいたします。

きゅらまち観光課が管理しておりますトイレは、東のほうから喜念北側の駐車場、徳之島なくさみ館、泉芳朗館、瀬田海浜公園、犬田布岬の5か所になります。

管理につきましては、清掃業務を伊仙町シルバー人材センターに委託しております。

○3番（大河善市議員）

他の課で管理している公共トイレ等はないか伺います。（「義名山公園」と呼ぶ者あり）

○耕地課長補佐（田中勝也君）

耕地課のほうで小原海岸にあります、あれは土地改良事業で造られた施設なので、週1回トイレ掃除、トイレトペーパーの補給等をしております。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

社会教育課で管理している義名山公園横のトイレが社会教育課で管理している状況であります。こちらは体育館管理のほうで掃除、トイレトペーパーの補給等を実施しているところでございます。

○3番（大河善市議員）

分かりました。耕地課で管理している小島の公園のトイレですが、私もこの間利用したんですが、外に扉があって鍵がかけられるんですが、中はもう空洞になっていて、中の仕切りも何もなく、障害者用の車椅子の設備もないという、ただ便器が設置されているだけのトイレだと私は認識しているんですが。

この辺もやっぱりあそこに大きく看板も出ていて、公共トイレということを示してありますので、この辺の改修等もして、やっぱり多くの方が車椅子利用とかいろんな方が、向こうも景観もいいですし、観光する方もいらっしやと思います、整備等を考えられないか伺います。

○耕地課長補佐（田中勝也君）

ただいまの質問にお答えします。

今現在、多目的トイレという形でだだっ広い形になっております。今後、世界自然遺産登録で観光客も多数訪れると思われますので、また協議してそのような形が取れるように進めていきたいと思っております。

○3番（大河善市議員）

分かりました。

次、お願いします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

大河議員の質問の公共トイレについての②番についてお答えいたします。

現在、社会資本整備総合交付金を活用しまして、令和元年から令和5年の5か年計画で公園整備を実施しているところでございます。

その中で、義名山公園横のトイレについては、次の第3期5か年計画、令和6年から令和10年の計画で改修する予定でございます。

○3番（大河善市議員）

分かりました。整備計画に載っているということによろしいわけですね。

この義名山公園の、私町内でも一番利用率が多いんじゃないかなあと。今度整備計画もできますので、今度整備されるときはぜひ車椅子対応のものもセットにして、やっぱり近代的なものにして、車椅子対応が何か別の棟にあるようなことを聞いておりますが、その辺も鑑みて整備計画ができるようにお願いしますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

その辺は設計の中で車椅子等、中の今現在は和式なんですけど、洋式等いろんな改修が入ってくると思いますので、その中で対応していきたいと思います。

○3番（大河善市議員）

次お願いします。（「③」と呼ぶ者あり）

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

大河議員の3番目の質問についてお答えします。

観光課が管理しているところではないのであれなんですけど、観光関連で予算の活用して改修できるのか、その他の方法があるのか、ちょっと時間を頂きたいと思います。

○3番（大河善市議員）

ここは私、総務課長にも、区長時代に相談したことがありますけど、ぜひ、やっぱりここに書いてありますとおり、結構観光客も来たり、夕日とか景観もよく利用したりする人が多いので、この場所については改修工事等を進めて、実現に向けて取り組んでいただきたいと思いますが、これについて伺います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この今県道とその空き地があるところではありますが、以前、県の事業を活用してここにトイレをという計画の中で、字が複雑化しているというところがありまして、ちょっとすぐすぐには手がつけられないという状況がありました。

今、この旧へき地保育所跡のトイレを改修してというところではありますが、令和2年度まで管理をしていたところですが、大学等との連携の中で、阿三地区がこれを行政財産の使用許可書という契約を結んでいるところがございます。この利用の方法については、この利用しているところで維持管理をしないというところになっているわけなんです。この大学との連携、集落多世代交流拠点づくり事業という事業の中で、集落多世代交流拠点づくり事業を活用した備品等の購入をして、この当へき地保育所の跡地を活用した地域サロンであったり、預かりクラブを実施するための環境整備ということでありましたので。ここを利用したトイレの活用等も考えて、今後これが活用できないかというところで協議を進めていけたらと考えております。

○3番（大河善市議員）

この事業については、私当時区長をしていたもので、今、総務課長がおっしゃったようなことですが。あくまでも町の財産でありますので、そして徳之島トライアスロン大会とかがあって、現在は鹿浦小学校を中継基地でのトイレを利用しているわけですが、やっぱりそういうこともあって、整備をしたら利用価値等も高まっていくと思いますので、ぜひ何かの予算措置をして、早急な整備等お願いをしたいと思いますよろしくお願いします。

○総務課長（久保 等君）

先ほどもお答えしましたが、今の状況の中ではこういう許可書を出して管理するとなっているんですが、今トイレをどのような活用していくかというところでは、協議をして、そのような改修もできるのであればそのトイレを活用した対応をしていくことを協議してまいりたいと考えております。

○議長（前 徹志議員）

次、町営住宅。

○建設課長（福島隆也君）

大河議員の質問の1番、老朽化した町営住宅の補修・改修工事の状況について問うについてお答えします。

現在、補修・改修工事は行っておりません。住宅入居者が退去時については小さな修繕等を行っております。

建設課としては来年度、老朽化した住宅を公営住宅等長寿命化計画に基づいて改修を行っていく予定であります。

○3番（大河善市議員）

現在は改修工事を行っていないということ。来年度予算化をして各地区にあります老朽化した住宅の補修整備工事を行うということによろしいわけですか。

分かりました。これについては以上で終わります。

次、お願いします。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

②の答弁を福島建設課長。

○建設課長（福島隆也君）

大河議員の質問にお答えします。

②の令和4年度以降の町営住宅及び定住促進住宅建設計画について問う。

住宅の計画は、現在、伊仙町公営住宅長寿命化計画に基づいて計画をしております。

令和4年度の計画といたしまして、喜念団地1棟3戸、阿三カシナトウ建て替え事業を使い2棟6戸を計画しております。

以後、住宅不足の解消に向けて、各地区の住宅需要を考慮し、現状に合った計画を行い、整備していきたいと思っております。

○3番（大河善市議員）

3番。課長にお尋ねしますが、町営住宅と定住促進住宅とあると思うんですが、この違いを、すいませんが教えていただきたいと思っております。

○建設課長（福島隆也君）

公営住宅と定住促進住宅の違いについてですが、公営住宅は国の補助を使い、低所得者向けの割安な住宅を提供するものであります。定住促進住宅は大きく分ければ町単独住宅になります。これは民間事業者が建設した良質な住宅を伊仙町が借り上げ、入居者の将来における町内への定住を促進することを目的とした住宅になります。

○3番（大河善市議員）

分かりました。

次に、現在建設が進んでいます西犬田布地区と崎原地区に建設工事が行われています住宅についてですが、入居優先条件等があるのか伺います。

○建設課長（福島隆也君）

現在、完成が西犬田布住宅は5月頃、崎原団地は9月頃の予定にしております。

入居申込みは広報紙または伊仙町のホームページに載せる予定であります。

条件としては、これ公営住宅でありますので、公営住宅法に沿って募集をかけていきたいと思っております。

○3番（大河善市議員）

この住宅ですが、地元の方が希望されたら優先に入れるとか、町外からの方が優先とかいうあれがあるか伺います。

○建設課長（福島隆也君）

今のところはそういう条件はつけておりません。ただし、3DK程度の住宅になりますので、子供がいる家庭等が優先になると思います。

○3番（大河善市議員）

分かりました。

次の質問をお願いします。

○教育長（大山惣二郎君）

ご指摘のとおり、老朽化が進んでいるところがありますが、この老朽化に対して学校、保護者、地域から要望がありまして、その都度、担当に確認させて補修できるところは補修して対応しているところでありまして。あと、詳しいことについては課長のほうでお願いいたします。

○教委総務課長（上木正人君）

大河議員の質問にお答えをいたします。

一般町民が居住している住宅は、小学校管轄の住宅に3世帯5名、中学校管轄の住宅には4世帯7名が居住をしております。

教職員住宅に住まれている一般住民にしている住宅は、昭和40年から50年代に建設されたもので、建設から約30年以上が経過をいたしてございまして、老朽化が激しく、コンクリートの崩壊や鉄筋がむき出しの場所が確認しております。

令和2年の12月頃に、一般町民が居住している教職員住宅の軒下のコンクリート片が落下をしているとの連絡があり、当時の施設担当職員が対応している状況でございます。

現在、これ以降の修理・修繕の依頼は入っておりません。現在、施設担当職員の定期的な見守り点検を行っているところでございます。

また、今後修理・改修の要望がございましたら、速やかに対応してまいりたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

今の件ですが、これは西阿三集落にあります教員住宅のことを私はちょっと尋ねてみようと思っております。調べてみましたら、建築後45年ぐらい経過していると思われませんが、ここに質問で上げてありますが、老朽化して屋根が崩落している箇所等もありますが、ここについてはやっぱり4世帯住まわれていると思いますが、危険な状態ということ町当局は認識をして、改修工事等の計画等があるか伺います。

○教委総務課長（上木正人君）

この教職員住宅について、計画的な改修とかはございません。その都度その都度、今先ほど申したとおり、担当職員の見回り等で危険と認識した場所、また要望等があれば速やかに対応してまい

りたいと考えてございます。

○3番（大河善市議員）

今課長の答弁を聞くと、要望等がないということですか。

○教委総務課長（上木正人君）

そうですね、令和2年の12月に要望があったということは担当職員から聞いてございます。その後は要望がないというふうな報告を受けてございます。

○3番（大河善市議員）

やっぱり要望がなくても、非常に危険な状態ということは町当局は認識をしていたら、やっぱり要望がなかったら危ないところでも放っておくということじゃなくて、やっぱり予算化してそこを整備することも必要じゃないかなと思います。この辺についてどう考えているか伺いたと思います。

○教委総務課長（上木正人君）

私も直接この場所はまだ確認してございませんが、この一般質問でこういった要望が議員のほうから出されたということ胸に刻みながら、改修の方向に進んでまいりたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

3番。ぜひ、担当の方、また課長も現場を確認して、相当のお金がかかるわけではありませんで、4世帯の方が居住していますので、また配慮等よろしく願いをいたします。

次に、全員協議会でも話題になりましたが、馬根小学校の校長住宅のことですが、改修工事の計画はあるのか、また何か道路拡張で移転かなんかあるとちょっと伺いましたが、この辺について答弁をお願いします。

○教委総務課長（上木正人君）

馬根小学校の校長住宅に関しましては、一昨年度新しく校長先生が入られたわけなんです。その以前に私と教育長のほうで一軒家を借り上げをして、新しい校長先生をお迎えする予定であったのですが、ちょっと行き違いが生じまして、その一軒家に住めなくなったというふうなことで、急遽、馬根小学校の校長住宅の風呂場と内装を改修をいたしまして、今の校長先生が住まわれている状況でございます。

今後の対応に関しましては、あらゆる住宅、教職員住宅の補助金等を模索しながら進めていければと考えてございます。

○3番（大河善市議員）

ぜひ、町内にあります教職員住宅についても、やっぱり島外から来る方がそこに住まわれるような整備計画をよろしく願いをしたいと思っております。

次の質問をお願いします。

○教育長（大山惣二郎君）

大河議員の質問にお答えいたします。

この学校建築においては、校長研修会や教頭研修会で説明を求められていますので、計画的に計画を進めているということを報告しております。

あと、詳細については課長のほうで説明いたします。

○教委総務課長（上木正人君）

質問にお答えいたします。

老朽化した学校校舎及び体育館の補修・改修工事について問うというふうな質問ですが、学校施設、校舎、体育館につきましては、安全性を最優先して必要に応じた部分的な改修を行い、施設の維持管理に努めているところでございます。

しかしながら、校舎、施設の老朽化に伴う広範囲に及ぶ外壁の損傷等につきましては、部分的な改修では解決が困難であるため、老朽化した校舎を対象とする抜本的な大規模改修が必要であると考えております。

老朽化した校舎と申しますと、今言われています喜念小学校、鹿浦小学校、馬根小学校、阿権小学校のこの小規模校の4校になると思っておりますが、先ほど教育長が申したとおり、学校訪問時、学校側と意見交換時に、修理・修繕、改修の要望等、校長会、教頭会で改修要望等があれば手がけているところでございます。

○3番（大河善市議員）

これ次の質問とも重複すると思うんですが、今おっしゃったように、喜念小学校は予定がして予算化して建設に向けていると思うんですが、残りの3校についてはやっぱり今すぐはできないわけですので。やっぱり軽微なことの改修は教育委員会当局がやられているということを知っているんですが、子供たちが毎日過ごしている学校でありますので、やっぱり予算化をして、すぐ校舎建設ができないわけですので、その辺についてどう考えているか、予算化して改修工事等ができないか伺います。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの質問にお答えします。

こちらのほうは、やはり一番児童生徒、学校職員の安全性を最優先して、必要に応じた部分を改修を行い、施設の維持管理に努めているところだということです。

○3番（大河善市議員）

ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

次の質問をお願いします。

○教委総務課長（上木正人君）

大河議員の鹿浦小学校の校舎建築計画について問うでございませう。

本町の学校施設は小学校8校、中学校3校、管理を行っているところでございませう。多くの学校施設が昭和30年から50年代に建設をされております。全体の約70%弱が建設から30年以上が経過してございませう。

鹿浦小学校は、現在実施設計に入っております喜念小学校と同時に、昭和30年に建設をされてございます。建築年数が67年経過、町内でも最も古い校舎で老朽化が著しく、優先的な建て替えが急務だと感じております。

教育委員会といたしましても、伊仙町学校長寿命化計画策定に沿って、令和4年度に伊仙町学校建築委員会、こちらのほう10名程度で組織する各学校長、区長会、議会議員、これは議会議員の中から2名程度選出をしていただくもの、そして有識者、連合青年団を選出し開催し、校舎建築スケジュール案が協議なされ、耐力度調査、地質調査、校舎建築基本計画、令和5年度実施設計、令和6年度に工事着工の予定でございます。

○3番（大河善市議員）

今おっしゃった、すみません、令和6年計画ということによろしいわけですか。

○教委総務課長（上木正人君）

先ほど申したんですが、伊仙町学校長寿命化計画策定の中では、平成6年度には鹿浦小学校の工事の着手予定でございます。

○3番（大河善市議員）

ぜひ、町長もいろんな事あるごとに、鹿浦小学校の建設についてもおっしゃっておりますので、早めの計画また実現に向けて、今後のスケジュールもあると思いますが、その辺を集落とかPTAとか学校と協議して、早めに進めていけるようお願いをいたします。

この質問については以上で終わります。

次、お願いいたします。

○町長（大久保明君）

鹿浦小学校は前にも申し上げましたけれども、廃校寸前でありました。廃校になる大きな流れの中で、4家庭の方が存続を強力に推進した中で、8人から今30名ほどだと思いますけど、増えておりますので、順調にいて令和6年度に着工ができるよう、また地元のほうでも要望書なり頻繁に出していただけたら確実に着工できると思いますので、よろしくお願いします。

○経済課長（橋口智旭君）

大河議員の大きな4番目、農政関係の質問につきまして、担当職員の配置等についてでございますが、経済課の業務におきましては、関係機関との連携が非常に重要だと認識しております。

その中におきましても、JAにおける営農指導員の配置ですとか、各機関ごとに役割を分担しながら、また相互に協力しながら、農家の支援に取り組んでいるところでございます。

一定期間継続した職員配置とのことですが、私たち職員は人事がつきものでございます。その中でもしっかり引継ぎができるように、補佐並びに課長立会いの下、引継ぎをさせるよう指導しているところでございます。

また、事務分掌の見直しによりグループ化を図る、また課内異動を行うことにより経済課全体として一丸となって業務に励んでいるところでございます。

○3番（大河善市議員）

畜産・糖業・園芸の担当、特に畜産とか専門性を要するところもありますので、定期的に異動じゃなくて、質問でも上げてありますが、関係機関、大島支所、県庁との関係もありますので、ある程度の期間して、関係機関や農家等の支援等ができるような。幾ら3人体制でやっていますといっても、主になる職員、特に畜産の場合は技術員、本町も農業大学校出て技術を持っている職員を何名か採用、若い職員を採用していると思いますが、この方なんかの技量ですね、やっぱり生かして、今畜産がやっぱり盛んで頑張っているんですよ。大規模化になって、いろんな国の事業もありますので。定期的に年数がなつたからはい異動じゃなくて、隣の徳之島町や天城町みたいに、やっぱり長期間専門職の方を、ずっとということじゃなくて、ある程度の期間はいて、やっぱり勉強して、関係機関、農家にいろんな事業をと取ってくるような職員配置体制も必要じゃないかなと思っておりますが、これについて伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

大河議員の質問にお答えいたします。

大河議員のおっしゃることもよく理解はできますが、専門的な分野におきましては、畜産においては家畜を献上、またJAの営農指導員等、情報収集の下指導に当たっているところでございます。

また、畜産の担当におきましても、園芸・糖業・林務・水産、それぞれの業務に携わり、相互に支援を行っているところでございます。

○3番（大河善市議員）

町長にも伺いたいと思いますが、ぜひ私が言っているように、定期的な異動も、経済課で不祥事もあつたりしてそういうのも分かりはしますが、やっぱり伊仙町は農業を中心とした施策、50億の施策も打ち出したり、農業でやっぱり成り立っている町でありますので、この辺も考慮しながら、ぜひ専門的に採用、知識を持っている職員もいらっしゃいますので、この方々をやっぱり配置しないのは町としてもちょっと損失もあるんじゃないかなと。せっかくいい技術を持ちながら、そうじゃない方を配置してするよりは、専門的な学校も出て知識を持っているわけですので、ぜひそういうことも考えないか、町長に伺います。

○町長（大久保明君）

今、畜産が非常にブームになってまいりまして、農業大学など行く若い職員が増えていきますし、卒業したら島に帰りたいという方々が今は数多く出てまいりましたので、そういう方々をなるべく町職員として採用していくと、せっかく学んだことを専門として生かしていくと。それはいろんな事情でまた独立したりする方も出てきておりますので、そういう島に帰って農業したいという、専門の技能を持った技術を持った方々がこれから増えていけるよう、町としても努力してまいりますし、現在おる職員の中で、先ほど課長が申し上げたように、課内でのいろんな兼任も含めて、そういう方が他の課で長期間いるのではなくて、専門職としてその仕事に打ち込んでいくということも一つの技能職の育成になると思いますし、例えば、今朝質問のあつた、職員も将来は生ごみ、分別

について、自分が専門職になっていくという希望と覚悟を持ってやっている中で、言われるところを経験するというのも町職員としては重要なことだと思うし、生涯同じような職種についていく、専門職でなくて、庁舎内のあらゆるところで学んでいくことも、また自分の専門を外からしっかりと理解していくことにもなるわけでありますので、そういうことを考えて、今人事をやっている状況でありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○3番（大河善市議員）

分かりました。ぜひそういう、私が質問したようなことも考慮に入れながら、またやがて異動等もあると思いますが、よろしくお願いをしたいと思えます。

次、お願いします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

大河議員の航路航空路運賃等軽減事業についてのご質問に対してお答えいたします。

まず最初、現状についてですけれども、この軽減事業についての事業目的については、奄美群島民の住民生活を圧迫する割高な移動コストを軽減することにより、離島住民の負担軽減を図るという前提の下に、この事業が活用されております。

具体的な現状についてなんですけれども、航空路についての割引率については、御存じかと思えますけれども、離島割引のカードをもって適用されるんですけれども。特に徳之島に関係する路線でいいますと、鹿児島・奄美群島間路線、奄美群島内路線を対象路線とした場合、普通運賃の約54%割引率が適用されております。

一方で、航路、船における割引については、鹿児島・徳之島が普通運賃から3,240円の割引、奄美群島間におきましては普通運賃から900円の割引が適用されております。

そして、その群島住民以外の準住民というふうに位置づけられている方がいるんですけれども、これについては進学のために奄美群島外に転出した方、要するに学生ですね。群島住民に扶養されている学生に対しては、帰省時の経済的負担の軽減と就業後の奄美群島への定住促進を目的として、群島住民と同様の割引率が適用されております。

そして、群島住民以外の旅行者に対する航空路による割引率については、現在奄美群島内路線のみが対象路線とされ、普通の往復割引運賃にて普通運賃の約28%を割引した形で対応しているところであります。

航路についても、奄美群島間のみを対象路線として、約800円の割引が適用されている現状となっております。

そして、支援拡充についてなんですけれども、現在御存じのとおり、コロナによる影響がありまして減便されております。そこら辺を考慮した中で、負担軽減も今後検討していかないといけないです。すし、昨年12月、年末に大久保町長のほうも関連の会議にも出ていまして、特に本土間から奄美群島を経由した中での、例えば徳之島・東京直行便の就航とか、そういったものをもろもろ要望を出したりをして、随時支援拡大に向けて取り組みをしているところでありますので、現状としてお答

えしておきます。

以上です。

○3番（大河善市議員）

今、佐平課長の答弁でよく分かりましたが、町長の動向の中でも奄美群島航路運賃軽減協議会等でこういった問題等の取組はできないものが伺います。

○町長（大久保明君）

航路航空路に関しまして、去年の暮れにもJAL系等の会議が県庁でありまして、そのとき、今コロナ禍で非常に航空会社が危機的状況にあるということで、路線を今縮小しています。

私がずっと疑問に思っていることは、奄美大島にはJAL系、そしてピーチなどが、今でも4便ほど来ておりますけれども。同じ奄美群島内で徳之島は奄美大島の4割近い人口がおる中で、ですから東京・大阪の直行便が1つ来てでもいいような状況にあるんですけども。例えば格安航空会社は200人以上の搭乗、機体ですから、それを徳之島に毎日就航させるのは難しいということでありまして、大阪直行便に関しましても何回か要請しておりますけれども、正月前後の期間だけ運行ということだったりしておりますし。

それから、最近、県、国交省が話しているのは、奄美大島をハブ空港化してということで、しかしこれは全く実現性がないことを奄美大島を中心して今まで来て、そこから離島へ行くという現実にはなかった中で、今回大きな進展というのは、奄美大島からJAL系統で来た場合も、そこから離島に行くと、ハブ空港化して離島に行く場合に限って補助率を上げていくという話がありましたけれども。これもまた現実的でないことを言っているんで、それは相当突っ込んだ議論をしておりますけれども、大事なことは、これから徳之島直行便ができるかどうかというのが、観光の命運がかかっています。

このことをいろんな出身者の方々が大阪から直行便をチャーターしたりしても、なかなかこれが正月前後とか東京大会に限定した形しか取れないのを、いかに今回自然遺産をきっかけとして、いかに広げていくかということが重要だと思いますので。

話がちょっとずれたかもしれませんが、そういう形で強い要請活動をこれからもしていきたいと思うし、県議会議員、国の先生方などもしっかりと連携を取ってやっていきたいと思っております。

○3番（大河善市議員）

最後になりますが、この航路問題ですが、やっぱり奄振法が絡んでいますので難しい点もあると思いますが。やっぱり島出身の方が島に帰りやすいように、奄美大島以外の4島については格安航空も飛んでいけませんので、この4島のやっぱり皆さんが協力していろんなことができるようにまたお願いをして、最後に、町長が継続して5期、今6期目になっておりますので、こういう問題も取り組んでやっぱり皆さんに恩恵が少しでも受けられるような、また活動を行っていただきたいと思いますので、最後、町長に答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

大河議員はなつたばかりでありますけれども、今回質問を聞いて、その多岐な内容、そしてあらゆることに今までじっくりとこういう議員となってからのことを準備してきたような気がいたします。

これは私も今6期目でありますので、今まで課題としてやってきたことをいかにこの4年間で解決していくかということが、大きな自分自身に今課題として押しつけている状況でありますので。ですから先ほども申し上げたように、伊仙町はこの4年間、総合力、みんなの連携と連帯をもってやっていくことが、他の町を利用していくぐらいの戦略性、そして政治的な活動もしながらやっていくことが、私の今期4年間に課せられた最も重要な課題だと考えておりますので、航空路対策に関しても、コロナ禍でありますけれども、ピンチのときにあらゆるチャンスが生じてくるということがありますので、そういう活路というか戦略、戦術を考えながらやってまいりたいと思っています。

○議長（前 徹志議員）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで、大河善市議員の一般質問を終了します。

次に、牧本和英議員の一般質問を許します。

○5番（牧本和英議員）

町民の皆様、こんにちは。5番、牧本和英です。ただいま議長から令和4年第1回定例会において、一般質問の許可が下りましたので、通告順に沿って質問並びに要望を行います。

初めに、いまだ収まらぬ新型コロナウイルス感染症から島民の命を守るため奮闘している医療従事者の皆様方に敬意と感謝を申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症にて亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。現在、療養生活を送っている方々に心からお見舞いを申し上げるとともに、一日も早く回復することを願っております。

海外では戦争が起き、関係もない民間人や子供たちが巻き込まれ犠牲になっていることを知り、見聞きしているだけで本当につらく、一日も早い終戦を願います。

町長、これは通告外ではありますが、答えられるはずですので、お答えいただきたいと思います。過疎化が進む今、戦争により母国を離れなければならない民間人の避難先として受け入れることも、今後の発展につながるのではないかと私は考えますが、町長の考えがあればお聞かせください。

大島高校野球部の選抜高校野球大会出場が決まり、伊仙町出身の直江君もレギュラーとして出場するというので、大変喜ばしく、活躍を期待しております。

それでは、質問に移ります。

施政方針に、世界自然遺産登録を生かした観光振興に取り組みますとして、観光分野では喜念浜や犬田布岬など、既存施設の充実に加え、自然を生かした新たな観光資源の掘り起こしや町内を周遊するコースの開発などに努め、世界自然遺産登録にされたことを契機に、本町に対する注目が高

まっていることを追い風に、ほーらいクーポン券を発行し町内観光及び宿泊の促進に取り組みます。併せて、自然遺産業務・観光業務の窓口を一元化し、効率的な観光客対応を図りつつ、観光分野のさらなる活性化を推進しますとあります。

そこで、①町内の観光名所の整備（宿泊・物産品・トイレ等）はどのような状況をお聞きいたします。また、月に何名程度の観光客が利用されているのかをお聞きいたします。

②島内の観光バスはどのようなルートで町内を巡回しているのかをお伺いいたします。

③伊仙町歴史民俗資料館の来客者数（月別、年間の来客数）の詳細について問うものであります。

④に犬田布岬の戦艦ヤマト慰霊塔は崩落が進んでいるが、建て替えや補修等の予定はされていないのかを伺います。

これで1回目の質問を終わります。2回目以降は自席で行います。よろしくお願いたします。

○町長（大久保明君）

牧本和英議員の質問にお答えいたします。

まず、今、民間人の受入れというのは、これはウクライナから避難している方ということですか。先般、映像の中でアジアのほうにも、どこか、東京のどこかが手を挙げているという報道がありましたけれども。これはもう遠いとか近いとか、言語が違うとか、そういう関係なく、今日あえてそういう話がありましたので、早急に対応していかなければいけないと考えて、積極的に頑張りたいと考えております。

あと、4番目について私が詳しく説明しますが、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

牧本議員の世界自然遺産登録を活かした観光振興についての1番目の質問についてお答えいたします。

町内の宿泊事業者については民泊を中心に11か所と把握しております。

また、物産展については各事業者が自分の店舗で物販しているところもありますが、町内の特産品を一元的に扱っているという意味では、百菜がそれに当たるんじゃないかと考えております。

トイレに関しては、先ほど質問でありましたとおり、5か所となっております。

観光客数については、きゅらまち観光課で徳之島なくさみ館の資料展示室と犬田布岬で集計しております。

令和3年度1月現在の実績として、なくさみ館の資料室が1,273人、犬田布岬が2,369人となっております。

○5番（牧本和英議員）

宿泊施設が本当に、自分も伊仙町民泊推進連絡協議会ちゅうのですか、ネットワークで出しているのを見て、結構みんな頑張っているなというのを見ましたが。やはりこうして頑張っている中で、その次にルート関係もありますが、特産品、今日の昼のニュースでも3町長が出て鹿児島で徳

之島物産品が紹介されておりましたが、物産品はどのようなものがあり、またどのようなものが人気があるのかお伺いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

黒砂糖、それから黒糖焼酎、それからフルーツ、それからジュース、そういったところだと思います。

○5番（牧本和英議員）

ちょっと順番が、後からまたその話は聞こうと思いますが、そういうふうな特産品などが用意されているということですね。

そしてまた先ほどもありましたトイレ整備、点検、清掃等にどのように行っているのかという質問ですが、先ほど答えていたのは、週1ですか、清掃を行っている。

自分もたびたび利用することもあるんですが、朝一行ったときに掃除はされております。水をかけて掃除した跡があるんですが、欲を言えば本当に便器まで水を拭き取ったり、ひどいときはトイレトーパーまで濡れているちゅうこともありましたので、そういうチェック体制などをさせるようにまた指導のほうをよろしくお伺いいたします。

昨日も給食センター無償化の予算でちょっと触れましたが、伊仙町農産物加工センターがありますが、既存の施設にやっぱりもう少し予算を大いにかけて、加工組合の方々の協力などをもらったりして、観光資源の掘り起こしやまた物産品の開発などに努めていただきたいんですが。

加工組合の方々ちゅうのは、もう何名程度で動かれているのかお伺いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今手持ちで加工組合の人数等ございませませんが、加工センターにおきましては加工組合と協議の上、要望等お聞きし、施設整備をまた器材整備を行っているところでございます。

また、先般の議会でも答弁したこともございますが、新たな加工施設の整備として、検討も進めていかなければならないと考えております。

○5番（牧本和英議員）

ぜひ有効活用ちゅうか、特産品の開発などに努めていただきたいと思います。

それでは、②の島内の観光バスはどのようなルートで町内を循環しているのかをお伺いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

牧本議員の2番目の質問についてお答えいたします。

町内の観光バスルートについては、総合陸運さんに確認したところ、徳之島なくさみ館や犬田布岬、それから泉重千代像を中心に、喜念浜、百菜、阿権300年ガジュマルを周ることが多いようだ。

季節やコロナの状況によってルートを決めているということでありました。

○5番（牧本和英議員）

私も総合のほうから資料をもらってきておりますが、最近コロナ禍ちゅう中で、なかなかそういう多くの方々は来られていないようですが、1団体としてはですね。

まず、徳之島空港を着した場合の観光ルートをちょっと紹介いたします。

12時40分徳之島空港着、13時発、13時15分ムシロ瀬、13時30分発、後は金見崎ソテツトンネルが30分程度、犬の門蓋30分程度、犬田布岬慰霊塔30分、阿権とガジュマルとサンゴの石垣20分、泉重千代像宅前が15分、なくさみ館が15分、そしてホテルへ戻り、次の日ホテルを7時45分発して、8時30分徳之島空港、9時15分お帰りになっております。

船で来られた方のは、14時10分着で14時40分の港を出て、14時45分ホテルに入っております。次の日8時30分ホテルを出、花徳闘牛場1時間、ソテツトンネル35分、ムシロ瀬20分、犬の門蓋25分、そして食事で1時間20分おうちカフェ、そして岬30分、阿権ガジュマル20分、泉重千代像15分、4時に港に戻り帰っております。

言いたいのは、大体こういうようなルートで、伊仙町は犬田布岬や阿権ガジュマル見たり、泉重千代像、またなくさみ館行かれていまするんですが、もうバスから降りてちょっと散策してトイレしたらもう次の場所ちゅうスケジュールで動いているそうです。

そしてまた困るのは、お土産品はどこで買ったらいいんですかと尋ねられる。お土産品を買う場所がなくして、こういう特産品がいつどこで売れるのかなちゅう疑問があります。それが1点。

そして、阿権地区でいいますと、300年のガジュマルの前でバスを降り、石垣を見物しながら散策するんですが、15分から20分程度のことで、そこに前里屋敷、今からできてきて観光客が寄るのも期待できる場所でもあります。

ですが、その前、言わばバスが停まって乗り降りするところもスペースがない、駐車場がないんですよね。そしてそこで車が来たときにはもう車の方が一時停止して、観光客を先に進めてする状態も何回か拝見しますが。あの場所、あの入り口、どう思われますかね。危険とは思われませんか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

確かに議員がおっしゃるように、道幅も狭くて乗り降りとか大変だと思いますので。なので、ちょっと現場を確認して、できる対応を取っていきたいと考えております。

○5番（牧本和英議員）

できる対応はすぐ取れると思います。道の路肩に大きい側溝があつて蓋なしなんです。あれを蓋をかぶせることによって、物すごい自分は安全性が出てくると思うんですが。早急にそういった、やっぱり観光バスが通るルート、こういうのを当局に聞くのもあれかなちゅう思いながら、けどやっぱりそういうことを知ることによって、やっぱり観光客の目線ちゅうか、見るところも出てくると思います。本当トイレ等にしても実際そうだと思います。

それで、本当にもう特産品、お土産品、本当に買う間があるのかなちゅう思うようなスケジュール

ルだなど自分も拝見したので、こういう質問をしたんですが。

とにかく、こういうせっかく伊仙町に加工センターといういい建物もあり、また設備もしておりますので、特産品の開発など、やっぱりそういうふうに加工作業センター組合の方々と本当に協力して開発、そしてまたお土産品が一つでも増えて、そしてまた増えることによってまた、増えるちゅうか、お土産品を買う時間が取れるちゅうことによって1泊延びたりすると思いますので、外貨が落ちると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、もう③をお願いいたします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

牧本議員の③番の歴史民俗資料館の来客数の詳細についてお答えいたします。

令和3年度のまず実績になりますが、年間564名、月別になりますが、4月が50名、5月が28名、6月が50名、7月が48名、8月が33名、9月が7名、10月が53名、11月が109名、12月が164名、1月が13名、2月が9名、3月が現在ゼロとなっております。

○5番（牧本和英議員）

ありがとうございます。予想していたよりか自分は結構来ているんだなちゅう思いがありますが。

自分が行ってみた感じ、感じと違いますか、やっぱりここも観光バスが出入りがしにくいんじゃないかと思っておりますので、またそういう改良できる場所をちょっとちゃんとしていただきたいというふうに思います。

また、今後、利便性を考えて資料館の建て替え等などは考えてないのかをお伺いいたします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

今現在のところは建て替え等考えておりません。現在の旧農業高校の4階校舎の1階、2階を展示室として利用していく予定でございます。

○5番（牧本和英議員）

もうそこで十分だという考え方でよろしいのでしょうかね。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

展示室としてはまだまだ十分ではないと考えております。

また、その中で発掘作業等も行っている中で遺物も出てきております。その作業室であったり、保管室であったり、十分ではないと今のところ考えております。

○5番（牧本和英議員）

徳之島の歴史を学ぶことのできる重要な資料館だと思います。また、本当に入り口や展示方法の工夫等などを行い、やっぱり町民、観光客の利用が増えるように今後していただきたいと思っております。

それでは、④をお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

先ほど牧本議員の意見にもあったんですが、ちょっと先に進んでしまったんですが。ちょっと補足で説明をしておきます。

バスのルートがありますが、以前、阪急交通社と協議をする中で、百菜に寄れる時間をつくってほしいということを協議して、そのようなルートも考えていくということでしていたんですが、今調べた結果がそういうような状況であったというふうに認識しております。

そこで、今4月から前里屋敷の利用方法についていろいろ検討して進めていく中で、この観光バスの立ち寄る時間等を利用して、今個人的であっても商品開発をしている皆さんが試しにこの場所を使って、その商品がどのように見られるのか、また買ってくれる、また意見等も取れると思いますので、そこを利用した展示等も計画していきたいと考えております。

それから、3番目の歴史民俗館のその展示であります、ずっと島にいて1回行けばこうなのかなという感じでもありますけど。その展示の仕方、またその展示の入替え等、また島の子供たちであっても、今までの歴史を知るという観点から言えば、どのような見せ方がいいのかというところも考えて対応していきたいと考えていますので、ご理解ください。

○5番（牧本和英議員）

本当もう自分もこれに百菜が入っていないですよと言いたかったんですが、本当にそういうふうな意見等を出して、時間を稼ぐという言い方はちょっとあれかも分からないですけど。とにかく長く観光客がとどまるような、また来てよかったという伊仙町していただきたいと思います。

それでは、④にお願いいたします。

○町長（大久保明君）

先ほど補足いたしますと、阪急交通社と一緒に町はサテライトオフィス事業などで交流をしておりますし、例えば島自体に来て、夕方沖永良部から来て下りて、そのままホテルに行っていましたけれども。そのときは闘牛大会は闘牛を見たいということで、一時夕方にこのなくさみ館行って練習を見てから行くというコースをつくったんですけども、そしたら遅すぎて、なかなか疲れているので来れないちゅうことで。その後、昼間行っていましたが、昼間はなかなか練習していないということで、聞いてびっくりしたんですけど、花徳闘牛場に行っているという話になっておりますけれども。

今後とも、阪急交通社も今回コロナで社員も相当縮減したということで、非常に経営も苦しいという話をしていましたけれども。自然遺産になってこれはコロナが終結後は、恐らく相当数の人が関わってきますので、そのための受入体制を今後しっかりとあらゆる百菜も含めて、やっていきたいと思っております。

それで、犬田布岬の慰霊塔ですけども、これ4年ほど前に、5年前ですね、この慰霊塔ができて50周年という形で50周年をします。そのときに我々想像もしてなかったんですけども、尾辻先生等に頼みましたら、彬子女王殿下が来島いたします。これももう異例のことだと思います。その自治体から宮内庁、皇室の方に視察に来てくださいということは過去なかったというふうに聞いておりますけれども。

それほどこの慰霊塔の価値というのは、何回も申し上げたとおり、迫水久恒先生という敗戦の文

章を書いた1人が発起人となって、この慰霊塔の募金活動が始まりました。そして中村晋也先生の作品であると。藤田幸生さんという海上幕僚長の方が中心となって募金活動をしました。そのときに、今皆さんの先輩である伊藤一弘議員がこのことに非常に尽力していただきまして、何と全議員で靖国神社にこの慰霊の募金活動をして参拝をしました。そのことも含めて、大きな流れをつくり出していったということでもあります。

今回、この慰霊塔の修復は、尾辻先生も、それから日本マルコを紹介してくれた当時の奄美会の会長さんが申し上げたのは、あれほどの慰霊塔は国が管理すべきだということを我々申し上げました。そしてそこにおる先生方にも申し上げたという経緯がありますので、再度、尾辻先生にお願いして、彬子女王殿下が来たというこの過去の実績、経緯は大変な価値があるものでありますので、今後、コロナ収束して議員の方々と一緒になって、再度靖国神社などに要請活動に行くと。いろんな先生に頼んで、宮内庁の方々にお会いするとか、また藤田幸生さん、防衛省の幕僚長でありましたので、そういう方々も含めて、県の東京事務所の職員等も含めて、夏頃にでも皆さん方と一緒に要請活動したら、これを国の管理という形でやっていくことは可能ではないかと思っておりますので、それは我々の要請活動が大きな力になると思っておりますので、そういうことを今考えております。

それから、中村晋也先生、もう90歳代になって耳が遠いんですけど、この前言ったのは、間組が当時造った慰霊塔で、10年ほど前間組の方々も来て、これほど風の強いところで自分たちの先輩たちがこれを造り上げたということで、新しい工法なども、前はコーティングだけでしたから、あつという間にまた老朽化しましたけれども、根本的にいろんな、打ち込んで固定するという方法があるというふうに聞いておりますので。

そのことも含めて、あらゆるところの力を借りながら、この慰霊塔は、今世界的にウクライナ問題で戦々恐々として時代が大きく変わってきて、国を守るということに関して世界中が目が覚めたような状況にもなっておりますので、そういう機会にできたらと思って、答弁等も皆さん方へのお願いということで申し上げます。

以上です。

○5番（牧本和英議員）

質問しようと思っていたことを全て言われて、どうしようかと考えているところですが。

本当に慰霊塔は43年、当時の参議院議員迫水氏の呼びかけで全国的な募金や高松宮殿下の希望を頂き実現したものと聞いております。

やはり毎年4月7日には、戦艦大和の慰霊祭が行われており、今年も第55回の慰霊祭が予定されています。

岬に行ってみたら、崩落しているの、前課長が1年前の令和3年3月議会で他の施設よりも真っ先に検討する必要があると、課内でミーティングすると話していましたが、その進捗状況はどうなっているのかお聞きいたします。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

課内で協議した結果、恒久平和を願う町のシンボリックな塔ですので、今後どのようにしていくのか、多額の費用がかかることが予想されます。修復なのか、建て替えなのか、建て替えの場合は今の大きさで行くのか、そういうのも含めて、国や遺族会、地元の方と早急に検討委員会を立ち上げていきたいと考えております。

○5番（牧本和英議員）

だから、こういう話があったのはもう1年前があったんですから、早急に対応しますとかじゃなくて、もう動いていないといけないと思いますよ。

そして、町単独で建て替えができるのかという質問でしたが、恐らくできない、さっきの答弁ではできないであろうと予測ができます。

そして、負担が大きいので、県や国、防衛省などに要望する考えはないのかちゅう質問もしてやる予定でしたが、夏ぐらいには町議そろってみんなで行くということによろしいですね。はい。

併せて、周辺設備の整備も考えていただきたいという要望なんですけど、これは観光庁になるはずですが。例えば3番にあった歴史民俗資料館と戦艦大和の資料館を一つにし犬田布岬に建築するとか、また地元の食材を使った食品店やお土産屋さん、商業施設、そういうのの建設、そして今人気のあるグランピング施設など、観光客が利用できる施設などがあると、消費額が増え、地域の活性化する原動力にもなるのではないかと考えられますが、町長の考えを伺い、私の一般質問を終わりたいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

議員の質問にありましたとおり、観光振興に寄与するものと思われませんが。犬田布岬は国立公園の第3種の区域になっていますので、環境省、県への許可申請が必要になってくると思われそうです。あそこの景観を維持していくということなども含めまして、ちょっと議論が、時間が必要じゃないかなと考えております。

○5番（牧本和英議員）

その中をやれとは私も言いませんよ。今まであった大和の資料館跡地、個人のだと思えます。その裏にある住宅、どこのものですかちゅう感じのことも言いたいんですが。そういうところをちょっと、できるところを先にして、あとはもう許可を取るところは許可を取るところ、進めていけばいいと思いますよ。

以上です。

○総務課長（久保 等君）

ただいま牧本議員の意見でありますけど、先ほどから言われている平和のシンボリックな慰霊塔でございまして、鹿児島にあります特攻隊のところへ行けば、やっぱり心が洗われるような気がするわけなんですけど。そういった場所的にもなる可能性もありますので、今後、今先ほど言われました実行委員会等、そういうことを立ち上げて、今後考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願

します。

○議長（前 徹志議員）

これで、牧本和英議員の一般質問を終了します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

次の議会は3月10日午前10時から開きます。議事日程は一般質問であります。お疲れさまでした。

散 会 午後 4時33分

令和4年第1回伊仙町議会定例会

第 3 日

令和4年3月10日

令和4年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

令和4年3月10日（木曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第3号）

○日程第1 一般質問（福留達也議員、清平二議員、佐田元議員）3名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代君	2番	久保量君
3番	大河善市君	4番	杉山肇君
5番	牧本和英君	6番	佐田元君
7番	清平二君	8番	岡林剛也君
9番	上木千恵造君	10番	永田誠君
11番	福留達也君	12番	前徹志君
13番	樺山一君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局指導主幹 春島弘明君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	久保等君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	稲田大輝君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	福島隆也君
耕地課長	稲田良和君	きゅらまち観光課長	上木博之君
水道課長	田中真琴君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	大山惣二郎君	教委総務課長	上木正人君
社会教育課長	伊藤晋吾君	学校給食センター所長	義了君
健康増進課長	澤佐和子君	総務課長補佐	寶永英樹君

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（前 徹志議員）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、福留達也議員の一般質問を許します。

○11番（福留達也議員）

皆さん、おはようございます。11番、福留でございます。

ただいま議長の許可がありましたので、令和4年第1回定例会において一般質問を行います。通告してありました施政方針全般について伺いたいと思います。

まず、ふるさと納税分野に関してであります。

これまでの寄附金の総額とその使い道について、企業版ふるさと納税と併せて伺いたいと思います。

次に、農業振興分野における質問であります。

まず、1点目として、畜産振興における堆肥の有効活用方法について。

2点目として、バレイショ栽培における課題について。

3点目として、各種補助金を活用した農業用機械の導入や牛舎等の整備状況は、他の町、天城町、徳之島町、そういったところと比較してどのような状況になっているのか伺いたいと思います。

次に、保健福祉・医療・介護分野における1点目として、新型コロナウイルスの影響により、昨年来、度々閉館されていたほーらい館の開館・閉館の基準、そして、閉館中にほーらい館の職員の業務はどのようなことであったのか伺いたいと思います。

2点目として、ほーらい館を拠点とした体験プログラムの内容、これは町長の施政方針の14ページ、施策33というところにありますけれども、「世界自然遺産登録により、体験型を含めた観光の増加も見込まれるため、健康増進や自然を活用したアクティビティを含めた体験型プログラムへの参入もほーらい館を拠点に活動展開ができるよう体制づくりや課題整理などに努めます」、この記述の中の体験型プログラム、これがどういった内容なのか伺いたいと思います。

3点目に、人材不足や低賃金が課題となっている介護従事者に対する待遇改善や人材確保に向けた取組について伺います。

4点目として、身体障害、知的障害、精神障害の方が病院を退院した場合の受入先の確保についてを伺いたいと思います。

5点目として、これから本町においても本格化するであろう農福連携の取組について伺いたいと思います。

最後に、環境・観光分野における1点目として、昨年7月に登録されました世界自然遺産登録でありますけれども、この世界自然遺産の価値を将来にわたり保全・構築していくための取組についてを伺います。

2点目として、観光業務を担う観光連盟の業務報告や決算報告は適切に行われているのか、こういった点を伺い、1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

福留達也議員の質問にお答えいたします。

ふるさと納税に関しましては、当初、伊仙町のほうも郡内でトップクラスの納税がありましたけれども、他の自治体に抜かれております。今後とも、出身者の方々、そしてまた、徳之島と今関連しているところを、サテライトオフィスとか、いろんな事業等で関係している自治体など積極的に営業して、今後とも納税が増えていくように最大限の努力をしていかなければなりません。

ふるさと納税に関しましては、行き過ぎた競争などが社会問題にもなっていますけれども、私にとって一番重要なことは、出身者の方々の納税を、これを全国的に広めていくということは重要であると思うし、それから、企業版ふるさと納税に関しましては、伊仙町は当初、全国の20の自治体にも選定されておりますので、今後とも、国のほうは企業版ふるさと納税を今後優先して推進していくという流れがありますので、そのことに乗って積極的に取り組んでいかなければならぬと思います。

詳細については、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

福留議員のご質問にお答えします。

ふるさと納税の基金の残高についてから、まず申し上げたいと思います。

令和2年度末において、ふるさと納税、きばらでえ伊仙応援基金の残高が1億3,226万708円。その後、令和3年度、現年度ですけれども、寄附、令和4年2月末時点で1億215万6,000円、2年度の残高と合わせまして、基金の分については2億3,441万6,708円となる見込みです。

そして、この基金から令和3年度におけるふるさと納税を財源とした事業は、総額7,902万1,200円、全9事業に対し、財源を活用しております。その財源を活用した令和3年度末の基金残高は、1億5,539万5,508円となる見込みです。

次に、企業版ふるさと納税の寄附総額については、令和3年度内については1件のみとなっております。金額については10万円となっております。

使途については、地域再生計画の内容に沿って、子ども・子育て支援事業に対して財源一部活用しております。

そして、個人版ふるさと納税における納税額については、若干の変動はあるものの、納税件数は増加傾向にあり、昨年の実績から合わせて、件数として現2月28日時点で737件、昨年より寄附件数が増加しているものとなっております。

しかしながら、金額等については、前年と少し比較すると厳しい状況になっておりまして、今後、返礼品の充実のみならず、財源を活用する事業の内容の精査と実績を個々の精度を上げることにより、納税額並びに納税件数の増加は期待されるものと考えております。

次に、企業版ふるさと納税についてですけれども、正式名称が地方創生応援税制とされており、伊仙町が掲げる総合戦略の実行に向けて民間資金の確保が急務であります。現状として企業への地方創生に関する施策の情報周知と交渉が十分でないという現状であります。

新年度においては、それらの課題を解決するため、コロナ禍における企業の経営状況を配慮しつつ、トップセールスを踏まえて財源の確保に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○11番（福留達也議員）

このふるさと納税なんですけれども、こういった傾向というのか、例えば教育分野に使ってほしいとか、あるいは自然保護活動に使ってほしいとか、町にお任せしますとか、そういった寄附する方の要望というのか、傾向はどういったのが多い感じですか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

具体的に、令和3年度2月28日現在で申し上げますと、主にふるさと納税の一番の要望があるものについては、基本的には自由に使ってくださいというのが多いんですけど、それ以外の指定するものに関しては、子育て支援に関する事業、次に特産品開発に関する事業、そして次に環境保全、そして観光・定住促進、次に健康増進、そして次に文化保存継承に関する事業、最後に青少年育成に関する事業という形で、それぞれ件数に、ばらつきあるんですけども、そういった形での要望が多い状況であります。

○11番（福留達也議員）

分かりました。昨日の一般質問でも出ておりましたけれども、例えば、急なことというのか、犬田布岬の慰霊塔の修復、予定していなかった出費が出て、また予算を組まなきゃいけないということもあるんでしょうけれども、こういったことを目的として寄附をお願いという形も取れるんですか、このふるさと納税で。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

現状、ふるさと納税については、基本的に実績に応じてしているんですけど、今のご要望等に対してしっかりと計画を示して周知することが、まずは大事じゃないかなと思っています。企業版においても同じような形で言えると思います。

昨日の牧本議員のご質問にもありましたが、特に徳之島、伊仙町のみならず、徳之島全体が特産品加工については、ちょっと弱いところがありますので、そこら辺について、このふるさと納税、十分に活用する意義があるんじゃないかなと思っていますので、今後、その事業の活用に当たっては、これまでのやり方では少し費用対効果というのはなかなか低いものだと思いますので、もう

少しオープンな形にして、柔軟に対応できるような形にしていきたいと思っております。

○11番（福留達也議員）

分かりました。町が必要としているもの、また力を入れたいもの、そういったのを積極的にアピールして、そういったところにまたお願いということもしていいのかなと考えております。

それと、ふるさと納税が始まった当初、伊仙町はやっぱりこの3町と比べても、やっぱり出身者の熱い思いというのか、それが多かったんだろうと、その傾向から。1人当たりの寄附額も、その当時は伊仙町が飛び抜けて多くて、トータルの寄附額でもすごかったと。

最近では、徳之島町も天城町も力を入れて、伊仙町を追い越すぐらいにもなっておりますけれども、その2つの町が伸びている理由は何だと思っておりますか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

特に徳之島町は、ちょっと3町の中では群を抜いているような感じなんですけども、徳之島町の場合は、新聞でも報道されましたが、肥育牛、島内で肥育をしたり、そういったところの方向性をしっかり示して、ふるさと納税を頂いたりとか、またそれを返礼品として扱う。

基本的に返礼品に対して、結構高額な自治体、収益を得ている自治体においては、やはり牛肉がやっぱりメインでしています。あと、滞在型とかそういった形の、いろんなバラエティー豊富な形でやっています。

ですが、あともう一つ、天城町も最近伸びてきている理由としましては、ふるさと納税を受け入れるサイトがあるんですけども、今、伊仙町においては3つのサイトを活用しております。それ以外にふるさと納税を受け入れる間口を増やしたことが、納税額の向上につながったものと分析しております。

○11番（福留達也議員）

徳之島町は牛の、牛肉のあれがあると言っておりますけれども、伊仙町ものぞいてみると、牛なりスッポンなり焼酎なりジュースなり、いろんなバラエティーに富んでいるなと思っております。

今後、伊仙はサイトが3つだと。伊仙としては、今後これにますます力を入れて、何というのか、専属の担当職員を置いて、まだ力を入れていこうというのか、それとも今の現状で行くのか、この方向性はこういった感じでありますか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ふるさと納税に従事する職員とか人員に対しては、昨日からずっと質問の中にもありましたが、やはり役場職員には人事異動が付き物ですので、やはり固定化というのはなかなか厳しい中で、一番納税者並びに島外の方からの要望で、やっぱり返礼品とか、顔の見える生産者の返礼品とか、そういったところでの信頼確保とか、あとは実際に実績をやっぱり出していくことが、充当した実績をしっかりと明確に出すことが、これからの納税額向上に寄与するものだと思います。

職員についても、人事異動は付き物というものの、やはり成功している自治体等は多々あります

ので、そこら辺とか連携を取って、いろんなノウハウを享受していただきたいと思っております。

○11番（福留達也議員）

ですから、今の状態で掛け持ちをしながら行くのか、ふるさと納税担当みたいなのを置いて、ますます獲得に向けて努力していくのか、これがどういう方向ですかということですよ。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ふるさと納税の担当業務においては、人間的なものもありますので、基本的には専門のセクションを置いてやっていくことが望ましい。特に徳之島天城両町においては、そのような形で強化しておりますので、そこに向けてやっていきたいと思っております。

○11番（福留達也議員）

いずれにしろ、専属がいようがいまいが、懸命に努力して、そういう獲得に向けた努力をしなければいけないんですけども、先ほどあったように、ふるさと納税の返礼品で過度の競争、こういったことが出るほど加熱するのもまた違うなど。バランスを取りながら、精いっぱい努力してやっていただきたいと思っております。

じゃあ、2点目の畜産振興における堆肥の有効活用について伺いたいと思います。

○経済課長（橋口智旭君）

福留議員の農業振興分野、畜産振興における堆肥の有効活用についてお答えいたします。

全ての作物において基本となるのは、やはり土づくりだと認識しております。その中で堆肥の有効活用につきましては、農地への還元、これが一番の有効活用だと考えております。

経済課といたしましては、堆肥センターの活用、また畜産クラスター事業等を活用した堆肥運搬車、マニアスプレッダー等の導入により支援を行っているところでございます。

○11番（福留達也議員）

畜産振興における堆肥の有効活用について一番聞きたかったことは、今、課長がおっしゃったように、農業の基本は土づくりということで、堆肥を戻す、そういった土に戻す、そういったことでありますけれども。

聞きたかったことは、町内にも大規模な畜産農家から数頭の小規模畜産農家もいるんですけども、事、小規模の畜産農家の方で困っているのが、堆肥をままちょっと立地条件的に厳しい、取りづらい牛舎があって、なかなか堆肥をうまく運搬できないという方がいて、3年も4年も堆肥を、牛ふんを野ざらしにしている。もったいないなと思うんですけども、こういった小規模農家、結構いらっしゃると思うんですけども、これらをうまく活用できないか、活用する方法がないか、そこを聞きたかったところでもあります。

例えば、それをリース会社からユンボとか運搬車を借りようにも、なかなかそういったところには業者さん貸したとらないと。汚れたり、さびが出たりとか、そういったところがありますけれども、こういったことを、昨日、おととい審議された堆肥センター辺りで、小さなおとも、きちんと堆肥を回収して堆肥にできる、そういったことができないかなと思つての質問でありますけ

れども、この辺りはどうですか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

確かに小規模農家におきましては、堆肥の野ざらし化、または野積み化が進み、こちら降雨による流出など、環境汚染にもつながると考えております。

しかしながら、現在、堆肥センターの運用につきましては、小規模農家の堆肥置場において、ホイールローダー等の進入が難しい場所等、多々あり、回収できていないのが現状でございます。

一方で、若手の畜産農家において、近隣の同じ地区の周辺の高齢者農家、小規模農家の堆肥を回収。その方の圃場に還元するといった取組もなされているとは伺っております。

また、こういった若手農家に対しましても、本町で動かしています結サポートクラブ等にまた組織化を図りながら、そういった方々の支援も行っていきたいと考えております。

○11番（福留達也議員）

ありがたい話だなと思えますけれども、これまた全ての小規模農家までは手が行き届かない部分も出てくると思うんですけれども、これ、例えば、いろんな丸太の支柱を立てるために掘るドリルがありますけれども、あれは農協とかあちこち共同で使うように貸出しをしているのがありますけれども、こういった形で堆肥を取りやすくするユンボとかトラックというのか、運搬車というのか、そういったのを幾つかもうけて集落ごとでもいいし、東部、中部、西部でもいいし、そういったことで改善できたりとかそういった事業の導入というのはなかなか厳しいところがありますか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

行政におきまして、そういった機器の導入というのは、補助事業を使うというのはかなり困難だと認識しております。今回、当初予算等にも上げさせていただいております油圧ショベル、ホイールローダー等につきましても、事業を検討しておりましたが不採択という結果が返ってきております。

先ほど申し上げましたとおり、若手の畜産農家がホイールローダー、マニユアスプレッダー等を導入して持ち出して散布を行っているところに関しましては、各地区にそういった若手農家がいらっしやいますので、そういったところに行政のほうからでも支援は行っていきたいと考えております。

○11番（福留達也議員）

ぜひ、経済課あたりが詳しいわけでありますから、そういった集落の若手の頑張るそういった方たちにまたお願いして、高齢の小規模飼育の畜産農家さん、そういった人たちの労力がちょっとでも少なくなるような手当てをしていただきたいと思います。と思っております。

それと、先ほど課長が言った今度の堆肥に関しては、生ごみを混和したりとかペレット化を行うと、こういったことを今度堆肥センターで、誰がしていくのか分からないですけれども、今度取った方にはそういった指導というのは、お願いもしていくということですか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

生ごみと牛ふんを混和した堆肥づくりにつきましては、一部団体におきまして実証、研究を行い、製品まで仕上げているものはございます。現在、散布試験まで行っており、今回のサトウキビの収穫におきまして、その成績が出てくるものだと考えております。

○11番（福留達也議員）

農業においては、先ほど言ったように、基本は土づくりでありますから、そういったいろんな取組をして、よりすばらしいというか、効果のある、栄養のあるそういった堆肥づくりを努力していただきたいと思っております。

続きまして、バレイシヨの課題についてお願いします。

○経済課長（橋口智旭君）

2番目のバレイシヨ栽培の課題についてでございますが、バレイシヨ栽培におきましては、やはり単収の向上に向けて取り組まなければならないと考えております。その中でも、疫病、軟腐病、青枯病等の病気の適切な病害に応じた防除、並びに栽培研修会等を開催しておりますが、そういった病害に対する知識等の習得における防除体制の確立が必要だと考えております。

○11番（福留達也議員）

去年、今年とバレイシヨ価格が高止まりして、本当にバレイシヨ農家の方が本当にトラックに積んでうれしそうな顔をして走っている、また、元気そうになっているのを見ている私たちもうれしくなる、そういった光景が見えておりますけれども、今年も本当に高値で推移して、今ちょっと下がり傾向だということでもありますけれども、疫病、軟腐病、青枯病とそういう病気が蔓延して大変なことになっている畑も結構あるという話でありましたけれども、役場のほうで何回も放送しておりました。疫病が蔓延しているので、なるべく早めに防除してくださいということがありましたけれども、これは今回は疫病だけではなく、軟腐病だの立ち枯れ病だのいろんなことがあって、軟腐病、立ち枯れ病に関しては疫病の薬をまいたって効かないと、こういったこともあったようになります。

役場として、もう少し放送のときに軟腐病もあります、立ち枯れ病もあります、そういった形までの細やかな病気の発生している状況、こういった放送というのは今後どう考えておりますか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本年も疫病の蔓延が課題になりましたが、その中で、我々担当含め私のほうも、またJAの指導員のほうも圃場の巡回を定期的に行っているところでございます。

本年につきましては、疫病の発生が多かったことから、疫病に対する防除を呼びかけた次第でございますが、例年におきましては、軟腐病の発生等に伴い被害が大きくなることが予想される場合には、そういった放送も適宜かけているところでございます。

○11番（福留達也議員）

私の周りでは、疫病だけではなく軟腐病というのも結構あったということで、疫病の薬ばかりまいてもなかなか効かなかったよねという話も結構あったもんですから、基本、それは自分で判断していかなきゃいけないんですけれども、行政としてもそういったのを把握して、分かるのであればそういった放送もしていただけたらと思っております。

それと、これも個人のモラルの問題ではあると思うんですけれども、いろいろ手を尽くして順調に生育しているバレイショの畑があったとしても、隣に病気が蔓延している方の畑があって、本当にすぐに伝染して自分の畑も駄目になったと、そういった方も何名かいましたけれども、こういった対策は、今僕はこういったのがいいんじゃないかというのは、役場にでもそういった検査員みたいなのがいて、指導員みたいなのがいて、そういった畑を見つけたら隣の人に注意していただくとか、そういったことができたと思うんですけれども、それは個人でするんだろうなとは思いますが、こういったトラブルになりやすいことでもあるんですけれども、こういったことに関して何かいい方策というのは考えられないですか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり個人の圃場を消毒、徹底していても、近隣の圃場から侵入することは懸念されます。本土のほうの稲作地帯におきましては、集団防除と言いまして、その地区一体をドローンやヘリコプターで防除する体系が取られています。また、徳之島におきましてもドローンの導入等進んできております。その中で、やはり市場の原理が働きドローン散布代金の価格の引き下げ等により、また、ドローンでの散布者が増えてくると考えられますので、そういったところで支援を行いたいと考えてはおります。

○11番（福留達也議員）

そういったこともやっていただけたらなあと思います。

それと、一番大事な価格の安定、毎年乱高下するようなことでなくて、安定していくために、一番やはり必要なことは、しっかりした製品を出すということなんだと思うんですけれども、殊、農協さんはきちんとしたセンサー、光センサーというのはそういったのを通して病気のジャガイモをきちんとはじいてくれていると。今、民間の業者さんは本当に持っていったらすぐ現金化してもらえることで、本当にうれしくて助かってはいるんですけれども、ここを何十年来議論されてきていると思うんですけれども、ここを何かきちんと民間業者さんにもそういったチェックできる光でもいいんですけど、選別できる方策というのは何か考えられないものですか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

我々、JAと業者さんのことを共販、また商系と分けて呼んでいるのですが、商系におきましては、フレコンゴと船積みにより出荷しているのが現状でございます。そこで、本土においてまた選

果機等を通してというのが現状でございます。

その中におきましても、やはり産地を守る産地の責任といたしましても、早掘りをしない適期収穫でありますとか、圃場での1次選果が非常に重要だと考えております。そういった部分につきましては、農家のほうへも指導を行いますし、また、必要に応じて事業者の商系のほうにも連絡を取って対応してまいりたいと考えております。

○11番（福留達也議員）

いろんな保冷库とか選果場とか、そういった大規模なやつを国なり県なりに、国会議員なり要望など陳情活動をして成し遂げてきている部分がありますけれども、こういった今のことを解決するために、大きな光のセンサーというのか、分別機というのか、そういったのを導入する活動というのはやったことがあるのか、それとも、全くこういったのは見込みがないのか、こういった現状なんですか、これは。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

そういった議論はこれまでなかったとは思いますが、やはり商系事業者さんにおける資金的な体力の問題、また、徳之島において選果をして出荷するのか等々ございますので、今後整理してまいりたいと考えております。

○11番（福留達也議員）

町長にもちょっとお聞きしたいんですけども、いろんな要望活動、やっぱりある中で、このバレイショというのは本当に、伊仙、徳之島でもサトウキビ、バレイショ、畜産と言われているぐらいややはり大事な基幹作物であります。これが今の状況で、みんな本当に何もなくて安定していくときだけはうれしいんですけども、例えば、200円だの、170円だのでもうれしいんですけども、これが50円だの30円だのとなることもたびたびあります。こういったのを改善していくためには、そこをやはり選別の過程、きちんとしなきゃいけないんですけども、こういったのをもうちょっと力を入れて補助事業を取ってくるとか、要望してそういったことを、こっちからもうちょっと頑張ってみようとか、そういった考えはありませんか。

○町長（大久保明君）

10年ほど前までは、トップセールスという形がありましたけれども、これはJAの方々を中心になっていくということで、それが最近では中止になっておりますけれども、先般、3町長でやはり中部地区、神奈川地区を中心に再度営業活動をしていく必要があるんじゃないかという話がありましたので、その中で、JAと農家の代表だけじゃなくて、首長が行って具体的な問題点などをしっかりと把握していくことが、また価格の安定にどうしたらつなげていけるかというふうな模索をしながら、ある程度の安定が可能ではないかと思っておりますし、今、センサーという話もありましたけれども、本当、商系の方々に対しましてどうしていくかということは、これまたいろいろ考慮していかなければなりませんけれども、あと2年後をめどに、両JAが選果場を統合したような喜念の山手

のほうにオープンする予定になっておりますので、それを機会に営業活動を行くと同時に、今言っていたような課題、病気のことなど、各地区での取組などを参考にしながら、農家の方々の意識と技術、そのような貿易体制などがもっともって経験、知識が深くなって対応できるようにしていくことが重要ではないかと思うし、価格の変動によって、畜産もそうですけれども、安定した農家、畜産農家、そしてバレイショ農家が育成していけると、どんなことがあってもバレイショはバレイショを中心にやっていくという農家が出てきたら、そのことはいい効果が出ると思います。

こういう中で、自分はサトウキビ一本に絞ってやっていこうという農家で実績を残している方々もいるわけですから、そこは農家の方々の意識レベルを自らが上げていくような雰囲気、そういう志のある人たちがたくさん出てくることで、結果として価格の安定などに貢献していくのではないかというふうにも考えておりますので、そのようなことも皆さんと共に、議会とも議論しながら、よりいい製品ができるように、気候に左右されるだけじゃなくて、非常に値段が厳しいときにはどういう対応をしていくかなども研究していくことができれば、安定した価格出荷に持っていけるんじゃないかと考えております。

○11番（福留達也議員）

なんつったって、やはり出荷する人のモラルにかかってきている部分が大いんでありますけれども、大部分の出荷、生産者、出荷している方は本当に丁寧にやっているとは思いますが、やはり、でも一部、そういった病気とかそういったものが混じったり、そういったことで、やはり他の人たちにも影響がくらって相場が下がっていくとかいう傾向があると思いますから、今町長がおっしゃったようなことを全力でして解決していただきたいなと思っております。

本当に様々な課題が山積しておりますけれども、一つ一つ粘り強く丁寧に対応して解決していただきたい、長年言われて続けてきていることばかりでありますけれども、きちんとしたものをきちんとした形で出荷して、市場の信頼を得て価格が安定し、安心して栽培していける作物にしていきたいと思っております。

続きまして、次の農業機械の件、お願いします。

○経済課長（橋口智旭君）

3番目の各種補助金を活用した農業用機械導入、また牛舎等の整備状況について他町との比較とこのことですが、現在進めております畜産クラスター事業、並びに糖業関係の国庫補助事業等におきましては、採択件数、また導入機械数につきまして、大島地域におきましても伊仙町が一番多い状況となっております。

牛舎につきましては、現在、3町ともに行政からの補助はいたしておりませんが、JAが実施主体となっております簡易牛舎の建設を進めているところでございます。この建設数につきましては、3町で年間30棟の中で調整している状況でございます。

直近3年間、令和元年から3年度までにおきますと、伊仙町において37棟、徳之島町18棟、天城町が35棟というような状況でございます。

○11番（福留達也議員）

非常に頑張っているなあということを感じております。

今、聞いたのは農業機械と牛舎でありましたけれども、伊仙町内においては、大型の大規模な牛舎の建築の要望が多いのか、それとも小規模なそういった牛舎が多いのか、それと、あと、要望が多いこういった事業はどういったものがありますか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

牛舎建築につきましては、先ほど申し上げましたJAが実施主体となっております簡易牛舎のような規模の建築要望が多い状況でございます。また、大規模畜舎の建設になると、畜産基盤整備事業などを活用し、今後また整備計画を進めてまいるところでございます。

現在、我々が行っている事業におきまして、畜産農家のほうからは、やはり装置や牛舎などの管理作業を行える機械、また、牛温恵などにおいて母体の管理をできる装置、また、監視カメラなどの導入、こちらにつきまして現在進めているところでございます。

○11番（福留達也議員）

分かりました。最近の補助事業の獲得の在り方としては、公募型が多いのか個人がきちんとした申請書類を出してしていくというのが多い傾向であると思っておりますけれども、こういった書類の書き方等、手助けできる部分はいろいろ手助けしてやっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、ほーらい館をお願いします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

福留議員のほーらい館の開館基準、閉館中の職員の業務について問うについてご説明いたします。

ほーらい館の開館基準につきましては、令和2年3月に初めて新型コロナウイルス感染症拡大防止策として臨時休館を行ってから、今回3月8日より入場制限をかけて、伊仙町民のみを対象にご利用は頂いておりますけれども、現在も完全には開館できていない状態であり、これまでに9回の臨時休館を行っております。

令和2年度につきましては、開館を決定するに当たって、たびたびほーらい館運営審議会を開催し検討を頂いておりましたが、2年度途中から3町をはじめとする総務課長、また必要に応じては担当課長の連絡会議が適宜開催されまして、徳之島新型コロナウイルス警戒レベルを基本とした検討がなされ、公共施設の開閉についてもこの中で3町で情報共有や協議を行い開館について決定をまいりました。

このたび、2月17日に開催されました三町対策会議の中で新型コロナウイルス警戒レベルを引下げる基準につきまして協議が行われ、お手元のほうに配付させていただきましたけれども、警戒レベルの基準、現在は3でありますけれども、下のほうに書いてありますが、公共施設等の対応については3町で異なる場合がありますので各町へお問合せくださいとなっておりますが、今回は3月

4日にほ一らい館の運営審議会を開催しまして、この中で協議いただいて、3月8日、火曜日から感染対策として入場制限を行うということで伊仙町民のみで開館することとしております。

○11番（福留達也議員）

今のこの警戒レベルの表に関しては3町のそういった対策会議で決めていくと、それぞれの町にある公共施設は町独自で、ほ一らい館に関すればほ一らい館運営審議委員会で決めていくということ、それでは、そのほ一らい館運営審議運営委員会の中で、また1つの基準を設けて開ける閉めるを決めているわけですか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

昨年はそういったことで運営審議会をたびたび開催しまして、運営審議会のほうで、その都度、開催するのは厳しいんじゃないかということもありまして、その流れでちょうど去年の12月頃から3町の連絡会議の中でこういった開館についても決定してきたんですけども、つい最近の2月17日の会議の中で基本的にはこの警戒レベルを3町で決定していきますし、感染状況については、随時、町長、総務課長をはじめとした連絡会議など、今ではリモートでの開催をしておりますので、その中である程度は決定されて、最終的にいろいろそれぞれ町のほうで事情があると思いますので、決定していくということで、基本的にはその連絡会議が基本とはなるとは思います、最終的にほ一らい館であるとか公共施設の開館については各町のほうで最終判断を決定するということになっております。

○11番（福留達也議員）

私はそこのサウナが好きで開けてほしいなといつも思っている反面、またそういった公共施設でコロナ発生、クラスター発生なんてなってもこれはまた大変なことだなと思っておりますけれども、もうちょっと聞きますけれども、要するに伊仙町の公共施設ということでほ一らい館運営審議委員会で決定していくんですけども、その中で1つの例えばこういった基準を設けてやっているのか、それとももう感覚的なことでやっているのか、そこですよ、1つの基準を設けてやっているんですかということです。

○健康増進課長（澤佐和子君）

ありがとうございます。昨日の審議委員会の中で出たんですけども、伊仙町のほうで、今、1週間ほど出ていません、現在、徳之島町が出ているような状況なんですけれども、町内で感染はまだ続いているような状況です、そういったことで、伊仙町で開館したんですけども、そこで話し合われたことが、1人、2人、ここで散発的に出たときに、もう一度またほ一らい館を閉めるかという話が出たんですけども、そこはもう、例えばほ一らい館なり町内でクラスターが発生したりとか、あと感染経路不明者が多く出たりとか、そういうときには開いていても閉める、そうでない限り散発的に出る場合にはもう共存ではないですけど、対策をしっかりとって開けていけないのではないかということとは協議されております。

○11番（福留達也議員）

分かりました。過度に警戒し過ぎるのもいけないし、だからといって安易になり過ぎるのもいけない、その微妙な判断だと思うんですけども、そこらあたりはきちんとまたやっていただきたいと思っております。

では、職員の業務をお願いします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

臨時休館中の職員の業務についてでありますけれども、主にはほーらい館の整備の消毒やメンテナンスのチェック、不具合のある箇所の修繕や補修作業、館内外の清掃活動を行っておりますが、今回、特にやむを得ず1月4日からもうやがて2か月、長期の臨時休館を行いました。長期に及ぶ閉館中の職員の業務として、ほーらい館のみでなく、町の会計年度任用職員でありますので、他課の応援、公共施設の清掃や補修などを行いました。

主には建設課の事務作業に1名を派遣し、また当健康増進課のコロナワクチンの発送作業や入力作業、またワクチン接種会場の応援、社会教育課の義名山体育館の総合体育館内の清掃やワックスかけ、公園の除草作業、きゅらまち観光課への派遣として海岸沿いの外来種駆除作業などを毎日行っているところでございます。

○11番（福留達也議員）

1週間、2週間程度の閉館であればこれまで手の届かなかったところの大掃除とか、そういったことも可能だと、あり得るのかなと思いますけれども、こと1か月も2か月も休みになった場合に、今回はたまたまそういった海岸清掃なり建設課の事務なり、そういったことがあって派遣してあったんでしょけれども、もうこれまた今後もこういったことは十分あり得ると思うんですけども、そういった場合にもその場で、たまたまどこかの部署が人が足りないからとか、そういったぐらいの基準で職員を派遣して過ごしていく、そういった感じでありますか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

会計年度任用職員として採用いただいておりますので、これまでは本当に1人出れば閉めるというような形だったんですけど、これからは先ほども申しました、少し開館基準も緩やかになっていきますので、ある程度、開館は多くなるのではないかなと思うんですけども、そういった場合にコロナが長期間発生するから休職とかそういったことは難しい、ここは人事なので総務課の考えだと思うんですけども、でき得る限り他の課の業務をさせていただくなりして、職員の生活もありますので支えていただければありがたいと思います。

○11番（福留達也議員）

確かに悩んでいるというのは分かりますけれども、散発的なコロナが発生したって開館はしていくわけでありますから、それほど長期なことは考えづらいこともあるんですけども、やはりまた新たな新型が出てそういった1か月も2か月もお休みだということがこないとは限らないわけですから、そういったときにまたどうするかをきちんと検討しながら、そういった場合には職員はどう

するのか、そういったことを検討しながら進めていっていったらいいのかなと思っております。

○総務課長（久保 等君）

現在、ほーらい館、一昨日からまた再開をしたところなのですが、先ほどの基準、前回、デルタ株については、入って、感染者が消えて、また第5波とかそういうふうな感じでしたんですが、今回の感染については1週間ぐらい感染者が出なくてもまた1人、2人出るというところもあって、これをこのまま閉館だけで過ごすというわけにはいかないということで、様子を見ながらクラスターとか出た場合はやっぱりその対応ということで対応してきました。

その中で、そこに従事するスタッフについても伊仙町の職員でありますので、庁全体として見回してどうするかというのを決めないと、そこだけを特別ということにはできませんので、庁全体の考えとしてどうやるかということでこれからも対応していきたいと考えております。

○11番（福留達也議員）

次の体験型をお願いします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

2番目のほーらい館を拠点とした体験型プログラムの内容を問うについて説明をいたします。

平成20年8月にオープンしてから、徳之島交流ひろばほーらい館は町民ないし島民の健康増進と子供から高齢者までの交流の場として唯一無二の存在となっております。

オープン当初よりは会員数はやや減少はしているものの、毎日350人が利用し、現在、伊仙町だけでも200人ぐらいご利用いただいています。健康増進や高齢者においては生活の一部として憩いの場にもなっております。

現在、コロナ禍にあって昨年より何度か休業を余儀なくされ厳しい面もありますが、アフターコロナの取組として、世界自然遺産登録もあり体験型を含めた観光の増加も見込まれ、以前、行っていた徳之島ダイエットアイランドツアープログラムのようにほーらい館を活用したヘルスツーリズムや観光とコラボしたツアーなどにも医療機関や関係機関と連携する中で、保健センターとほーらい館が共同し体制を図ることで歳入も見込める事業展開も検討できると考えております。

○11番（福留達也議員）

すみません、今、あまり聞いていなくて、要するに世界自然遺産と関連した中、そういったことでありましたか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

前回、経済課を中心にもう7、8年前になるんですけども、ダイエットアイランドツアーを3回ほどしてしまして、平成27年には厚生労働省の事業を採択受けまして、宿泊型の体験プログラムを行っております。

その中で、ほーらい館で運動をしたり、ほーらい館のスタッフが外に出てウォーキングだったりとかいろんな活動をしながら、また観光ともコラボして世界自然遺産の候補地を散策、いろんなところを回ったりとか、あと農業体験したりとか、そういったのをその当時したんですけども、

やっぱり観光分野とかの体制を図ることがすごく難しかったんですけど、今、きゅらまち観光課、未来創生課、長寿子宝社のほうでそういう体制が図れつつありますので、そこまた今後、ほーらい館の体制ができればやっていけたらなというふうに思っているところでございます。

○11番（福留達也議員）

分かりました。そういった世界自然遺産、このあとちょっと聞くと重なるんですけども、世界自然遺産になったということで、いろんな遊歩道とか町独自にできる整備とかもあると思います。そういったところとも重なりながらやっていくプログラムということでもありますね。分かりました。

次に、3番目の介護従事者の人材不足や人材確保の件、お願いします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

福留議員の介護従事者に対する待遇改善、人材確保についてお答えしたいと思います。

待遇改善については、保険者である町の助言に基づき処遇改善加算などの各種加算の獲得推進を図ってまいりたいと、今、考えております。そのためには職員の資質向上が必須となります。積極的に研修会への参加等を行い、取得した情報を町内各事業者へ還元してまいりたいと思っております。

また、令和5年度に策定する高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画のニーズ調査の一環として介護従事者全員へのアンケートを予定しており、現場で働く従業員の声を徴取したいと考えております。

人材確保について、3町で組織する徳之島の将来の医療と福祉を考える会を活用し、今まで医療のほうに重きを置いていたところがあったんですけども、福祉分野についての協議を行い、3町連携して取り組んでまいりたいと思っております。

また、町として推進するものとして、今現在、未来創生課を中心に動いているふるさと納税やサテライトオフィス事業において、各事業所への誘致活動などを行っている中で海外へ医療従事者を派遣している実績のある事業所と、今、マッチングを行っている最中です。町のニーズとして、介護従事者の派遣の可能性についてオーダーを提出しているところであります。

また、人材不足を外国人労働で補うという検討も行っているところであります。

○11番（福留達也議員）

福祉従事者、そういったところとか、保母さんとかの賃金が低いという社会問題にもなっております。今、課長の言ったいろんな加算を獲得する努力をしていってもらいたいと、またそれは町としても定期的に実地監査等、福祉施設にあると思いますけれども、そういったところに実地監査するときにもそういった加算をきちんと取っているのか、取り方はこうだとか、そういった指導等を行いながら待遇改善につながるようにしていただきたいと思います。

それと、今回も養護老人ホームのほうから要望書が上っておりますけれども、社会問題化されているそういった低賃金問題、そういったところで政府が昨年11月に取りまとめた対策で、介護職員

の給与の3%程度、月額約9,000円程度というところでありますけれども、引上げをするようにという政府の決定があつて実施されておりますけれども、これは、伊仙町においては特別養護老人ホームと養護老人ホームというのがあります、その仙寿の里とかは特別養護老人ホームといつて介護報酬上のサービスを提供しているところなんです、こと養護老人ホームというのはその介護保険とは関係ない施設になるものですから、今、政府が月額9,000円の賃金アップという話をしているのは、仙寿の里とか、あつた介護報酬で賄われている施設のことであつて、その養護老人ホームは対象外になってあります。

実際問題、その仙寿の里も老人ホームも50人ずつの入所者がいますけれども、こと仙寿の里とかは要介護3以上の重い方が入っていく施設、養護老人ホームに関しては要支援から要介護1、2までの軽い人が入っていく施設となっております。そういったことで、例えば仙寿の里3人の年寄りに対して1人の介護員がいると、50人でありますから17名の介護員がいると、こと老人ホームに関しては15人に1人の割合の介護員でいいということで、老人ホームは50人の年寄りに対して4人の介護従事者しかいない、そういった基準でしか国から金が入ってこない、そうであっても、実際、軽い状況でその老人ホームに入ったとしても年を取っていくわけでありますから、今、実際に入っている人の状態というのは特別養護老人ホームだろうが養護老人ホームだろうが一緒ぐらいのレベルなんです、ほとんど要介護5の状態、要介護5以上の方が半分以上入っているという状態なんです。

そこで、仙寿の里は15人分の介護報酬が入ってくるんだけど、老人ホームは3、4名分しか介護報酬が入ってこない、だけれども十何名で対応していかなければいけない、入ってくる金は決まっているんだけど、実際に必要となる介護員は十何名必要だと、そうするとそれを職員同士で分け合つても低い賃金でしか運営できないと、そういった問題があります。

それで、また今度は厚生労働省のほうから老人保護措置施設に関しても市町村独自の判断で措置費等にそういった賃金アップのことを加えてもいいと、仮にそういったふうに賃金アップをしたら令和4年度以降の地方交付税で賄うと、そういったことになっておりますけれども、措置費等でそういった介護職員の賃金をアップする手当は検討できますか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

福留議員の質問にお答えします。

今、まさに議員のおっしゃるとおり特別養護老人ホームにおいては介護報酬の賃金アップということで国の閣議決定がなされました。残念なことに養護老人ホームにおいてはそこは適用されないというふうに国の通知もございます。さらに、国の技術的助言の基、市町村において独自の判断において基準の改定をしても構わないという通知がございました。

実際に平成17年に町として措置費の改定を行ったところではありますが、そこから今日に至るまで改定が一切行われていない状況でした。その点を鑑み、令和4年度の予算において、措置費、人件、事務費を保険者としての町の予算において増額の計上をしているところであります。後ほど、

また当初予算において審議賜りたいと思っております。

○11番（福留達也議員）

同じ老人ホームということで、仙寿も徳之島老人ホームも、ほぼみんな一緒なのかなというふうに、大概の人は思っていると思いますけれども、現実には全然違って、本当に厳しい状況で職員はやっている状況でありますので、こういった通知もありますので、ぜひ、そこは検討していただきたいと思っております。

それと、人材確保について。

○町長（大久保明君）

その件に関しまして、徳之島老人ホームの理事長さんと職員の方が2週間ほど前に来庁いたしまして、その窮状を説明をしていただきました。

伊仙町が、私が今考えているのは、これは介護施設、徳之島老人ホームのタイプであれ、仙寿の里であれ、これから人口増加ということを考えたときに、そういう方々をどんどん受け入れていきたいと、施設も確保はしていきたいというふうに、今、せざるを得ないぐらいの人たちが出身者を中心に帰ってきて、元気な頃から、農業に取り組んだり、また施設に入ってから最後まで人生を島で送れるような形を考えております。

そんな中で、雇用という話が先ほどありましたけれども、先般、アームジャパンという会社が来て、特に、私らのバレイショを出荷している商系の会社、3か所に行きましたら、永田議員の経営している会社に行っても、その商系の方々が来て説明した内容のほうが、非常に簡略で分かりやすいということでありましたので、そういう形で外国人の方を雇用していきたいという要望がありまして、島内の商系の3社の方々の反応は非常にいい感じでありました。

また、今、福祉関係においても、外国人の方をこれから呼んで、かなり大手の会社でありますので、その会社とも連携を取ってやっていくと考えております。

そして、先ほど課長から説明があったように、交付税措置がされるということでもありますので、人員が本当に15人に1人ですか、あとは4、5人に1人という、これほどの格差はあってはならないわけでありますので、先ほど話したように、介護とかどんどん進行しても同じような状況というのは、明らかに矛盾しておりましたので、そのことを含めて、町のほうでいろいろ対応して、交付税措置ということであれば、それはやっていくし、またいろんな待遇改善をやっていかなければならないということを、私は公約として打ち上げましたので、そのことも含めてやっていきたいと思うし、この次のほうにも、いろんな精神障害、農福連携もありますけれども、その中でまた、この制度をいかに活用していくかということ、そして、新しい施設をどういう形でこれから広げていくかなどは、議会の方々とも一緒になって議論ができたらと思っております。

○11番（福留達也議員）

ありがとうございます。

やはり、老人ホームも本当に低い賃金、少ない人員で、気持ちの部分で本当に頑張っている職員

がかなりいました。やはり、何といたっても生活もかかっているわけですから、きちんとそういったところの待遇面も改善していただきたいと思っております。

次の人材確保について、外国人労働者の雇用、そういったこともありますか。

それと、もう一つ思うことが、人材確保に向けた取組、介護に従事するためにヘルパー資格を取得して入っていくんですけれども、このヘルパー講習というのが社会福祉協議会のほうでやっただいておりますけれども、これが5万ぐらいかかる。ここらあたりに対する助成等は考えられないのか聞きたいと思っております。

○地域福祉課長（大山 拳君）

介護従事者に対する、資格取得のための助成なんですけれども、先ほど話のあった徳之島の将来の医療と福祉を考える会において、この議題が福祉分野のほうで議論がなされたところでした。その後、また議論が進んでいない中でありますので、次回、協議会において助成のほうの推進ということで検討をしてみたいと思っております。

○11番（福留達也議員）

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

人材確保で外国人労働者の雇用という問題もありますけれども、他に何か町として検討されていることはありませんか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

先ほども話したんですけれども、昨年度までの情報という中で、外国人労働力の確保ということを探索、検討しているところであったんですけれども、未来創生課のほうから情報の提供がございまして、来年度、新規事業として、特定地域づくり事業協同組合の制度というものを創生する予定となっております。

詳しい内容については、まだ私のほうでもまだ把握はしていないんですが、人材派遣会社のようなものを設立する。それを助成していくというような制度というふうに、担当のほうからも報告を伺っております。

また、この制度が立ち上がることにつれて、人材不足の改善が図れるのではないかとということも鑑み、この事業を推進してみたいと考えております。

○11番（福留達也議員）

人材派遣会社、こういったのを立ち上げて、町のほうからも助成をしていくと、言ってみれば、シルバー人材センターの若手版みたいな形ということでもありますか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

詳細のほうについては、まだ私のほうでも読み込めていないんですが、私のほうの中でも、そういったものだというふうな捉え方をしております。

○11番（福留達也議員）

そうであれば、いろんな人が、例えば土日休みの人が空いている時間をできるというふうに登録

しておけば、そのときに何らかの仕事が入れば、そこへ行って仕事ができる。そういったことと捉えればいいわけですか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいま議題になっています、特定地域づくり事業協同組合制度についてなんですけれども、今、先進地で言うと沖永良部のほうで、今、この制度を使って職員を派遣して、今、知名町のホテルとか、そこら辺に派遣をしてるんですけれども、この制度の一番いいのが、財政支援が国から受けることができるということで、これ一例なんですけれども、例えば組合の運営費について、職員派遣人権費と事務局運営費があった場合、年間それぞれ2,400万円計上した場合、その組合ができた場合、その組合としての利益から利用代金、例えば半分あったとしたら、残りの半分は市町村からの補助金として出さないといけないんですけれども、うち、その2,400万の半分の1,200万をさらに国から特別交付税だったり、特定地域づくり推進交付金という名のもとに交付金を得られて、実質、市町村が負担する2,400万円計上した場合の市町村の自己負担としては300万円で済むという、結構、補助率というか、待遇がいい事業です。

現状、今、地域福祉課長のほうからもありましたが、この制度を使うことによって、いろんな方を広く迎え入れて派遣をできる。ただし、条件がありまして、ずっとその職員を一つの事業所にずっと張りつけるということがちょっとなかなかできないくくりになっていまして、期限等はあるんですけれども、今、このご時世、労働人口の確保とそれに対する人件費に対する財政支援、そこら辺が苦慮している中で、この制度は画期的な制度だと思って、今まだ模索中なんですけれども、うまくいけば、新年度にこの制度を活用して、いろんなところに波及効果が生み出すことができたらよろしいかなと思っております。

○11番（福留達也議員）

ばばっと言われたので、大まかなことしか理解できないんでありますけれども、言ってみれば、町からそこに出て、きちんと立ち上げてはいいけど、ずっとはいれないと、いろんな分野に関して必要な仕事等があれば、登録している人がそこに行って、仕事ができるということでありますよね。そういったことで、いろんなところの人手不足の解消に十分なりうるのかなと、聞きながら思っております。

沖永良部のどこかが、それを導入してやっている、そこもちょっと調べて、ぜひそういったのもうまく活用していただきたいと思います。

町長が常々よく言われておりますけれども、救急搬送等された場合も、やはり島外の搬送が多くて、なかなか医療に関しても島内での完結ができないんだけれども、やはりいろんな島内での完結を目指すべきだと、確かにそうだと思います。

それと同様、この介護の分野においても、島内で自己完結図れるようにしていただきたい。そのためには、大きな話とはなるんですけれども、例えば介護に従事、介護福祉、そういった分野に進みたいと思って高校を卒業したときに、島内にそういった専門学校等がないということで、直近の

奄看ですか、そこに行かれたりする方もいますけども、なるべくそういったのも島でそういったところも、きちんと専門学校等があつて、そういった福祉分野へ進む人も、島できちんとそういったことができるような専門学校、あるいはサテライト大学、そういったのも長い目で見て、島で行えるようになればと期待しております。

4点目の身体、知的、精神、そういった障害を持たれた方が病院等を退院した場合の受入れ先の確保の件について聞きたいと思います。

平成26年より国の方針で、長期の入院患者を自宅や地域へ返す方針が進められているようであり
ます。

これは地域移行・地域定着事業を進める中、徳之島病院を退院させる方向で、徳之島保健所や徳
之島病院、3町の保健福祉課、相談支援専門員による諮問会議等で、退院に向けての事前準備等が
行われております。

今後、病院を退院するにあたり、受皿となる自宅では、両親が高齢のため受け入れが困難や独り
住まいのできる住宅の確保が必要になってくると思われて、言われております。

今度、糸木名に徳洲園さんがグループホームを運営しております。

女性6名、男性9名が入居できる施設のようでありますけれども、これもほぼ満床状態と。

今後、こういった病院等を、退院させられた方、しなきゃいけない方、こういった方々が地域で
の生活に必要な居住、住居、こういったのが確保、きちんとできているのか。また、ほぼできてい
ないと思いますけれども、これに対して、行政としてはどう対応していかれるつもりなのか、伺い
たいと思います。

○地域福祉課長（大山 拳君）

福留議員の質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおり、まだまだ離島におけるサービス提供体制は弱い状況であります。

実際に退院された方の受入れ先としては、施設ではなく、今、居宅が受入れ先となっている状況
です。

居宅での福祉サービスを受けることで自立を促す、地域の定着、定住を目指すというふうな流れ
ではあるんですけども、おっしゃったように、実際に帰ってきた場合に、両親高齢化されている場
合にはなかなか日常生活に支障を来すという報告もございます。

そのため、民間の協力が必要になってくるんですが、施設の増設等も、今後必要になってくるか
なとも思っております。

○11番（福留達也議員）

実際問題、そういった方が病院を退院されて帰ってきた場合に、それを支える人も不足している。
暮らす場所も不足している。現状、そういった方はまた鹿児島市内の病院なり、施設なりに移送と
いうのか、行ってもらっている現状があると思うんですけども、これを全てまた環境をきちんと
町で整備というのも本当に厳しい現状であると思うんですけども、こういったのもどうかしな

ければいけないという視点を持ってやっていっていただきたいなと思っております。全てやってほしいとか、やるべきだとか言っているんですけども、そういったことも課題としてあるということを知っていただきたいと思いますと思っております。

次の農福連携に移ります。

○町長（大久保明君）

課題として、今後考えていただきたいということでもありますけれども、現実にはそういう問題は町として、7、8年前から離島版CCRCという形で打ち上げたのを、今後、実践でやっていかなければいけないということを考えております。

このためには、福祉施設だけでなく、やはり救急、急性期、慢性期も含めた医療機関が必要であります。

この前の行政報告でも話をしたように、徳之島全体の病床数が他の島より圧倒的に少ないということで、3町長で医師会の方々、大島支長、そして、県知事にも、徳之島の病床数を、特に完結型病床をという形で、増床するようにお願いをしてまいりました。

少なくとも、他の島と同じだけの病床は造ってもらわなければいけないわけでありまして、そういうことをしながら、CCRCというのは何か講演会を2回ほどしたんですけども、これは継続的なケア、Continuing Care Retirement Communityという、定年退職した方々が地方に帰って、大きいコミュニティ、地域社会をつくっていくということで、アメリカでは十数年ほど前から進んでおりまして、これはあまりにも規模が大きくて、集団で相当数の方を高齢化したときに、アメリカ南部、フロリダなどに移住した社会をつくっておりますので、なかなか日本ではそういうことができないけれども、離島版という形で規模を縮小してやっていくということを考えておりますし、それは、この前から話をしている出身者の方々だけではなくて、温暖な地方で最後まで生活をしていきたいという方々がこれからどんどん出てくるわけでありまして、そういう方々を集めて新しい地域をつくっていくと、そのためには徹底した医療機関が最低限必要だし、それから、介護施設もまたいろんなリハビリセンターなども必要になってきますので、徳洲会の当時、最初の理事長がヘルシーリゾートアイランドということをあえて30年前に提言しております。それが今になって現実として可能であると思うし、私はその中に新たに農業を加えて、奄美ヘルシーリゾートアイランドということは、自分では勝手に考えておりますけれども、こういう社会をつくっていくことが、これは日本全体で必要な時代になってきたと思っておりますので、自然遺産になったこの町で、この島で多くの方々がいながら健康チェックをしながらやっていくと、そして、高齢者の方々がどんどん増えていくわけですから、その方々の健康なうちから農業にいそしんでいながら、生産にも関わりながら、次の段階では、いろんな施設に入り、そして、そういう中で、例えば今は農福連携で次の質問にありますけれども、先陣を切って、アルコール依存症の方々の施設をもうほぼ計画に入って、補助金をもらって造っていくということにもなっておりますし、コロナ禍で今一旦中断しているバレイショ収穫なども再開をしていけるわけでありまして、これは、

私はこの島の最も重要な他のところではできないすばらしい条件の下でやっていけると思うし、実現は十分可能であると考えておりますので、そのことを取り組んでまいりたいと思いますので、先ほど不可能なような、希望のないような話ではなくて、何が何でもやっていけるといふふうに考えていただいたら、実現できると考えているし、そういう大学は難しいかもしれませんが、施設などはどんどん今、全てが中央に行くのではなくて、中央からあらゆる施設を地方に戻して、分散していくという考え方が、私はこれからの時代、必要ではないかと思っておりますので、出身者の方々も安心して、島に行けば、がんの治療が、ターミナルの治療も受けられるんだと、あらゆる難しい病気もこの島で全部できるんだというふうなことは、十分可能ではないかと思っております。

私は、夢想家でもなくて現実的にそういうことをできるようにしていきたいと、その夢が現実化することは革新を持てるようになってきております。

○11番（福留達也議員）

私が言ったのは、希望が持てないという話ではなくて、要するに、今そういった徳之島病院等を退院しなきゃいけない、そういった方がいた場合に、受け皿とか支える方が今少なくて、なかなか急に今日の明日とは、なかなかそういった体制ができない。だけれども、将来的にはそういった人たちもきちんと受け入れられるその体制じゃなきゃいけないですよという話をしたわけであって、それができないといったことではないわけであります。

○町長（大久保明君）

その例えば、ちょっと私が誤解していたかもしれませんが、今、議論は美島さんのように、私も議論好きですからもう少し話をしていきます。

この精神科医療に関しても、徳之島病院はリニューアルしましたし、世界的に精神科の病院というのはオープンで鉄格子もないし、みんなが出入りも自由な病院になっておりますし、最近はいろんな精神科の疾患の分野も広がってきているし、そのことが偏見を持ってみるとかいう時代では全くなくなっているわけですから、これから精神科医療も含めて、この島でいろいろできるように、受け入れ態勢ができるように、医療機関全てと連携を取ってやっていけたらと考えております。

○議長（前 徹志議員）

次、農福連携。

○11番（福留達也議員）

農副連携の取組について、町長の施政方針にもあるように、年齢、性別、障害のあるなしに関わらず、全ての町民が主役とした生涯活躍のまちづくりの実現に向けてと記載されてもおりました。障害を持つ方の受け皿として、就労継続支援B型事業所等が3か所ほど開設されていると聞いております。

その1か所、就労継続支援B型事業所は、昨年、国の補助事業、1,500万円ぐらいで進められております。障害のある方が首都圏から移住してきて、テレワークによる仕事の提供と聞いております。この事業、本当に期待しておりますけれども、実際にいつごろから何人の方が移住されてきて

スタートをしていくのか、そして、そういった方々の居住等はきちんと確保されて、安全な対応で、体制で迎えられるのか、そこいらあたり聞きたいと思います。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

テレワーク事業につきましては、今民間の方と連携をして、事業の推進に向けて取り組んでおりますが、いかんせん、コロナ禍において今ちょっと状況、進捗が停滞しているところもありますが、今、事業主体となります方にお伺いをすると、やはりその前職でやられていた障害者に関する就労支援をベースに、これからテレワーク事業を進めていきたい。特に、その業務については、障害者に対応できるような業務、例えば、いろんな検定とか試験とかの採点業務とか、そういったところを主に企業を誘致して、業務も、企業誘致に至らなくても業務を、連携を取ってやっていき、その障害者の方と一緒に就労に向けて取り組んでいきたいという意向があります。

ただ、周辺環境、住居に対しては、今、検討模索中でありますのであれなんですけども、基本的にはその部分についても対応していきたいというところで伺っております。

また詳細について動きがありましたら、また逐一報告をさせていただきたいと思っております。

○11番（福留達也議員）

コロナということで、いろんな思いもかけないそういった障害等が出てきて、なかなかという部分もあると思いますけれども、実際進むに当たって、きちんとしたそういった住居とか、そういったきちんと確保できるようにして、この事業をきちんと成功をさせていただきたいと思っております。

次に、今の言ってみりゃ、就労継続支援B型事業所、これまた言ってみれば、何て言うのかな、ワイドあけぼのさんとかそういった形になると思うんですけども、町内にそういったのが3つぐらいできていくと、こういったところで働く障害を持った方々は、一般就労には就けない人が多いわけでありまして。軽作業や単純作業で工賃を稼ぎ、社会の一員として働く喜びを感じながら地域での生活を送り、充実した社会生活を営むことができます。この支援施設に対して、行政としてどのような仕事の提供ができるのか。

ちなみに、徳之島町では保健所の清掃作業、運動公園内のトイレ清掃、体育館の清掃作業、埋立地、公園等の清掃作業、あと軽度な農作業等があると、行っているということでありまして。

伊仙町の公共のトイレというのかな、昨日、おととい出していた5か所ぐらいあったりとかありますけれども、そういったところはシルバー人材さんをお願いしているということでありましてけれども、他に何か検討していることは、委託をしたいとか、そういった検討されていることはありますか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

まず、福留議員の質問に対して的確な答弁になるかどうか分かりませんが、基本的には、町としてまち・ひと・しごと創生総合戦略というものがあまして、その中に、農福連携に関するプロ

プロジェクトの件数、目標値が設定されております。令和6年までに3件ということでプロジェクト件数を上げてあります。その中で、今、福留議員が言われたような形の趣旨に基づいて、農福連携でするので、農業分野との連携、特に労働力。今、本町においてのみならず、他の自治体においても労働力不足の解消、そして社会貢献活動への参画、地域活性化に向けた機運の高まりが期待されることを示し、また障害者側においては、農作業を行うことによって、身体並びに精神面への好影響、一般就労に向けた訓練、社会コミュニティーへの接点が増えることをメリットとして、農福連携プロジェクトを、未来創生課としては各課と連携して取り組んでいるところであります。

詳細については、また担当のほうからご説明させていただきます。

○11番（福留達也議員）

町内には今どんどん就労B型というのが増えつつある、そしてまた、鹿児島市内でアルコール依存で困っていた、苦しんでいた方をきちんと社会更生というのかな、復帰させてやられている方も、また島に来てもしそういったことをしていくと。また、町内には、発達障害児の受け皿としてのキノコにじいろクラブ、こういったのがあって、いろんな本当農福連携、仕事さえあればそういった方々に本当に満足した生活を楽しみながら、充実した生活を送っていける、そういった環境が整いつつあると思います。

実際、キノコにじいろクラブは農高跡地でやっておりますけれども、その農業支援センターと連携しながらいろんな事業に取り組んでおりましたけれども、その状況が分かるというのであれば、今どういった関わり方をしているんですか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

キノコにじいろクラブとの連携についてでございますが、本年度におきましては、キノコにじいろクラブが圃場準備、対象となる子供たちにきめ細かく対応するために本支援センターの職員を派遣しているところでございます。

○11番（福留達也議員）

そこでの、実際、このあいだ僕らが視察に行ったときは、苗木だの花だのとかそういったことをしていましたけれども、そういったことを、今どんな状況ですかということです。

○経済課長（橋口智旭君）

現在の状況でございますが、子供たちに野菜、花などの作付をさせ、また収穫まで至っているところでございます。

○11番（福留達也議員）

分かりました。そういったところの成功事例をもとに、いろんな今後増えていくその就労型のところにも、また伝えていただきたいと思いますの質問でありました。

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（福留達也議員）

最後の環境・観光分野について質疑を行います。

まず、世界自然遺産の価値を将来にわたり保全・構築していくための取組について伺いますけれども、世界自然遺産に登録されると、観光産業の活性化や、知名度を利用した農林水産物や特産品などのブランド力の向上などが期待されます。しかし、一方で、観光客の増加等による過剰な利用に伴い自然環境への負荷が増大することから、利用の適正な管理やマナーの向上に取り組むとともに地域社会の変化などへの対策も必要となってまいります。世界自然遺産としての価値の維持を図るため、国、県、市町村等で連携しながら、アマミノクロウサギ等の希少野生生物の交通事故対策、野猫の捕獲を含む外来種対策、野ヤギの防除など進めなければなりません。

こういった観光分野における管理や制限、ロードキルといった課題を今年の12月にユネスコのIUCNに報告しなければならないとなっておりますが、これら課題について、徳之島3町で取り組まなければならない課題もあります。こういったことに対して、現在、どのような体制で取り組んでいっているのか、そこを聞きたいと思います。

12月にIUCNに報告しなければならないというのは、今言った観光客の管理、それとクロウサギの交通事故、ロードキルというやつですね。この2つが町に関係することです。4点ありますけれども、あとの3点目としては、要するに世界自然遺産の中心をなす、そういったコアゾーンの森林の伐採の管理、あと4点目として、砂防ダムとか、そういった河川のきちんとした維持管理。この3点目、4点目に関しては国とか県とかがすることです。この1点目、2点目に関して、どのような取組をしているのか、伺いたいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

議員がおっしゃるように、IUCNから課題が出されておまして、先ほど言った4つの取組がありまして、まず観光の管理・制限については、観光客の制限を図って、自然に負荷がかからないような取組をしていかなければいけないと思っておりますが、そのためには他町との協議が必要なんですけれども、徳之島3町、観光連盟、NPO、エコツーリズム協議会、自然保護協議会などといったオール徳之島で、先ほど言った取組、課題に取り組んでいく体制を構築していく必要あると考えております。

○11番（福留達也議員）

ですから、そういった体制の構築がなされておりますかということですよ。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

今現在、徳之島全体でそういうことを協議する体制づくりがなされてなくて、例えば観光の分野であれば、自然保護協は自然を守っていかないといけない、観光の分野は観光客を増やしていかないと、そういうところで折り合いというか、バランスをつけていかないといけなくなりますので、全体で協議できる体制を早急につくっていく必要があると感じております。

○11番（福留達也議員）

きちんとそういった体制を構築しながら、しようしようとはばかり思ってもなかなかできないですけど、本当にいつまでにはそういった体制を整えるとか、期限を切つてしないと大変なことになると思いますよ。

それと、猫条例とか、こういったことも大事で、今議会でも可決されました。あと、また問題視されているのが、例えば昆虫の採集です。クワガタムシとか、そういったのは全然規制もされていないんですけれども、やはり貴重な動植物の中に入っているということで、これ、どうしたものかという話もありますけれども。去年も新聞沙汰になって、都会の学生がアルバイトで来て、トラップというんですか。わなを幾つも、1人で500も1,000も仕掛けて持ち帰ったと。これを規制したくても、条例もない、規則もない、法律もないという状況であったんですけれども。

やはり、おかしなことで誰もが分かるんだけど、縛る法律がない、条例がない、そういった状況で、もうその人たちの良心に訴えるしかない状況でありますけれども、十島村でそういったことがあって、どうしたものかということになったときに、島民の子供とか研究目的、そういったことに関しては採集可能だけでも、島外から来て、販売目的で、営利目的でそういったのを捕獲していくのは禁止する条例をつくったところありますけれども、今後、そういったことを考えているのか。そういったのを問題視しているのか。そういったところはどうか考えておりますか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

現在、昆虫とか動植物はレッドリストというのがありまして、32種類指定されておりまして、捕獲とかそういうものが禁止されております。来年度に向けて、また追加していこうという動きをしております。

○11番（福留達也議員）

義名山の森にいるクワガタムシとかいうのも、何かやはり、専門家に言わせれば1匹100万もするようなのがいるとかそういったのがありますけれども、そういったのもレッドリストというのに入って、規制ができるようになっているんですか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

そのとおりであります。

○11番（福留達也議員）

じゃあ、それ、仮にそういったのを捕獲しに来てる人がいたら、こういった規則があるから捕るなという、強制的に排除はできるということですか、今現在で。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

そのとおりであります。

○11番（福留達也議員）

じゃあ、去年問題になって、全然聞かずにどんどん捕っていくのを見過ごすしかなかったというのはどういうことですか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

自分が来る前なので、ちょっとそこの件は把握してないんですけど。また、後ほど調べて回答いたします。

○11番（福留達也議員）

きちんと調べて、その人たちの常識というか、良心に訴えるしかできない、そういった状況だったということでもありますから、もし規制が可能だったら、そういったのもやっていただきたいと思います。

それと、去年7月に世界自然遺産になったということで、この前の新聞で、奄美市もそれ専属の担当課を設けた、徳之島町も独自にまた観光課あるいは世界自然遺産センターの隣に道の駅のようなのを今建設していると、天城町も自然遺産に特化した職員を配置していると、B&Gの近く辺りでも何かしていると。

世界自然遺産になるということは、本当に大きな追い風であると思うんですよ、いろんな産業振興、観光分野。こういったところで、伊仙町として、これまでどおりの体制でいくのか、新たにそれに特化した職員配置、そういったことをしていくのか、そこら辺りはどうですか。

○総務課長（久保 等君）

12月ですか。情報発信施設を利用した観光分野を徹底するというので、今、準備を進めてるところなんですけど、定数の中でこれらの専門という形でしても、そのノウハウも多岐にわたりますので、これを他の専門の力を借りるのか、今、専門の職員をそちらに配置するのかというところで検討を進めてるところですが、早急に答えを出して、人員の配置と、それから専属の配置なのか、他の委託なのかということも考えて対応していきたいと考えております。

○11番（福留達也議員）

先ほど述べたように、他の町はどんどんそういった取組に向けて進んでおります。また、幸いなことに、この伊仙町には虹の会という、いろんな深い知識を持った熱心に活動している、そういった団体もありますので、職員の配置が難しければ、そういったところときちんとした連携取りながら、先取っているいろんなことを進めていっていただけたらと思っております。

それと別に、また、環境省の奄美野生生物保護センターというところでは、アマミノクロウサギやオウトラツグミ、アマミヤマシギ等の絶滅のおそれのある野生生物の保護増殖事業、これらの希少野生生物を脅かすマングースの防除事業などに取り組んでいるようでありまして。徳之島島内においては、ペットは別でありますけれども、野生動物を治療できる動物病院がないようでありまして、

例えばクロウサギがけがした、アマミヤマシギがどうしたこうしたとなった場合に、島では治療できるところがないということで、大島に運んだり、鹿児島島の平川動物園に送っていったるようでありますが、犬とか猫の動物病院だけではなくて、こういった病院の設置とかいうのも必要じゃないかと言われておりますが、それはどう考えておりますか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

大変難しい問題なんですけども、そういう動物病院を開いてくれる方がいるのかどうかもありますので、今後誘致をしていきたいと思っております。

○議長（前 徹志議員）

福留議員、あと残りの時間が10分でありますので。

○11番（福留達也議員）

それも検討の課題ということで、頭の隅に置いていただければと思います。

世界自然遺産を契機とした観光客の増加が予想されることから、国、県、市町村で連携しながら、奄美大島の金作原や徳之島の林道山クビリ線等、保護する上で重要な地域において利用のルールの運用を開始した他、利用の分散を図るため、龍郷町の奄美自然観察の森のリニューアルや世界自然遺産あまみトレイルを活用、推進しております。伊仙町においても、阿権川、鹿浦川、犬田布岳、犬田布岬、小原、義名山、カムイヤキの森、こういった候補地が多数あると思っておりますけれども、これらに関して観光客が行きやすいようになるような、そういった整備計画等はどうなっておりますか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

現在、クロウサギ観察小屋、それから山クビリ線など、人気のエリアが町内にはないのですが、先ほど言いましたように、阿権溪谷やカムイヤキの森の散策など体験できるコンテンツの充実や、集落行事、島唄・島口などの集落の方々と触れ合えるツアーの開発など、地域の魅力を観光資源とできるような取組をしていきたいと考えております。

○11番（福留達也議員）

ぜひよろしく申し上げます。

例えばこの阿権川とか鹿浦川、昔、砂防ダムを造った工事をしたときに使われた、それなりの広さの道があるらしいんです。そういったところをまたうまく活用しながら、また、世界自然遺産になったということで沖縄北部のヤンバル辺りは、大きな業者だけが入れない、小さな中小の業者が入れる環境に優しい工法ということで、ものすごい補助金をもらいながら、木の階段とか、例えばトカゲとかウサギとかが側溝にはまったら、それがそこから脱出できるような階段を造る工事とか、ものすごい、ほぼ100%事業ぐらいでの事業が結構あると言われております。そういったのもいろいろ調べて、環境整備に生かしていただきたいと思います。

最後に、観光業務を担う観光連盟の業務報告や決算報告は、これ、適切に行われているかということでもあります。

今後、世界自然遺産になっていけば、観光連盟を中心にしながら、いろんな案内所とかお土産店とか充実させていかなければいけないわけであります。今現在、亀徳港の売店にしても、これ、閉まってるのかな。あそこに行くと、待合室になると何か暗い感じで、陰気な雰囲気でありますけれども、ああいったところも、本当に2階も活用して観光客を迎える体制とか取らなきゃいけないんじゃないか。これ、1回、3町の議員の役員会のときにもそういったことが挙がって、人員配置等が必要であれば、各町からもうちょっと、今、年間100万ぐらいずつ観光連盟に補助金として出しておりますけれども、それ以上の、額を増やしてでもきちんと対応したらどうかという話があったんですけれども、観光連盟が今の役員になる前に、いろんな不祥事か何かがあつてきちんとした決算ができないということで、そういった要望活動も徳之島町の反対でできなかったんですけれども。今現在、補助金を出しているわけでありますから、そういった事業報告なり決算報告なりは、きちんと提出されておりますか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

事業報告については、報告を受けております。決算報告については、令和3年6月26日の通常総会において、令和2年度の決算案及び3年度の予算案が未承認になったということで、会員でもあります税理士さんの助言を頂きながら、決算案及び予算案の修正を行いました。それを受けて、令和3年の12月9日に全会員へ未承認議案の書面決議の文書を発送し、令和4年1月12日に承認を得られたとの報告がありました。

○11番（福留達也議員）

分かりました。じゃあ、一時期がたがたした、そのことももう解決したということですね。分かりました。

また今後、町と観光連盟も協力しながら、きちんとした受入れ体制等を整えていっていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（前 徹志議員）

これで、福留達也議員の一般質問を終了します。

次に、清 平二議員の一般質問を許します。

○7番（清 平二議員）

町民の皆さん、こんにちは。7番の清 平二です。令和4年3月定例議会におきまして、議長の許可がありましたので、町民の代表として一般質問いたします。

全国的にコロナ感染が広がり、終息の見えない状況であります。医療従事者、関係者の皆様におかれましては、人命を救うということとはいえ、感染症のリスクを負いながらも懸命に対応頂いていることに敬意を表するとともに感謝申し上げます。また、感染した方々の早く完治すること、またコロナ後遺症もあるように聞いていますが、一日も早く元の生活に戻れますようお願いしています。

また、ロシアがウクライナに侵攻し、空爆など、戦争が始まっていますが、一日も早く平和が戻

りますよう、伊仙町議会を代表いたしましてお願いいたします。

では、一般質問に移らせていただきます。

令和4年度施政方針についてです。

令和3年度の施政方針と4年度の施政方針の違いについて問う。

2、ふるさと納税と企業版ふるさと納税についての、ふるさと納税を活用して、産業振興に役立てられないかを問う。

3、令和4年1月23日執行の伊仙町議会選挙について、これは美島議員からも質問がありましたが、大久保町長は当該選挙においてどのように関わったのかを問います。

あと、次の質問は自席において質問いたします。

なお、さき、局長からありましたように、ゆっくりと説明をし、分かりやすく答弁していただくことをお願いします。特に、私の席はちょっと後ろの工事のほうで聞き取りにくいので、その辺のところを勘案していただき、よろしくお願いいたします。

○町長（大久保明君）

清議員の質問にお答えいたします。

令和3年度の施政方針においては、世界自然遺産登録や新型コロナウイルスの感染拡大を背景とする中で、「地方創生の更なる飛躍～全ての町民が主役のまちづくりの実現に向けて～」をスローガンに掲げ、主に各分野の財政健全化に向けた見直しを進めた上で、災害に強いまちづくり、集中から分散を目指したまちづくりをしたいとして、各種施策に取り組んでまいりました。

令和4年度の施政方針においては、町制施行60周年の節目を迎えるに当たって、「世界に誇る環境文化と住みたいまち日本一へ」をスローガンとして、主にウイズコロナ、アフターコロナを見据えた中での政策、具体的にはサテライトオフィスやテレワークの推進を持ち味とした首都圏からの移住定住促進事業の展開と、住宅建設の推進、農福連携、給食費無償化など、人口増加を実現するための必要な政策への取組が特徴として上げられます。

ご質問の要旨である財政健全化については、これは大きな課題であり、それを解決するために議員の皆様方からこれまでも様々な視点で政策提言を頂いておりましたが、財政健全化に向けては経済の活性化が不可欠であり、そのための人口増加に対する政策の実現は、最重要課題として、事項として捉えております。

議員の皆様方、町民の皆様方におかれましては、改めて、各種政策の実現に向けてご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○7番（清平二議員）

7番。

今、財政のことについてお話がありましたけれども、令和3年度の施政方針には「歳出削減や新たな財源の確保などに様々な方策を検討・実施し、事業が円滑にできるよう全職員一丸となって取り組みます」とありますけれども、私には、その施政方針を見た限りでは、この文言が見当たりま

せんので、やはり私は、これは一つ大事な、財源確保、財源の歳出削減、こういう問題とと思っていますけれども、これはただ載っていなかったに非常に残念と思いますが、どうでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

令和3年の施政方針に掲げているものが令和4年度には記載がないということなんですが、そのことは、町執行部として、絶対しなければならないことであり、総務課においては、財政運営をつかさどる部署として、これまでの厳しい財政状況に加えて、さらに今回、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で町内の経済状況は一層厳しさを増していると感じております。

そのような厳しい状況下でありながらも、人口増加に向けた環境整備と政策を着実に進めるためにも、これまで以上に、全職員一丸となって、取り組んでいかなければならないと考えております。

特に、歳出の抑制のみならず、稼ぐ力を向上させるため、職員一人一人が創意工夫と経営感覚を発揮し、常にコストの意識を持つよう、周知徹底してまいりたいと思います。

○7番（清 平二議員）

まあ、総務課長が、この場で、言葉で言うのは、分かります。

しかし、伊仙町のホームページを見てみますと、町「町政情報」というところで「行政改革」というのがありますけれども、このホームページには、現在は「情報はありません」とあります。やはり、今、都会にいる人たちは、インターネットを見て、伊仙町の財政を見ていると思います。なぜ、このホームページにそれすら載せてない。非常に私は残念でならないんですけれども。どうでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまのご指摘のあった部分については真摯に受け止めて、さらに、このホームページを利用する、また情報を得たいという方々に対し情報を届けられるように、このホームページの中身も再度検証してまいりたいと考えます。

○7番（清 平二議員）

やはり今、この伊仙町に注目している方々がいると思います。今インターネットでこれを見ている方々は分かりますけれども、ユーチューブで見ている方は分かりますけれども、やはり、このホームページを見ている人たちは、財政状況というのが全然見えてこないものが出てきますので、その辺やっぱり見えるように、しっかりとしたホームページを作り、発信をしていただきたいと思っています。

次、2番目に、お願いします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

今、清議員の情報発信の件について、答弁、先にさせていただきたいと思いますが、今、総務課長が言われたように、いろいろな施策をするに当たって、今後、歳出抑制もある程度すれば限界も生じるものだと思います。それ以上に、今から質問があるかと思いますが、ふるさと納税、企業版

ふるさと納税、そして各種政策に対する補助事業、全部署、部局においてあるかと思えます。それについて、ホームページに全て反映されている状態ではない、十分ではない状況については、未来創生課が一応情報発信を担当している部局として、大幅に見直さないといけないということで今考えております。

具体的な政策としては、令和4年度においては、今言われたように、インターネットを全ての方が見られる状況ではないということも承知しております。ですので、「広報いせん」で今、情報発信はしているんですけども、その中については、特に「お知らせ」みたいな、瓦版みたいな要素が強くてですね、なかなか事業に対する深い情報までは入ってございませんので、それとは別に、事業に特化した、例えば先ほど福留議員のほうからもありました特定地域づくりの件ですとか、いろんな町民の所得に寄与する事業の情報発信・公開、そしていろんな状況を、町の状況を発信できるような形で工夫をしていきたいと思っていますし、またインターネットも、今現在、ホームページのみならず世間ではやっぱりLINEですとかツイッター、インスタグラム、そういったSNSを使った自治体の情報発信する取組が必要かと思えますので、そこら辺に対しても令和4年度については強化してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（前 徹志議員）

次、ふるさと納税について。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ふるさと納税についてお答えいたします。

ふるさと納税等を活用して産業振興等に役立てられないのか問う、ということの質問に対してお答えします。

まず、ふるさと納税に関する概要並びに寄附額等については、福留議員への質問でお答えしたとおりであります。

その中で、産業振興に活用できないかとのことでありますが、納税者の指定内容、納税額並びに基金残高を考慮する中で、費用対効果が一部に限定されることのないように、活用事業については精査していく必要があると認識しております。

特に、清議員が提案されております牛舎整備や農業用トラクター購入に係る助成については、既存事業の概要を踏まえ、導入状況や補助率、農家負担額などを鑑み判断することが重要であると認識しており、特に納税者に対して理解を得られる使い道を十分に検討しなければ、後々の財源確保に大きく支障を及ぼすことも懸念されます。

加えて、実績の在り方についても、ふるさと納税活用事業の実施主体となるところが適切に管理または運営することを前提とし、費用対効果の報告に当たっては、数値化して、示すことが重要であると考えます。

次に、企業版ふるさと納税ですけども、福留議員の答弁と重複いたしますが、地方創生総合戦略

をベースとした地域再生計画に盛り込まれた各種施策の実現、併せて効果検証を適切に行い、行政サービスの向上並びに新たな財源確保につなげてまいります。

以上です。

○7番（清 平二議員）

なぜ私がふるさと納税について一般質問をするのかというのがありますが、これは、ある社長から私に、社長の税理士が「社長、ふるさと納税を1,000万ぐらい、してはどうか」という、社長に進言をしたということです。

そういうことで、この社長から私に電話がありましたので、一応そのことは、未来創生課長にもつなげて、詳しい話を聞いてくださいということで、未来創生課長と話をしてあると思いますが、そういう話があったのかどうかお伺いします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今、清議員がおっしゃるとおり、その方からお電話を頂きました。その経緯についても、今、清議員がおっしゃるとおりであります。

ただし、その方からの強い要望としましては、やはり納得のいくような使い方をしてくれと。で、実績をちゃんとしてくれと。それと、効果検証をしっかりしてくれと。そこら辺の過程そして検証、そういった費用対効果全てを、しっかりと証明することができたら、そういった形で協力をさせていただきたいということでお話を頂いております。

○7番（清 平二議員）

この社長が私に言ったこと、全くそのとおりであります。

町長。どうでしょうか。この検証をするということ、それから費用対効果を公表するという。町長が責任持ってそういうことができるのかどうか、お尋ねします。町長にお尋ねします。

○町長（大久保明君）

今、課長のほうから答弁があったとおり、この使い道に関しましては、ちゃんとして、町の条例の中において、誰が見ても納得できるような使い道をしていかなければなりませんので、今、課長が答弁したとおり、そういう形で我々は取り組んで、前向きに取り組んで、またその方にも感謝申し上げながら、町の発展のためにしっかりと使ってまいりたいと思っております。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問に対して、町長からご答弁頂きましたが、それについてまた担当課より補足説明をさせていただきます。

今、先方から頂いているお話については、どちらかというと企業版ふるさと納税に対しての趣旨が強いものであると感じております。

その中で、企業版というのは、先ほどからお話ししているとおり、地方創生事業に関する応援税制でありますので、それに対しての効果検証委員会というのが毎年開かれております。その委員構

成については、第三者のメンバーを委嘱して、その方々からいろんな知見から検証をしていただいて、ご指摘を頂いております。

先ほどちょっと効果検証のところ、先方の今、納税の希望があられる方の意向として具体的にあったのは、その効果検証にあつては、必ず、その役場の内部だけで検証するではなくて、第三者の視点に立って、公平・公正のある、ちゃんとした形の委員会でしっかりと検証していただきたいという細かな要望も頂いておりますので、それに合致したような形の委員会は今開かれておりますので、今後もそういったものを継続して実績の報告等をしていきたいと思っております。

○7番（清 平二議員）

役場の計画書の中に地域再生計画とありますけれども、これとふるさと納税とは関係があるのでしょうか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

まず、企業版ふるさと納税を頂く際に、個人版と違いまして、内閣府から、こういった趣旨の下にこの企業版ふるさと納税を頂くのかという計画を出さないといけない状況になっております。

伊仙町においては、具体的なものと言いますと、総合戦略で掲げられている計画、そういったものに対して事業を進めていくに当たって民間資金を活用したい、いわゆる企業さんから、ふるさと納税という、企業版ふるさと納税という形で頂きたいということで、内閣府のほうに申請を上げ、それに対して認定を頂いております。ですので、それが地域再生計画という形で出されております。

○7番（清 平二議員）

地域再生計画というのをつくってありますけれども、これは、地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まであります。これは、認定はいつされたのでしょうか。地域再生計画、これは、いつからいつまでという日付が入ってなくて。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

企業版ふるさと納税におきましては、令和3年度から令和6年度までの期間、4年間を期間として企業版ふるさと納税を頂きたいということで認定を受けております。

○7番（清 平二議員）

令和3年に認定を受けているということですがけれども、やはり、こういうホームページに載せるんだったら、認定の日はいつかというのを載せないと、これは、この中身を見てみますと、「計画開始時点」、「現状値」となっています。だから、この「現状値」ちゅうのが曖昧である。「目標値」が「2024年度」となっています。やはり、この辺のところもきちっと、載せていただきたいと思います。

そして、この中に、先ほどありました、「毎年7月頃、外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後、伊仙町ホームページ上で公表する」とある。やっぱり、その人が言ったのはこれかなと私は思っているんですけども、毎年7月頃にこういう検証は行われ

ているんですか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

効果検証委員会は、昨年については令和3年の3月の29日に行われております。

これについては、毎年、効果検証は行わないといけないというところになっておりますので、そのうち、例えば企業版ふるさと納税が充当された場合は、この事業に対してふるさと納税を活用していますというところも全てオープンにして報告はさせていただいております。

○7番（清 平二議員）

やっぱり、外部有識者による結果、効果検証ということですので、この外部有識者、こういうのもやっぱりホームページに載せて、誰々がこういう検証をしていると分かるようにしないと、やっぱり、ふるさと納税、企業版納税はなかなか増加しないものだろうと私は思います。

私はこの社長に、今日、私が一般質問をしますので、ユーチューブで見てくださいと。その検証をする結果、企業版ふるさと納税をする、協力する、しないは本人が決めることであります。やはり、この寄附をする方々に分かるように、公表していただきたいと思っておりますので、ぜひ、この辺の工夫をして、伊仙町のふるさと納税が、先ほど3年度は企業版が10万ぐらいしかなかったとかいう話だったんですけども、やっぱり、そういうのをしっかりと、検証をしていただきたいと思っております。

さっき福留議員の、ふるさと納税の用途別受入れ状況というのがありますけれども、1番は子育て支援に関する事業、2番は特産品開発に関する事業、3番は環境保全に関する事業、4番が観光・定住促進に関する事業、5番目が健康増進に関する事業、6番目が文化保存継承に関する事業、7番目が青少年育成に関する事業ということで受入れ状況を報告させていただきましたけど、これでよろしいでしょうか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

今、清議員のおっしゃるとおりであります。

○7番（清 平二議員）

この受入れ状況に対して、歳出はどのようになっているんですか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

歳出の部分については、実績報告がございますが、基本的に今、まず、その結果論の前に、過程からちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

まず、そのふるさと納税を頂いた部分について、各課から、そのふるさと納税を活用した事業を募ります。そして、各課からこういった事業でこのふるさと納税を使わせていただきたいということで上がってきたものを精査し、それに対して財源を振り分けしております。

もちろん、各種事業についてはウン千万単位もありますので、頂いているふるさと納税をそこに

100%充てるということは現実的にちょっと難しいところもありますが、ほぼほぼ使っているところもありますし、一部そこに充当している部分もあります。

基本的には、今、清議員がご質問にある内容についてあれなんですけれども、この納税者から頂いている納税額とその規模に即して、財源を振り分けして使うようにはしております。

そして、その細かな部分については、例えば令和3年度、令和3年度におきましては9事業出しております。例えば「美しい村づくり総合整備事業」とかいう世界自然遺産関係に特化したものですとか、あと子供に対しては徳之島子ども劇場補助金ですとか、伊仙町スポーツ少年団育成補助金ですとか、あと幼稚園に対する備品購入ですとか、そういったものに対して活用させていただいております。

○7番（清 平二議員）

私の手元にあるのが、令和元年度のふるさと納税活用事業、あるいは令和2年度の納税活用事業というのがあります。この活用事業の中で、企業誘致対策事業というのがありますけれども、基金から94万6,747円充当されて使われているようなんですけれども、この企業誘致対策事業というのは何社誘致されて、その効果はどのくらいあったのか、お尋ねします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

企業誘致、清議員のお手元にある資料に令和元年度の活用事業の企業誘致対策事業決算額が94万6,747円あります。これについては、その当時、日本マルコ株式会社のあります貸工場、そこに対する施設の管理運営に資する財源として充当してございます。

ですので、企業誘致、要するに誘致活動に対しての事業費として充当しているのではなく、今現状の施設に対する管理運営に対してその財源を充当しているということでございます。

○7番（清 平二議員）

その下に、起業家支援事業補助事業と83万あります。これは何企業に利用されて、補助金を充当したのか、お尋ねします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

この事業に関しては、伊仙町、最近になってコーヒーが非常に有名になっておりますが、それに対してふるさと納税と同じ制度といいますか、クラウドファンディングというものを活用して、徳之島コーヒーを生産・開発をして、それを世の中に広めたいという趣旨を、それに対してクラウドファンディング、公募型の寄附を募り、それに対してお金を頂きました。

で、当初、そのクラウドファンディングの目標設定額として150万寄附をお願いしたいということをお願いしてたんですけども、実際入りましたのでその大体半分ぐらい、67万円がクラウドファンディングで集まりまして、その目標額に達しなかったことから、その差額分をこのふるさと納税を活用したということで、83万円を充当している状況でございます。

○7番（清 平二議員）

同じように、鹿児島県でも企業支援プロジェクトということで、鹿児島県でも行っています。御存じでしょうか。3年度までにもこれを鹿児島信用金庫さんが窓口になって行っていると思います。やはりこういう県の補助金があるのであれば、県の補助金を使って、このふるさと納税はまた別なほうに使ったほうが効果があるんじゃないかなと思いますけども、その辺のところは御存じだったかどうか、お尋ねします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

鹿児島県も企業支援ですとか、例えば、今、町がしているサテライトオフィスとか、そういった形で首都圏から企業を誘致したいという一環で県も地方創生の交付金を使いまして、そういった形でやっている取組がございます。

例えば、移住定住に関する費用も、例えば首都圏に勤務されている方がこちらのほうに移住してきた場合、個人ですと60万円、世帯を持っている方ですと100万円、これは1回こっきりなんですけども、頂けるような形になっております。

それ以外に、企業さんに対しても、今、県が必要とする重要な産業振興そこに特化した企業さんですと、そこに対していろいろな形で、条件はございますが、補助金だったり支援金をしております。

今現状、伊仙町に対してもそういった事業を取り組んでおりまして、そこら辺をもう少し拡充していきたいと思っております。

○7番（清 平二議員）

県で行っているのであれば、県でこういう事業を行ってますよという紹介をして、このお金は伊仙町で別に使ったほうが私は有効に使えるのではないかなという質問なんです。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ふるさと納税について、今このお金は別のほうに使ったほうがいいんじゃないかということですけども、もちろんその県のお金、国のお金、活用できればそれにこしたことはございません。

ただ、今、清議員のおっしゃることも含めて、令和4年度の今回の予算計上に当たりましては、ふるさと納税を活用したいというところで各課から上がってきた要望を精査しました。例えば、100万円、これをふるさと納税を充てて使いたいという事業がありまして、ヒアリングをして、その中身、これ本当にふるさと納税を使わないといけないんですか、その納税者の希望に沿ってやられたものですか、その納税者の希望に沿ってやられたものですか、実績はしっかりできますかというのを含めてやっております。

ですので、そこら辺、ふるさと納税を今まで100%使えていたものが、今回は半分しか使えませんか、そういった形でなるべく国、県、既存の事業を使えるものは国の事業を使ってくださいということですのでしていただいております。

○7番（清 平二議員）

先ほどからふるさと納税の使途、別途受入れ状況というのがありますけども、この中に、令和元年度は647万3,000円、120件、令和2年度が251件、503万6,000円、こういう希望があるんですけども、こういう希望に沿ってどのぐらい実績が上がっているのか、どういうことに使われているのか、分かれば教えていただきたいです。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ご質問にお答えします。

入ってきているものに対しての使途なんですけども、先ほどもちょっと質問にお答えしたかと思いますが、直近で言いますと、先ほどから言われている令和3年度は、子ども子育て支援に関する事業に主に使われております。それと、今、お手元にある、清議員が持っていらっしゃる資料、そういう形で使われております。

以前から清議員からお話がありますふるさと納税が入ったものを基金にため込んで、なかなかそれを活用できてないんじゃないかなというご指摘、懸念もありますが、ここ数年の現状を見ますと、入ってきている金額に対して、実際翌年度それを財源として事業を活用しているんですけども、大体平均70%から80%ぐらいをお金は目的に沿って使用しているものだとということで認識しております。

○7番（清 平二議員）

やはりこれは寄附をする方々が、先ほども言いましたようにはっきりと使途が見えない。そういうことをして、私にこういうことまで言いました。1,000万伊仙町に寄附したいですよ。しかし、伊仙町はね、伊仙町は日本国の北朝鮮みたいですよと言われた。ということは、これは使途不明金のはっきりしないという。だから、私はできないですよというふうに言っていますので、やはりこういうのをしっかりと、使途不明金を公表して、その寄附をした方々に分かるような制度にしていきたいと思えます。

例えば、私、今端的に言いますけども、令和2年度健康増進に係る503万6,000円、健康増進に関する寄附金503万6,000円あります。私は前々からこれを言っていますけども、肺がんCTの検査が1人7,000円かかります。これをこれに充てると719名の方々が無料で検診を受けられるわけです。そうしたら、医療費早期発見につながる。町民の命、それと受動喫煙といいますか、こういう方々の早期発見につながるわけですので、やはりこういうものは、こういう使途受入れ状況がありますので、しっかりとその事業で使って、そして報告していただきたいと思えますが、どうでしょうか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

清議員のご質問にお答えします。

まず最初、誤解をされますのでちょっとあれなんですけど、使途不明金ではございません。使途が実績としてしっかりと周知されているかどうかというところが問題だと思いますので、そこら辺については清議員のご質問の趣旨を踏まえて、今後、実績として広く周知していきたいと思えます。

し、また、今後の計画を策定するに当たって、各課においてもそれを周知した中で事業計画をつくっていただきたいと思います。

それと、肺がん検診等についてなんですけども、趣旨としては理解はできるんですけども、基本的に受益者負担としてやらないといけない部分に対して、別の自治体から納税をされている方のお金で、町民の健康診断とか、いろんな形の検診にお金を使うということは、正直なところちょっと好ましくないのかなと。

例えば、今回、令和4年度のふるさと納税の活用事業に当たって、ごみの不法投棄に対して対策を打ちたい。それに対してふるさと納税を使いたいという話がありました。ただ、その中でごみというものは基本的には町民、捨てる人の責任でもって負担をしないといけないもの。それをふるさと納税、他の人のお金をそこのごみの廃棄に対する処分料で使うというのは、なかなか納得するのは理解が得られないんじゃないかなということで、今回、そういったところはちょっと見直ししていただいております。

ですので、そこら辺の検診に対しての負担を、それをふるさと納税を充当するものについては、もう一度こちらのほうで検討をして対応してまいりたいと思います。

○7番（清 平二議員）

使途不明金ではなくて、失礼しました、使途別受入れ状況です。寄附をもらうときに使途別にどうやって受入れするかということアンケートを取って、その金額が来ていますので、私はこういうものに使ったら、納税をした方々は納得していただけるものと思います。

ということで、この検診関係に利用できるような答弁を頂きましたけども、地域福祉課長、どうでしょうか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

検診の自己負担分を保障してあげるということですが、今の肺がんCT、確かに映像的にも早期発見できるということでありがたいことではあるんですけども、もう一つ、町のほうで助成している肺がん検診がありまして、それは確かにCTよりは精度は少し落ちると思うんですけども、最近、この肺がんCTも委託先のほうもすごく努力されてまして、昔から肺がんの専門のドクターが二重読影をするんですけども、これまでは、その肺がん検診を受けたいと意向調査を今、各家庭には配ってるんですけども、意向調査の中で受けたいという方だけに案内を出したりとかしていたんですが、ここ2年ぐらい、対象者の皆さん、40歳から69歳の皆さんに、申込みしてない方に対しても通知をしましたら、コロナ禍ではありますけど、肺がん検診に関しては受ける方が増えてきています。周りに肺がんで症状が出てるといの方も耳にされてかもしれないんですけども、肺がん検診の受診者は増えてますので、その中で、そこも200円とか700円とか個人負担はありますけれども、安価というか、そこで取りあえず受けていただいて、病院のほうでされるCTとかにつなげられたらいいかなと思います。

自己負担をなるべく少なくして、早期発見につなげられたらという気持ちはすごく分かるんです

けれども、先ほど、未来創生課課長が話されたように、そのふるさと納税でこれを活用するというのはちょっと厳しいということでしたので、また今後の検討課題だと思います。

○7番（清 平二議員）

検討課題と言わなくて、やはり町民の代表が質問してお願いしているわけですので、ぜひその辺のところは真摯に受け止めて、これを利用して、で、寄附した方々にも分かるわけですので、そういう具合にぜひしていただきたいと思います。

いろいろこの問題についてはまだまだ質問したいことがあります、返礼品について質問に移らせていただきます。

ふるさと納税の返礼品、インターネットで見たところ、島豚豚足セット・あんばかす付、これをインターネットに載っています。これを出すというか、返礼品を出す店が宮本商店となっています。私が見る限り、宮本商店というのは徳之島町の宮本商店だと思えますけども、なぜ伊仙町に肉屋があるのにこういうことだけしなくちゃいけないのか。伊仙町の肉屋を利用してふるさと返礼はできないのかどうか、お尋ねします。

○議長（前 徹志議員）

清議員、商店名とかそういうのをあまり出さないようにお願いします。

○7番（清 平二議員）

いや、これインターネットに載ってるよ。伊仙町のホームページの中に。私が作ったんじゃないわけです。

○議長（前 徹志議員）

分かっています。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ご質問にお答えします。

豚肉なんですけども、こういう言い方をしたら何ですけど、私のところの実家もそれに類いするあれをしているので、参考に聞きました。ふるさと納税をしたらどうかという話で、どうかという言い方もなんですけど、それについてどう考えるかといったんですけど、まずは、今、豚がいないと。例えば、沖縄とかそういったところから豚を仕入れるのに対しても、口蹄疫とかいろんな疫病関係でそういった豚がなかなか仕入れにくい状況だというのが1点。

あと、そのふるさと納税で、宮本さんは、すみません、固有名詞を出したらいけないんですけど、今取り扱われている特定の事業者さんのお話も総じて言うと、豚肉に対して部位があります。で、そこに対して需要が多い部位とそうでない部位があって、例えば需要の多い部位だけをされると、お店の利益としてはなかなか上がりにくいということが1点。

もう一点は、豚肉を送る際の梱包を、真空パックしたりですとか、そういったところの手間がなかなか今の人員では対応しかねるということ。

あと、ふるさと納税のその豚肉の需要がある時期がなかなか不透明で、仕入れがなかなかしにく

いということ。

だから、そこら辺も含めて、その専門業者においてはそういった物理的なもの、経営的なものの状況があって、なかなかしにくいというのを参考としてお伺いしたところであります。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの清議員の質問に関連してお答えしますが、この返礼品、私が未来創生課にいた時点から始めた経緯がありまして、伊仙町の関係している方々にも、こういった返礼品を作りたいということで紹介をしましたところ、寄附をされて、それを返礼しないといけないというところから自分たちが間に合わせられるような状況であればそれをしてほしいんですけど、今、未来創生課長が言ったように、その部位の指定とか、いついつかそれを守れなかったときには、また伊仙町の返礼品としてふさわしくない状況をつくり出すことも想定されるので、今のところそういったふるさと納税の返礼品にすることは考えにくいので、またそういった体制になった場合には、よろしくお願ひしますという経緯でありました。

○7番（清 平二議員）

なぜ私がこういう質問をするかという、あるふるさと納税をした方から直接私に電話が来ました。私は伊仙町にふるさと納税をしましたけども、徳之島町の肉屋から自分に送られてきたっち。自分はやはり自分の子供に、おふくろの味を思い出すので、伊仙町の肉で料理をしたかったということなんです。やはりそういうのも寄附をもらった方々の伊仙町に対する思い、伊仙町の商工会を立ち直させるか、そういうのを送れば必ずリピーターは来ると思うんです。

先ほどありましたように、そういう肉屋の組合をつくり、企業版をつくり、協働してやれば伊仙町の肉屋が返礼品としてできるわけですので、その辺のところも考慮して、伊仙町の商工会の皆さんを育てていただきたいというのが私の思いなんです。

先ほど企業版というのがありましたけども、やっぱりこういうのも使ってできるわけですので、ぜひそういう組合をつくって、もう一回アプローチをしていただきたいと思います。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

清議員のおっしゃることは本当にごもつともです。本来であれば、言われた伊仙町の商店から出すのが本当は適切だと思います。ただ、現状そういったところはいかない。物理的なもの、経営的なものはいかない。それを解決するためには、やはり加工品開発とか、そういったところ、梱包したりとか、そういったものを一括でできるところの施設だったりとか、設備を整えることが一番まずはできることかなと思います。

それに当たって財源をどうするかということは、もちろん企業版ふるさと納税だったり、先ほどからあるようにふるさと納税で頂いた財源を活用して、そういったところで設備投資をしたり、やっていくことが望ましいかと思ひます。

また、実際養豚業者も今は町内にいらっしゃらないですし、私自身も小さいときは家に豚がやっ

ぱり何頭か飼われていました。ですが、もう今は、このご時世で家で豚を飼われている方はなかなかいらっしやらない。

ですので、やっぱりそこら辺の組織だったりとか、あと、一番今ニーズがあるのは島豚というブランドで出すことが、一番需要がありますので、その島豚の開発、それに対して町ないし国、県の補助事業を使ってやっていくことは、大変ふさわしいことかなと思っておりますので、それについては、また鋭意努力してまいりたいと思います。

○7番（清 平二議員）

同じく返礼品についてですけども、イノシシ肉の返礼品はしていますか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

イノシシ肉については、今してまますけども、ただ、それについても供給する側との調整をして、今、ふるさと納税の返礼品として取り扱っております。

○7番（清 平二議員）

これは伊仙町のホームページに載っているから私は知っていると思うんですけども、やはりこれはその鳥獣組合ですか、そういうところなんかにもお願いをして、伊仙町内でそういう企業版を立ち上げたりして、この鳥獣被害もなくすため一石二鳥だと思うんです。そういうことにぜひ取り組んでいただきたい。

いろいろ要望はいっぱいありますが、議長が時間を見ているようですので、この辺でこのふるさと納税は終わりますが、やはりきちっとして伊仙町を町民が、商工会が、そして農業をしている人たち、またもっと欲を言えば若い人たちが農業で生活できるような立て直しというか、助成をしてほしいと思います。今はふるさと納税で肉屋の話をしましたけども、今、経済課のほうで大きな畜舎をしていますけども、小さい小規模農家は農協の助成だけを受けて畜舎を建てている現状です。やっぱりこういうのにも、このふるさと納税を充てられたらどんなにか若い人たちが育つか。

で、これが今幾らですか。基金積立てが2億3,000万ぐらいですか、あります。こんなにお金を積立てするよりも、その若者にそういうのを助成をして、今、若者を育てないといつ育てるんでしょうか。やはり農協の畜舎、7、800万かかるんじゃないかなと思いますけど、半分ぐらいは自己負担、まだ500万ぐらい自己負担をしているかも分からない。その負担割合は分からないけども、こういうものに対しても、この1億3,000万という金を助成をしてあげれば若者が育つと思いますが、そういう事業にできるのかどうか、最後の質問です。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

先ほどの話の流れにもなりますけど、基本的に受益者負担でしないといけないものは受益者負担でお願いしたいと思っています。ふるさと納税は基金残高の2月末時点で2億数千万円という残高の見込みですけども、実際には前年度入ってきたのが1億1,000万ベースにすると、今年度7,900万、

約70%から80%、その分財源を使っておりますので、その分についてはため込んでいるという認識はないんですけども、ただ、これからの使途については、やはり公益性のあるものに対してやっていきたい。特に現状、補助事業等について、ハード事業についてはある種、補助事業はいろいろありますけども、ソフトについてはなかなか補助事業がない中で、公益性のあるもので、さらにソフト事業で広く公益性のある事業に対して使っていただきたい。で、そういったものを循環することによって、皆さんがそのふるさと納税に対する認識も深まり、また、財源確保に対する意識も高まれば、それ幸いだなと思っておりますので、また、その事業にもいろいろありますので、たとえハードですけども、それが公益性のあるものでしたら、十分に活用する価値は大いにあると思っておりますので、そこはまたケース・バイ・ケースで精査をして、総務課ないし、そして町長の最終的な判断をもって取り組んでいきたいと思っております。

○7番（清 平二議員）

町長の判断をもってするということですけど、やはりあまりその公益性とか、そういうのじゃなくて、若者をどうやって育てるのか、こういうところにあるのかどうか、町長としての判断はかがみでしょうか。

○町長（大久保明君）

公益というのは大きく考えると町の発展のために、町という公の組織のためであるわけですから、例えば、この若い、本当に小規模の牛を飼っている方々が、そのふるさと納税を公的だとして使っていったらどうなるかということになります。それが町の発展、そして、その個人は個人ですけども、畜産農家の発展、そして多くの方が参加して牛の頭数が増えていって、町が潤うということであれば、このことも公益と解釈するかどうかはその自治体の判断によるかもしれませんが、これは県と、国とも話しして、こういうふうな使途に使った場合、かなり詳しい精査をして、そしてその使途の内容等についても国に出して、これは伊仙町発展のために、伊仙町という公の組織の発展のためになるのであれば、広い意味での公益性であるかどうかは考えて、相談はしてみたいと思います。

○7番（清 平二議員）

やっぱり伊仙町にふるさと納税をしてやってきているので、伊仙町は若者を育てるためにしました。県にお伺いするとか、国にお伺いするとかじゃなくて、これは町長の判断で、やっぱり若者これを育てる。結局これが人口増加につながっていくわけです。私は一町民の代表として、私個人の意見じゃないです。町民の代表として声を出していますので、ぜひこの若者を育てるということで、こういうことにも使っていただきたいと思っております。そういうことで、ぜひよろしくお願ひします。

次の質問は休憩してからということですので、ちょっと熱を冷ましてから。

○議長（前 徹志議員）

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時37分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（清 平二議員）

次の3番目をお願いします。

○町長（大久保明君）

清議員の質問にお答えします。

まず、2番の先ほどのふるさと納税の件で、今、課長とも話をしまして、この若い将来性のある牛舎、牛に関わっている方々にふるさと納税をやっていくということは、先ほど申し上げたように大きな枠でいけば、これは公というふうに判断していきたいと思います。ありがとうございます。

○7番（清 平二議員）

やるということですか。

○町長（大久保明君）

はい。

○7番（清 平二議員）

お願いします。

○町長（大久保明君）

この3番目に関しましては、昨日、美島議員に答弁したとおり、私の今回の町議会選挙に関わっているいろいろ為書きを出したり、出陣式に行ったり、お祝いに行ったりするというのは、これは何ら問題ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（前 徹志議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時44分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（清 平二議員）

もう昨日、美島議員も質問していましたので、私は1月23日、あの現場にいらっしゃったんですか。写真を見ていた。

○町長（大久保明君）

先ほど申し上げたように時間が短い中で8名の議員の方々の方でお祝いに行きました。昨日のあの写真は、確かに私のように見ますので、最初に行った所ではないかというふうに思っております。

○7番（清 平二議員）

ああいうのが最近はやっぱりSNSでずっと流れるという、何か私たちも監視されてると思うんですけども、やっぱり十分注意しなくちゃいけない、あるいはまたそういう音声等も、いつどこで吹きこまれてるかもしれない、こういう状況でありますけれども、何かああいう動画が流れていたという、聞きましたけれども、町長はこれを、動画をご存じでしょうか。

○町長（大久保明君）

確かに写真は、動画を撮ったのではないかと思いますけれども、流れていたようであります。

○7番（清 平二議員）

非常に今アスリートたちもそういう動画を見て心傷んでいる方がいらっしゃるんですけども、もし、町長がそういう動画を見ていたら、現在社会のことについてはどう思うでしょうか。感想を一言でお願いします。

○町長（大久保明君）

それは今、全て拡散していく時代でありますので、ですから全議員が伊仙町の方々も監視されているという状況には間違いないと思います。

以上です。

○7番（清 平二議員）

今後は個人・大久保明じゃなくて、伊仙町長大久保明ですので、伊仙町の顔でありますので、やはり伊仙町の誤解がないような行動をとっていただきたいと思います。ややもすれば批判を受けたりするわけですので、やはり自信を持って私は伊仙町長でありますということを自信を持って、そういうSNS等に批判がされないことがないようにお願いしますが、いかがでしょうか。

○町長（大久保明君）

公、特に首長などは、あらゆるそういうことにさらされているわけでありまして、そういうことは私が政治活動する中で正しいと思った活動は、これからもどんどんやっていきたいと思うし、行動を、町長としての行動が制限されてはいけないと考えておりますので、正しい行動をこれからもしっかりとやっていきたいと考えております。

○7番（清 平二議員）

ぜひ、正しい方向に動いていくということですので、昨日の韓国の大統領じゃないけども、分裂と対立を越えていくということでインタビューしていたみたいですけれども、ぜひ大久保町長も伊仙町の分裂をさせない、対立を越えて本当に伊仙町民が総参加のまちづくりで、まちづくりに期待し、私の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

そのように考えておりますし、私が清議員と初めてお会いした時に、覚えてらっしゃると思えますけれども、町長なってすぐ、ある運動会か何かの公民館で覚えてらっしゃいますか。（「はい」と呼ぶ者あり）あれから考えると、もう天と地の差でありますので、伊仙町はさらに一致団結し、ノーサイドという形でこれから突き進んでいけると確信をしております。

○議長（前 徹志議員）

これで清 平二議員の一般質問を終了します。

次に、佐田 元議員の一般質問を許します。

○6番（佐田 元議員）

町民の皆様、こんにちは。6番、佐田 元です。一向に収束のめどが立たない新型コロナウイルスに感染された方、また、現在も療養中の皆様には心よりお見舞い申し上げます。一日でも早く元の生活に戻りますように心から願っております。

それでは、令和4年第1回定例議会において、ただいま議長の許可が下りましたので質問していきたいと思えます。

何件か通告しておりますが、世界自然遺産登録に伴う観光施設の整備についての犬田布岬の慰霊塔の件ですが、これは昨日、牧本議員の質疑内容と重複しているため、この件については取下げさせていただきます。

犬田布岬は、我々が小学校、中学校時代よく利用した観光施設です。学校行事の一環であります歓迎会の新入生が入った時の歓迎会の遠足、また、卒業される皆さんの送別される時の遠足等、よくあの施設、慰霊塔は利用しました。

今話によりますと、まだまだ犬田布小学校、犬田布中学校は、遠足等で利用されているということです。こういうことを考えてみますと、あの慰霊塔、この周りで大きなけが、事故等が発生なんかないかと本当に心配しているところでもあります。この伊仙町の観光地のシンボルである慰霊塔の修復が一日でも早く施工してもらえるよう、関係機関に呼びかけなどの働きかけをお願いいたします。

この件については、先ほどから話するとおり、答弁は要りません。

次、②世界自然遺産登録により、多くの観光客が訪れると予想されるが、町内の観光地への案内板の修正等は考えているのか。現在は、ほとんどが日本語、県道のほうに設置されてるのは下のほうに英語で表記されているが、その途中で恐らく町独自で案内されているところではないかと思いますが、犬田布岬とか変えて矢印でされておりますが、ここではもう英語だけしか、いやいや、ごめんなさい。日本語だけしか表示されておられませんので、ここの修正等の件なんです。

コロナ収束後には、世界中からの観光客も予想されることから、世界各国へ通用できるよう3か国語程度の表記ができないのか伺います。

次、③道路整備が非常に遅れていると思うが、早急な対応ができないか伺います。

特に、我が集落の幹線道路であります木之香糸木名線は、非常に車の往来も多く、また、道路の幅員も狭い状況であります。つい最近、レンタカーなどで通行する観光客も見受けられ、この観光客にとっては非常に危険な道路だと思われるが、今後、当該道路の整備検討などは考えていないのか伺います。

次に、職員採用についてでございます。

令和3年度職員採用試験は、何名が受験し、何名が合格したのか伺います。また、今年度の退職者は何人か。また、現在の欠員は何名か伺います。

③合格内定者の採用予定はいつからなのか伺います。

次に、伊仙町糖業振興会でございますが、これは昨日、美島議員のほうからももろもろ質疑がありました。この糖業振興会の使途不明金が発覚してから1年が経過しておりますが、その進捗状況について伺います。

以上でございます。自席で次から行います。よろしく願いいたします。

○町長（大久保明君）

佐田 元議員の質問にお答えいたします。

1番に関しましては、昨日、牧本議員に答えたとおりであります。このことは全議員、そして担当課はじめ、これから東京のほうに要請活動に行くように段取りはしていきたいと思うし、同時にまた他の要望も皆さん全員と共に行くように計画を立てていきます。

あとのほうは、また担当課長のほうから答弁をしていただきます。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

佐田議員の世界自然遺産登録に伴う観光施設の整備についての2番目の質問についてお答えいたします。

多言語看板につきましては、議員のおっしゃるとおりコロナ収束後に、国内のみならず多くの国々から観光客が来島されることが予想されます。課内でも、来年度、環境省国立公園等多言語看板整備事業等を活用して、事業を進めていく予定にしておりましたので、多言語看板の設置を実施していきたいと考えております。

○6番（佐田 元議員）

今の答弁によりますと実施していくということですが、ぜひ、やっぱり多くの観光客が見えると思いますので、この町に来てよかったという、この町の文化、また、こういう観光もろもろのものがよく分かったと言えるような観光施設にさせていただけたらと思います。もう早急をお願いしたいと思います。分かりました。ありがとうございます。

それでは、次の③のお願いいたします。

○建設課長（福島隆也君）

佐田議員の質問にお答えします。

道路整備が非常に遅れていると思うが、早急な対応ができないかという問いであります。伊仙

町の現在町が管理している町道は321km、うち未舗装道路が45kmあり、道路の整備率、改良率については、他の市町村に比べても遅れていると認識しております。

今、世界自然遺産登録により、観光客も増えていると思われる中、観光地へのアクセス道路を最優先で整備していきたいと思っております。

佐田議員の要望である木之香糸木名線については、用地の確保が必要であり、地権者の同意がもらえれば早急に整備をしていきたいと思っております。

○6番（佐田 元議員）

この質問書を出す、何日前だったかな、その何日か前か、そのちょっと記憶ございませんか、実はサトウキビのハーベスター、これを移動するために先導車が2台おったんです。糸木名からゴルフ場のほうに。畑にトレーラー、ごめんなさい、ハーベスター運搬のためにトレーラーの牽引して、そしたら対向車、下から糸木名に行く車、それは先導車が皆止めて誘導しておったという状況なんです。これぐらい道路幅が狭くて、特に150か200mぐらいの距離なんです。見通しも悪くて道路幅も狭い、そして坂道という、そういう危険な箇所を何年か前に現地も案内したことがあります。つい最近、先ほども話したとおり阿権の300年ガジュマルとか、恐らくそこに行く、空港から降りて天城から入ってと思われませんが、つい最近よく、レンタカーもよく通ってるんです。そういう世界自然遺産に登録されて、やっぱりいろいろな方がやっぱり通ったりする関係上、できたら、先ほど課長のほうから答弁がありましたが、観光地の整備も大切かと思、向かう道路も大事かと思いますが、やっぱりこういう場所もやっぱり観光客は通ってるんだという認識を持って整備できたらなという思いですので、この伊仙町過疎地域持続発展計画書、この中にも入っておりますが、これを読んでみますと、やっぱり伊仙町の道路、幅員が狭くて防災関係、消防等、1台しか入らないとか、そういうところも多々、多いんじゃないかと思っておりますので、ぜひ町民の皆さん、そしてまた、県外、海外や島外から来られるお客さんに安心安全で、この伊仙町の町の観光ができるよう、ぜひ早急に要望していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次に職員採用の件についてお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

佐田議員の令和3年度職員採用試験は何名が受験し、何名合格したのか問うということに対してありますが、令和3年度職員採用試験につきましては、1次試験の申込みが14名あり、13名が受験しております。その後、1次の発表があり、2次試験及び3次試験は12名の方が受験しており、最終合格者は12名となっております。

今、2次試験、3次試験っていうふうに申し上げましたが、今年度から3試験、グループディスカッションを集団で何に課題をつけて討論をするということを実施しましたが、受験者同士で進行役とか、あとタイムキーパー、何分以内でこれをまとめるっていうタイムキーパー、それから、まとめてそれを発表する発表者を決めたり、課題に対して、それぞれこのグループでこういうことを話しましたよという意見を出し合うだけでなく、相手の意見を受け止め結論を導き出すまでの過程

を見て、非常に有意義な試験というふうに感じました。これを今後の採用試験においても実施していきたいと考えています。

○6番（佐田 元議員）

1次試験で応募が14名、1次試験で14名が受験して13名合格、2次で12名合格ということのようですが、これは14名が最初から採用予定が14名だったんですか。

○総務課長（久保 等君）

こちらで何名採用するかっていうのは若干名で募集をしまして、14名の申込みがあったということとであります。

○6番（佐田 元議員）

さっき、1次、2次、3次まであって、この3次試験がお互いでやったということでも有意義であったということのようですが、これは、この3次試験は職員の立会いとか、そういうものの中でされたのか、受験生だけの3次試験だったのか。

○総務課長（久保 等君）

これは、2次試験の面接と同様、採用試験の試験官が立会いのもと、各グループに分かれてディスカッションをしたという経緯であります。

○6番（佐田 元議員）

前後になりますが、この採用試験はどういうような方法で受験、試験されたんですか。筆記試験とか、そういう受験方法は。

○総務課長（久保 等君）

この試験については、1次試験については全国共通でありまして、その試験問題は県の市町村から取り寄せて、その試験当日に開封して皆さんにこの問題を解いてもらうという方式であります。

その選定の方法についても、取りまとめて県のほうにお送りし、そこから点数が出てくるという方法です。

○6番（佐田 元議員）

県の市町村会のほうから取り寄せての試験ということのようですが、この12名、合格された12名の皆さんは、何らかの資格等、そういうのは試験には影響は持っているのか持っていないのか。また、その資格で試験に影響があったのかなかったのか。

○総務課長（久保 等君）

今回もその技能労務等の申込みをした、受験を募集したんですけど、その専門分野のところは希望がなかったという経緯であります。

○6番（佐田 元議員）

この12名の中で資格を持っている、何らかの資格持っている方はいないということですか。

○総務課長（久保 等君）

今この12名の中にはそういった資格の大学、短大出ている方もおりまして、一応資格というもの

は持っている方もいますし、持っていない方もいるっていう状況であります。

○6番（佐田 元議員）

恐らく女性の方はいろいろな資格を持つての方が多々多かったんじゃないかなという思いがしますが、例えば看護の資格を持つての方はそのところに任用するとか、また、幼稚園、保育士の資格を持つての方は幼稚園とか保育所とか、その資格を生かしたところに今採用していく予定なのか伺います。

○総務課長（久保 等君）

今回この方たちについて、4月1日から順次採用していくという考えでありますが、全てこの資格を持つていてどこに配置するっていうところも考慮しないといけないと考えております。しかし、それが全てそういうふうな形になるということも、今後検討していかざるを得ませんので、そこも考慮した形で配置を考えていきたいと考えております。

○6番（佐田 元議員）

4月1日から順次採用していくということですが、これは何を基準にして、この12名全員を4月1日から採用していくのか。今順次という答弁がありました。この順次して採用していくということは、何人かが採用されるんじゃないかなという思いがしますが、これは4月1日からの基準になる、採用の基準になるのなら何を基準にして採用していくのか。

○総務課長（久保 等君）

今、4月1日から順次という、申し上げたのは、この今採用試験をしても何年後にまたいろいろ対応がどうかっていうことも散見されるような時代に入ってきました。それで、1年から2年、会計年度任用職員という形で、その人の仕事ぶりをこう評価、人事評価みたいなことができる人と、外からこの試験だけで採用になるという方々をどのように判断するかっていうところでは、そういった会計年度任用職員で雇いながら、また判断していくということも必要かと考えてますので、この順次っていう言葉を使わせていただきました。

○6番（佐田 元議員）

どこの職場でも研修期間という経過を設けてやっているところが多々あるかと思えます。先ほど4月1日からという話なんです。今年度の退職者または現在の欠員数は何名か教えて。

○総務課長（久保 等君）

令和4年3月31日における退職予定者については2名でございます。早期退職希望者が1名であります。

それと条例で定数を決めている人数が、150名に対しまして、今現在が140名。これにこの3名が3月31日をもって退職という形になりますので、その時点になり、4月1日時点では137名ということで、13名が欠員状況になるという形であります。

○6番（佐田 元議員）

ということは、定数からすれば「名全員が採用される」というような形になるかと思えますが、令

和2年度の採用人数は何名だったのか。また、この令和2年度の採用された方は全てもう採用されてるのか。令和2年度じゃなくても結構です。以前の前の採用試験。

○総務課長（久保 等君）

令和2年度については、採用試験は実施しておりませんが、令和元年度には実施していると思いますが、今ちょっと手持ちの資料がありませんので、ちょっとしばらくお待ちください。（「はい。休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（前 徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時20分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に続き会議を行います。

○総務課長（久保 等君）

先ほど、令和2年度の試験は無かったとの答弁でありましたが、一応、正確なものとしては令和元年度中に試験を実施して令和2年4月1日の採用ありましたが、令和2年の中の試験がなくて令和3年の4月1日の採用はなかったという正確なことをちょっと訂正させていただきます。

それと、前回の令和元年度採用試験があつて、令和2年の4月1日に採用した経緯がありますので、それについては一般行政職が11名、あと障害者雇用が1名、保健師が1名という13名の雇用がありました。

○6番（佐田 元議員）

分かりました。

それでは、③、先ほど重複しますので、合格内定者の採用は、予定はいつからかちゅうことなんですけど、答弁がありますが、4月1日から順次採用していくという話ですが、これ今、退職者やら聞いてみますと、150人定員が137人、3名が3月31日で退職または早期退職されて、137名しかいないというわけです。そういうことが、12名が入ったとしても定員の150人には達していないということです。

これを、なぜわざわざ順次同じ試験を受けて、合格をされていらっしゃるのに、なぜ順次採用していく必要があるんですか。

やはり採用された方は、合格したのはしたんだけど、いつ採用になるのかという、心待ちする時間が、先に採用された方、後から採用、これはちょっとやっぱり、昨日からの話もありますが、答弁にもありましたが、やっぱり公正・公平な順次、これはやるべきじゃないですか。

せっかく合格されたのをいつされるのかじゃなくて、これが、定員がオーバーしておれば話は別なんですけど、定員150名に対して149名、12名だから。これを全員採用され、そして3か月の雇用期

間とか何らかの形を持つとか、全員を採用して3か月間雇用期間を設けてやるとか、そういう方法を持たれたほうがいいんじゃないかなという思いがしますがいかがでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

佐田議員の質問にお答えします。

この定数が4月1日時点の137名に、今回12名の最終合格者がいる中で、全員4月1日にしたらどうかというご意見であります。先ほども申し上げたように、その試験だけで見れない部分というのも多々発生してきていますので、それを雇用しないというわけじゃなくて、4月1日の時点で会計年度任用職員にはして、どこかの課に配属するというのを想定しているのだから「順次」ということを申し上げました。

また、今現在、試用期間というくりでは4月1日にこれを、辞令を交付したとしても9月1日現在で何かの問題を起こすとか、そういったことがあればこれを取り消すこともできるんですが、それをその時点で、じゃあもう少し判断する必要があるというのであれば、またさらに6か月延ばすということも考えられますので、それで対応していくかどうか、また検討を進めて今の意見のほうに対応していきたいと考えております。（「ちょっとおかしいんじゃないかな」と呼ぶ者あり）

○6番（佐田 元議員）

今、後ろのほうから「ちょっとおかしいんじゃないかな」という声がありますが、今の答弁、ちょっと納得がいきません。

なぜかという、先ほどもちょっと伺ったんですが、この4月1日に採用される方、この方を何を基準にしてやるのか。そして1次試験、2次試験、3次試験、全試験をクリアした方12名は全員がクリアしているわけです。これを今から試すとか、そういうこと自体がちょっとおかしいんじゃないですか。私が言いたいのはそこなんですよ。

この1次試験、2次試験をクリアし、3次試験もクリアしている方、何のための受験ですか、試験ですか。採用するための試験でしょう。これを今からもう、いろいろ見るところがあるとか言われ、したらこんなに、筆記試験だけでいいんじゃないですか、面接試験なんかいらんないんじゃないですか、今の話によると。

だから私が言いたいのは、全員1次試験も2次試験も3次試験もクリアしているわけですので、だからこの12名全員をやっぱり採用して、そしてその採用期間を設けて、その中でいろいろ問題がある方は問題ある方なりに判断すればいいんじゃないですか。

それで、あと1点だけまた聞きたいと思います。この採用試験についてですが、この12名の方、現在は何をされている方が、一般の方が何名おってこの会計年度任用職員が何名だったんですか。一般の方だけでいいです。今の役場の仕事と関係ない人が受験されているんですか。

○総務課長（久保 等君）

12名中3名だったと記憶しております。

○6番（佐田 元議員）

3名が一般だった。

12名中3名が一般から応募があつて受験された。本当にこの方々、3名だけじゃなくてこの12名の方全員は、本当に優秀な方ではないかという思いがいたします。

こういう優秀な若い職員を、これから先育てていかなければいけないわけですが、順次採用していくこと、これは町長の考えもこういう考えですか。ご答弁お願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

ちょっと1個だけ。ただいまの質問、それから前の質問にお答えしたいんですが、総務課長会議とかいうのが鹿児島で何回か開かれるんですけど、そこでも各所でそのような問題が生じているという情報というか、そういうのが多々あつて困っているということもありまして、採用しないというわけではなく、入ってから協調性がない人がいるとか、そういうことでトラブルが発生するとか、そういうものも多々ありますので、その仕事ぶりや協調性というのを見たいというところもあつての対応であります。

○6番（佐田 元議員）

同じ質問になつて大変申し訳ありませんが、入ってからいろいろ問題が起きたりするということ、これは人間ですので若い職員です。いろいろそれはあるのは当たり前じゃないかという思いがします。やっぱり入るまでは、いろいろな希望やら期待も持つて試験も受けて、そういう方も中にはいらっしゃるでしょう。

私も公務員の試験を受けてこういう経験があります、はっきり言って。1年間、有効期限1年間で採用がなかなか、自分の場合は闘牛が好きで、島に残りたいという、島で仕事やりたいという願望がありまして島の郵便局を空きの空いているところをあちこち回つてお願いしたりしてやった経験もあります。

しかし今、振り返ってみますと、やっぱり役所の仕事はこういうものかなという思いもします。しかし時代は変わっております。先ほど今日その質問の中にもありましたが、いろいろなメディア、時代が変わっております。これを、やっぱり我がこの町から新しい時代に向けて、またこの21世紀に生きていく若い職員、こういう職員を一人一人育てていくのも我々に置かれた立場じゃないかなという思いがしますので、どうかこの私の思いを聞いていただいて、合格された全員が同じような方向で同じ日にみんなでお祝いができ、そしてみんなで将来のこの役場の在り方、またそういう検討も出していけるような職場にしていきたいと思つています。

今思えば、今の諸先輩、町長をはじめ、この職員のエゴじゃないかなという思いさえします。自分の思いでせっかく試験を受けて合格して、夢と希望のあるこの若い、これから伊仙町役場の職員となる方々、ぜひ助けていただきたいと思つています。

これに関しては、これで終わります。

○総務課長（久保 等君）

佐田議員の意見を受けたことで、この今から先、入る方たちにおいても、また緊張感を持って仕事に、また入庁に向けて心構えの準備もできると思います。そのようなことから、今からこれを決定していくわけなんですけど、今、佐田議員のおっしゃったことも考慮して考えていきたいと思っていますので、この議論が、この採用を待っている方々がまたさらに意識を高めていくことになると思いますので、ご意見ありがとうございました。

○6番（佐田 元議員）

この件に関して、町長の意見等もお聞きしたんですけど、総務課長がいろいろお話しされましたので、この件に関してはこれで終わりたいと思います。

次、3番目お願いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

佐田議員の伊仙町糖業振興会における使途不明金案件に係るその後の進捗状況についてでございますが、こちら一昨日もご説明いたしましたけど、現在、刑事告訴及び民事訴訟におきまして、警察関係機関または弁護士と協議の上、資料提出等を行っている状況であります。

○6番（佐田 元議員）

この件は、昨日美島議員の質疑もありましたが、資料を提出しているということのようですが、これは資料を提出しているということは、警察が求めているということでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

はい。

○6番（佐田 元議員）

そういうことですか。いまだに。これ発覚したのはいつでしたかね、この糖業振興会問題が。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

一番最初に捜査を開始したというか、調べ始めたのは令和2年11月頃、私が課長補佐として、また糖業係も担当しておりました。

その際に、当時の振興会の事務局員、こちらが欠勤を続けるようになり、全員協議会等でこれまで説明いたしておりますが、等々の案件がありましたので捜査並びに調査を始めたところでございます。

○6番（佐田 元議員）

本当、約もう1年過ぎているわけですよ。恐らく、この1年過ぎて、この件に関して告発されたのはいつですか。いまだに書類を提出している、書類を求めている、これ本当に私、疑問に思っているところなんですよ。

いまだに何も進展もない。これが、この糖業振興会の問題だけではありませんよ。昨日も美島議員のほうからもありました堆肥センターの問題、これは私は議員になる前ですのであまり関知して

いないんですが、備品問題、漁業集落問題、狂犬病、犬の注射の盗難事件、これひとつ何も進展していないわけでしょう。

昨日の質問の答弁の中に堆肥センター問題は本人と会ったということの答弁もありましたが、その後の自分なんかが入った、議員になった、その当初からの問題、案件は1件も進展していない、何も今、警察当局が調べている、調べている。ただこれだけで、これは闇に葬るつもりじゃないかという思いさえしますよ、はっきり言って。

この糖業振興会問題、この使途不明金、これは本当、大変、こういう場で申し上げにくいことなんですが、本人も認めているわけでしょう。それを認めているのにも関わらず何も進展ない。いまだに書類を求められている。これ自体、ちょっと本当に告発しているのかなという思いがします。

もし、そういう告発されたという書類などがあれば、ぜひ閲覧させていただきたいと思います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

佐田議員の考えております告発、これ刑事告訴のことでよろしいですね。

○6番（佐田 元議員）

うん。

○経済課長（橋口智旭君）

刑事告訴につきましては、こちらが刑事告訴をしたいからといって簡単に告訴をできるものではないです。こちら警察の関係機関により捜査、またこちらの確固たる証拠、全てそろえた上で警察が関係法令に基づき受理し、初めて告発となるとなっております。

ですので、こちらが告発をしたいといって勝手に告発できるものではないです。

○6番（佐田 元議員）

ちょっと理解しにくい点がありますが、どういうことは、ここは何も動きもしなくてもいいということですか。

○経済課長（橋口智旭君）

この案件につきまして、刑事事件として確立させるためにそれに準ずるまた証拠となる書類、こちらを警察から提出を求められております。それに応じ、我々はそういった証拠になる書類の提出を行っています。そういったものが全てそろった段階で、警察機関が我々が準備する告訴状を受理するということになっております。これが刑法での流れとなっております。

○6番（佐田 元議員）

ということは、その関係書類、証拠書類、その都度その都度これは……例えば「この書類を今日出してください」、「明日はこの書類を出してください」、「何か月後はこれを出してください」、その書類が全部そろって裏づけが取れて、そして初めて受理されるということですか。

○経済課長（橋口智旭君）

議員のただいまおっしゃるとおりなのでございますが、直近の状況といたしまして、一昨日告訴

状の素案を最終段階とは思われますが、提出したところでございます。

○6番（佐田 元議員）

ということは、この案件について、弁護士さんはこの案件に対して、弁護士には相談とかそういうのはされてないわけですか。

○経済課長（橋口智旭君）

弁護士への相談についてでございますが、我々が警察機関に訪問する際、また別案件等資料を揃えるとき等、随時連絡調整を行っている段階でございます。

また、1月中旬には弁護士に来島していただき、同行の上徳之島警察署を訪れてございます。

○6番（佐田 元議員）

弁護士に相談されて、弁護士を通して書類等は求められたら提出しているという捉え方でよろしいですね。

その経済課で警察とのやり取りだけしているのか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問でございますが、こちら両方ありまして、弁護士を通じ資料を提出している部分、また我々が直接警察署へお持ちしている部分、直接お持ちしている部分につきましては弁護士へも送付の上、提出している次第でございます。

○6番（佐田 元議員）

刑事事件ですので、ちょっと法律に弱いもので、ちょっと分かりにくい点がありますが、この弁護士さんは今言うに、同じ警察と、同じ考え方でよろしいですか。書類が全部そろってから告発するとか。普通、弁護士を立てて告発するのが普通でしょう。そうじゃないですかね。

経済課で、警察にこういう事件があったと。そういう個々で警察に告発するというか、刑事事件に持っていくのか。普通は弁護士のほうからするのが筋じゃないですかね。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

これまで何度かご説明いたしておりますが、刑事告訴に関する案件につきましては、糖業振興会の資金を活用する。そういった中で弁護士を通して告訴状の作成なりを依頼しているところでございます。

また、先ほど申し上げましたとおり、告訴につきましては、警察機関が受理して初めて告訴完結となりますので、こちらがしたいと欲してできるという話ではございません。

○6番（佐田 元議員）

ということは、まだ警察としてはこの案件に対しては受理していないということよろしいでしょうかね。

はい、分かりました。これをもって私の質問を終わります。（発言する者あり）

○議長（前 徹志議員）

これで、佐田 元議員の一般質問を終了します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

明日3月11日は、9時30分より全員協議会、10時より本議事堂において令和4年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査に係る現地調査を行いますので、現地用の制服を着用の上、9時20分までに議会委員会室にご参集ください。

なおこの後、陳情審査を行いますので、総務文教厚生常任委員の皆さんは議会委員会室、経済建設常任委員の皆さんは議長室へご参集ください。

以上であります。

散 会 午後 3時46分

令和4年第1回伊仙町議会定例会

第 4 日

令和4年3月11日

令和4年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査特別委員会

令和4年3月11日（金曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第4号）

○日程第1 令和4年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査特別委員会現地調査

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代君	2番	久保量君
3番	大河善市君	4番	杉山肇君
5番	牧本和英君	6番	佐田元君
7番	清平二君	8番	岡林剛也君
9番	上木千恵造君	10番	永田誠君
11番	福留達也君	13番	樺山一君
14番	美島盛秀君		

1. 欠席議員（0名）

1. オブザーバー（1名）

12番 前 徹志君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局指導主幹 春島弘明君

～令和4年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

おはようございます。

会議を始める前に、本日3月11日は東日本大震災、2011年から11年目になり、多くの方が亡くなっていますので、震災のことを忘れずに、また、亡くなられた方の冥福をお祈りし、黙祷をしたらと思いますがどうでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

それでは黙祷したいと思います。ご起立をお願いいたします。

[黙祷]

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

お直りください。ありがとうございました。

ただいまから、令和4年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査特別委員会を開会します。

当特別委員会は、令和4年3月8日の本会議において付託されました令和4年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算の審査を目的としており、委員会の会期は本日3月11日から16日までの6日間を予定しております。詳細については、お手元に配付してあります議事日程のとおりです。

また、委員の皆様におかれましては、同当初予算審査において慎重に審査を行った上で委員会報告書を提出いたしますので、効率的かつ円滑な委員会運営を行えるようご理解とご協力を申し上げます。

日程第1 委員の派遣について議題とします。

お諮りします。令和4年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査に関する現地調査を実施するため、伊仙町議会会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配付してある委員派遣要求書（案）のとおり、議長へ委員派遣要求書を提出してもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

異議なしと認めます。したがって、委員の派遣については、お手元に配付してありますとおり委員派遣要求書を議長へ提出することに決定しました。

本日は、これで散会いたします。

次の特別委員会は、3月14日午前10時より本議事堂において、令和4年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査を行いますので、本議事堂にご参集ください。

なお、この後、現地調査となりますが、各自、配置された車両にて現地へ移動をお願いします。

散 会 午前10時03分

令和4年第1回伊仙町議会定例会

第 5 日

令和4年3月14日

令和4年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査特別委員会

令和4年3月14日（月曜日） 午前10時05分 開議

1. 議事日程（第5号）

- 日程第1 議案第16号 令和4年度伊仙町一般会計予算（補足説明～質疑）
- 日程第2 議案第17号 令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計予算（補足説明～質疑）
- 日程第3 議案第18号 令和4年度伊仙町介護保険特別会計予算（補足説明～質疑）
- 日程第4 議案第19号 令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（補足説明～質疑）
- 日程第5 議案第20号 令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算（補足説明～質疑）
- 日程第6 議案第21号 令和4年度伊仙町上水道事業会計予算（補足説明～質疑）

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代君	2番	久保量君
3番	大河善市君	4番	杉山肇君
5番	牧本和英君	6番	佐田元君
7番	清平二君	8番	岡林剛也君
9番	上木千恵造君	10番	永田誠君
11番	福留達也君	13番	樺山一君
14番	美島盛秀君		

1. 欠席議員（0名）

1. オブザーバー（1名）

12番 前徹志君

1. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局指導主幹 春島弘明君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	久保等君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	稲田大輝君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	福島隆也君
耕地課長	稲田良和君	きゅらまち観光課長	上木博之君
水道課長	田中真琴君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	大山惣二郎君	教委総務課長	上木正人君
社会教育課長	伊藤晋吾君	学校給食センター所長	義了君
健康増進課長	澤佐和子君	総務課長補佐	寶永英樹君

～令和4年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時05分

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

ただいまから、令和4年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査特別委員会を開会します。

審議を始める前に、委員並びに説明員の皆様に議事運営方法についてお知らせいたします。

本日より、一般会計他5特別会計当初予算審査を行います。会計ごとに審議を行いますので、質疑並びに説明をする際は、各会計予算書、施政方針、歳入歳出事業費明細書のページ数を提示した上で進めていきたいと思っております。

また、補足説明を行う際は、特に令和4年度の主要施策や対前年度より予算額が著しく増減している項目を重点的に補足説明されますよう申し添えます。

さらに、質疑や答弁をされる場合は簡潔明瞭に発言されることとし、質疑においては議会申合せ事項に基づき、1項目3回までの質疑を許可いたします。それ以上の質疑は当初予算における審議能率が低下するおそれがある関係上、ご配慮いただきますよう、あらかじめ申し添えておきます。

なお、歳入歳出について総務課より順次各課ごとに補足説明のみを行い、その後、質疑に入りますのでよろしくお願いいたします。

日程第1 議案第16号、令和4年度伊仙町一般会計予算について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、議案第16号、令和4年度伊仙町一般会計予算について補足説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億4,365万4,000円と定めるものであります。

予算書8ページ、事業費明細書は7ページから31ページにかけて順次説明いたしますので、ご参照ください。

歳入歳出予算事項別明細書により、まず歳入について説明いたします。

1 款町税 3億3,296万5,000円、前年度比1,595万円の増額となっております。町民税、軽自動車税等において、令和2年度決算、令和3年度見込額等を勘案し増額計上となっております。

2 款地方譲与税7,378万7,000円、前年度比174万2,000円の増額となっております。地方揮発油譲与税において国の配分率が0.6%減、自動車重量譲与税においては国の配分率が3.5%増になったため、令和2年度の基準財政収入額の地方財政計画で示された102.4%を見込んでおります。

3 款利子割交付金17万5,000円、前年度比7,000円の増額となっております。令和2年度決算、令和3年度見込額を勘案して予算計上してございます。

4 款配当割交付金61万5,000円、前年度比2万8,000円の減額となっております。令和3年度の基準財政収入額の地方財政計画で示された割合の交付金を見込んでおります。

5 款株式等譲渡所得割交付金58万9,000円、前年度比17万8,000円の増額となっております。令和

2年度決算額、令和3年度見込額を勘案し予算計上してございます。

6款法人事業税交付金102万6,000円、前年度比18万1,000円の増額となっております。令和3年度、本県に納付された法人事業税額の7.7%が交付率であります。

7款地方消費税交付金1億4,153万円、前年度比1,360万8,000円の増額となっております。令和3年度基準財政収入額の地方財政計画に示された地方消費税交付金及び社会保障財源交付金の見込額を予算計上してございます。

8款環境性能割交付金350万1,000円、前年度比129万9,000円の増額となっております。令和3年度計上の220万2,000円の159%の見込額を計上してございます。

9款地方特例交付金88万9,000円、前年度比51万4,000円の減額となっております。交付税及び譲与税配付金特別会計概算要求により算出して計上してございます。

10款地方交付税32億3,326万4,000円、前年度比993万9,000円の増額となっております。普通交付税においては令和4年度地方財政対策の概要により算出し、特別交付税においては令和2年度決算額、令和3年度予算編成資料、令和4年度予算編成資料を基に予算計上してございます。

11款交通安全対策特別交付金141万1,000円、前年度比4万3,000円の増額となっております。交付税及び譲与税配付金特別会計概算要求により算出し計上してございます。

12款分担金及び負担金4,342万9,000円、前年度比223万1,000円の増額となっております。主なものとして分担金の農林水産業費分担金、前年度比159万6,000円の増額、負担金の民生費負担金、前年度比102万7,000円の増額、衛生費負担金、前年度比152万2,000円の減額、農林水産業費負担金、前年度比111万9,000円の増額計上であります。

13款使用料及び手数料8,530万円、前年度比29万4,000円の減額となっております。手数料の総務手数料、前年度比76万2,000円の減額によるものであります。

14款国庫支出金8億8,900万5,000円、前年度比3,286万1,000円の減額となっております。国庫負担金の民生費国庫負担金、前年度比1,035万6,000円の増額、衛生費国庫負担金、前年度比670万円の減額、教育費国庫負担金、前年度比663万7,000円の増額、国庫補助金の総務費国庫補助金、前年度比3,000万5,000円の減額、衛生費国庫補助金、前年度比1,118万3,000円の増額、土木費国庫補助金、前年度比1,694万1,000円の減額、農林水産業費国庫補助金、廃目による774万円の減額計上等が主な要因であります。

15款県支出金5億1,961万9,000円、前年度比8,835万3,000円の減額となっております。主なものとして県負担金の民生費県負担金、前年度比459万2,000円の増額、教育費県負担金331万9,000円の増額、県補助金の民生費県補助金、前年度比253万1,000円の増額、衛生費県補助金、前年度比702万円の増額、農林水産業費県補助金、前年度比1,544万9,000円の減額、商工費県補助金、前年度比3,453万6,000円の減額、消防費県補助金、廃目による5,400万円の減額、県委託金の総務費県委託金、前年度比260万5,000円の増額、教育費県委託金、前年度比443万7,000円の減額等によるものであります。

16款財産収入1,508万円、前年度比611万4,000円の増額となっております。財産運用収入の財産貸付収入において、町有財産使用料を令和3年度実績及び令和4年度見込額、財産売払い収入の不動産売払い収入において、町有地有効活用による払下げ予定として前年度比499万9,000円を増額計上してございます。

17款寄附金1億1,000万1,000円、前年度と同額を見込んでおります。

18款繰入金3億4,938万4,000円、前年度比1億2,280万4,000円の減額となっております。基金繰入金の財政調整基金繰入金において、新庁舎建設分の繰入額、前年度比1億2,596万9,000円の減額が主な要因であります。

19款繰越金1,000円については、科目存置であります。

20款諸収入5,190万6,000円、前年度比1,694万5,000円の増額となっております。雑入の農林水産業費雑入において、糖業振興会費賠償金1,140万9,000円の増額、教育費雑入において、教職員等給食費798万6,000円の増額が主な要因であります。

21款町債10億9,017万7,000円、前年度比11億2,379万円の減額となっております。町債の過疎対策事業債において国営徳之島用水二期地区、町負担分終了やハード事業の縮小による9,750万円の減額、市町村役場機能緊急保全事業債11億3,320万円の減額が主な要因であります。

以上、歳入合計、前年度比13億40万7,000円の69億4,365万4,000円とするものであります。

次に、予算書7ページ、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる第2表地方債についてご説明いたします。

起債の目的、(1)過疎対策事業債、限度額2億9,590万円。(2)辺地対策事業債、限度額3,850万円。(3)公営住宅施設整備事業債、限度額2億5,760万円。(4)臨時財政対策債、限度額3,797万7,000円。(5)公共施設等適正管理推進事業債、限度額3億440万円。(6)緊急防災減災事業債、限度額1億円。(12)一般補助施設整備等事業債、限度額530万円。(13)緊急自然災害防止対策事業債、限度額5,050万円。

いずれの起債におきましても、起債の方法、証書借入れまたは証券発行、利率3%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その貸付け条件により、銀行その他の場合においては債権者と協議することによる。ただし、町財政の都合により繰上償還することがある。地方債合計10億9,017万7,000円となっております。

予算書1ページをお開きください。

第3条、一時借入金。地方自治法第235条の第2項の規定による一時借入れ最高限度額は20億円と定めるものであります。通年10億円の限度額であります。令和4年度においても継続して新庁舎建設事業を行っているため、限度額を上げております。

第4条、歳出予算の流用。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。(1)各項に計上した給与、職員手

当等及び共済金に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用となっております。

以上、歳入関係について説明いたしました。

続きまして、令和4年度伊仙町一般会計予算における歳出について、総務課関連経費の重点項目及び増減の大きなものをご説明いたします。

予算書27ページから28ページ、事業費明細書は32ページをご参照ください。

1款1項1目議会費8,892万4,000円、前年度比132万8,000円の増額であります。2節から4節に係る事務局の件費及び18節負担金補助及び交付金の県町村議会議長会負担金の増額が主な要因であります。

予算書28ページから31ページ、事業費明細書は32ページから33ページをご参照ください。

2款1項1目一般管理費3億4,904万8,000円、前年度比598万4,000円の減額であります。主なものとして、2節給与、3節職員手当等、4節共済費に係る人件費が前年度比773万2,000円の減額によるものであります。

また、8節旅費において、前年度比298万円の増額であります。これは、県や内閣府への出向職員の増加に伴う日額旅費の増額によるものであります。

12節委託料において、前年度比42万7,000円の減額であります。公会計制度導入指導助言業務委託料の減額、各種プリンター保守に係る予算を4目電算システム費へ予算計上したことによるものであります。

13節使用料及び賃借料において、前年度比118万3,000円の減額であります。高速カラープリンターリース期間満了による減額、コピー機、印刷機リース料の予算を、保守委託と同じく4目電算システム費へ予算計上したことによるものであります。

予算書31ページ、事業費明細書は34ページをご参照ください。

2款1項2目財産管理費1,117万9,000円、前年度比23万2,000円の減額であります。主なものとして、10節需要費において、前年度実施済みによる車検整備費12万円の減額、11節役務費において、前年度実施済みによる消防検査手数料、公用車保険料の減額等による9万3,000円の減額であります。

12節委託料において、前年度比20万円の減額であります。測量業務委託料の減額によるものであります。

13節使用料及び賃借料において、前年度比22万2,000円の増額であります。昨年度途中から役場西側を駐車場用地として借り上げたことによるものであります。

予算書31ページから32ページ、事業費明細書については、そのまま34ページをご参照ください。

3款1項3目交通安全対策費412万8,000円、前年度比4万3,000円の増額であります。交通安全対策に関する人件費及びガードレール、カーブミラー等の設置に要する経費の計上であります。3節職員手当等、前年度比6万4,000円の増額が主な要因であります。

予算書32ページから34ページにかけて、事業費明細書は34ページから35ページをご参照ください。

3款1項4目電算システム費4,760万円、前年度比367万1,000円の減額であります。主なものとして、12節委託料において、システム保守委託料が380万6,000円の増額、昨年導入した庁舎内ネットワークサーバー機器の増加によるものであります。

13節使用料及び賃借料において27万4,000円の増額であります。昨年度まで一般管理費で支出していたコピー機リース料、印刷機リース料を電算システム費に予算計上したことによるものであります。

17節備品購入費300万円の減額であります。パソコン購入台数の減によるものであります。

18節負担金補助及び交付金452万円の減額であります。町村会総合行政システム負担33万円の減額、中間サーバープラットフォーム利用負担金においては71万9,000円の減額、自治体セキュリティークラウド負担金については、セキュリティーシステム減により330万8,000円の減額等によるものであります。

予算書34ページから35ページ、事業費明細書については35ページから36ページをご参照ください。

2款1項5目男女参画事業費20万1,000円、前年度と同額であります。男女参画事業の執行における経費を計上してございます。

2款1項6目会計管理費1,608万2,000円、前年度比19万9,000円の増額であります。これは、会計事務執行における経費を計上してございます。増額の要因としましては、人件費に係る増額計上によるものであります。

予算書40ページ、事業費明細書は39ページから40ページをご参照ください。

2款1項15目庁舎建設事業費3億3,825万1,000円、前年度比12億5,916万9,000円の減額であります。昨年度に本体建設工事を予算計上していたことにより減額となっております。

2款1項19目町制施行60周年記念式典事業48万円、令和5年度に実施を予定しております町制施行60周年記念式典のための各種委員会の出会謝金として計上してございます。

予算書43ページから46ページ、明細書は41ページから43ページをご参照ください。

2款4項1目選挙管理委員会費1,125万1,000円、前年度比11万9,000円の減額であります。これは、選挙管理における事務執行経費を計上してございます。令和4年度においては、参議院議員選挙、県議会議員選挙の告示前事務を控えていますので計上してございます。令和3年度執行の衆議院議員選挙、伊仙町長選挙、伊仙町議会議員選挙は廃目処理してございます。

予算書50ページから51ページ、事業費明細書は48ページをご参照ください。

2款6項1目監査委員費165万4,000円、前年度同額であります。監査委員事務に係る経費を計上してございます。

予算書100ページから101ページ、事業費明細書は84ページから85ページをご参照ください。

9款1項1目日常備消防費1億3,132万2,000円、前年度比731万9,000円の増額であります。増額の要因としまして、徳之島地区消防組合の人件費増加、団体の無線免許更新による委託料の増加、消防費基準財政需要額より算出した伊仙町の負担率の増加によるものであります。

2目非常備消防費5,933万4,000円、前年度比4,833万9,000円の増加であります。伊仙町消防団の活動経費を計上してございます。令和3年度までは出勤費用について旅費の費用弁償において計上していましたが、条例改正に伴い報酬として計上してございます。増額の要因としまして、水槽付ポンプ自動車購入によるものでございます。

3目防災まちづくり事業費5,127万1,000円、前年度比4,592万円の減額であります。

12節委託料につきまして、既存の防災無線設備更新として5,000万円を計上しております。減額の要因としまして、奄振事業を活用した避難所整備の減額によるものであります。こちらは、前年度計上していたものを、昨年度、前倒して予算計上したことによるものであります。

予算書129ページ、事業費の明細書は107ページをご参照ください。

12款公債費7億9,813万2,000円、前年度比5,238万5,000円の減額であります。事業費明細書で、元金及び利子について、各借入れ先の償還金額を記載してございますので、お目通しください。

14款予備費につきましては、前年度同様500万円の計上をしてございます。

予算書140ページをご参照ください。

地方債の事業債ごとの令和2年度における現在高、令和3年度末見込額、当該年度増減見込額を記載してございます。また、このことにより、令和4年度末現在見込額が合計で77億3,694万3,000円の起債残高となる見込みです。

以上、総務課関係予算の説明をいたしました。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

次に、未来創生課より補足説明をお願いいたします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

続きまして、未来創生課より、令和4年度一般会計予算の補足説明をいたします。

予算書35ページ、明細書36ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費7目文書広報費についてご説明いたします。この項目につきましては、主に広報誌の発行に関する予算措置がされておりますが、10節印刷製本費については前年度と比較して196万6,000円の増額となっており、理由といたしましては、令和4年度より地方創生事業関連、移住定住関連、ふるさと納税関連等に特化した住民への周知啓発及び実績等を記載した新たな広報誌を発行するものであります。

続きまして、予算書35ページから37ページ、明細書36ページから37ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費8目企画費についてご説明いたします。前年度と比較して2,411万円減額になっておりますが、主な理由としましては、委託料、地域コミュニティバス事業委託料の科目替え並びに各種負担金補助及び交付金の減額に伴って2,411万円の減額となっております。この項目につきましては、主に未来創生課における事務事業に関わる予算措置を行っておりますが、財源内訳にある国県支出金528万3,000円、地方債2,000万円、その他1,100万8,000円に係る項目を中心に説明いたします。

まず、国県支出金528万3,000円の充当事業につきましても、主に18節地方公共交通特別対策補助金656万1,000円に対しまして322万9,000円、移住・就業・起業支援事業補助金160万円に対して120万円、新型コロナウイルス感染症対策利子補給費126万7,000円に対して75万9,000円を充当するものとして予算措置しております。地方債2,000万円につきましても、12節伝送路施設保守委託事業費1,260万2,000円に対して500万円、18節航路航空路運賃軽減等事業費2,153万6,000円に対しまして1,500万円、それぞれ過疎債を充当するものとして予算措置しております。その他1,100万8,000円につきましても、主に光電送路における必要経費に充当するものとして予算措置しております。

続きまして、予算書37ページから、明細書37ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費9目企業誘致対策事業費について御説明いたします。この項目につきましても、伊仙町糸木名にあります日本マルコ株式会社徳之島事業所の貸工場に関する予算項目となっております。令和4年度におきましても、当初予算ベースで対前年比98万2,000円の増額となっておりますが、主に14節工事請負費を950万円計上しております。

続きまして、予算書37ページから38ページ、明細書38ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費10目きばらで伊仙応援基金事業費についてご説明いたします。この項目につきましても、主にふるさと納税に関する事務経費と返礼品を計上しております。今後の取組につきましても、施政方針で述べた内容に基づき積極的に納税額確保に向けて取り組んでまいります。

続きまして、予算書38ページから39ページ、明細書38ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費11目地方創生推進事業についてご説明いたします。この項目につきましても、対前年度比で169万9,000円の減額となっておりますが、主に地方創生関連の事務経費を計上しており、今年度においては第2期伊仙町総合戦略に基づいた人口増加に資する各種施策の立案、これまでの効果検証などを積極的に進めてまいります。

続きまして、予算書39ページ、明細書38ページから39ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費12目地域おこし協力隊推進事業についてご説明いたします。令和4年度においては、対前年度比809万3,000円の減額となっておりますが、理由といたしましては、地域おこし協力隊員の1名減に伴うものであります。（「1名減っているんですね」と呼ぶ者あり）は

い。

続きまして、予算書39ページから40ページ、明細書39ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費14目長寿と子宝のまちでサテライトオフィス事業についてご説明いたします。令和4年度においては、対前年度比277万7,000円の増額となっておりますが、金曜日、先週、現地視察を行いましたときにもご説明いたしましたが、歴史民俗資料館内の1階階段近くの出入口を電子錠付のドアに取り替えるものであります。さらに、財源内訳の23万2,000円ですが、サテライトオフィス使用料から充当するものであります。

続きまして、予算書40ページ、明細書39ページをお開きください。

2款総務費 1項総務管理費16目集落活性化推進事業についてご説明いたします。これにつきましては、去る2月4日に議決されました前里屋敷の維持管理に関する予算を計上しております。詳細につきましては、先週金曜日に行われました現地視察でご説明したとおりでございます。

続きまして、予算書40ページをお開きください。

2款総務費 1項総務管理費19目町制施行60周年記念式典事業についてご説明いたします。伊仙町においては、今年、町制施行60周年の節目を迎えますが、その式典に向けた各種準備委員会を設置するため、7節報償費において48万円を計上しております。各種委員会につきましては、運営委員会、表彰委員会等々の委員会を開催するに当たって有識者等を招集し、今後の町制施行60周年式典運営に関する会議を年度内に開く予定にしております。

続きまして、予算書47ページから48ページ、明細書43ページから44ページをお開きください。

2款総務費 5項統計調査費 1目統計調査総務費から18目就業構造基本調査費についてご説明いたします。統計調査につきましては、それぞれ対前年度比で大幅な増減はございませんが、4年度におきましては就業構造基本調査を実施いたします。そちらの調査費が主なものとして上げられます。

続きまして、予算書80ページ、明細書71ページをお開きください。

6款農林水産業費 1項農業費19目ふるさとレストランプロジェクト事業費についてご説明いたします。この項目につきましては、ふるさと納税の返礼品の一部として取り扱っているふるさとレストランとの連携並びに伊仙町の農畜産物のPRに関わる経費を予算措置しております。対前年度比181万円の減額となっておりますが、提携しているふるさとレストランのシェフによるツアー回数の減少が主な要因であります。減少要因については、コロナ禍に伴って常時調整が必要ということで、先方との協議調整の下、こういった形で予算措置しておりますが、財源内訳のその他257万円ですが、きばらで伊仙応援基金から充当しているものであります。

続きまして、予算書90ページ、明細書77ページをお開きください。

7款商工費 1項商工費 3目消費者行政強化費についてご説明いたします。この項目につきましては、消費者問題に関する法律相談をはじめ相続、土地、係争関連の相談受付に関わる事務経費として予算措置しております。さらに、財源内訳として国県支出金から必要経費の約2分の1に相当する4万1,000円を充当しております。

以上、未来創生課関連に関する補足説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

次に、くらし支援課より補足説明をお願いいたします。

○くらし支援課長（稲田大輝君）

くらし支援課の予算の説明をいたします。

予算書の10ページから11ページ、明細書の7ページから8ページになります。

まず、歳入のほうからです。

町税1款1目個人住民税、法人住民税についてです。個人住民税は昨年より82万9,000円の増額で

1億2,452万9,000円、法人税のほうは昨年より297万3,000円増額の1,313万1,000円です。増えている原因として、法人関係は農業法人が増えたり、あと新規での法人数が増えたことが大きな要因になると思います。個人住民税のほうに関しては、昨年ベースで算定をしているんですけど、今年度は農作物のジャガイモの値段の高騰であったり、牛の値段が安定していることによって増額を見込んではいらんですけど、申告をまだ受けている段階なので、コロナウイルス感染症対策関係とかコロナの関係で、もしかしたら減額になる可能性はあるかもしれないです。

次に、固定資産税159万9,000円増額の1億671万2,000円、家屋のほうに関しては新築家屋の増加であったり、その部分が大きな要因になると思います。

続きまして、町税3項軽自動車税、軽自動車税のほうは環境性能割が入ってきて、その分が増額になっていく部分と、新規課税での登録であったり、あと畜産関係者等、ホイールローダーとか今まで登録のなかった農業機械等とか、その他で登録される車両が増えてきたのが増額の原因になると思われます。

4項たばこ税、たばこ税に関しましては税率の増加によって、昨年よりも税収が多く見込まれております。

すみません、予算書の14ページ、款13項2手数料1総務手数料の中の戸籍謄本・抄本、その他手数料510万円は、これは窓口で発行する各種証明書の手数料になります。その下の町税督促手数料は、督促の実績に伴い変動するので30万円で計上しております。

すみません、歳入のほうは以上になります。

続きまして、歳出のほうの説明をします。予算書の41ページから43ページになります。明細書のほうが40ページから41ページになります。

歳出のほうで、総務費款2、項2徴税費13使用料及び賃借料、昨年と増額で増えているのが車の借り上げ料で、公用車をリースで入れ替えたことにより車のリース料として43万2,000円計上しています。下のほうの土地地図管理システム使用料のほうで95万4,000円。一昨年契約して、字図であったり、公図であったり、町民の方が取りに来られたときに、今まで紙ベースから職員のほうで手を出していたものを、システム化することにより、地番からの検索ですぐ出せるように、それから航空写真と照らし合わせることによって現地の確認がしやすいようにということで、一昨年から登記地図管理システムのほうで字図のほうを電算化して出しております。

すみません、ページのほうが43ページ、款2総務費項3戸籍住民基本台帳費の中の食糧費45万円。こちらのほうは例年行っている金婚式の食糧費なんですけど、ちょっとまだ昨年実績ベースで予算のほうを組んでいて、件数が、まだ今年度対象の組数が全て計算されていませんので、昨年実績のままに計上させていただいております。

続きまして、すみません、飛びますが、52ページ、款3民生費項1社会福祉費目5国民年金事務費です。国民年金事務費の一般職員給料のほうは職員に対する給料分と、あと出張旅費とか各事務に係る部分です。こちらのほうは、今、国民年金事務のほうを対応していただいている職員の人間

で、国のほうにも補助金が出るので、ちょっと体制を組み直して、またこの予算を活用して国民年金事務のほうがうまくいくように運用していきたいと思っております。

すみません、くらし支援課からは以上です。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、地域福祉課より補足説明をお願いいたします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

令和4年度一般会計当初予算における地域福祉課関係、主に予算書にて歳出予算の前年度比増減の大きなものについて補足説明いたします。

予算書49ページ、明細書は44ページになります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費において、前年度比1,456万6,000円増額となっております。人件費に係る費用の増加と、18節負担金補助及び交付金、民生委員連絡協議会補助金において、奄美市で3年に1回開催される民生委員児童委員大会への出席による旅費の増額が主な要因となっております。

予算書51ページ、明細書45ページから46ページになります。

3款1項2目社会福祉施設費は前年度比78万7,000円増額しております。主な要因として、14節工事請負費において、明細書にあるとおり西阿三生活館の浄化槽設置に伴う費用として171万7,000円計上しております。

3目老人福祉費について172万円増額の主な理由として、12節委託料において130万円予算計上いたしております。こちらは、令和5年度に策定する高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の基礎資料となるニーズ調査のための委託料となっております。

予算書52ページ、明細書47ページになります。

4目後期高齢者医療費は県広域連合から示された額を計上し、前年度比310万3,000円の増額となっております。

予算書53ページから54ページになります。

6目障害福祉費19節扶助費において、障害者自立支援医療給付事業費が約600万円の増額、障害児入所通所給付事業費が約2,000万円増額、障害者自立支援給付事業約1,000万円の増額、また、令和3年度途中に新規事業として開始した軽度・中等度難聴児補聴器助成、児童発達支援利用者負担軽減対策事業費、令和4年度から当初予算にて計上するものなどが主な増額の理由となっております。

予算書55ページから56ページ、明細書は49ページです。

9目地域包括支援センター運営費については、前年度比1,890万5,000円増額しております。2節から4節の人件費に係る費用の増加が主な要因となっております。

次に、予算書55ページ、明細書50ページ。

14目介護人材確保ポイント事業は、国の施策として、地域での互助活動促進により地域活性化を図ることを目的とした地域住民による介護支援の取組を推進する事業で、令和4年度から新たに高齢者元気度アップ地域活性化事業の一つとして、介護活動に対して地域商品券に交換できるポイントを付与するものとなっております。

予算書65ページから66ページ、明細書59ページになります。

4款1項7目地域自殺対策強化事業について、昨年度比22万1,000円増額となっております。平成30年度に策定した伊仙町のち支える自殺対策計画に基づき、講師を招いた講演会、SOS出し方教室、ゲートキーパー養成講座などを引き続き行っていく予定としております。

以上、地域福祉課に関わる予算の説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

次に、子育て支援課より補足説明をお願いいたします。

○子育て支援課長（久保修次君）

令和4年度一般会計予算の子育て支援課関連の補足説明をいたします。

まずは、歳入予算書から主なものを説明いたします。

予算書15ページ、明細書15ページをお開きください。

子どものための教育・保育給付負担金、私立保育所分です。8,542万円を計上しております。これは、私立保育所は幸徳保育園、いせん保育園分の国分の負担金になります。子供のための教育・保育給付負担金、認定こども園分です。1億318万3,000円を計上しております。これは、認定こども園木らら、わかば認定こども園、4月より予定しているおもなわこども園の3園分の国分の負担金になります。児童手当負担金7,952万3,000円を計上しております。

続きまして、予算書15ページ、明細書は16ページから17ページをお開きください。

14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金3節児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金967万3,000円を計上しております。これは、乳幼児全戸訪問事業、放課後わくわくクラブ運營業務委託料、一時預かり支援事業、病児保育委託料、西伊仙児童クラブ管理運営委託料の国庫補助金分になります。

予算書16ページ、明細書17ページになります。

14款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金、母子衛生費補助金77万3,000円を計上しております。これは、産婦健診委託料、産後ケア扶助費、視力検査用屈折検査機器、屈折検査機器用SVSプリンターの国庫補助金分になります。

予算書17ページ、明細書20ページをお開きください。

15款県支出金 1項県負担金 1目民生費県負担金 3節児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付費、私立保育所分3,481万円、子どものための教育・保育給付費、認定こども園分4,340万3,000円を計上しております。私立保育所については国庫負担金同様、幸徳保育園、いせん保育園分の県負担金になります。また、認定こども園については国庫負担金同様、認定こども園木らら、わかば認定こども園、4月より予定しているおもなわこども園分の3園分の県負担金になります。児童手当負担金1,988万円を計上しております。

予算書18ページ、明細書は21ページになります。

15款県支出金 2項県補助金 2目民生費県補助金 3節児童福祉費補助金、子ども・子育て支援金967万3,000円を計上しております。これも国庫補助金同様、乳幼児全戸訪問事業、放課後わくわくクラブ運営業務委託料、一時預かり支援事業、病児保育委託料、西伊仙児童クラブ管理運営委託料の県補助金分になります。

続きまして、歳出予算の補足説明をいたします。

まずは、歳出予算の主なものを説明いたします。

予算書56ページ、明細書50ページをお開きください。

3款民生費 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費12節委託料、西伊仙児童クラブ管理運営委託料650万6,000円を計上しております。これは、児童厚生員、補助員の賃金、放課後児童クラブ支援員の研修旅費、AEDリース料、送迎車両リース料になります。

子育て支援病児保育委託料140万円を計上しております。これは、病児保育に関わる賃金、研修費、衛生材料費になります。

19節扶助費、総額1億1,928万5,000円になります。児童手当給付費として計上しております。

3款民生費 2項児童福祉費 2目私立保育所費18節負担金補助及び交付金、総額3億5,943万3,000円を計上しております。徳之島地区保育協議会の負担金を含め、2保育園と3認定こども園分の保育給付費と広域入所保育所児童保育給付費になります。

予算書57ページ、明細書51ページをお開きください。

3款民生費 2項児童福祉費 3目子育て支援事業費12節委託料、子育て支援環境づくり委託料430万円を計上しております。これは、親子のつどいの広場、われんきゃ広場、親子イベント、中学生演劇鑑賞等の事業を行い、子育て中の親子の交流促進や育児の相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図るものです。放課後わくわくクラブ運営業務委託料2,070万9,000円を計上しております。これは、ほーらい館、犬田布幼稚園にて実施している放課後わくわくクラブの運営業務委託料になります。

予算書58ページ、明細書52ページになります。

3款民生費 2項児童福祉費 5目子ども医療費19節扶助費、総額1,376万円を計上しております。これは、ひとり親医療費助成事業、子ども医療費助成及び給付事業、義務教育就学児医療費の予算に

なります。

予算書65ページ、明細書57ページになります。

4款衛生費1項保健衛生費6目母子衛生費12節委託料、総額537万7,000円を計上しております。これは、妊産婦・乳幼児健康診査新生児聴覚検査委託料として464万7,000円につきましては、健康診査時での妊産婦、乳幼児、新生児の疾病異常の早期発見、早期治療を行うことを目的とする各医療機関への委託料になります。

その下のシステム導入委託料67万円につきましては、要保護児童対策システムの導入に伴う予算になります。このシステムを導入することにより、要保護児童に関する関係調書の作成及び提出書類が円滑に行えるものとしております。

17節備品購入費、125万円を計上しております。これは、国費を活用しまして、屈折検査機器スポットビジョンスクリーナー及びSVSプリンター購入費で、主に3歳児健診での視力検査に用いるものです。

予算書65ページ、明細書59ページになります。

18節負担金補助及び交付金、693万6,000円を計上しております。そのうち、産科医確保支援事業補助金600万円については、島内の産科医を確保することで安心して出産、子育てができる環境づくりを目的とし、徳之島3町にての補助金になります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

次に、きゅらまち観光課より補足説明をお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

続きまして、きゅらまち観光課関連の主なものについて補足説明いたします。

予算書60ページ、明細書52ページから53ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費2目環境衛生費については、ハブ、犬、猫、浄化槽等に関わる経費となっております。主なものとして、7節ハブ買上代に600万円、18節合併浄化槽設置補助金として75基分及び撤去、宅内配管への補助も含め4,088万円、徳之島3町ネコ対策協議会負担金として1,323万円を計上しております。ネコ対策協議会負担金は、新たに各町1名ずつ猫捕獲員を増員し、モニタリング調査及びTNR事業を強化するために増額しております。

次に、予算書66ページ、明細書60ページをお開きください。

同じく8目海岸漂着物地域対策等推進事業費については、例年どおり海岸清掃員を雇用し、流木、漁網、浮き等の漂着物を回収し海岸美化に取り組んでまいりたいと思います。

次に、予算書68ページ、明細書61ページをお開きください。

4款衛生費2項清掃費1目清掃総務費については、10節需要費において生ごみ減量のためのコンポスト100器分60万円を計上しております。それから、12節委託料、脱炭素型地域づくりモデル形成事業委託料として1,000万円を計上しております。国の補助100%で2年目になります。初年度の脱

炭素を見据えた現状分析を踏まえ、町にあった再生エネルギーの導入や人材育成などを、持続可能な目標及び2050年までのロードマップを策定していきます。

次に、予算書68ページから69ページ、明細書は62ページをお開きください。

4款2項2目美しい村づくり総合整備事業費については、ごみの不法投棄の回収並びにパトロール、広報活動などを行い環境保全に努めてまいります。

少し飛びまして、予算書87ページ、明細書75ページをお開きください。

7款商工費1項商工費1商工振興費については、こちらはマイナポイント申込み支援員を配置し、マイナンバーカードの保険証利用や公金口座受け取りなどによってポイントが付与されますので、スマホの操作に不慣れな方や高齢者の申込み支援を行ってまいります。

18節プレミアム付商品券発行事業負担金に300万円を計上しております。こちらは引き続き町内消費を促し、商工振興に努めてまいります。

同じく2目観光費については、町内の観光施設の維持管理や各団体への負担金が主になります。

12節の登録手数料92万4,000円は、自然やアウトドアへの意識の高い100万人の有料会員を有する企業の会員誌に町のPRや観光スポット等を掲載する手数料となっております。

14節工事請負費121万円については、面縄港の入り口の緑地帯に、県が魅力ある観光地づくり事業としてトイレを設置する予定にしておりまして、それに伴う水道管の引き込み工事になります。

次に、予算書90ページ、明細書77ページをお開きください。

4目徳之島地域文化情報発信施設運営費については、徳之島なくさみ館の運営に関わる費用になります。12節の委託料のパンフレット作成委託料30万円については、オープン10周年を迎えるに当たり新たなパンフレットを作成し、来館者へのPRを図っていきたくと考えております。

6目世界自然遺産保全事業の12節委託料の310万8,000円は、引き続き外来種駆除、希少野生動物保護パトロール、学習ツアー等の普及啓発活動などを実施し、次の世代へも引き継いでいけるように保全活動に力を入れていきたいと思っております。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

次に、健康増進課より補足説明をお願いいたします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

健康増進課一般会計の補足説明をいたします。

説明に入ります前に、事業明細書に誤りがありましたので修正をお願いいたします。

事業明細書の22ページ、15款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金において予算額が2,005万7,000円とありますが、これを2,023万4,000円に修正をお願いいたします。また、事業名、健康増進事業備考欄にあります健康増進補助金を80万1,000円と修正いただきますようによろしくをお願いいたします。

それから、56ページ、すみません、先ほど配付いたしました1枚の訂正の資料がございます、こ

これらの資料が34ページとなっておりますが、これはすみません、56ページの誤りです。この中の56ページ、13節委託料の合計予算額が157万3,000円となっておりますが、これを予算書63ページの12節委託料3,812万7,000円と同額に修正をお願いいたします。（「すみません、もう一度お願いします」と呼ぶ者あり）はい。56ページ、13節委託料、合計予算額が1,587万3,000円となっておりますが、これを3,812万7,000円と修正をお願いいたします。

それから、56ページ、下から5行目、地域コミュニティバス委託料の備考欄、170万掛ける12か月をカットしていただきまして、予算額の2,040万円を2,225万4,000円に修正をお願いいたします。

すみません、めくっていただきまして57ページ、17節備品購入費の予算額の総額が10万円となっておりますが、これを535万3,000円に修正をお願いいたします。

訂正のほうがありまして申し訳ございませんでした。（発言する者あり）はい、大丈夫です、すみません。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

しばらく休憩いたします。

休憩 午前 11時40分

再開 午後 1時00分

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

健康増進課より補足説明をお願いいたします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

修正ありがとうございました。

健康増進課より補足説明を行います。

予算書60ページ、お開きください。明細書は53ページになります。

4款衛生費1項保健衛生費3目保健センター運営費について説明いたします。主なものとして、10節需用費の84万2,000円は、健康カレンダー作成に関わる印刷製本費です。

7節報償費2万6,000円は、健康増進計画推進に関わる協議会委員謝金で、今年度より計上しております。

18節負担金及び交付金については、各協議会の負担金であります。私的二次救急医療機関関係補助金550万円は、昨年度より、前年度実績を参考に50万円を増額しております。

62ページ、19節扶助費75万6,000円については、若年末期がん患者に対する療養支援費1名の半年分を計上しております。

その下、4目予防費10節需用費のうち、各種予防接種ワクチン代として462万8,000円を計上しております。

12節委託料のうち、各医療機関への予防接種委託料として1,692万6,000円を計上し、65歳以上の

結核健診委託料として85万6,000円を計上しております。

また、18節負担金補助及び交付金で、コロナ感染症島外療養者の旅費助成として前年度実績を参考に24万円を、コロナウイルス感染症医療機関初診料として76万8,000円を予算計上しております。

5目健康増進費1節報酬については、健康増進課会計年度の報酬です。

事業明細書55ページから56ページになりますが、地域おこし協力隊について、1名は3年度で終了いたしました。が、体力向上促進事業として1名がほーらい館など拠点とした筋力トレーニングやストレッチトレーニングなどのプログラムを実施し、今年度は学校や地域と連携しての体力向上を普及啓発する計画です。人件費として241万円を活動費として、8節旅費において研修旅費や10節需用費において教材費や燃料費13節においては車借り上げ料や事業推進に伴う備品等、合計172万6,000円を計上しております。

予算書63ページ、明細書55ページをお願いいたします。

7節報償費については、主に保健推進員などの活動報償費60万2,000円などを計上しています。

次に、63ページ、明細書は55ページから56ページになります。

12節委託料3,812万7,000円は、主に厚生連県民総合保健センターへの健診委託料と、新たなステージに入ったがん検診事業費等の委託料であります。また、地域コミュニティバス事業委託料として2,225万4,000円を計上しています。

予算書64ページ、事業明細書57ページになります。

17節備品購入費において、平成20年6月購入の2号バスの老朽化に伴い、巡回バス用として525万3,000円を計上しております。

18節負担金補助及び交付金については、検診車の航走料として80万円を計上しております。

続きまして、67ページ、予算書お開きください。事業明細書は60ページから61ページになります。

4款1項保健衛生費10目新型コロナワクチン接種体制確保事業1節報償費は、新型コロナワクチン接種業務に関わる会計年度任用職員2名分、510万2,000円を計上しております。

3節職員手当等205万7,000円、4節社会保険料77万7,000円、8節旅費11万円も通勤手当2名分があります。

11節通信運搬費48万3,000円は、ワクチン接種券などの発送に伴うものであります。

11目新型コロナワクチン接種事業12節委託料1,821万6,000円は、5歳から11歳の小児新型コロナワクチンも含めた新型コロナワクチン接種の委託料であります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

次に、農業委員会より補足説明をお願いいたします。

○農委事務局長（豊島克仁君）

それでは、農業委員会の補足説明をいたします。

予算書69ページから70ページ、明細書は62ページから63ページをお開きください。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費の主な内容としましては、1節報酬の農業委員会会長報酬、農業委員会委員報酬、農地利用最適化推進委員報酬、12節委託料の農地基本台帳システムデータ照合業務委託料25万3,000円、18節負担金補助及び交付金の県農業会議負担金等の負担金が38万9,000円、1目農業委員会費全体で前年度と比較しまして50万9,000円の減になっております。主な要因として、12節委託料による減額になります。

続きまして、予算書70ページから71ページ、明細書63ページになります。

2目農業者年金事業費の主な内容としましては、1節報酬のパートタイム会計年度任用職員報酬になります。2目農業者年金事業費全体で前年度と比較しまして3万円の増額になっており、ほぼ例年並みの計上となっております。

続きまして、3目機構集積支援事業費の主な内容としましては、8節旅費、費用弁償が農業委員、推進委員の現地視察研修旅費として106万円の計上をしております。3目機構集積支援事業費全体で前年度と比較しまして18万6,000円の増額になっております。主な要因として、11節役務費の通信運搬費等の増額になります。

続きまして、飛びまして予算書80ページ、明細書は70ページをお開きください。

18目農地利用最適化交付金事業費の内容としましては、1節報酬の会長、委員、推進委員基本報酬等として425万4,000円を計上しております。前年度と比較して20万円の増額となっております。これは、例年の実績分の増額になります。この事業に関しましては100%補助になります。

以上で、農業委員会の補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

次に、経済課より補足説明をお願いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

経済課所管の令和4年度一般会計予算の補足説明をいたします。

予算書71ページ、最下段、事業費明細書63ページ、最下段からとなっております。

6款農林水産業費1項農業費4目農業総務費、前年度比2,622万円の増額となっております。主なものといたしまして、12節委託料、設計委託料、工事管理委託料、また14節工事請負費におきまして、こちらは百菜に浄化槽を整備する計画としております。理由といたしまして、現在ほーらい館の浄化槽と合わせて使用しておりますが、浄化槽からオーバーフローし排水が通学路へ流出、また、浄化槽の修繕費がかさんできていることから、百菜単独において整備するものとしております。

続いて12節委託料、農業振興地域整備計画策定業務委託料、こちら先般、条例改正のほうでご説明いたしましたとおり、農業振興地域整備計画の全体見直しを行うことに当たり業務委託料として予算計上いたしております。

13節使用料及び賃借料におきまして、油圧ショベルリース料またホイールローダーリース料計上してございますが、こちら令和3年9月議会また11月臨時議会において審議いただいていた過疎計画のほうにも事業掲載し、本年4月1日より導入する予定としておりました堆肥センターで使

用する機材でございます。しかし、先般の補正予算で債務負担行為等を計上しておりました補正予算が否決されておりますので、4月からのリースを取りやめ、今後対応してまいりたいと考えております。

17節備品購入費、こちらは白菜におけるテーブル型冷蔵庫また空調設備の機器導入でございます。予算書73ページ、事業費明細書65ページ。

5目特殊病害虫対策防除費、前年度比12万2,000円の増額となっております。同事業におきましては、令和4年度においてカンキツグリーンング病の感染樹が確認されなければ根絶となり、事業は終了の年でございます。

続きまして、予算書74ページ、事業費明細書65ページでございます。

6目糖業振興費、前年度比2,976万9,000円。主な理由といたしまして、18節負担金補助及び交付金において、増産推進事業交付金の廃止としております。こちらの理由といたしましては、ハーベスターの収穫料金及び生産継続支援、夏植え面積の拡大として国庫負担金を活用しながら、令和2年度におきまして総額5,000万円、令和3年度におきましては総額6,000万円の支援を行ってまいりましたが、夏植えの目標面積150haに対し、令和2年度夏植え面積81ha、令和3年度夏植え面積77haと費用対効果が得られなかったことから交付金事業を廃止といたしております。

続きまして、予算書74ページから75ページ、事業費明細書66ページ。

7目有機物供給センター管理運営費でございます。前年度比880万円となっております。

10節需用費におきまして、修繕料1,000円科目存置させていただいております。こちらは、令和3年度に長寿命化に向けた事前調査の実施をしております。こちらの調査結果を令和4年度中に見直し、確定後予算計上してまいりたいと思っております。

また、12節委託料におきまして、有機物供給センター改修委託料としましてアンロットブロワーまた液肥移送ポンプの修繕委託を計画しております。

続いて8目園芸振興費です。こちらにつきましては、前年度と同額となっております。園芸品目におきましては、バレイショへの依存度が依然高いため、支援センター圃場でも御覧いただいたように他の品目の導入、また生産拡大を図ってまいります。

予算書75ページから76ページ、事業費明細書66ページから67ページ。

9目畜産振興費でございます。こちら前年度比1,057万3,000円となっております。主な理由といたしまして、12節委託料におきまして畜産資材導入委託料の増額、18節負担金補助及び交付金におきまして死亡獣畜処理費用負担金、優良素牛保留事業の増額、また令和4年度におきましては、鹿児島県におきまして全国和牛能力共進会の開催が予定されております。そのため、旅費費用弁償、11節役務費航送料、13節使用料及び賃借料の中の車借上料に関しましては1,000円と科目存置させていただいておりますが、こちらは全国共進会の際の出展ブース等を含めた費用の計上となっております。今後、積算し6月補正で予算計上させていただきたいと考えております。

続きまして、予算書76ページ、事業費明細書67ページ。

生活改善センター運営費、前年度比24万4,000円でございます。減額の理由といたしましては、令和3年度におきましては備品購入費によりオープンレンジの購入をいたしております。

続いて予算書76ページから77ページ、事業費明細書68ページ。

11目農林水産物輸送コスト支援事業でございます。こちら前年度比3,346万円となっております。主な理由といたしまして、バレイショ価格の高騰により共販崩れが発生し輸送料が減少したことが要因となっております。

続いて12目農業担い手育成確保事業、こちらにおきましては18節負担金補助及び交付金におきまして、青年就農給付金、現在2名の受給者がおりますが来年度も引き続き2名の受給で計画しております。また、本事業に関しましては、令和4年度から制度の大幅な刷新また拡充がされておりますが、国から要綱等が未発出の状態となっているため、今後注視し事業推進してまいりたいと考えております。

続いて13目人農地プラン推進支援事業費、こちら前年比4万4,000円の増額でございます。こちらにつきましては本年度中に全ての地区の人農地プラン、地区の達成を見込んでおります。

続いて予算書78ページ、明細書69ページ。

14目農地中間管理事業費、前年度比18万1,000円でございます。増額の理由としましては、会計年度任用職員の人件費の増額でございます。

15目鳥獣被害対策事業費、前年度比167万6,000円の増額としております。主な内容としまして12節委託料、鳥獣被害防止施設管理委託料40万円の増額、18節負担金補助及び交付金におきまして伊仙町鳥獣被害防止対策協議会へ補助金132万円を支出し、長距離無線式捕獲に用いる檻わな装置の導入を計画しております。

予算書79ページ、16目農業創出緊急支援事業費でございます。こちら予算額、例年並みとなっております。こちらの事業につきましては、園芸品目の先進地研修の実施や農家を他の産地への派遣等行ってまいりたいと考えております。

17目農業支援センター運営費、前年度比299万9,000円。こちらにつきましては、18節負担金補助及び交付金におきまして、現在なかなか研修生が入らない状況にあることから、来年度の予算をまず1名分の金額を予算計上させていただいております。これまで以上に、関係機関への周知や機関誌への掲載依頼、また農繁期が終わった後の人材確保に向けて尽力してまいりたいと考えております。

予算書80ページ、最下段でございます。

環境保全型農業直接支払交付金事業、こちら本年度の事業実施予定がないため、廃目整理とさせていただきます。

予算書86ページ、明細書74ページでございます。

3項林業費1目林業振興費、前年度比92万8,000円減額となっております。主な理由といたしまして、12節委託料におきまして薬剤の樹幹注入委託料1,000円としておりますが、こちらはこれまで樹

幹注入を行ってきた木に対する薬効確認、残効確認等行った上で県への補助事業申請、また予算計上をしていきたいと考えております。

予算書86ページから87ページ。

4項農林水産業費1目水産振興費、2目離島漁業再生支援推進事業費、前年度同額となっております。こちらさんご確保全対策として、モニタリングと合わせたオニヒトデの駆除の実施、また離島漁業再生支援推進事業を用いた漁業集落の活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、経済課所管の補足説明を終わります。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

次に、耕地課より補足説明をお願いいたします。

○耕地課長（稲田良和君）

耕地課関係の令和4年度歳出予算、主なものについて補足説明をいたします。

予算書81ページ、明細書71ページをお開きください。

6款2項1目農地総務費節10需用費、光熱水費130万円、主に地下水ポンプの電気費用でございます。同じく修繕費372万1,000円は、第2伊仙中部地区の設備設置から30年以上経過した施設の老朽化に伴い、減圧水槽の修繕費でございます。

予算書82ページ、明細書71ページから72ページになります。

節12町有地調査業務委託料101万4,000円は、昨年に引き続き畑総内の町有地の調査及び払下げを進めていく業務委託費でございます。

節18負担金補助及び交付金7,689万2,000円の主なものは、多面的機能支払交付金、徳之島用土地改良区、徳之島ダム基幹水利運営等の町補助金負担金でございます。

予算書83ページ、明細書72ページ。

2目特定地域振興生産基盤整備事業、節10需用費修繕費600万円につきましては、農道、水路の補修費でございます。

節13使用料及び賃借料159万8,000円につきましては、農道、水路等の補修に係る重機借上料でございます。

節18負担金補助及び交付金、主なものは畑かん事業等の町負担金でございます。令和4年度事業計画につきましては、第二面縄2期地区、区画整理1.2ha、喜念地区、畑かん10ha、糸木名地区、畑かん9ha、木之香阿権地区、畑かん12ha、崎原地区18ha、西部地区、支線水路8km、畑かん3ha、東部1期、支線水路3km、畑かん5ha、東部2期、支線水路3km、畑かん5haを予定しております。基幹水利施設ストックマネジメント事業、第二伊仙中部につきましては、令和8年度まで事業計画を立てております。4年度に関しましては、施設機械設備を行います。同じく基幹水利施設ストックマネジメント事業、第一伊仙東部につきましては、令和7年度まで事業計画を立てております。4年度に関しましては、水管橋が経年劣化による機能低下が生じているため再整備を行います。

予算書83ページから84ページ、明細書73ページから74ページ。

目3ダム管理費、節8旅費18万4,000円、節11役務費10万3,000円は、ダムの主任管理技術者研修会の旅費及び研修会の受講料でございます。

節10需用費85万円は、ダム管理等及び阿権警報機等の電気料でございます。

目4多面的支払交付金事業は、多面的支払交付金組織への指導や助言に係る費用でございます。予算書84ページから85ページ。

目5地籍調査事業費、節1報酬につきましては、地籍調査会計年度任用職員2名分の報酬でございます。

節8旅費は協議会、県の認証審査に係る旅費でございます。

節12委託料につきましては、境界立合い後の測量業務委託、境界立合い前の境界周辺の草刈りに係る委託料でございます。

節17備品購入につきましては、測量業務に係る機器を購入する予定であります。令和4年度地籍調査地区でございますが、喜念沈砂池付近から佐弁の字界までの海側25haを予定しております。

以上、耕地課関係の補足説明を終わります。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

次に、建設課より補足説明をお願いいたします。

○建設課長（福島隆也君）

続いて建設課関係の令和4年度歳出予算の主なものについて補足説明いたします。

予算書の92ページからになります。明細書は79ページになります。

主なものを説明いたします。

93ページ、8款土木費2項道路橋梁費1目過疎対策事業費、前年度比111万6,000円増の2,264万2,000円になります。主なものについて、12節委託料230万円、測量委託料になります。4年度は6か所の測量委託を予定しております。

13節使用料及び賃借料111万6,000円、測量設計システム使用料になります。

14節工事請負費1,900万円、西阿三線ほか6路線の改良舗装工事を計画しております。

2目の道路維持費、10節需用費うち修繕費1,000万円については、住民からの要望に対応するものであります。道路補修、古い側溝等の布設替えの費用になります。

12節委託料1,000万円は、道路台帳の整備デジタル化に係る委託料になります。

次に、予算書94ページ、明細書は80ページをお開きください。

3目県道維持管理費12節委託料430万1,000円は、県道草刈の2回分になります。17節備品購入費43万8,000円は、チェーンソー及び安全防護服の購入を予定しております。

次のページの4目社会資本整備総合交付金事業12節委託料は、サクマ板割線家屋移転料の補償、調査費に500万円、古里西伊仙線用地交渉委託料に50万円、14節工事請負費6,401万円のうち伊仙馬根線道路照明に1,000万円、第2西下線改良に1,000万円、阿三中山線改良舗装工事に4,400万円を予定

しております。

16節公有財産購入費2,900万円は、阿権馬根線400万円、第2西下線500万円、阿三中山線500万円、古里西伊仙線に1,000万円、サクマ板割線に500万円を予定しております。

21節補償補填費及び賠償金3,200万円のうち家屋移転等補償費3,100万円は、阿権馬根線に2,100万円、サクマ板割線に1,000万円、移転補償費の100万円は電柱移転補償費を予定しております。

次に、95ページから96ページをお願いします。

5目防災安全社会資本整備交付金事業についてですが、事業明細書が防災安全の道路に関するものと橋梁に関する道路メンテナンスに分かれております。予算書は統合されていますのでご了承ください。

12節委託料2,619万円のうち測量設計委託料700万円は、10路線の総補修の設計委託料、設計委託料1,900万円は道路メンテナンス事業の橋梁3橋、第2白水橋、牧原橋、白水橋の橋梁補修設計になります。

14節工事請負費1億5,602万円のうち道路舗装補修工事費1億5,001万円はテーノジ線ほか11路線の工事費、橋梁補修工事に601万円、白水橋の橋梁補修工事費に充てる予定であります。

次に、3項の港湾費5,660万円増の5,915万8,000円になります。主なものに10節需用費200万円の修繕費は鹿浦港、面縄港の物揚場の補修費になります。

12節委託料、測量業務委託料80万円は、面縄港物揚場の測量費、港湾施設設計策定業務委託料1,380万円は、面縄港鹿浦港長寿命化更新業務、面縄港の改修計画策定業務委託料になります。

14節工事請負費4,200万円は、面縄港物揚場補修工事になります。

次に、4項住宅費10節需用費600万円の修繕費は、住宅に係る修繕費になります。

12節委託料の解体撤去委託料200万円は、犬田布里団地の解体委託料になります。これは令和3年度にも計上しましたが、古里大和川団地を先に解体したため、再度計上するものであります。

98ページをお開きください。

2目公営住宅建設事業費、前年度比7,976万9,000円増の3億2,560万3,000円になります。主なものといたしまして、12節委託料、設計委託料910万円の内訳は、下向里の建て替え整備事業の委託料、佐弁団地、検福赤久団地の公営住宅ストック改善事業を活用して、住宅の改修の設計業務を行うものであります。

14節工事請負費、公営住宅建設工事費3億1,200万円については、喜念団地1棟3戸、阿三カシナトウ2棟6戸、佐弁団地6戸の改修工事、検福赤久8戸の改修工事を予定しております。

3目の定住促進住宅運営費2,180万3,000円は、阿権団地と阿三団地、小島団地の借り上げ料となります。

次に99ページ、明細書は84ページになります。

6項河川費1目河川維持費666万7,000円は、河地地区、ウワナル川の上流の護岸改修工事になります。

以上で、建設課の令和4年度の一般会計予算になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

次に、社会教育課より補足説明をお願いいたします。（発言する者あり）ごめんなさい。教育委員会総務課より補足説明をお願いいたします。

○教委総務課長（上木正人君）

それでは、教育委員会総務課の令和4年度一般会計予算についてご説明をいたします。

予算書の101ページをお開きください。事業明細書は85ページでございます。

10款教育費 1項教育総務費 1目教育委員会費、この経費は主に教育委員の経費で昨年同様報酬176万6,000円、旅費26万8,000円を計上してございます。

予算書の102ページ、明細書は86ページでございます。

2目事務局費1節報酬490万8,000円は、パートタイム会計年度任用職員3名分の報酬でございます。予算書、同じく102ページ、明細書もそのままでございます。

7節報償費30万円、教育委員会外部評価委員、教育環境整備検討委員、教育講演会講師報償費及び出会謝金でございます。

予算書、103ページから104ページをお願いいたします。事業明細書は86ページから87ページでございます。

12節委託料、ごみ収集委託料124万8,000円は、各学校施設におけるごみ収集及び運搬業務でございます。草刈り委託料59万4,000円は、各学校からの要望で4年度も計上をいたしました。

講演会等講師派遣業務委託料79万5,000円は、教育相談業務委託、教育支援委員会業務委託、町内教職員対象の教育講演会業務委託料でございます。

送迎業務委託料339万2,000円は、各小中学校、幼稚園の学校教育活動、水泳、校外学習、宿泊学習、遠足等及び特認校バス通学における送迎業務委託料でございます。

校務用ネットワーク環境構築委託料7,205万円は、校務支援ソフト導入に伴う環境構築委託料でございます。2,015万8,000円は、学校校務支援システム導入委託料でございます。

ページをめくっていただきまして104ページ、18節負担金補助及び交付金、徳之島地区特別支援教育支援員負担金99万6,000円は、大島養護学校徳之島高校分室への負担金でございます。

3目外国人青年招致事業、4目スクールソーシャルワーカー活用事業、ともに昨年同様計上させていただきます。

下段のほう、学習向上プログラム、1節報酬409万8,000円は、パートタイム会計年度任用職員司書補3名分の報酬でございます。

105ページ、明細書88ページをお願いいたします。

11節役務費119万4,000円は、標準学力検査、知能検査手数料でございます。

13節使用料及び賃借料1,503万3,000円は、電子黒板リース、無線LANソフト、パソコンリース

料でございます。

18節負担金補助及び交付金480万円は、漢検、英検、数検の検定料補助金でございます。

105ページから108ページ、明細書は88ページから90ページをお願いいたします。

2項小学校費、各小学校管理費、10節需用費につきましては、衛生消耗品、食糧費、燃料費、修繕費は同額で計上、残りは案分させて計上させていただきました。

108ページ下段のほうから109ページお願いをいたします。

9目学校管理費1節報酬、パートタイム会計年度任用職員、学校用務員8名分877万5,000円を計上させていただきました。

7節報償費、特別支援員、支援員謝金1,105万円は、昨年同様計上させていただきます。

10節需用費、光熱水費1,620万2,000円、修繕費1,473万円を計上してございます。

12節委託料、設計委託料250万円は、面縄小学校空調設備設計委託料でございます。

13節使用料及び賃借料は、デジタル教科書リース料、コピー機リース、印刷機リース、AEDリースでございます。

予算書109ページ、下段のほうでございます。明細書は91ページでございます。

10目教育振興費17節備品購入費、19節扶助費を計上してございます。

予算書110ページ、明細書92ページお願いいたします。

11目学校建築費12節委託料2,580万円は、喜念小学校の学校解体、グラウンド整備設計監理委託料、鹿浦小学校の調査委託料でございます。

予算書111ページをお願いいたします。明細書は92ページでございます。

3項中学校費、各中学校管理費、10節需用費におきましては、衛生消耗品、食糧費、燃料費、修繕費は同額で計上、残りは案分で計上させていただきました。

予算書111ページから112ページ、明細書は93ページです。

4目学校管理費1節報酬、パートタイム会計年度任用職員、学校用務員3名分370万円を計上しました。

10節需用費、光熱水費686万9,000円、修繕費804万4,000円を計上いたしました。

予算書112ページ、12節委託料200万円につきましては、面縄中学校空調設備設計委託料でございます。

下段のほう、5目教育振興費19節扶助費を計上してございます。

予算書113ページをお願いいたします。明細書94ページでございます。

4項高等学校費1目高等学校総務費、負担金補助及び交付金につきましては、離島高校生就学支援費836万6,000円は徳之島高校に通学する伊仙町出身の生徒にバス通学費を全額補助するものでございます。

歳入に関しましては、16ページにお戻りください。歳入14項、2項6目教育費国庫補助金2節高等学校費補助基金、へき地児童生徒援助費等の補助金で2分の1国から補助として出てございます。

予算書またお戻りください。113ページでございます。明細書94ページをお願いいたします。

5項幼稚園費4目幼稚園管理費1報酬106万8,000円は、パートタイム会計年度任用職員、預かり保育の報酬でございます。

125ページ、明細書114ページから115ページでございます。

保健体育費1目保健体育総務費の1目報酬、7目報償費、10目需用費、11目役務費、12目委託料、18目負担金補助及び交付金、19目扶助費は、昨年同様計上をさせていただきました。

以上で、教育委員会総務課の補足説明を終わります。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

次に、社会教育課より補足説明をお願いいたします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

それでは、社会教育課関係の令和4年度一般会計予算の補足説明をいたします。

予算書98ページから99ページをお願いします。明細書84ページになります。

8款土木費5項都市計画費1目公園費12節委託料1,410万円は、義名山公園整備事業設計委託料及び都市公園等長寿命化計画策定業務委託料でございます。

14節工事請負費5,400万円は、義名山公園整備事業費になります。

予算書115ページから116ページをお願いします。明細書は95ページから96ページです。

10款教育費6項社会教育費1目社会教育総務費10節需用費の修繕費166万円は、小島青少年会館の雨漏り修繕及び教育委員会倉庫の修繕費でございます。

予算書117ページ、明細書97ページをお願いします。

3目学習支援プロジェクト事業費12節委託料670万円は、遠隔双方向ライブ事業及び学習支援員寺子屋講師派遣業務の委託料でございます。

予算書118ページ、明細書は97ページから98ページをお願いいたします。

4目社会体育費10節需用費の修繕費248万2,000円は、主なものとして、総合体育館の照明修繕及び第二体育館の雨漏り修繕費でございます。

予算書119ページです。

同目17節備品購入費162万5,000円は、グラウンド整備用芝刈り機及びバレー用具の備品購入費でございます。

18節負担金補助及び交付金の1,009万6,000円は、主に町体育協会、町スポーツ少年団及び各種スポーツ大会出場補助金でございます。

予算書121ページ、明細書100ページをお願いします。

8目歴史民俗資料館費10節需用費の施設修繕108万円は、歴史民俗資料館玄関タイルの修繕及び展示室の天井の修繕費でございます。石垣修繕の224万2,000円は、面縄小学校正門東側に位置する石垣の修繕費でございます。

予算書122ページ、明細書が101ページです。

12節委託料の草刈り委託料158万4,000円は、町内にある各史跡内の草刈り委託料でございます。調査委託料の216万円は、町史編纂に伴う専門員による調査委託料でございます。

予算書123ページ、明細書102ページをお願いします。

9目国宝重要文化財等保存活用事業費12節委託料196万3,000円は、佐弁トマチン遺跡の発掘調査、報告書作成委託料が主なものでございます。

予算書124ページ、明細書103ページから104ページです。

10目県補助委託文化財調査等事業費13節使用料及び賃借料89万1,000円は、才上遺跡整理作業に伴う機器リース等が主なものでございます。

予算書124ページから125ページ、明細書は104ページです。

11目青少年健全育成事業費113万6,000円は、きばらでえ伊仙応援基金を活用し、親子チャレンジ教室を行うものでございます。

以上、社会教育課関係の説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

次に、給食センターより補足説明をお願いいたします。

○学給センター所長（義 了君）

それでは、令和4年度給食センター関連予算の補足説明をいたします。

まず歳入のほうから、予算書24ページ、事業費明細書29ページをお開きください。

20款諸収入3項雑入4目教育費雑入6節保健体育費雑入でございます。これは教職員等給食費7,986万円でございます。これは令和2年度施政方針にも26ページに記載しておりますが、給食費無料化に伴い新規に計上させていただいております。無料化については、児童生徒のみの対象となっておりますので、対象外の小中学校の教職員及び給食センターの給食費の歳入でございます。

続きまして、同款諸収入4項受託事業収入1目受託事業収入5節教育費受託収入事業収入でございます。これは、製パン加工業務受託収入、米飯加工業務受託収入の維持となります。学校給食会からの受託収入でございます。前年比42万3,000円でございます。

続きまして、歳出のほうでございます。

予算書126ページから128ページ、事業費明細書については105ページから106ページでございます。

10款教育費7項保健体育費1目給食センター運営費でございます。

1節報償費1,891万9,000円、これはパートタイム年度職員の報酬、パン加工員3名、調理員7名、配送員3名、計13名の予算でございます。

続きまして、17節備品購入費5,208万円でございます。前年比49万5,000円の増でございます。コンテナ2台、消毒保管台2台、これは老朽化により新規購入をするために計上させていただいております。

19節扶助費、学校給食用物資代4,531万6,000円でございます。これは給食費無償化に伴い、前年比2,682万6,000円の増額となっております。

給食費運営費の総事業費、本年度1億3,491万円、比較としては2,889万4,000円の増額でございます。財源内訳は地方債が3,310万円、過疎対策事業債過疎ソフトを充当しております。その他といたしまして1,091万5,000円、比較といたしまして8,490万円の増額でございます。

一般財源は本年度5,747万6,000円、比較としては1万2,615円の減額となっております。

ご審議くださいますよう、よろしくお願いたします。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時20分

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第17号、令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第17号、令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について、主に前年度比増減の大きな予算について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

令和4年度の歳入歳出予算の総額を9億7,089万4,000円とするものです。

歳入についてご説明いたします。

予算書7ページ、明細書は1ページになります。

1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税は、予算編成時の調定額を基準に前年度比1,432万6,000円増額し、1億132万7,000円としております。

予算書8ページ、明細書は2ページです。

6款県支出金1項1目保険給付費等交付金については、1節普通交付金が一般被保険者保険給付費等歳出予算額の減額に伴い、昨年度比570万円の減額、2節特別交付金は891万円の減額、計1,461万円減額し、7億5,428万6,000円とするものです。

明細書3ページになります。

10款繰入金1項1目一般会計繰入金は、前年度比271万3,000円の増額となっております。主な要因として、4節出産育児一時金等繰入金が令和4年歳出予算を基に112万の減額、5節財政安定化支援事業繰入金が令和3年度の確定値を基に333万3,000円の増額となっております。

12款諸収入1項1目延滞金、過去3年間の実績平均額を基に30万4,000円増額し、81万7,000円とするものです。

予算書10ページ、明細書4ページになります。

12款4項5目一般被保険者第三者納付金について、過去2年間の実績平均額を基に5万9,000円増額し、6万円とするものです。

続きまして、歳出について説明いたします。

予算書11ページ、明細書5ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費について、昨年度からの30万1,000円減額し、956万4,000円とするものです。8節旅費において46万2,000円の減額が主な要因となっております。

予算書13ページ、明細書7ページになります。

2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費は、過去3年間の実績平均額を基に算定し、前年度比240万円増額の6億240万円となっております。

3節一般被保険者療養費についても、過去3年間の実績平均額から算定し、90万円減額の450万円となっております。

予算書14ページになります。

同款2項1目一般被保険者高額療養費、過去3年間の実績平均額を基に算定し、前年度比720万円減額の1億1,280万円となっております。

明細書8ページになります。

同款4項1目出産育児一時金は、過去3年間の実績平均額を基に462万円計上し、昨年度比168万円の減額となっております。

予算書15ページになります。

同款7項傷病手当等諸費について、令和3年度は国からの通知に基づき補正予算にて計上しておりましたが、予算編成時に令和4年度にも係る予算の継続を想定し、当初予算にて133万4,000円計上するものです。なお、2月10日付通知文を受理しており、来年度も給付継続をすることが決定しております。

3款国民健康保険事業費納付金1項1目一般被保険者医療給付費分について、令和4年度国保事業費納付金本算定に伴い、前年度比852万2,000円増額の1億4,018万3,000円となっております。

予算書16ページ、明細書9ページになります。

同款3項介護納付金分についても、納付金本算定に基づき前年度比119万9,000円減額し、1,641万1,000円となっております。

予算書17ページから18ページにかけて、明細書についても9ページから12ページになります。

6款1項2目保健指導事業費は、人件費や需用費の増額に伴い前年度比205万4,000円増額し、1,000万9,000円計上しております。

同款1項3目医療費適正化対策経費は、前年度比30万5,000円減額し、676万2,000円となっております。

予算書19ページ、明細書13ページになります。

6款2項特定健康診査等事業費、昨年度比129万5,000円減額し、815万9,000円となっております。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

日程第3 議案第18号、令和4年度伊仙町介護保険特別会計予算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第18号、令和4年度伊仙町介護保険特別会計予算について、前年度比増減の大きな予算について補足説明をいたします。

令和4年度の歳入歳出予算の総額を8億9,301万8,000円とするものです。

歳入について説明いたします。

予算書6ページ、明細書1ページになります。

1款保険料1項介護保険料は、12月時点での調停から算出し、歳入の増加を見込み前年度比50万円の増額となっております。

1節第1号被保険者保険料、現年度分の特別徴収分が270万円の増額、普通徴収が2万8,000円の減額。

2節第1号被保険者保険料滞納分が217万2,000円減額となっております。

明細書が2ページになります。

2款国庫支出金1項国庫負担金について、前年度比86万4,000円増額の1億5,240万2,000円となっております。施設、居宅介護サービスそれぞれに係る費用の所要見込額から国庫負担割合を乗じて算出しており、施設介護サービス費が91万3,000円の減額、居宅介護サービス費が177万7,000円増額となっております。

同款2項国庫補助金は、介護給付費所要見込額及び地域支援事業所要見込額それぞれ負担割合を乗じて算出したものに介護保険特別会計予算全体の差額調整を足して算出しており、前年度比120万2,000円の減額、1億1,855万6,000円となっております。減額の要因として、4目1節現年度分において130万6,000円の減額となっております。

予算書7ページになります。

3款支払基金交付金1項1目介護給付費等交付金についても、介護給付費所要見込額及び地域支援事業所要見込額それぞれに負担割合を乗じて、前年度比32万5,000円の増額、2億3,084万9,000円となっております。

明細書3ページになります。

4款県支出金1項県負担金及び2項県補助金は、2款1項国庫負担金及び2項国庫補助金同様に県の負担割合を乗じ算出し、1項において4万5,000円の増額、2項において97万7,000円の減額となっております。

予算書7ページから8ページにかけて。

5款繰入金1項1目介護給付費繰入金及び2目地域支援事業費繰入金について、国、県の補助と

同じく、町の負担割合を乗じて算出し、1目が前年度比34万9,000円増額、2目が85万2,000円の減額となっております。

3目低所得者保険料軽減措置繰入金は、第1段階から第3段階の軽減対象者が50名ほど減ったことに伴い、86万4,000円減額の2,264万4,000円としております。

明細書が4ページになります。

同款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、昨年度は当初予算にて給付費の不足分の財源として計上していましたが、今年度は当初で計上せずに確定した後に対応するため49万9,000円減額し、科目存置として残額計上しております。

続いて、歳出予算について説明いたします。

予算書10ページ、明細書は5ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費は、前年度比33万8,000円減額の223万円となっております。主な理由として、8節旅費がオンラインの活用により21万2,000円の減額、11節役務費が不要な電話回線の廃止に伴い4万8,000円減額となっております。

同款2項1目認定審査会委託負担金は、徳之島地区介護保険組合への負担金として前年度比25万4,000円増額し、1,332万円計上しております。

続いて、予算書11ページから12ページ、明細書は5ページから7ページになります。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、各種介護サービスに係る給付費で、それぞれの目において歳出根拠となる令和3年度の所要見込額の増減に伴い、318万円増額の7億5,660万円としております。主な増減として、1目居宅介護サービス給付費において620万円の減額、3目地域密着型介護サービス給付費が1,600万円の増額、5目施設介護サービス給付費が300万円の減額、9目居宅介護サービス計画給付費が350万円の減額となっております。

予算書12ページから13ページ、明細書が7ページから9ページにかけて。

2款2項介護予防サービス等諸費は、要支援者の介護予防サービスに係る給付費で、こちらも令和3年度の所要見込額を基に112万円の増額、1,222万円としております。

1目介護予防サービス給付費が110万円の増額、3目地域密着型介護予防サービス給付費が20万円の増額、5目介護予防福祉用具購入費が18万円の減額などが主なものとなっております。

予算書14ページから15ページ、明細書は9ページから10ページになります。

2款4項高額介護サービス等諸費について、令和3年度の所要見込額を基に算出し、前年度比140万円の増額、2,310万円計上しております。

下の5項高額医療合算介護サービス等費についても、令和3年度の所要見込額を基に、前年度比50万円減額し、260万円計上しております。

さらに下の6項特定入所者介護サービス費も、所要見込額から240万円減額し、4,110万円計上しております。

予算書16ページ、明細書12ページになります。

3款2項一般介護予防事業費、前年度比125万6,000円減額し、1,088万2,000円計上しております。主なものとして、前年度計上していた看護師の件費を3項で予算計上したことによる減額となっております。

予算書16ページから19ページ、明細書13ページから16ページになります。

3款3項包括的支援事業任意事業について、前年度比339万2,000円減額の2,042万7,000円となっております。

1目18節負担金補助及び交付金において、前年度行った包括執務更新のための負担金120万7,000円の減額、3目において件費に係る費用150万5,000円の減額、6目生活支援体制整備事業が令和3年度まで包括支援センターにおいて行っていた集落座談会などの業務を追加委託する費用として188万3,000円増額、7目認知症総合支援事業費が件費に係る費用として280万5,000円の減額などが主な要因となっております。

予算書19ページ、明細書17ページになります。

5款諸支出金2項繰出金は、繰出金額が確定してないため、当初での計上は行わずに確定後に予算計上するための減額となっております。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

日程第4 議案第19号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第19号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について、主に前年度比の増減の大きな予算について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

令和4年度の歳入歳出予算の総額を2億137万2,000円とするものです。

歳入について説明いたします。

予算書6ページ、明細書は1ページから2ページになります。

1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料は、1目特別徴収保険料が令和4年度広域連合算定額に基づき、前年度比501万2,000円増額の4,153万1,000円となっております。

2目普通徴収保険料についても、広域連合の算定額に基づき普通徴収保険料が134万7,000円の減額、滞納分が19万8,000円の減額、154万5,000円の減額となっております。

3款繰入金1項一般会計繰入金について、前年度の額1億3,801万7,000円に310万3,000円増額し、本年度は1億4,112万円となっております。

2目保険基盤安定繰入金において197万3,000円増額、3目療養給付費繰入金において95万1,000円の増額が主な要因となっております。

明細書が2ページになります。

4 款繰越金 1 項繰越金は、前年度比34万3,000円増額となっております。

予算書 7 ページになります。

5 款諸収入 2 項償還金及び還付加算金は、令和 2 年度の実績を基に 2 目保険料還付金において、過年度還付金の歳入見込額として前年度比32万円増額の62万円を予算計上しております。

同款諸収入 4 項受託収入について、前年度比38万9,000円減額し、772万3,000円となっております。

5 目予防重視一体的事業収入において、令和 3 年度の実績見込額を基準に39万円減額しております。

続いて、歳出について説明いたします。

予算書 8 ページ、明細書は 4 ページになります。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費について、昨年度から15万2,000円減額し、227万6,000円とするものです。主なものとして、予算編成時、予防重視一体的事業の執行が不透明であったことから人件費を 1 年分計上せず、半年分計上したことによる減額が要因となっております。

予算書 9 ページ、明細書 6 ページになります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金については、令和 4 年度広域連合算定額に基づき、673万5,000円の増額、1 億8,947万8,000円となっております。

予算書 9 ページから10ページ、明細書は 7 ページになります。

3 款保健事業費 2 項予防重視一体的事業について、歳入でも説明いたしましたが、令和 3 年度の実績見込額を基準に39万円減額し、658万円計上するものです。

以上、ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

日程第 5 議案第20号、令和 4 年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○健康増進課長（澤佐和子君）

議案第20号、令和 4 年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算の補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第 1 条、歳入歳出予算額の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億2,031万5,000円と定めるものであります。

歳入について説明をいたします。

予算書 4 ページをお願いいたします。明細書は 1 ページになります。

1 款使用料及び手数料においては、昨年度当初より14.8%減の予算額4,948万8,000円で、主なものといたしまして、月会員、都度利用料、文化施設使用料などであります。前年度比859万4,000円の減額となっております。

3 月 1 日現在で、会員数756名、開設当初より延べ来館者数159万3,329名となっております。

2 款繰入金は5,999万円で、運営繰入金5,184万8,000円と職員給与繰入金の814万2,000円となっています。前年度比995万4,000円の増額となっております。

4 款諸収入におきましては、1,083万7,000円で、主なものといたしましてショップ売上げ収入、保険事業収入等であります。前年度比117万9,000円の増額となっております。

前年度より介護予防事業費収入の増加により、12.2%の増額を見込んでおります。

歳入合計1億2,031万5,000円で、前年度比253万9,000円の増額となっております。

次に、歳出について説明いたします。

予算書は8ページから10ページ、明細書は3ページから5ページになります。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の報償2,549万3,000円については、会計年度任用職員12名分に当たります。

7 節報償費の58万3,000円については、運営委員や水泳補助員、清掃員などのアルバイト報酬費です。

8 節旅費83万5,000円については、インストラクターの運動指導者講習や指導者研修、また会計年度通勤手当等の費用となっております。運動指導資格取得のための旅費については、本人半額負担としております。

10 節需用費5,332万2,000円については、主なものとしまして燃料費、光熱費、修繕費などであります。

また、給水施設消耗品については、塩代、衛生用薬品代で、衛生用消耗品は、消毒液、シャワープール、アルコールなどの衛生用薬品代であります。

9 ページの修繕費については、プールのろ過装置、ろ過材の交換年度となっており、これに670万円、このほか浄化槽の修繕費約200万円や換気設備修繕に150万円、送迎車両の修繕費50万円、その他設備等で1,220万円を計上しています。前年度比706万6,000円の増額となっております。

明細書4ページお願いいたします。

11 節役務費は、通信運搬費やインターネット通話料、電話代、各検査手数料等156万1,000円を計上しています。

12 節委託料については、主に運転管理委託料653万円については、電気工作物保安管理63万円、設備管理業務550万円と、設備点検業務委託40万円、浄化槽管理委託料140万6,000円などであります。

また、各種インストラクター委託業務として249万6,000円と、先月3月4日の本会議で条例改正で否決されていますが、議案として上程した後の変更になりましたので補正での対応となりますが、施設長委託料として420万円を計上しています。

13 節使用料及び賃借料19万4,000円は、NHK受信料や有線使用料などであります。

15 節原材料費20万については、館内の水回りの配管パイプや水道蛇口等の原材料費であります。

17 節備品購入については、231万6,000円を計上し、主には子供のスイミングで利用するアクアフロアやプールのコースロープなど、老朽化したために交換するものであります。

18節負担金補助及び交付金として、受講料2万3,000円を計上し、26節公課費88万5,000円は公用車4台分の重量税とほーらい館使用料等に係る消費税80万円となっています。

予算書10ページ、明細書5ページ、お願いします。

2款1項1目健康増進費7節報償費44万4,000円は、各教室をサポートする健康運動インストラクター謝金であります。

3款1項1目文化事業費57万円は、各種イベントに係る消耗品費25万円や広告料7万円、文化事業委託料25万円などであります。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

日程第6 議案第21号、令和4年度伊仙町上水道事業会計予算について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（田中真琴君）

議案第21号、令和4年度上水道事業会計当初予算について補足説明いたします。

予算書の1ページを御覧ください。

令和4年度伊仙町上水道事業会計予算第2条業務の予定量について説明いたします。

1、年間給水戸数予測として令和3年度予定の延べ4万2,624戸と、同年度程度を見込んでいます。

2、年間予定給水量、80万1,240m³を見込んでいます。したがって、1日の平均給水量は2,195m³となります。今後の建設改良工事として、主に中部浄水場の導水管布設工事で5,000万円を予定しております。その他給水管布設工事で約4,000万円ほど計画して、総額9,677万7,000円の執行予定でございます。詳細は、資本的支出でご説明いたします。

第3条、収益的収入及び支出のうち水道事業の収支について説明いたします。

予算書の添付資料の6ページを御覧ください。

まず、収入です。

1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益でございます。

1節水道事業料金1億2,817万4,000円、内訳は基本料5,114万8,800円、超過料金は6,537万3,360円と想定されますので、計1億1,652万2,160円で、消費税は10%の1,165万2,216円となります。水道料金収入としての合計は1億2,817万4,000円と予定して計上しています。

3目その他営業収益1節他会計負担金、計13名の職員の給与と法定福利費及び減価償却の一部を一般会計に負担していただくものであります。人件費、減価償却費、その他充当する目的で、合計1億44万5,000円を計上いたしました。

2項営業外収益1目受取利息1節預金金利収入で1万1,000円と見込んでおります。

2目補助金1節他会計補助金は、総務大臣による通知の地方公営企業繰越金による繰入金と、それに基づいた上乗せ分を計上いたしました。その項目は児童手当と支払利息、法適用債の償還分でございます。合計1,847万円計上してあります。

3 目長期前受金戻入4,758万8,000円は、会計上、負債として計上しているものの、当年度該当分で、金銭的に支払うものではございません。

4 目消費税及び地方消費税還付金は、中間納付をしている関係上、還付が生じた際の受け口となるため、1,000円を計上してございます。

以上、水道事業収益は1ページの合計2億9,469万1,000円を予定しています。

続いて支出です。6ページお願いします。

1 款水道事業費 1 項営業費用から説明いたします。

1 目原水浄水費は、主に原水を処理して浄水をつくる費用でございます。

1 節修繕費1,031万1,000円、主に浄水場のろ材の入替えや修理に関する費用、原水の導水管の修理や点検に要する費用を計上いたしました。

2 節動力費は、その浄水のための電気代や燃料代を動力に係る費用で、2,914万9,000円を計上いたしました。

4 節薬品費は、浄水する過程で用いる薬品の費用で、1,583万6,000円としております。

2 目配水給水費、主に浄水場から各量水器までの管理費用674万1,000円を計上しています。内訳は、1 節材料費237万2,000円、配管を含む修理材の購入でございます。

2 節修繕費は、修理に関する費用や工賃と重機の賃借料、修理巡回車両など使用機器部材の修繕費も含まれております。359万6,000円を見込んでおります。

7ページをお開きください。

3 目総係費 1 節報酬で995万5,000円、2 節職員給与で2,218万2,000円、3 節手当等で1,165万1,000円、4 節法定福利費は1,622万9,000円で、人件費合計は4,378万8,000円となります。

5 節委託費、これは水質調査費1,216万5,560円や量水器、検針委託料426万2,400円など、公営会計システム、財務管理システム、保守料やポンプ点検などを含む業務運営全般に係る付託費の合計で2,322万1,000円を計上しております。

10 節報償費は水道料金の徴収員4名の方の報償金で20万円を予定しています。

11 節旅費51万円は、出張旅費や財務会計の出張や補助事業関係の出張などと、会計年度職員通勤費も含んでおります。

17 節賞与等引当金繰入金は、令和5年6月に賞与に対して344万7,000円を予定しております。

18 節貸倒引当金は、やむを得ない形で不納欠損となった未収金に充てる目的で、過去の実績の平均価を算出しております。

4 目減価償却費 1 節減価償却費、有形固定資産で1億1,648万5,232円、無形固定資産で584万6,000円を予定しているため、合計1億2,233万2,000円を計上しております。

2 項営業外費用 1 目支払利息 1 節企業債利息で1,318万円の予定です。内訳は、地方公共団体金融機構が1,103万6,152円、政府資金及び財政融資基金207万3,215円、その他金融機関7万230円が予定の支払い額です。

2目消費税1節消費税は、当年度について差引きを精査した後の内容を明らかにするための項目で、1,000円を計上しております。

以上で、上水事業費用合計は1ページの2億9,163万1,000円の計上となりました。

続きまして、資本的収入及び支出について説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

資本的収入及び支出の第4条につきまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金で補填することができます。

続きまして、8ページをお開きください。

1款資本的収入1項企業債1目企業債1節企業債、5,660万円は建設改良費のうち配水管布設替工事の財源として4,000万円と、水道管耐震化等推進事業5,000万円のうち3分の1の1,660万円に限定し、実施する借入金でございます。

この条件は、予算書2ページの第5条に記載してあるとおりでございます。

2項他会計出資金1目他会計出資金、5,581万1,000円を予定しております。これは、主に繰り出した基準に基づく企業債の元金償還等に充てる費用です。

3項国庫補助金1目国庫補助金、1,666万6,000円を予定しています。建設改良工事の生活基盤施設耐震化等交付金、総額5,000万円の補助で、3分の1で令和3年度において既に申請済みであります。

以上、資本的収入の1億2,907万7,000円を説明いたしました。

続きまして、資本的支出の説明をいたします。

1款資本的支出1項建設改良費1目原水施設費1節導水管布設費と2節請負工事費は、ともに50万円を予定しておりますが、必要になった際の適宜施工にも対応します。これは前述した他会計補助金で充当されます。

3節備品購入費は、主要ポンプに故障が生じた際、交換工事対応費用となります。

2目配水施設費1節配水管布設費4,000万円を予定し、東部、中部の導水管、根本的な布設替工事を行う費用で、単独事業で企業債のうち4,000万円を充当いたします。

4目水道事業耐震化等推進事業は、交付事業で総額5,000万円を予定しています。内訳は、備品消耗費50万円、設計委託費450万円、工事請負費4,500万円の予定でございます。この事業は、交付金が3分の1で1,666万6,000円と、企業債3分の2で3,333万4,000円は自主財源で実施いたします。

2項1目1節企業債償還費は、昨年まで実施した事業に充当した企業債の元金費用で、1億4,703万6,000円です。

以上で、資本的支出予定額2億151万3,000円で、歳入歳出の差引きは7,243万6,000円となり、前述のとおり、過年度分損益勘定留保資金で補填することとなっております。

続きまして、予算書2ページを御覧ください。

第5条、企業債について、起債の目的、限度額、方法、利率及び償還の方法は以下のとおりでござ

ざいます。

第6条、一時借入金の限度額は、当水道事業規模から3,000万円と決めました。

第7条、収益的支出に関する予定支出の流用の定めは、1款水道事業費用、1項営業費用、2項営業外費用、3項特別損失と決めました。

8条、資本的支出に関する予定支出の流用の定めは、第1款資本的支出、1項建設改良費、2項企業債償還金と決めました。

第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、1、職員給与費で、6,344万1,000円といたしました。

第10条、他会計から営業助成を意味する補助金は、1億1,891万5,000円といたしました。

以上、令和4年度上水道事業会計予算の補足説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

これで、令和4年度当初予算に係る補足説明を全部終了いたしました。

お諮りします。伊仙町議会会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

次の会議は3月16日午前10時に再開いたします。

延 会 午後 3時05分

令和4年第1回伊仙町議会定例会

第 6 日

令和4年3月16日

令和4年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査特別委員会

令和4年3月16日（水曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第6号）

- 日程第1 議案第16号 令和4年度伊仙町一般会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第2 議案第17号 令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第3 議案第18号 令和4年度伊仙町介護保険特別会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第4 議案第19号 令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第5 議案第20号 令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第6 議案第21号 令和4年度伊仙町上水道事業会計予算（質疑～討論～起立採決）

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代君	2番	久保量君
3番	大河善市君	4番	杉山肇君
5番	牧本和英君	6番	佐田元君
7番	清平二君	8番	岡林剛也君
9番	上木千恵造君	10番	永田誠君
11番	福留達也君	13番	樺山一君
14番	美島盛秀君		

1. 欠席議員（0名）

1. オブザーバー（1名）

12番 前徹志君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局指導主幹 春島弘明君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	久保等君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	稲田大輝君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	福島隆也君
耕地課長	稲田良和君	きゅらまち観光課長	上木博之君
水道課長	田中真琴君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	大山惣二郎君	教委総務課長	上木正人君
社会教育課長	伊藤晋吾君	学校給食センター所長	義了君
健康増進課長	澤佐和子君	総務課長補佐	寶永英樹君

～令和4年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

ただいまから、令和4年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査特別委員会を開会いたします。

日程第1 議案第16号、令和4年度伊仙町一般会計予算について質疑を行います。議員の皆様は伊仙町議会会議規則第1項の規定に基づき、同一議題の質疑は3回までとなっておりますので、質疑は3回以内にまとめ簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

また、執行部の皆様におかれましても答弁は簡潔明瞭に努めていただき、円滑な会議の進行ができるようにご協力をお願いいたします。

それでは、令和4年度伊仙町一般会計予算について質疑はありませんか。質疑ないですか。

○14番（美島盛秀議員）

令和4年度一般会計予算について質疑を行います。

19ページ、県支出金、県補助金の目4、農林水産業費県補助金の節3、19ページ、説明の中ほどの多面的機能支払交付金、この件につきましては備品購入費だと思いますけれども、この現在の入金状況、それからこの訴訟が起こされていると思うんですけども、訴訟の結果等について。（「美島議員、すみません。これと、今おっしゃったやつは項目が違う、項目が違うんじゃないですか」と呼ぶ者あり）19ページの県支出金の節3の農地費補助金の中の5,481万1,000円の中の多面的……違った、これ間違えた。（「もう一回、仕切り直そう」と呼ぶ者あり）

24ページです。ごめん、ちょっと目が悪くて、見にくくて。

24ページの諸収入の目3農林水産事業雑入の節3水産事業費漁業集落支援違約金の18万円、この入金状況と今どれだけ残っているのか、それから令和3年度末までには月々の支払いがきちんと完納されているのか説明をいただきます。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

漁業集落支援事業違約金でございますが、最終の入金が令和4年2月14日、5,000円の入金がございます。こちら、確約書との返金の金額につきまして差異がございますので、一般質問等でもお答えしたとおり、令和4年度の予算におきまして弁護士へ委託し裁判所における調停行為に持ち込んでいきたいと考えております。

現在、入金額が23万5,000円、残額60万2,600円となっております。

○14番（美島盛秀議員）

令和3年度末では12回分の18万円、全部支払われているということでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

回数につきましては3月分がまだ未入金となっておりますが、現在4月から2月分まで11回、支

払われてはおります。その中で確約書との金額に差異はございます。

○14番（美島盛秀議員）

雑入で入ってくるわけなんですけども、ぜひ完納できるまで、本人との連絡等は途切れなく、請求書を出すなり連絡を取り合っていたいただきたいと思います。毎回毎回こういう質疑質問等がないように、しっかりと精査をして支払いさせるようにしていただきたいと思います。

それから、その下の目4教育費雑入、節の社会教育費雑入の48万2,000円、多世代交流機能拡張事業違約金の入金状況、それからどれだけ残っているのか、この件について訴訟が起こされていると思いますけれども、その件については関係した職員、三役が、ある程度補償して払ってあると思いますけれども、まだ未納であれば、こういうことを早急に解決するために、さらに関係した人たちが全額を支払って、もうこういうことは整理していただきたいと思いますと思うんですけども、そういうことが可能なかどうかお尋ねいたします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、入金状況でありますけど、令和3年度に関しましては4月から2月までで21万円の入金がございます。残高といたしましては297万4,280円となっております。こちらは、今、経済課長からあったように漁業集落のほうと同時に進めておりまして、こちらを一緒に調停に進める予定にしております。

○14番（美島盛秀議員）

残金が、まだ290余万円あるようでありますけれども、これを一括して払わせて、そしてもう早くこういうことを解決しなければいけないと。私、これはもう5年もたっていますので、こういうことをきちんと精査をしていただきたいと思いますと思いますけれども、月々の返済はきちんと支払いはされていますか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

金額につきましては、ちょっと違う月もございますが、毎月返済はされております。

○14番（美島盛秀議員）

残金からしてみますと、これはあと何年かかりますか。10年ぐらいかかるんじゃないですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

今、毎月大体2万5,000円の入金があるんですが、このペースでいくとそれぐらいの年数がかかると思います。

○14番（美島盛秀議員）

10年以上もこういうのを支払いをすると。たしか新聞あたりでも、奄美市の使い込みで15年間で一千何百万を支払いをすとかいうので和解したという話が新聞記事にもありましたけれども、こういういろんな問題と和解できるということも可能でありますので、そこら辺りをやっぱりきちんとして、こういうのを整理する。もう何年も、5年も6年も10年も、こういうのをほったらかしに

して問題が解決できないということのないように、そういうこと等が、私は職員の今後の努力あるいは綱紀肅正にも関係があると。そういうのはほったらかしとって、今さら何を言うかという職員もいるようであります。そのことに対して私が一般質問をしたときに町長は、職員との信頼関係がなかったと、信頼関係をしっかりと取り戻すように頑張りますという答弁までしてあります。言うのは簡単に言えますけれども、なかなかこういうことが解決していかないということでもありますので、早急にこういうことを一つ一つ解決していけるように努力をしていただきたいと思います。

それと、これは雑入で備品問題あるいは漁業問題ありますけれども、堆肥センターの使い込みの残金の収入はどういうふうにして収入を取っているのかお尋ねいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらも一般質問等でご説明いたしましたが、ようやくご本人さんと連絡が取ることができ、土地の売買による返済について同意を得られたところでございます。そのため、本当初予算編成後の話でしたので、今後、補正予算なりで計上してまいりたいと思っております。

○14番（美島盛秀議員）

こういうような不祥事等、あるいは職員等、あるいはそういう納入する業者との関係が、いろいろな問題が発生をしていたと、それには当時の議員も関係していたということでもありますけれども、そういうことに対して町長は信頼関係がなかったという答弁だったと思うんですけれども、町長、こういうことに対してどう考えておりますか。

○町長（大久保明君）

こういう不祥事が重なった件に関しましては、一つは信頼関係というよりも町長の強力な指導が足りなかったと思っております。ここ、集中してあのような事件が起こったわけですがけれども、その後は全職員、決してこういうことは起こしちゃならないというふうな形で気持ちもしっかりとなってきておりますので、この後いろいろ職員の将来においても、そして決裁に来る職員に関しても徹底した指導はやってきたつもりでおりますので、この解決のために今、和解という話もありましたけれども和解もあるし、また今後そういう職員に対しては司法の場で徹底して戦っていくという、責任を取ってもらうということも、そういう過ちを犯したり、そして議会の方もいましたので、そういう方々に対しては徹底した戦いをしていって解決するということが綱紀肅正につながっていくと思いますので、そういうことも徹底して指導していきたいと思っております。

和解は和解でいいかもしれませんが、結局そういう罪を犯しても和解で済むのであればという考え方はいかがなものかと思ったりしますので、ただ、日頃の日常業務の中においてそういうことがないか、また、いろんな町の関係の機関とのチェック体制も今かなり強化してきていると思いますので、そういうことを日々考えながら信頼回復をしていきたいと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

ぜひ、担当の職員に任せるだけじゃなくて、そういうことをどうなっていますかということ町

長あるいは課長のほうから、その担当の職員に促す。そして最終的には町長のほうから、解決の見通しの立たないのであれば町長が解決策を示していかないと、職員にはできないわけでありますので、ぜひ町長にそういう努力をしていただきたいわけなんですけれども。

堆肥センターの使い込み等には、本人と早急に連絡を取るということを言いました。また、他の問題についても早急に連絡を取って解決策を見出していくという答弁でありましたけれども、12月議会、9月議会以降、本人とは連絡は取り合っていますか。

○町長（大久保明君）

先ほど経済課長から答弁があったとおり、堆肥センターの件につきましては、私も本人と話をしておりますし、その土地の名義が次男に登記をしているということでありますので、今、課長とも相談して、次男との連絡は今取れない状況にありますので、そちらのほうもいろんな親戚とか、大体住所というか在住している場所は聞いておりますので、電話番号、携帯の番号がなかなか分からない状況ですので、それを父親とも連絡を取りながら、教えていただけるんだったら教えていただいてやっていかなければなりません。

備品問題につきましては本人とも連絡をしました。一つは集落で、今回いろんな、美島議員も関わった前里屋敷の件がありますので、周辺の景観に関しましても、観光客が来たときに、雑草が生えているような家があったら困るといふふうな気もしますので、そのことに関して本人には連絡はつきました。町のほうでいろいろやっていただきたいということもありましたけれども、その集金に関しましては努力をするということと、それから奥さんには直接会っていないんですけども、間接的な話では前向きに考えている状況でありました。

ですから、今後、その方が客観的に見て責任感というか、そのことに関して人格的に責任感というのを感じているのかどうかというところは、私は少し責任感が弱いような気がいたしますので、そこも直接会ったりしていくと。それから、その方はいろいろ多くの方からお金を借りたりする状況もあるそうですので……（「町長、個人的なそんなことは聞いていないよ、ぼくは」と呼ぶ者あり）ですから、会ってどうしているのかという話が、今質問ありましたから、そういうのは、連絡は徹底してやっていきたいと思います。そのことが早急な解決に結びついていくわけでありますので、議員がおっしゃるとおり綿密な連携を取っていきたいと思います。

○14番（美島盛秀議員）

個人的にはいろいろ問題もあったかもしれませんが、ある人かもしれません。しかし、こういうのを契約をするとか、こういうことは町とやるわけですから、公的な仕事でありますので、そこら辺りをきちんとわきまえて、そういうのは大丈夫だろうかとか誓約書なり保証して契約をするわけでありますので、その契約について違反をすれば、それについて納入してもらおうように努力をする、それが執行部、町長の指導力であったり、あるいはみんなに説明していく責任上の問題だと私は思いますので。

私は5年も10年もかかってこういうことを引きずっていけば、私たち、もう1期、1期は4年で

す。町長も4年です。もうあとは4年4年で解決していかなければならない問題なのに、これが解決できない。町長は1期4年間、4年4年を町民の信頼を受けて町政に頑張っているという答弁もありましたけれども、やはり我々にとっては4年間の仕事なんです。その4年間においてできなかったことは、また次に頑張らなければいけない。もう町長は20年たって、こういうのがまだ残っている。20年、5期目で、私はこういうことは全部整理できるものだろうと思っておりましてけれども、まだそれが引きずっていますので、6期目はこういうことをまず解決をしていただきたいことを要望いたしておきます。

次に、明細書の29ページ、諸収入の農林水産業費雑入、農業費雑入の事業名が糖業振興会費賠償金、使途不明金の1,140万9,000円ありますけれども、これは1,400万の使途不明金が出て、個人が280万だったですか、返納があって、その個人が支払いをした残りの分の1,140万9,000円、これを今年度に歳入として取れる、あるいは取るという計画がなされていると思うんですけども、これは実現できますか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの収入につきまして、令和4年度当初予算において計上しておりますが、こちらは令和3年9月議会において、訴えの提起等で掲示している額でございます。こちらの入金日につきましては、令和4年度中に入金があると確信を得ているものではございません。といいますのも、訴訟の内容、結審により、その入金時期が異なってくるものだと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

私の一般質問の中でも、訴訟になれば2年から3年はかかるという答弁でありましたけれども、これについても2年も3年もかからないような何かいい方法、刑事告発もする準備をしているみたいでありますので、早急にこういうことも、あらゆる手段を講じて解決の糸口を見つけ出さなければいけないと思うんですけども、このために農協や、あるいは糖業振興会に大きな迷惑がかかっている。町長、この件に関しては町長としてお願いをしたり手段を講じていくという、どういう計画をすればいいか、町長の考えをお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

先ほど課長が答弁したとおり、和解ということは、これはどういうことかといいますか難しいと思いますので、ただ徹底した形での、司法の場も含めて、警察の場も含めて、先ほど課長が答弁したとおり、そういう場において徹底して追及していくことがまずは第一だと思っておりますので、その経過などを見て解決方法を模索していくということも、次の段階ではあり得るとは考えております。

○14番（美島盛秀議員）

先ほども言いましたけれども、私たち、選挙で選ばれる者は4年しか仕事はできません。これも去年の問題でありまして、あまりにも問題が多い、課題が多過ぎるということで、私も1月23日の

議員選挙に立候補して何とかこういう問題が起きないように、そして職員が、あるいは執行部が一丸となって伊仙町の発展のために頑張れるような、そしてそういうアドバイス、あるいはそういう協力ができればいいなという思いで、おかげさまで当選することができましたから、今後こういうことについては頑張っていかなければいけない。あと任期も4年ありますので頑張るつもりでありますけれども、町長も言っているように、執行部と議会は車の両輪とよく言います。こういうようないろんな問題が起きて脱輪がないような、そういうことをするのが町長はじめ各課の課長、幹部と呼ばれる人たちの務めだと考えておりますので、ぜひ努力をして、4年以内でこういうことも全部解決していただきたいということをお願いいたします。

次に、予算書の歳出、73ページ、これも農林水産業費でありますけれども、節の14工事請負費、それと同じく17の備品購入費、両方併せて説明をお願いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

14節工事請負費についてでございますが、こちらは百菜に浄化槽を整備する計画としております。現在の運用につきまして、ほーらい館と同じ浄化槽を使用しているということで、汚水のオーバーフローにより通学路へ汚水が流出したり、またそのことにより修繕費が多大にかさんでいることがありますので、百菜に単独で浄化槽を整備する計画としております。

17節備品購入費についてでございます。こちらは百菜のテーブル型冷蔵庫、また空調設備の整備をする計画としております。こちら、何度か議会で申し上げておりますように、建設から相当数、年数がたっております。経年劣化により使用できない機材等出てきておりますので、年次的に更新を図ってまいりたいと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

百菜がオープンして、今12年ですか、13年ですか、になると思うんですけども、そして一昨年ですか、民間委託をしました。何かこう見てみますと、民間委託をされた事業者、あまりにも優遇し過ぎたと私は考えます。トイレ工事50人槽ですか、今何人槽で、どういうところが故障して使えなくなっているのか。あるいは今の説明で百菜の備品問題も、冷蔵庫とかいろんな備品だと思うんですけども、漁業集落の冷蔵庫から借りていたはずであります。あるいはいろんな備品を借りたり貸したり、農高跡地の倉庫ですか、物置ですかを借りたりしていたんですけども、そういうところのきちんとした解決整理はできているんですか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

百菜の浄化槽なんですけれども、ほーらい館ができたとき、百菜ができたときですけども、同じ浄化槽を使っております、百菜から、ほーらい館の仙寿の里側になるんですけども、そこに浄化槽がありまして、ずっとパイプで引いてやっているところです。やっぱり冬場だったりとか配管の中で油が固まったりとか、何回もこれまでもオーバーフローして道路に出したりとか、ほーらい館の浄化槽自体ももう老朽化してきて、年々、維持管理費もかさばっているんですけども、今年

も追加で、管理委託と別に修繕費かかっていますし、次年度も600だったかな、維持管理費ということで修繕費を組ませていただいています。そういった中でずっとお願いしてきたのが、百菜とほーらい館の浄化槽を別にできないかということでお願いしてきまして、今回、ほーらい館のほうからお願いして、百菜さんのほうで浄化槽を整備していただきたいということでお願いしたところであります。

○14番（美島盛秀議員）

これ、建設をしたときに起債で建設をしていると思うんですけども、その起債償還等は終わっているでしょうか。また、補助金制度によっては、その目的に沿って補助金が交付されて工事が進められて完成して。ところが、途中でそういうのが出れば国の許可が必要と思うんですけども、そういう国の補助金でやっている施設でありますので起債は終わっているのか、あるいはそういう工事等は町単独でやっていいのかどうかお尋ねいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの美島議員の質問なんですが、いつまで、その起債の回数、期間というのが今ちょっと手元に資料がありませんので、準備をしてお答えしたいと思います。

○14番（美島盛秀議員）

そういうことがはっきりしないと、予算書を、最終の採決はできないと私は思うんですけども、早急に説明をして資料を提出していただきたいと思います。

それと、一般質問でほかの議員からも話が以前ありましたけれども、この百菜問題、民間委託、徳之島ビジョンとの契約、いろいろ問題がありました。例えば、伊仙町の商工会にはプレミアム券が300万円、またコロナ対策で国からや県からの補助金等もありましたけれども、町の商工会には僅かな300万のプレミアム券しか出していないのに、いざ百菜と民間業者なればトイレもすぐ、はい、やります、2,000万。これ設計費と管理委託合わせれば2,000万ですよね。備品が500万以上、約2,500万円のお金をすぐ予算化して出すと。以前、一般質問の中で、この企業とは一心同体、運命共同体とまで町長発言しましたがけれども、何かしらこういう民間とのいろんな関係の中で、あまりにも癒着があるんじゃないかなと疑われても仕方がないと私は思います。

町の商工会は、今、商店街などは本当にシャッター通りになったところ多いですよ。そういうことを考えて予算を編成して、あるいは商工会の活性化にもつなげていていただきたいんですけども、民間とのそういう予算化あるいは町の商工会、商店街、そういう関係等、今後どう考えているのかお尋ねいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

民間との癒着等々のことですが、百菜につきましては本町の財産となっております。その中で、本町の財産を本町の予算において管理するのは適当だと考えております。また、新たに指定管理事業者が替わっておりますが、それ以前の備品等におきましても、本町が既に設置済みのも

のを使用いただいているところがございます。その中で、経年劣化等により使用できない機材が出てまいりましたので、更新する計画としております。

○14番（美島盛秀議員）

町の財産だから予算を取れるということですが、それにしても家賃は30万、360万、電気代とかくみ取代とか光熱費は全部町の支出、もちろん糸木名にあるマルコもそうなんですけれども。あまりにも、私はこれは契約上の、既に契約はされておりますので、契約料に問題があるのではないかなど。今後こういう契約等、例えば貸工場あるいは百菜、期限がありますので、その期限が来たときには、この条例の変更等も考える必要があると思うんですけれどもお尋ねいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

電気代や通信運搬料、またランニングコストに係る経費、こちらにつきましては指定管理事業者が支払いは行っているものでございます。（「浄化槽は違うでしょう」と呼ぶ者あり）浄化槽については、まだ、ほーらい館の浄化槽を使っているの……。 （「糸木名の貸工場は」と呼ぶ者あり）

○未来創生課長（佐平勝秀君）

貸工場につきましては、一応予算書の中に、37ページにございますが、浄化槽検査手数料が1万3,000円、12節の委託料において浄化槽管理委託料が18万4,000円、それぞれ計上されております。

○14番（美島盛秀議員）

町長は所信表明で財政計画を強く訴えています。以前にもありましたけれども、こういう公共施設への財源の投資というんですか、そういう問題等と、以前、岬の観光公園の施設についてもそうでした。そこでは、ある人が喫茶店を開いて売上げがあるのに、全部町が持っている、くみ取りとか電気代は町が持っているというようなこと等も指摘をしたことがあるんですけれども、やはり今後こういう公共施設、町の財産、こういうところでそういう業者等が利益を上げる、そういうところについてはやはり条例等を変えて財政を健全化していかなければいけないと考えるところでありましてけれども、そういうことを可能かどうか、できるのかどうかお尋ねいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問であります、今、世界自然遺産登録にもなったわけなんです、今の状況だとコロナの状況、その年々で違って来るわけなんです、その収益等も考慮して、その施設の借り上げ料というのは発生させていくことは可能だと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

ぜひ、健全な財政運営の上からも、こういう一つ一つできることから手をつけていただきたいと思っております。お願いいたします。

前後しましたけれども、予算書の73ページの上のほう、説明の油圧ショベルリース料とホイールローダーリース料、これについて説明をお願いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらは4月からリース開始として、堆肥センターで使用予定でありました油圧ショベルとホイールローダーであります。しかしながら、補正予算6号において債務負担行為に計上していましたが、本補正予算が否決となっております。そのため、4月からのリースによる使用は取りやめ、今後対応してまいりたいと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

今の説明だと、これは今回できないと、補正予算で。条例と、あるいは補正予算が否決された関係で令和4年度からの執行ができないということでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまのご質問にお答えします。

先般、補正予算の第6号を議案で提案してございますが、それが否決になったことによって、また再度、第7号を作成して議会の皆さんに提案を申し上げる予定としております。

その中で債務負担行為というところでも、この油圧ショベル、ホイールローダーリースの債務負担行為を落としてございますので、この当初予算の作成が、その補正が通ったものを仮定して同時にご提案してございますが、そのことを、さっき申し上げました第7号によっては取り下げておりますので、これは4月から執行できない予算でありますので、次の6月の定例会あたりで、この予算についても補正をかけないといけないというふうに考えております。

○14番（美島盛秀議員）

いいですか。あまりにも議会を軽視し過ぎているんじゃないですか。こんないい加減な予算を提案しておって、またそれを組み替えて、そして6月議会あたりでまたやると。

町長は常日頃から、議会と執行部とは車の両輪だと言っているじゃないですか。我々議会は執行部とは独立した機関ですよ。こういう予算はしっかりと精査をして、これが町民に本当に利益に当たるのか、町民の福祉向上につながるのか。その条例を出すにも、この予算を組むにも反対が多数じゃなかったですか。日頃のそういう努力をしないでおって、急にこういう予算を組んで、条例を変えてまで出すとする。伊仙町の執行部は本当に非常識過ぎますよ、町長はじめ。

これは、町民は分かっていないんですよ。もうちょっとね、議会と執行部は車の両輪と堂々と言うのであれば、もっともっと議会の理解が得られるような、そういう財政計画、予算書を提出していけるように、今まで頑張らなかつたんだから、これから頑張りますと言っても信用できませんよ。

いろいろほかにもありますけれども、一日中かかっても言い切れないぐらいありますので、この辺りで終わります。

○総務課長（久保 等君）

ただいま美島議員の指摘でございますが、この補正と当初予算の告示は3月1日に行っておりますので、その補正予算第6号が否決になったからといって、これをすぐ差し替えますということ

はできませんでしたので、このまま予算は計上してご提案していますが、先ほど経済課長からの説明もあったように、この予算の執行はできないものですので、その辺のことを次の定例会あたりで皆さんのほうにご提案申し上げますということでございます。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時06分

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど美島議員の質疑の中にありました、答弁が久保総務課長のほうからお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

先ほど美島議員からの質問がありました起債の償還についてなんですが、平成17年から21年にかけて、まちづくり交付金事業を活用して、ほーらい館等を造っているわけなんですが、この過疎債の償還は令和2年度で終了しております。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

他に質疑ありませんか。

○1番（井上和代議員）

令和4年度伊仙町一般会計の73ページの6款1目18節のほうの徳之島地区農業廃プラ処理協議会負担金26万7,000円、この部分が今ちょっと少ないのではないのかなということで、農薬等のプラスチックとか、あと牛のラップというんですか、ああいったものの処理費用かと思うんですけども、この26万というのがかなり少ないのかなと思って、これからどういう対策というか、他にも何かあるのかなと思って、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本当初予算におきましては26万7,000円計上させていただいております。こちら、令和2年度のほうから農家負担額の割合を引下げを行っておりまして、令和3年度におきまして、次の廃プラ回収日が今週18日ということから、令和3年度の実績がまだ手元にない状況でございます。

こういったことを含めまして、今後、予算に不足が生じる場合には補正予算などにより増額対応してまいりたいと考えております。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。

それで、農薬等はそれほど重さもないかと思うんですけども、そのラップっていうのはかなりの重さがあるかと思うんです。そのまま放置して、年に3回、今ありますか。年に3回で、そのま

ま置いておくと、やはりちょっと湿気もあるだろうし、草のそういったものもついているだろうしということで、重さでそちらのほうをやられると、ちょっと農家としては負担的には大きいのかなと、いつも思ったりするんですけども、そちらのほうと肥料はごみ処理センターのほうでは処理できないわけですよね。必ずそちらのほうでJA等が回収をするということなんですけれども、本当に回収していただきたいんです。売った分だけ100%回収するぐらいの気持ちをしていただきたいんですけれども、農家の負担があれば、捨てるものに対してお金を出すのかなと思ったときに、やはり焼いてしまったりとか、そういったことが多くならないように、かなりの補助をしていただきたいと思うんですけども、その辺、これからどういうことができるのかなと思うんですけども、そのラップのほうの対応に対して何かあれば教えていただきたいなと思うんですけども。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

畜産におけるラップでございますが、こちら、他の肥料、農薬の袋、容器等に比べると体積が大きいことから、処理費用もかさむものでございます。

しかしながら、野焼き等ございますので、令和4年度におきましては回収回数の増加、4回を計画しております。その中で回収率が上がり、農家の経営に負担が生じる等ございましたら、また予算増額に向けて、3町のほうで話し合いを持ちたいと考えております。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。

農家の負担、そういったものを軽減して、畜産のほうもかなりの収益が上がっていただくかと思いかと思います。

それから、薬品、最近いろんな薬品等があって、ペットボトルみたいな形で入っていたりするんですけども、農協だけじゃなくて市販で売られているというものもかなりあるかと思うんです。そういったものに対しての補助というか、そういったものも出ているんでしょうか。また、それも、そちらのほうで回収のほう行われているのかなと思うんですけども。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちら、回収の容器等につきましては、農協から販売されたものだけでなく、一般業者から販売されたものも含めております。

また、そういった事業者におきましては、負担金という形で回収費用の徴収も行っているところでございます。

○1番（井上和代議員）

ありがとうございます。

これから、そういった容器等もかなり増えてくると思うんですけども、そういったものも100出したら100返ってくる方法というか、そういうふうにできるような形のほう、一つでも何か取組が

あったらやっていただきたいなというふうに思います。またよろしく願いいたします。

以上です。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

他に質疑ありませんでしょうか。

○3番（大河善市議員）

3番、大河です。

4年度の当初予算、歳出の31ページ、総務費のがんばる集落支援補助事業300万ですが、ずっとやっていて集落も助かっているんですが、この2年ほど、コロナ禍で、集落活動等ができなくて、集落は区費とか徴収はしているんですが、いろんな行事ができないと寄附金等が集まらないということが現実で、集落の会計も結構お金がなくなっている現状だと思っているんですが。この間、新聞を見たら、令和3年度に大和村と龍郷町が集落に助成をしていたんですよ。やっぱり単年度でも、集落会計も苦しい等がありますので、全集落に補填等ができないか、まずお聞きしたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

現在、上限を30万というふうにしてございまして、それを10地区で300万というふうに予算計上してございます。

しかしながら、選考委員会が認める場合はその限りでないという補助金の額の対象経費については、交付要綱の中で定められております。

全地区を対象としますと、この予算内でいきますと各地区10万程度になってくるわけなんです、その集落で考えている事業等がそれ以内ということも想定されることもあるし、また、30万でないと、こういったがんばる集落のことができないということもありますので、この令和4年度において、全地区10万ずつという対応はちょっといかがなものかとは考えるんですが、今後そういった事業の中身の精査をして考えてまいりたいと思います。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。

ぜひ、ご検討、4年度できなくても、5年度でもお願いをしたいと思います。

次に、ページ数が51ページの民生費14款の工事請負171万7,000円、これ明細書見ると西阿三集落の浄化槽の改修ということになっていましたが、明細書でよく分からない点があつて、区長をしていたもんで、あそこの施設を全て、現在の場所で全て改修を、ただ浄化槽だけをいろいろ事業化、それとも、あそこ、部屋等も全て改修するのか伺いたいと思います。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

先日の説明でも行ったんですが、あくまでもこれは浄化槽のみの工事請負費となっております。

○3番（大河善市議員）

あそこの部屋等をきれいに改修するわけじゃなくて、今の設備に、ただ浄化槽、水洗化をするだけということですか、伺います。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

現在の令和4年度の予算書において、工事請負費の171万2,000円については浄化槽のみとなっているんですが、今、各地区で進めています避難所整備という形の奄振事業を活用した事業においては、今後全ての地区に進めていく予定でありますので、その全箇所の子屋ないし窓等の改修は、その事業を用いて実施していきたいと考えております。

○3番（大河善市議員）

私が言っているのはそれじゃなくて、あそこを現状を見られて、ただ浄化槽を替えるだけじゃなくて部屋等もきれいにしないと、あそこは昔、僻地保育所をしていた関係もあって子供用のものがあつたりしているもので、その現場等を見てこのような設計をちゃんとしたのか伺いたいと思いますが。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

箇所のほうは担当のほうで確認をしております。

浄化槽の設置については先ほど説明したとおり、今回の令和4年度の予算においては浄化槽の設置のみを検討しております。

先ほど総務課長のほうからもありました災害対策のほうでの事業を用いて、今後、全体的な改修というのでも検討しております。

また、軽微な修繕等に関しても、地域福祉課のほうで修繕費等も計上しておりますので、軽微なものについては、また地域福祉課のほうで対応したいと思っております。

○3番（大河善市議員）

じゃあ、よろしくお願いをしたいと思います。

続いて、歳出の68ページの衛生費の徳之島愛ランド広域負担金1億2,118万ですか。私、広域の、今回議員になったもので、これはごみ処理場だけじゃなくて、食肉センター、火葬場も含めてトータルだと思えますが、これに負担しているのは人口割でしているのか、特に食肉センターとか火葬場なんかはどのような割合でこのような予算額を上げられたか、明細書を見てもそういうのが載っていないものでお尋ねをしたいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

ただいまの質問にお答えいたします。

食肉センターの分については、59ページです。最下段のほうに750万計上させていただいております。そちらも負担割合は均等割が20%、使用実績割が80%となっております。

愛ランドのほうは火葬場が含まれておりまして、こちらは均等割が2割、人口割が8割となっております。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。

続いて、ページ数、98ページの公営住宅の関係ですが、この間、現場視察をして、検福と佐弁団地をこの事業で改修をするという建設課長の説明があったんですが、伊仙町にはこういう水洗化されていない住宅等も結構ありますので、こういう予算をして、そういう整備も次年度以降からも件数を多くすること等もできないか伺いたいと思います。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの大河議員の質問にお答えします。

このストック改善事業、今後、長寿命化計画にのせている住宅を、随時修繕等を行っていく予定です。昭和52年以降の住宅が対象となりますので、それ以前の住宅は用途廃止、建て替え事業で行っていく予定であります。

○3番（大河善市議員）

はい、分かりました。

それから、ページ数が76ページの経済課での、今度は死亡牛の処理費用負担案、行政のほうで600万、それから闘牛関係で18万ですか、計上されていますが、処理センターの使用料等について、よく水曜ガイドとかに載っているんですが、行政もこのように負担をしているということをして、今まで埋却から今度は焼却に変わったという、そして行政がこれだけ助成をしていますよという啓蒙が、まだ今始まったばかりだからないと思うんですが、ぜひ、これだけのお金を使うわけですので、畜産農家にも分かりやすく啓蒙して、今までみたいに埋却がされないように、必ず焼却がされるようなことも、行政も啓蒙等、チラシ等ですることが大事じゃないかなと思っておりますが、これについて伺いたいと思います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

畜産農家におきましては競り会場等で啓発しているところでございます。

また、肉用牛振興会の総会、役員会等において、議題として上程させていただき、振興会の中で採択後、本町に対しまして負担金等の請求が来る流れとしておりますので、農家に対する啓発は行っているところでございます。

○3番（大河善市議員）

はい、分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、110ページの教育費の件ですが、鹿浦小学校の地質調査費委託1,500万ですか、載っておりますが、これは私が一般質問で質問しましたが、それに向けての調査費ということで認識してよろしいか伺いたいと思うんですが。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの質疑にお答えいたします。

今、議員がおっしゃったとおりでございます。

○3番（大河善市議員）

ありがとうございます。以上で終わります。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

他にございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

ここでしばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午後 1時00分

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

○7番（清 平二議員）

7番、清です。

歳入10ページ、市町村たばこ税についてお伺いします。今年は5,461万5,000円という数字が出ていますけども、元年度、2年度、3年度の実績が分かれば教えていただきたいです。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

令和元年度におきましては、市町村たばこ税としまして4,669万4,000円強が歳入として入ってきてございます。（「実績、実績」と呼ぶ者あり）実績です。（「実績ですね。はい」と呼ぶ者あり）令和2年度においては4,699万1,000円程度が歳入として入ってきてございます。令和3年度におきましては、これはまだ決算ができていないところではありますが、同額程度の歳入があるものだと考えております。

○7番（清 平二議員）

これは実績ですね。予算ですか、これは。（「今、言ったのは実績です」と呼ぶ者あり）実績ですね。

このように5,000万近くのたばこ税が入っていますけども、この使われ方、どういうところでどうやって使っているのか、分かれば教えていただきたいです。

○総務課長（久保 等君）

明確に、幾ら、どこに使っているという数字は、今、出せませんが、主に健康増進、その健診等

の事業に割り当てて使ってございます。

○7番（清 平二議員）

健診等に使われているということですが、歳出でちょっと見てみます。実際に歳出の細目があるかどうか。というのは、私は一般質問でもしましたけども、ふるさと納税でしましたけども、こういうたばこ税、あるいはふるさと納税、なるべくだったらこういうのは目的を持ってやれば、まだまだ愛煙家の皆さんが伊仙町でたばこを買うと思います。自分なんかたばこを町内で買えば、これだけの税金が入っている、そしてこの税金を健康面に使われているとなれば、まだまだ増える可能性があると思います。

徳之島町、天城町において比べますと伊仙町は非常に低いんだと私は見ていますけども、一般質問でもしましたように、肺がんCT、7,000円かかります。これを、こういうたばこ税、もしくはふるさと納税でして町民の健康を守る。例えば、500人これにかかるとしたら350万、1,000人で700万、5,000万のうちから非常に少ない金額じゃないかなと思うんですけども、町長はドクターですので、その辺のところの指導はどうしているのか、今後また、どう指導するのかを町長にお尋ねします。

○町長（大久保明君）

今その喫煙率は、全国的にも町内においてもどんどん少なくなっているし、禁煙エリアというのもどんどん広がっている中で、このたばこ税を増収するというのは非常に厳しい状況じゃないかと思います。ですから、町内での購入というのを進めていくことが大事であります。

たばこは、肺だけではなくて心臓にも非常に悪いわけですから、狭心症などで悩んでいる方が、薬を飲まなくても禁煙ただけで症状が収まってきたという例はあるわけですから、健康診断のためにも、たばこ税を、その目的を決めてやっていくということももちろん大事ですし、何よりも健康を維持するために喫煙ということは少なくなっていくことが重要であると思っております。その中で税収をどんどん上げていくというのは、町内購入を徹底してやっていけば維持はできると思います。

○7番（清 平二議員）

維持をできるんじゃないかと、こういうものに使ってはどうかと私は聞いているんですよ。そうすることによって家族の健康を守れるし、受動喫煙ということで守れますので、ドクターとしてどう思っているんですかと私は聞いていますので、その辺のことを答えていただきたいです。

○町長（大久保明君）

清議員のおっしゃるとおり、家庭内での喫煙も厳しく指導していくと、町民一体となって進めていくということと、この庁舎内での禁煙も、かなり庁舎内はできないわけでありますので、喫煙率も下がってきておりますので、健康増進を考えてみた場合、喫煙というのは非常にリスクが高いわけでありますので、それをいかに減らしていくかということが、私個人の医師であるという立場からはそういうふう考えております。

○7番（清 平二議員）

私の質問していることに、まだぴんとこないんですけども、やはりこのようにして町内でたばこを買うと町税が上がる、たばこ税が上がる。少しでもこの愛煙家の皆さんが、喫煙するんじゃなくて、愛煙家の皆さんが分かっていたいで町内で購入する。また、それを町としても、各たばこを売っているお店に、町内で買えばこういうことになりますよということをアピールしてほしいということをお願いしていますけども、それをしているのかどうかお尋ねして、この質問は終わります。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今、このたばこ税が少しずつ上がって、昨年10月も上がったところではありますが、徐々に、たばこをやめるという方が見受けられます。その中で、このたばこ税が上がった分が、まだたばこ税の収入が変化せずに済んでいるところなのかなというふうには分析はしております。

しかしながら、町内で愛煙家の皆さんが、たばこを町内で買うと、それを皆が守ってもらえるような対応は、また広報等も活用した中で、このように町内で買うとこういうふうになりますということも周知していくことも大事だと考えております。それと、庁舎内の出張等にも、出張等の出先で買うんでなくて、町内から買って対応するようになっていくことも指導してございます。

○7番（清 平二議員）

ぜひそういうことをして、たばこ税の、今後も喫煙者が増えるんじゃなくて、税金を増やすためにどうしたらいいかということをやっていただきたいと。また、その使い道も、しっかりと町民に分かるようにしていただきたいということで、このたばこ税については終わりますけども。

次に、14ページ、款13使用料及び手数料、項1総務使用料、その中でIRU芯線使用料がありますけども、これの2年度、3年度は納入されているのかどうか、お尋ねします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

過年度分につきましては、もう納入済みでございます。

○7番（清 平二議員）

3年度も納入済みですか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

過年度分のみは納入済みでありまして、現年度分につきましては、まだ現年度内ですので、まだ納入はされておられません。

○7番（清 平二議員）

現年度、3年度については、まだ納入されていないということ。これと関連があるかどうか分かりませんが、これは国保税の中で質問していきましようかね。

一会社のほうで、まだこれを納入されていない。やはり納入期間をいつまでと設けてやるべきだと思うんですけども、仮にこれが3年度を過ぎるとどういった対応をするのか、それを考えているの

かどうか、どういう具合にして徴収するのか。今、納入されて、もう3月ですけども、3月いっぱいまで納入されなかった場合は、どう対応するのかお尋ねします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

IRUの芯線使用料につきましては、年度内の支払いを契約どおりに実行していただくように、昨年、そして今年度入ってから使用料の対象企業の社長、代表を呼びまして話をしております。で、清議員のご指摘にあります、芯線使用料が年度内に入らなかった場合につきましては、契約どおり損害遅延金をもって対応し、お支払いをいただきたいと思っております。

○7番（清平二議員）

町民には督促とかいろいろして、何か通知しているみたいですけども、これも同様にしっかりと、町民と同等で遅延料を取るなり遅延やるなりしていただきたいと思えます。

23ページ、この予算書に載っていないのでお尋ねします。

令和元年度ですか、旧百菜の補填料がありましたけども、そのときに私たちは議決をしてやったけど、それが執行できなかった。全然使わないで、決算でゼロになった。そのときに旧百菜の借入金の500万があって、そのうち140万ですか返納があり、残り360万が残っていると思えます。その当時の、ひょっとしたら電気料も残っていると思えますけども、そういうのはこの予算書の中でどこにあるのか教えていただきたいです。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

百菜に対する貸付金の残りの分ですとか、ビジョンが立替払いをしている分等ございます。そういったことに関しまして、昨年度、特別調査委員会が設けられたと認識しております。その中で、まだ解決の糸口が見えていない状況でございました。本年、議会の改選ということで、その特別調査委員会が自然解散という形になったと私のほうでは認識しております。

○7番（清平二議員）

いや、その360万の貸付けの残金が、この予算書の中ではどこに残っているんですか、私にはちょっと見当たらないんですけども、どこに残っているのか。そしてまた、たしか、ほーらい館の電気料も幾らか残っていたと思えます。それが、この予算書の中にどこに残っているのか、ちょっと教えていただきたいんですよ。

○経済課長（橋口智旭君）

先ほど申しあげました特別調査委員会の調査の決定いかんにより、予算計上するものだと認識しております。

○7番（清平二議員）

特別調査委員会が開催できていない、その結果が出ていないから、これに載っていないということですね、はっきり言えば。それでよろしいわけでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

そのとおりでございます。

○7番（清平二議員）

これに360万が載っていない、あるいは電気料が載っていない、これはそのまま消えるということですか。それはその結果が出ていないから、もう闇に葬って、言葉を悪く言えば葬ってもうそれで終わりということにするんですか。どういう具合に対処するのか、私は聞いているんです。

○総務課長（久保等君）

ただいまの質問にお答えします。

先ほど経済課長が答弁したように、一回、その調査特別委員会を設置して、その中で決めていくということでありました。それをもって、今回、当初予算に上げるかどうかということの中で、その結果が示されていない以上、この当初予算に上げるということもいかなものかという観点から、今回、改選なった議員の皆様で、再度、その特別調査委員会を開いて、その結果に基づいて予算のほうに計上したいということで考えております。

○7番（清平二議員）

町民の税金を使って貸し出した500万、そのうち140万返済されて、残り360万が残っている。これを令和元年ですか、12月議会で議決をし、その中でも処理がされていなくて、（発言する者あり）いいんですけど、その中で処理されていたら、この問題はないんですよ。補填問題をその中からやってもいいんだけど、それがされていない。今回も予算書に載っていない。私たち、これを覚えている議員がいなくなったら自然になくなるということですけども、その辺のところを、なくなるのか、調査委員会の結果をまだずっと待つのか、その観点をお伺いします。

○総務課長（久保等君）

ただいまその質疑がございまして、議員の皆様にも全協等で説明をして、次の臨時議会なり定例会なりに提案していきたいと考えております。

○7番（清平二議員）

次の議会というのは、6月議会の定例議会ですか、それとも臨時議会ですか。次といえば、5月になるのも次、来年の3月になっても次ですので、何月の議会に出すのかお願いします。

○総務課長（久保等君）

できれば4月頃に臨時議会を開催しようと考えていますので、そのときに提案したいと考えております。

○7番（清平二議員）

4月、令和4年の4月ですよ。まさか令和5年と言わないですよ。4月にもいろいろあるんですよ。令和4年の4月でよろしいですか。

○総務課長（久保等君）

令和4年の4月です。

○7番（清 平二議員）

では、歳出のほうに行きます。37ページ、款2項1総務費の目9の企業誘致対策事業、この中に14節工事請負費がありますけども、これの詳しい説明をお願いします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

14節工事請負費950万円ですけども、貸工場前のアスファルト舗装されていない部分について、改めてアスファルト舗装をする予定にしております。その950万円の計上の内容は以上です。

○7番（清 平二議員）

貸工場というのは、場所は。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

貸工場の場所は、伊仙町糸木名の日本マルコ株式会社が、現在稼働している場所でございます。

○7番（清 平二議員）

詳しく説明しないと、貸工場ちゅうたら、私もお菓子の工場がどこにあるのかなと思ったんですけども、その借りたところのあれですね。はい。

では次、38ページの24の積立金、きばらでえ伊仙応援基金1億ですか、積立金してありますけども、これを積立てを基金して、今後どういう場合に使うのかをお尋ねします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

きばらでえ伊仙応援基金積立金の1億円につきましては、納税者の使途に基づいて、基本的には歳出の予算項目に合わせて各課のほうで、一般質問でお答えしましたが、その内容に基づいてしていきたいと思っております。

○7番（清 平二議員）

1億もの積立金がありますので、ぜひ、これも町民に還元されるような方向で使用していただきたいと思います。

次に40ページ、総務費の中の項1総務管理費、15庁舎建設事業費の14節工事請負費についてですけども、詳しい説明をお願いします。

○総務課長（久保 等君）

先般の継続費の中でも説明をしてございますが、令和4年度においてこの工事を行う予算であります。この工事の内容であります。今、行っている建設本体工事が終わって引っ越しが完了しましたら、今、使用している庁舎の解体等、それから機器移設等の工事を予定してございます。

○7番（清 平二議員）

解体と移設ということですけども、ひょっとしたら私の勘違いか分からないけども、新築工事は18億で収まると私は思っていたんですけども、それにさらに3億3,800万追加してやるという認識でよろしいでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

当初、継続費の計上が、令和3年度の当初予算で計上したと記憶してございますが、その時点で18億2,323万1,000円で継続費を計上してございます。それが進んだ後、これは皆さんの全協の中でもあったとおり、不足している項目があったということで、それらはこちらのそういった認識が甘かったということもありますので、そこは重々反省をしてございます。その後、発生したシステム機器、そういうものの移転、それから電話工事、防災関連の工事等追加されまして、最終的に今回、継続費が22億6,434万4,000円というふうに変更して、この事業の成果を収めたいと考えております。

○7番（清 平二議員）

これは令和4年度で実施するというので、今の新築工事とは別ということを私たちは考えてよろしいでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

地質調査、それから本体、それから地盤改良、1期の分の契約済みの部分は、現在契約が収まっているところです。その他について、このような予算計上をしてございます。

○7番（清 平二議員）

だから、これは4年度に、今から入札とかやって、別な業者がやるということですか。それとも、今の業者がやるということですかと私は聞いているんです。

○総務課長（久保 等君）

今、契約済みのものとは別になります。

○7番（清 平二議員）

18億で終わるということを私たちは聞いていてやって、これにまた3億3,800万円、約4億近くの金が追加されてきたので、町民に納得いくような説明、私たちにはできないんですけども、そういうのもちゃんと執行部のほうで町民に説明できるようにしていただきたいと思います。そういうことができるでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

今ご指摘のあったことも執行部としてやらなくてはならないことでありますので、いろいろ周知の方法を考えて、町民の皆さんに報告をしてまいりたいと思います。

○7番（清 平二議員）

透明性のある、公平性のあるということで、町民に説明していただきたいと思います。

次に、57ページ、款3民生費、項2児童福祉費、3目子育て支援事業費の中の12の委託料、放課後わくわくクラブ運営業務委託料2,070万9,000円とあります。これはどこに委託するのか、また、この内訳が分かるような資料があれば、後で配っていただきたいと思いますが。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

答弁をお願いします。

○子育て支援課長（久保修次君）

今、手元に資料を探しているんですが、見当たりませんので、後ほど資料を提出したいと思えます。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時34分

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課長（久保修次君）

先ほどのご質問にお答えします。

令和4年度放課後わくわくクラブ業務委託料ですが、一般社団法人長寿子宝社へ委託をしています。

○7番（清 平二議員）

長寿子宝社に委託するということですが、この基準というか何か、それは全然分からなくて、おおまかに予算を2,070万9,000円組んでいるということですか。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時40分

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課長（久保修次君）

議員のご質問にお答えいたします。

放課後児童健全育成事業における、設備運営基準第10項、第1項に規定する、放課後児童支援員が長寿子宝社に2名、社会福祉協議会に2名、による委託になります。

○7番（清 平二議員）

この資料を見ますと、賃金から全部見て、総額1,882万6,698円、これに消費税もかかっているんですが、これでいいんですか。研修旅費とか謝金とか、こういうのを含めて全部だと思えるんですが、こういうのをちゃんと見直して、どれが消費税に当たるか、2,070万9,000円、賃金とか、これも全部消費税に当たるんですか、補助金とか、賃金とか、運転手とか。

○総務課長（久保 等君）

この一つずつの中身についてではなく、これを業務委託しておりますので、その受けた長寿子宝社さんがその消費税を払うということになりますので、その委託料に消費税がかかっているという考えでございます。

○7番（清 平二議員）

じゃあ、この消費税というのは、この長寿子宝社の収益と見ていいんですか。これ、個人に賃金とか、こういうの支援金とかあると思うんですけども、これは長寿子宝社の収入と見ていいんですか、これは、消費税は。

○総務課長（久保 等君）

当社が受けた消費税については、また、その消費税分を支払わなければならないわけですので、その分はまた、消費税額として納めることになります。

○7番（清 平二議員）

社団法人のほうでまた、これ消費税だったら、税務課あたりに、税務署ですか、に支払うと思いますので、きちっと払うのは払って、それが、町が払うのかどうか、精査してほしいと思います。

ページ61ページ、衛生、項1、1保健衛生費の中に印刷製本費というのがありますが、健康カレンダーを印刷するということでもありますけども、やはりこれは工夫していただきたいと思います。今年の令和3年度の健康カレンダーを見たら、やっぱり私たち年寄りには、眼鏡かけても見えないというのがありますけども、これは、どうするのか、もう今のカレンダーと一緒に方向に行くのかどうか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

以前、2年前に1回作り直しまして、大型のにしてみたんですけど、それは、かなり、すみません、不評で、やっぱり元に戻したほうがいいということで、去年、令和2年度からまた戻して、今の形にして好評だったんですけども、（発言する者あり）で、いろいろ、はい、町内にいろんなゴミ出しの曜日などすごく重宝されているので。すみません、今、初めて聞きました。

○7番（清 平二議員）

やはり、せっかくこれだけ金を使って作るのですから、やっぱり年配者の方々にも分かるような健康カレンダーを作っていただきたいと思いますが、もう発注してあると思いますけども、ぜひ、そういう点は気をつけていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○総務課長（久保 等君）

今、当初予算の審議中でありまして、まだ発注はしてございません。これが通った後でないと発注できませんので、あしからずご了承ください。

○健康増進課長（澤佐和子君）

令和4年度の予算で作るのは、来年度ですので、すみません、今年度はもう発注しています。すみません。

○7番（清 平二議員）

失礼しました。そういうことを参考にして、そういう意見もあるということをして、町民に分かりやすいカレンダーを作っていたきたいと思いますので、有効に、町民が見て分かるようなカレンダー作りに励んでいただきたいと思います。

次は、ページ64ページ、款4衛生費、1保健衛生費、項5の地域コミュニティバス事業委託料とありますけども、これについて詳しい説明をお願いします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

ただいま、清議員の質問にありました、地域コミュニティバス事業委託料について、ご説明いたします。

委託料として2,225万4,000円を計上してあります。これは現在、長寿子宝社さんに委託をしまして、町内巡回バス、町外の送迎バスの運行を委託しております。健康増進課のみならず、子育て支援課の学童の送迎とか、そういったものを含めて運行をされている事業であります。

○7番（清 平二議員）

令和3年度にもあったと思うんですけども、これが、有効的に活用されているのか、どう評価しているでしょうか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

今回、この事業、令和3年度に関しては、地方創生事業を活用して、3年間、実証事業ということでしてたんですけども、その事業が終わりましたので、今回、予算計上させていただく中で、ふるさと納税活用ということでお願いしています。

ふるさと納税、この間の一般質問等でもあったんですけども、のほうでもふるさと納税に該当するかどうかということで、ヒアリングもありまして、その中で、現状課題、効果について資料を提出しております。

現在、1日平均、30人から40人ぐらいの方が巡回バスを利用されて、ほーらい館のご利用もありますけれども、町内、買物でしたりとか、公共用事とか、そういった医療機関の受診とか、そういうものを含めて利用されてます。

そういった健康増進を支えるということで、福祉分野も含めて、今、高齢者の方々にご利用いただいています。

町内、今、3回巡回しているんですけども、確かに、ご指摘のように以前ありましたように夕方の便はまだ少ないんですけども、まだまだ周知が足りてないところもありまして、そこなんですけども、コミュニティバスということで、町民の方々がご利用をもっとしやすくなるように努力していきたいというふうに思ってます。

今、先ほど申しましたように、そういった方々が今、ご利用いただいていますので、暮らしを支えるという意味では、必要な事業だというふうに思っております。

○7番（清 平二議員）

3回目は非常に少ないということですが、やはりどうにかして工夫して、やはり、2,200万も使うんじゃないかと、まだ、改善する余地があるんじゃないかなと思いますが、改善するところを改善をしていただきたいと思います。2,200万円使うよりは、まず節約をして、どうしたらこの巡回バスみたいなのができるかということをや役場の中でいろいろと検討していただき、改善をしていただけるようお願いいたします。

次、ページ73ページですけども、先ほど井上議員のほうからもありましたが、徳之島地区農業廃プラスチック処理協議会負担金26万7,000円。井上議員も非常に少ないんじゃないかなという話をしていたんですけども、この金曜日、回収日に当たっていますけども、こういうものの中を本当、見ていただいたら、畜産農家の方々のラップの回収率は、非常に、私から見たら、悪いような気がしますが、これについて、詳しい説明があればお願いします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

確かに、回収率については、全量本当は集めたいところですが、まだまだ低い状況でございます。

しかしながら、令和2年度から3年度にかけては、徐々に回収率、回収量のほうも上がってきているところでございます。

○7番（清 平二議員）

分かれば、この中身を、3町でやって、総金額幾ら、その内訳、徳之島町が幾ら、伊仙町が幾ら、天城町が幾らというのが分かれば教えていただきたいんですけども、個人負担分も含めて。

○経済課長（橋口智旭君）

令和2年度の実績で申し上げますと、処理費用が234万8,070円、農家負担112万6,876円、関係機関負担140万1,194円となっております。

○7番（清 平二議員）

もうちょっと、ゆっくり、ゆっくり。関係機関が。

○経済課長（橋口智旭君）

140万1,194円。

○7番（清 平二議員）

今、やっと、関係機関が140万1,000円。個人負担分よりやや上回っていますけども、この140万の中には、3町役場あるいはJ A、民間団体が含まれているものと思われます。本当に役場の、3町の負担している割合が、どのぐらいなのか。やはり234万8,000円余りになっていますけども、これをせめてその3町長のほうで、一般のを除いてやはり責任を持って50%ぐらいにして、個人負担分やったらまだ、徴収率は上がると思いますけども、26万7,000円ですか、ぜひ、これをこの倍の金額ぐらいに3町で申し合わせてできるのかどうか、今後の検討課題なのかどうか、どのくらいまで持っていけるのか、分かれば教えていただきたいです。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今回、予算計上させていただいております26万7,000円、こちらは例年度比で、例年度並みで組ませていただいております。

といいますのも、令和4年度からは、回収回数の方も上がるということで、回収量の向上も見込んでおります。その中で、どれだけの費用がかかるかまだ読めないところがございますので、予算不足分に対しましては、補正予算等で今後対応してまいりたいと考えております。

○7番（清 平二議員）

これの処理、最終処分の方も、何か、業者が回収したら、埋立方式でやっているということを知りましたが、やはり、今、徳之島3町は世界自然遺産登録もなっておりますので、業者が埋立方式ですというのは、ちょっと私にしては、問題じゃないかなあと思います。

埋立方式でやっているのかどうか、今後改善する余地があるのかどうかお尋ねします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちら6月の一般質問でも質問いただき、ご回答しておりますが、当最終処理業者につきましては、産業廃棄物法に基づき処理を実施しているものでございます。今後、島外への持ち出しによる焼却等も考えられますが、そうするとまた、さらに費用がかさむことも懸念されますので、今後、本協議会のほうで協議してまいりたいと考えております。

○7番（清 平二議員）

ぜひ、産廃業者が埋め立てれば認められる、一個人が埋め立てれば認められない、じゃなくて、やはり徳之島は世界自然遺産登録ということになりましたので、やはり、これに恥じないような処理法をしていただきたいと思っておりますけれども、町長のお考えをお尋ねします。

○町長（大久保明君）

清議員には、このこと、まあ、広域議会の方でも何度も質問していただきました。

今後、その3町連携を取って、自然遺産になった中で、問題意識を高めていくということが重要だと思っておりますし、それは必ずやっていかなければならないことでありますので、3町連携して進めていきたいと思っております。

○7番（清 平二議員）

ぜひ、世界自然遺産を目指して、これからいっぱいお客さん来るわけですので、そういう方々に、まさかそういう産業廃棄物が埋め立てられているということが見られないように、また島民の皆さんも、まさか埋め立てているとは思わないと思っておりますので、しっかりとした方法で処理していただきたいと思っておりますので、その辺のところは十分ご注意くださいと思います。

93ページ款8、項2、2の道路維持費について、需用費の修繕費に1,000万円組まれていますけれども、これは何か所で、どういうところをするのか。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの清議員の質問にお答えします。

これは、何か所というくくりはしておりません。町民から要望があった箇所、その都度、修繕に充てているものであります。今年度、140から50か所ありました。これでもまだ、予算が足りない状態であります。

今後は、重要性を見ながら、町民の期待に応えていきたいと思っております。

○7番（清 平二議員）

町民の要望によるということでありましたので、この中にぜひ、私たち議員も入れて、議員からの要望があれば、修繕をしてほしいと思いますので、どうでしょうか。

○建設課長（福島隆也君）

そうですね、ただいまの清議員の質問にお答えします。

町民からの要望ということで、対応していきたいと思っております。

○7番（清 平二議員）

私たち議員からの要望も聞き入れてもらえるということで、よろしいでしょうか。

○建設課長（福島隆也君）

議員も町民の代表でありますので、町民の要望に応えていきたいと思っております。

○7番（清 平二議員）

ぜひ、よろしくお願いします。

次に、ページ、予算書の135ページ、行政職職員数、技能労務職員数、ありますけども、今、現在定員数は何人で、今後どうするのか、級別職員数、これについて説明をお願いします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

135ページの級別職員数であります。これに載っているとおり、この階級によって人数がいるわけですが、この人数には、水道課の公営企業に該当する職員はカウントされておられません。

○7番（清 平二議員）

この職員数は、これは水道課の特別会計のほうでカウントされているんですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

一番最後の予算書、水道課の分なんです。そこの11ページのほうに等級別職員数ということで記載してございます。

○7番（清 平二議員）

令和4年、水道課のほうは、令和4年4月1日、水道課行政職7名、伊仙町124名、全部で131名、これでカウントしてよろしいですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

医療職の8名、これを合わせて139名というふうになります。

○7番（清 平二議員）

139名。定数上では150名ですね。そうしたら、今現在、これ4月1日で11名の不足。その後、退職してた方もいるだろうけども。令和4年1月1日じゃなくて、4月1日になったら150名になる予定ですか。定数と一緒になる。

○総務課長（久保 等君）

先般、一般質問のほうでもお答えしましたが、今、採用試験を受けて最終の3次まで通った方が12名ございます。その方たちが4月1日になれば3名、退職等も含めて3名が、定数から少なくなるわけでありますので、その方々を令和4年4月1日に採用となれば、この150名に近い数字になるという予定です。

○7番（清 平二議員）

何かちょっと、なればと言っていますけど、なればじゃなくて、採用やったら、まあ、合格してるから12名採用するということじゃなくて、なればじゃなくて、定数に満たないから採用できるんじゃないですか。なればじゃなくて。そこのところをはっきり答えてほしいと思います。

○総務課長（久保 等君）

言葉のあやといいますか、4月1日で採用すれば150名に近いという数字になるわけであります。

○7番（清 平二議員）

採用すればじゃなくて、採用するのকাশないのか。今、3次試験まで通っているわけでしょ。定数まで、その3名して、定数にまだ12名足しても147、8名ですか、あるわけですので、その12名を採用するか、採用しないか、4月1日に、私はそれを聞いているんですよ。採用すればじゃなくて。はっきり、するのকাশないかを答えてほしいと思います。

○総務課長（久保 等君）

4月1日になっていない段階で、私が確定のことを言えるわけではないのですが、今それに向けて予定しているということです。

○7番（清 平二議員）

町長はどうでしょうか。

○町長（大久保明君）

今、総務課長がいろいろ明言しなかった1つの状況は、採用してそれから6か月間は、いろいろ、まあ、経過を見るというか、その間にいろんな不祥事等が何かあったりしたら採用できないというふうになっているわけですから、当然、4月1日で採用する予定であるということです。

その後、やはり、品行そういうものをみんな見ながらやっていくというのが、これはそういうふうに決まりがありますので、そういうことでの先ほどの表現だったと思います。

○7番（清 平二議員）

まだ、試用期間とかなんとかあるからといって、それは、採用して後のことですよね。採用する前に試用期間があるから12名ができないという。やはり、平等にして。せっかく1次試験、2次試験、3次試験を受けているのに、採用一旦して、それから半年間は試用期間というのがあるんですけども、それは採用した後じゃないでしょうか。私が聞いているのは、採用するかしないかという問題なんですよ。

○総務課長（久保 等君）

4月1日にこの方々を採用して、試用期間半年間を設けるということでございます。

○7番（清 平二議員）

その辺、はっきりと採用しますと、しかし、その中に6か月間の試用期間ありますよと、これは法律で決められているからしょうがない。その試用期間にいろいろあったら、それはやめてもらうしかない。私はそれでいいと思うですので、ぜひ、これを、再度町長に聞きます、守っていただけますか。

○町長（大久保明君）

先ほど申し上げたように試用期間何もないと思いますので、恐らく、ですから4月1日付で12人全員を採用します。

○7番（清 平二議員）

明確な返事を頂いてありがとうございます。

この方々を採用して、本当に若い方を育ててほしいと思います。非常に今、伊仙町の職員のラスパイレ数も低いわけですので、職員全体のラスパイレ指数も見て、伊仙町の職員の給料アップをして、魅力ある職場づくりにして、若い方が若年退職なんかしないで、ちゃんと60歳まで勤めていただく職場をつくっていただきたいと思います。

ぜひ、ラスパイレ指数も引き上げて、募集かけたら、その2.何倍とかいう、募集する人数が増えてくることを私は期待して、優秀な職員を採用するということを期待して、私の質問を終わります。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時31分

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ありませんでしょうか。

○5番（牧本和英議員）

令和4年度当初予算について質疑いたします。

説明書でいきます。説明書の37ページの款2項1目9節の14、先ほどありました工事請負費の950万ですが、駐車場のアスファルト舗装という説明がありましたがこれは相手側から要望があつてこういう予算措置をしているのかお伺いいたします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまの御質問にお答えします。950万円の内容なんですけど、まず最初、アスファルト舗装を今しないと、現地を確認したところ砂利にもなって、ぬかるみはじめてきているのが1点、それと企業さん側からこれまで何度か精密機械を扱っている企業ですので、そこの車の往来をするたびに粉じんとかほこりが巻き起こるといふことで指摘もされておまして、いろいろと協議した結果、今回当初予算において予算計上させていただいているところでございます。

○5番（牧本和英議員）

他の施設の貸工場なども要望が結構前からあると思われませんが、それについていえば、かんかんファームさんの製糖工場にしても入り口からもすごい水が入ったり、サッシのほうから吹上げて水が入る、やっぱり食品関係扱っているところも要望が結構あると思うんですが、それは酌まないのでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えします。直接私のほうに要望等来たことはないのですが、再度確認の上、対応してまいりたいと考えております。

○5番（牧本和英議員）

造った当初からそういうふうな入り口が雨で入り口のほうに水が入ってくるということを指摘をずっとしているとのことでしたので早急な対応をお願いいたします。

次に38ページ、款2項1目12の節の1報酬についてですが、地域おこし協力隊の報酬なんですが、これは1名とされていますが、伊仙町には1名しかいないのですか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまの御質問にお答えします。今、未来創生課内では令和3年度までは2名在籍しております。ですが、次年度の更新の確認をしたところ1名辞退するということで申出がありましたので翌年度は1名を予定しております。ただ、地域おこし協力隊におきましては公募等引き続きして、あと伊仙町の地域おこしに関するいろんな事業計画等、そういったものを考慮して対応してまいりたいと思っております。

○5番（牧本和英議員）

他町はもうかなりの人数がおるとお聞していますので、やっぱりいろんな方面から公募したり、またいろんな計画を立てていただきたいと思います。

次に64ページ、款6項1目3節の12委託料の中の200万円、試験場に払われているコーヒーの施設

と思いますが、これは何年度まで計画されているのかお聞きいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えします。牧本議員のおっしゃるとおり、徳之島市場においてコーヒーの施設栽培化での実証を行っていただいております。令和4年度におきましては開始4年目、こちら令和5年度までの5か年の計画で委託を行うものです。

○5番（牧本和英議員）

昨年でしたか、現場視察を行って新人の方々は見られてないと思いますが、結構病気等が流行っているようなふうに見受けられましたが、成果というかそういう報告はあるのですか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。現地視察の際に圃場中で病害等見られておりました。しかし、この業務委託の目的としまして施設栽培化によって風が通らない等起こるときに、葉ダニの発生や病害の発生、こういったものに対してどのような防除効果が実施できるかといった試験も現在行っているところでございます。ただ、今年度の実績におきましてはその防除結果についてはまだ報告が上がってきていないところであります。

○5番（牧本和英議員）

5年間こうして200万ずつ組んでいるので、やっぱりこういう生産者の方々にもちゃんと報告等されていただきたいと思います。

続きまして、65から66にかけてですが、款6項1目6節の18負担金補助金及び交金の中で、令和3年度はキビ農家に対してトン当たり1,000円を組まれておりましたが、令和4年度は組まれていないのはなぜですか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えします。まずコーヒー関係の周知についてでございますが、本試験場、徳之島市場の実証成績を基に大島管内の課長会等開催されます。その中で協議をいたしまして、本平張り施設の奄振を使った事業に活用できるということでお答えをいただいておりますので、コーヒー生産者会のほうへ周知いたしましたところでございます。

先ほどありました糖業関係の交付金事業についてでございますが、こちら費用対効果といたしまして、夏植えの目標面積150haに対しまして令和2年夏植えが約81ha、令和3年におきましては77haと相当低い数字になっております。そのため費用対効果が得られなかったという判断をし、令和4年度におきましては実施を取りやめたところでございます。

○5番（牧本和英議員）

本当に過疎計画にのせてやるような要望等がいろいろあったんですが、農家にとって農家は努力していると思いますよ。とにかくやっぱりこういうハーベスターの助成金なりそういうのをに入れていただきたいものですが、費用対効果が現れなかったというだけでは、ちょっと納得がいかない面があるんですが、できる限りな補正でも組んで農家の為にしていただきたいと思います。

続きまして66ページ、款6項1目9節の8旅費についてですが、旅費の中に全国共進会鹿児島大会として3泊4日1名組まれています。誰が行くのですか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただ今の質問にお答え致します。県内3泊4日6万2,000円、こちらは審査員の認定講習会といたしまして、担当のほうを勉強に行かせたいと思っております。その下の全国共進会鹿児島大会、こちらにつきましては、出店ブース等の関係もございまして、どれだけの職員を送り込むか、また事業者さんを送り込むか、今、積算している段階でございます。

○5番（牧本和英議員）

ぜひ、地元開催鹿児島大会ということですので、振興会また若手の農家そしてまた功勞してきた方々もやっぱり連れて行くというか、そういう方々の要望等などを入れて予算措置はできないものかお伺いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。全国共進会に同行させる農家についてでございますが、8旅費、費用弁償のほうに1,000円科目存置させていただいております。今後、積算の上、6月補正等で計上し、農家もぜひ同行させて視察等できたらと考えております。

○5番（牧本和英議員）

ぜひ、全国共進会というのは牛のオリンピックでありまして、鹿児島大会というのは何十年ぶりか、初なのかそこまでちょっとわからないですけど、ぜひ鹿児島を上げてすることですので農家の方々またそうした功勞者そういう方々もぜひ連れて行っていただきたいと思っております。

それでは、76ページ、款7項1目2の11役務費の中で闘牛死亡牛処理手数料として18万組まれています。これと関連して経済課のほうで組まれている死亡獣畜処理負担金ですが、この商工費で組まれているのは闘牛牛の死亡牛処理手数料としてありますが、闘牛牛だけでなく、一般質問であったそういうその他雌牛等ほどの部類に入るのか、またその他雌牛を使つての受精卵移植として和牛が産まれているわけですので、どこで対応するのかを明確にさせていただきたいと思っております。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。その他牛いわゆる無登録牛でございますが、こちら廃棄物処理法に基づきますと一般廃棄物となるため経済課のほうでは対応いたしかねると存じております。また、受精卵を移植した際の産まれてきた小牛に対しましてはこちら黒毛和牛種ですので、経済課の死亡獣畜処理の負担金において対応してまいりたいと考えております。無登録牛につきましてはですが、こちら焼却の際には一般廃棄物となりますことから、今後衛生費等においてまた予算計上できないか協議してまいりたいと考えております。

○5番（牧本和英議員）

ぜひ、農家に分かりやすく公表していただきたいと思っております。

これで終わります。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

他に質疑ありませんか。

○8番（岡林剛也議員）

令和4年度伊仙町一般会計当初予算について質疑をいたします。

まず歳入の7ページ第2表地方債です。5番と12番、公共施設等適正管理推進事業歳3億440万と530万とありますが、これの内容と予算書ではどこで使われているのかをお伺いいたします。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時53分

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えいたします。

7ページの地方債、(5)の公共施設等適正管理推進事業債の3億440万円ではありますが、予算書の40ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費15目庁舎建設事業債、地方債で3億440万円がこの地方債の分です。

(12)一般補助施設整備等事業債の530万円ではありますが、予算書の81ページをお開きください。

6款農林水産業費2項農地費1目農地総務費の地方債額、530万円がこれに該当するものであります。

その次の82ページをお開きください。

18節負担金補助及び交付金の下から7番目くらい、多面的機能支払交付金町負担金6,054万9,000円のうち、この地方債に該当する部分の予算がここに出ている530万円の地方債でございます。

○8番（岡林剛也議員）

はい、分かりました。

続きまして、予算書30ページ、節12委託料、区長業務委託料1,078万7,000円とありますが、今、区長の選任は町長だと思いますけども、今、区長不在の集落は何集落あるのかお伺いします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今現在、不在の集落、区長であります。古里集落のみでございます。

○8番（岡林剛也議員）

古里集落、1集落ってということでよろしいですか。

そうすると、この18負担金補助及び交付金のがんばる集落支援事業補助金ですけども、先ほど来

30万円の10集落ということがありましたけども、区長がいないと、これは誰が、がんばる集落に申請できるのかお伺いします。

○総務課長（久保 等君）

前回の定例会の中でも、ちょっと説明をしたっていう記憶があるんですが、今、庁舎の中で職員がその地区の協力隊っていうことで所属してますので、その集落からの要望をまとめることも、この協力隊が今しているところでもありますので、その地区のがんばる集落の支援を受けたいっていうことであれば、その協力隊が代行をして申請をすることができます。その中で、振込とかそういった予算書も伴いますので、その地区の会計とかが決まっていれば、その方に代表してもらうっていうことも可能であります。

○8番（岡林剛也議員）

今現在、古里集落に町の職員はいらっしゃるんでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

全地区に配置してございます。

○8番（岡林剛也議員）

それと、区長は町長が任命するっていうことは、これは確かでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

最終的に、町長が任命するっていうことになっております。

○8番（岡林剛也議員）

1月の議員選挙のときにたし、たしか投票所の投票立会人ですか、それは各地区の区長がやっているとされるんですけども、ある投票所で区長が車を乗りつけて来たとして、それを投票所にいる職員が、そこには車を置かないでくれと注意したら、自分は町長に任命されてここに来ているんだと言って、立会人の委嘱状ですか、まあ分からないんですけども、それをそこで破り捨てて帰って行って、急遽役場から職員が走って、投票立会人になったという話を聞いたんですけども、これは本当ですか。

○総務課長（久保 等君）

その投開票の翌日に、選管のほうからそのような報告を受けております。

○8番（岡林剛也議員）

このような人物を町長が区長に任命するのはいかがなものかと、ちょっとされるんですけども、町長どうですか、その辺について。

○町長（大久保明君）

ある集落でそういう件があったということは、職員から直接聞きました。その件に関しまして、ある集落ではそういう話がありまして、なかなか区長が決まらないということでありましたら、ある方が区長がいなくて、たしか頑張ってみようというふうな話がありましたので、そのようにして誰もいないんだとしたら、この方がやる気があるということで、生活態度も大分変わってきて、

以前いろいろなトラブル等があったと思いますけども、心機一転頑張るということでありましたので、区長として任命いたしました。

○8番（岡林剛也議員）

じゃあ、このトラブルの後に何か指導なり、何か注意なりされたのかどうかお伺いします。

○町長（大久保明君）

町長室に呼んで、厳しい指導を行いました。

○8番（岡林剛也議員）

指導を行ったということですね。分かりました。

続きまして、その下31ページの使用料及び賃借料13の駐車場用地借り上げ料、役場西側駐車場124万円ですか、という話があったんですけども、西側駐車場に、そんなに124万円も払うような面積の駐車場があるんでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この124万円のうち、100万円は今まで使っていた駐車場の分ですが、今、この庁舎の建設に当たって、そこを工事用の資材置場ということで、利用したいということでありまして、それをその代替地として、今、鉄塔の東側に役場の職員の駐車場を設けているところであります。

この24万円については、そこだけの用地ではちょっと足りないということで、この西側の駐車場を契約して、借りているっていうことでございます。

○8番（岡林剛也議員）

100万円は、今まで使っていたところの駐車場料っていうことですか。

○総務課長（久保 等君）

はい。

○8番（岡林剛也議員）

バリケードしてありますよね。そのことですか。

○総務課長（久保 等君）

はい。

○8番（岡林剛也議員）

あそこ、100万円もします。

あれもう半分ぐらいは町が買い上げて、残りそれで100万円ってというのは、どういう計算なんですか。

○総務課長（久保 等君）

以前、この役場用地として購入する前には、150万円で借用してたわけなんですけど、その一部を町が買い取ったということで、50万を引き下げて100万になった経緯であります。

○8番（岡林剛也議員）

その東側の、あのヤシの植えてある民間の土地の、今、停めてる駐車場にはこの124万円は一切出てないということですか。

○総務課長（久保 等君）

この駐車場を保存したいということですので、そちらは建築業者さんのほうが代替地として、町に提供しているものでありますので、この費用はここに含まれておりません。

○8番（岡林剛也議員）

はい、分かりました。

続きまして、37ページ一番下、7報償費返礼品代3,000万となっておりますけども、この3,000万は町が誰かに頼んで、返礼品を一括でもうそこから送っているのが、まだ町が関係している部分もあるのかどうかお伺いします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

返礼品代費につきましては、ふるさと納税のサイトに掲載してある返礼品に応じて、直売所百菜さん他個人の農家さんとか、事業所さんのほうにその都度、発注をかけて送っていただいております。で、その代金が請求として伊仙町のほうに来られて、その分をお支払いしている形になります。

○8番（岡林剛也議員）

今、多分、ジャガイモも返礼品の中に入っていると思うんですけども、私が聞いた話なんで確かか分からないんですが、ちょっと確認したいんですが、ある農家さんが、町がキロ400円で買い取ってくれるという話を聞きました。町はキロ400円でジャガイモを買い取っているんですか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

ふるさと納税の返礼品のサイトを見まして、今、岡林議員がご指摘されたとおり、出されている金額のまあ納税額が1万円ですと、その3割以内は返礼品のあれなんですけど、その金額から全てキロ当たり単価を計算したら、今の現状の相場より高いところで掲載されておりました。

それを翌日、職員のほうに原因を確認しました。一応、ジャガイモに対してのその例えば付加価値、そこら辺も含めて、この相場にしているという話であったんですけども、そこについてはやはり今の市場の相場、そこら辺にあまりそぐわない金額にすると、やっぱり今言ったように、伊仙町のほうがそういった相場とかけ離れた金額で購入するような形はあまりよろしくないの、そこは是正するように指導したところでございます。

○8番（岡林剛也議員）

是正したちゅうことは、これから先は安くなるかもしれないけども、もう今まで買った分については、もう400円で買い取るということですか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

返礼品に対しての相場、そこら辺につきましての取決めはある種あるんですけども、細かな金額に対するその規制とか、そういったものはございませんので、もう既に購入して発注して支払いが終わった分にはそのままします。

ただ、令和4年度から新たにそういった形で、ご指摘があることも踏まえて相場と比較して、常識的な範疇で取引をさせていただきたいということをお願いをしていきたいと思っております。

○8番（岡林剛也議員）

じゃあ、その400円で買い取ってもらった農家は、どうやってその農家を選定したのか、ほいなら町民にみんなやって、入札じゃないんですけど、そういう感じで町民みんなに知らせて、公平にやるべきじゃないですか。ある特定の農家だけそんな400円で買い取るとか、それはちょっと妥当と思われなくても、どうでしょうか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

岡林議員が言われているのは、僕も同じような価値観で考えております。まず最初、返礼品で取決めしているその線引き、どういったところでその農家さんを選んだのかとか、どういったところでこの商品を返礼品として扱っているのか、そこら辺がいまいち曖昧で、今言われたように農家さんだったり、住民の方に示しが見えない状態になっていますので、新たにそういった形で継続するにしても、返礼品として取り扱うに当たっては、基本的に間口は広いんですけども、それを返礼品の金額として妥当かどうかというものは、未来創生課のみならず経済課、そして担当課含めて精査をして、金額の設定をしてまいりたいと思っております。

○8番（岡林剛也議員）

そうですね。うん。もうこれから先、明日からきっちりそういうのを精査して、やっていただきたいと思います。

続きまして、74ページ、先ほどもありました農業振興費の予算なんですけども、先ほど来あるように、ハーベスターの助成がいつの間にかなくなっていると。私の記憶では去年、おととしと2年間だけはたしかやったように思います。おととしは町単で500円、あと、何かコロナ関係の補助金があったので、それで500円で1,000円だったと、トン当たりね。ハーベスター料1,000円を補助したと。去年は町単だけで500円でしたっけ、やっています、ほかにも、その説明をお願いします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

令和2年度におきましては、町単500円、コロナ交付金で500円、令和3年度におきましても、町単で500円、コロナ交付金を活用して500円、計、令和2年度において5,000万円、令和3年度において6,000万円の支出をいたしたところです。

○8番（岡林剛也議員）

このハーベスター助成については、ここでいろいろ議論をして、たしか過疎債にのせて5年間計画でやっていくという答弁も確かありました。町長覚えておられますか。それがこのたった2年やっただけで消えてしまったと、これはどういうことかお伺いします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

先ほどもお答えいたしました。夏植え面積の拡大についても推進しております。この資金をぜひ活用していただきたいということで、交付といたしたわけですが、費用対効果が得られなかったのが現状でございます。そのため、令和4年度におきましては、交付金事業の取りやめを決定したところでございます。しかしながら、奄振や国への要望活動等においては、奄美群島また種子島含めた鹿児島県として、要望等もしているところでございますので、今後また要望等で続けてまいりたいと考えております。

○8番（岡林剛也議員）

夏植えは全然関係ないの、言ってるのは。費用対効果とか言ってるけど、それはただ費用対効果じゃなくて募集が集まらなかっただけの話で、ハーベスター補助とは全然関係ないわけだね。ハーベスター補助は町長も約束したじゃないですか、町長、覚えてないですか。

○町長（大久保明君）

これはサトウキビ産業を維持するためということで、伊仙町が単独でやった事業であります。そういった中で、財政的にも非常に厳しい状況もあったし、コロナ禍でいろんな状況は、全町民が非常に厳しい状況になった中で、今回は見送ったという状況でありますので、それは理由は費用対効果といいますか、そのことに関して町民の方々の意見が、直接は私にはあのことに関する評価というのは、思ったよりは少なかったような気がいたしますので、これはある農家からまた逆の意見が出て、そんなの全く必要ないというふうな苦情を頂いたこともありますので、そういうことも勘案してこの2年間の結果を見て、今回は費用対効果2年間よく評価できるような状況でなかった中の決断でございます。

○8番（岡林剛也議員）

先ほどから費用対効果、費用対効果と言っていますけどね、費用対効果のその調査とかはやったんですか。どうなんですか。

○経済課長（橋口智旭君）

費用対効果につきましてですが、先ほども申し上げましたとおり、払出しの時期につきましては、夏植え推進期間中に払出しを行っております。その中で文書におきましても、夏植え植付けに活用してください等、連絡しているところでございます。その中で、先ほど申し上げました夏植えの面積となったところでございます。

また、こちらの予算ですが、ハーベスター料金の補助という名目では出しておらず、生産継続ま

た増産に向けた活動支援ということで、支出してございますので、出稼ぎ農家、また南西糖業のみならず、他の分蜜工場へ出荷されたサトウキビに対しましても、本交付金を助成いたしたところでございます。

○8番（岡林剛也議員）

費用対効果というのか、どうか分かりませんが、ただの周知が足りないだけだと思いますよ。私は、まだ町長選挙前だから2年間やって、もう終わったから、もう要らないんじゃないかなあと、本当にそこまで思いましたけどね。

まあ何にしる、最初の目的が伊仙町が町単でハーベスター1,000円出して、それを続けることによって南西糖業、農協なりが、残りをまた同じように出してくれるんじゃないかという期待もありながら、こうやってきた2年間やった事業ですよ。たった2年でやめたらどうなんですかね。また伊仙町はもう何も長続きしない事業ばかりやると、中途半端で終わるということになると思いますよ。

それで、ぜひとも、また補正でも、町単でもこのハーベスター、今度ハーベスターの助手がついてはいけないということで、ハーベスター料金の値下げする云々という話もありますけども、もう実際今までどおりハーベスター料引かれてるわけですので、何とか補正予算でも上げてやっていただきたいと思います。

続きまして、84ページ、目4多面的機能支払推進交付金事業費ですけども、もうさんざん言われてるんですが、圃場に設置してあるスプリンクラーが壊れている、使えない、もう毎年基本料だけ何万円も通帳から落とされて、水も使ったこともないのに、毎年ずっとやっている、それを何とか給水停止っていうんですか停止して、もうその基本料も払わないでいいように何とかできないのかと、さんざん今議会でも議論されているんですが、一度この受益者を集めて、給水停止してもいいという希望とかニーズアンケートですか、そういう調査をしてほしいんですが、そういうことをする予定とかはないのかお伺いします。

○耕地課長（稲田良和君）

ただいまの質問にお答えします。

スプリンクラーの水の使用料ということですが、令和3年度伊仙町土地改良区の理事会の中で、賦課金の見直し、水の使用料、使用していないスプリンクラーの使用料等、協議を行っているところですが、今早急に回答するっていうことはできないということで、継続審査というふうになっております。今後も、令和4年度も議員のこういうご意見もあるということで、再度、理事会のほうで協議していただくように要望いたしておきます。

○8番（岡林剛也議員）

もしそうして、給水停止にできるようになった場合に、この交付金を使ってその工事をする、そういうことにこの交付金は使えるものなんでしょうか。

○耕地課長（稲田良和君）

伊仙中部地区なんですけど、昭和時代に土地改良が行われまして終了。そして今現在、スプリンクラーと管のほうも古くなっております。ですので、ストックマネジメント事業で対応しながら、令和7年頃をめどにやる予定で、今計画をしてるところでございます。

○8番（岡林剛也議員）

それはこの予算で。

○耕地課長（稲田良和君）

いや、これじゃなくて別の事業で。

○8番（岡林剛也議員）

伊仙町の土地改良区の会長は町長ですよ。町長、今言ったようなことを総代会なりで提案してもらって、なるべく希望者を募って、もし給水停止してほしいという方がいたら、そういうふうにしてほしいんですけども、そういうことはどう考えますか。

○耕地課長（稲田良和君）

ただいまのご質問にお答えします。

使っていない方、いろんな方から、水を使ってないのに使用料を払うというのを、結構聞いております。ただ、伊仙町土地改良区、町の負担、この使用料、南西糖業の負担金で運営しておりますので、今後またさらに協議を進めて要望に応えられるように、また理事会のほう、総代会のほうに提出したいと思っております。

○8番（岡林剛也議員）

このスプリンクラー事業が始まったときから、今使用している使用者は、まあ、あれなんですけども、途中で土地を買ったとか畑を買って、さらにスプリンクラー使えないのに基本料だけ払っているという方も多分いると思いますので、そういう方についても、ぜひ給水停止の方向に持っていくように計らってほしいと思います。

続きまして、97ページ、住宅管理費の12委託料、解体撤去委託料200万円なんですけども、最近、この解体撤去に伴う積算ミスがあまりにも多々見られる、散見されるんですけども、この200万円は200万円で、これ以上増えることはないのかどうかお伺いします。

○建設課長（福島隆也君）

この解体費用は犬田布の里団地の解体費用になります。一応、建設課内で積算しておりますので、ミスはないと思っております。

○8番（岡林剛也議員）

限りあるお金ですので、なるべくこれ以上追加が出ないようにしていただきたいと思っております。

続きまして、40ページ、15庁舎建設事業費なんですけども、全協で頂いたこの資料を基にちょっと質問させていただきたいんですけども、もともとの費用は、国に申請したときのそれが農高跡地に建てるという計算で、基本設計ちゅうか概算を見積りを取ってもらったと、それが18億2,323万

1,000円だったと。その後、建築事務所とかのプロポーザルのときにおいても、総務課長がこの予算でやっていくと、大丈夫、これを超えることはないと言ったのが、たしか1年ぐらい前ですかね。

それが、ここへ来ていきなり4億4,000万も足りなくなった。その理由がプロポーザル支援、地質調査、分筆登記、合筆登記、備品工事、支援プロポーザル、議会放送設備工事、M I C電算移設、電話工事、防災関連工事、備品工事、これを計算に入れてなかったと、それで4億4,000万余り足りなくなったという説明でしたけども、これでよろしいですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

先ほどの清議員のほうでもお答えしましたが、この当初の予備設計の段階でこれを今、庁舎に入ってるシステム等の移設、それから防災関連の施設、あと、備品関係、これらが漏れていたのを気づけなかったというのは、執行部として反省してるところであります。

岡林議員の言った項目について外れていた、それと当初の予備設計の段階と現時点の市場単価の高騰、セメント類で1.2%、木材類で1.7%増というふうな高騰もありまして、これが増えた原因でございます。

○8番（岡林剛也議員）

私が今言ったのを足すと大体3億3,000万ぐらいですかね。で、1億1,000万ぐらいがこの市場単価の増加とか、その他あるみたいな感じなんですけども、これによると、この継続費の第2表を見ますと、令和3年度、今ですよ、これでもう本来ならば14億3,606万8,000円ですか、これを支出しないといけないんですけども、まだ基礎工事段階で入っていない分、明許繰越になると思われませんが、そうすると、順次こうずれていったら、今、令和5年度までも出てますけども、これ完成はいつになりますか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この継続費で計上している予算については、逡次繰越しという項目になりますので、明許というふうな項目では載ってこない予算であります。今おっしゃられた令和3年度についてのことでありますが、既に契約を終えているものがここに含まれていまして、この1期工事につきましては、令和5年の1月をめどに完成するっていうことで、令和5年の4月の段階で庁舎を完全に引っ越しをするという計画であります。

その後、今の現庁舎を解体撤去した後に、そちらに2期工事としまして多目的ホールが出来上がって、同時に外構工事も行われるっていう工程で考えとります。これが最終的に終わるのが令和5年の12月。令和6年の1月からは完全に仕上がるっていう工程表の基であります。

○8番（岡林剛也議員）

では、この22億6,434万4,000円で、この令和5年度まで終わるということでよろしいですね。

○総務課長（久保 等君）

今の段階でこの試算をして、この市場単価がこれ以上高騰しないということも考慮してるんですが、これがまた完全に、この若干前後するとは、入札等において下がることも考えられますし、その資材の高騰等が影響することはあっても、今の金額からさらに1億とか、そういうことで上がるってことは想定しておりません。若干の変更はあるとは思いますが、それが下方なのか上方修正なのかっていうところは、今の現在で、どうこうって確実な返事ができないのが現状であります。

○8番（岡林剛也議員）

今は確実な返事はできないとは思いますが、最初はこの18億と言っていたと、答弁でも見たら、極端に上がることはないという答弁もありました。私は、4億4,000万というのは極端過ぎると思いますけども、そして、町民はこの18億でできると思っていますよ。まだ知りませんからね。これは、4億4,000万も今のところ上がる見込みだと、さらに上がる可能性もある。そうなったら、さすがに町民に何らかの周知っていうか、お知らせはしたほうがいいと思うんですけども、それについては、町長どう思いますか。

○総務課長（久保 等君）

先ほどの中にもありまして、この事業費が変化したっていうことは、執行部としても想定が甘かったということは否めないわけですので、その分はいろんな形で、町民のほうへ周知をしていきたいと考えております。

○8番（岡林剛也議員）

いろんな形とは具体的にどういう形でやっていくつもりですか。

○総務課長（久保 等君）

まずは、この予算等のことでありますので、広報紙で周知も行いますし、今後、庁舎の進み具合とかそれを見て、各校区で別に説明するのか、その辺でまた説明会等も開いていきたいと考えております。

○8番（岡林剛也議員）

何年か前の漁業集落の不祥事、あるいは社会教育課の備品問題、そのときも私が何度となく町長にお伺いしましたよね。町長は説明はしていくと何回も答弁しましたが、一回たりとも私はそれは見たことがない。

この間の町長選挙の前、9月定例議会ですかね、過去の不祥事を全て説明していきたいと、で、その結果は、町民の判断に任せるといって答弁もありましたけども、さらに何も無い、町長選挙が終わると。ということで、この予算の町民に対する説明責任に対しても、私は全然信用してないんですけども、本当にそれができるのかどうか、町長お伺いします。

○町長（大久保明君）

私は、この議会で明言いたしましたので、今は庁舎も何とかこれからは順調にいくと思いますの

で、このこともしっかりと説明するし、それから町民に説明するということと、最近、ユーチューブ等でほとんどの町民がこの議会の流れを見とるし、その不祥事に関しましては、それはかなりの町民が今は理解をしてきている状況でありますので、そういうことも含めて今は区長会をやってますけど、区長会での説明とか、それから各集落での座談会等はまだやってないんですけども、コロナの終息後は、この庁舎の事業の問題、そしてこの議会ですっと追及されてることなどについても、これは箇条書にして町民の方々に説明はしていきます。

○8番（岡林剛也議員）

この議会をユーチューブで見ている人なんか、ほんの一握りの町民ですよ。ぜひとも文書、または各集落の座談会とかにおいても、町長、総務課長、自分たちのこのミスを謝って、ちゃんと理解を得ていただきたいと思います。

これで質疑を終わります。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

ここでしばらく。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時46分

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんでしょうか。

○13番（樺山 一議員）

令和4年度一般会計予算について質疑をします。

まず、質疑に入る前に、給食費の無償化を予算化していただきありがとうございます。これは、昨年の10月の町長選挙において、いろいろお互いに議論をし合って、コロナ資金で10万円を出すとか、その金があれば給食費が無償化できるとか、そういう議論があって、これが予算化されたものだと思っております。

お互いに議論して選挙が終われば、お互いの意見を尊重したり、納得をしたりして前に進めるのが、やはり町政の正常な姿だと私は思っております。あの議論のおかげで、この給食費の無償化ができたと思っております。それと、私にも孫が3人いますので、大変家計上助かるとも思っております。

同僚議員が、幼稚園の給食問題についても質疑をしておりましたが、ぜひ幼稚園の給食化も進めて、来年度からは無償化できるように要望していきたいと思っております。

じゃあ、質疑に入っていきます。

歳入の11ページ、款2地方譲与税、項4森林環境譲与税、この森林環境譲与税について説明をしていただきたいと思っております。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

本譲与税につきましては、森林面積等により案分され、国から譲与税が入るものでございます。令和4年度におきましても、令和3年度と同様、積立て後、庁舎建設完成後に木材利用の促進を図るための活用としまして、木材を使用した机や県内産材を利用した物品等の購入により、木材利用の促進を図ってまいりたいと考えております。

○13番（樺山 一議員）

この森林環境譲与税は、毎年、基金として積み立てられていっていますが、現在、基金の残高は幾らありますか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

令和2年度決算時点におきまして90万円、それに令和3年度が61万5,000円の収入を見込んでいるところでございます。

○13番（樺山 一議員）

この間、新聞に出ていたんですが、全国的にも、この森林環境譲与税をただ積み立てるだけで活用されていないと、それと、2024年度からは町民税に1,000円ずつ上乗せして徴収をして各自治体に配ると、約600億ぐらいの予算、全国的になるという予定があるということが書いてありました。その金が自治体にももちろん配られてくると思うんですよ。そういうのを活用してどういう事業をするか、それぞれで精査していただきたい。地元産材を使った備品の購入とか、そういうのも私はいいと思います。そういうのも考えて、ぜひスムーズな活用ができるように、また検討していただきたいと思います。その件については、いいです。

14ページ、款13使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、公営住宅使用料が予算化されておりますが、去年の予算額と今年の予算額一緒ですが、私は住宅ばかり造ってるようなイメージがあるんですけど、住宅のこの数っていうのは、令和3年度と令和4年度とはもう全然変わらないわけですか。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの樺山議員の質問にお答えします。

数は、取壊しと造るのと、今、西犬田布団地、崎原団地で8戸ですか、取壊しよりも若干住宅の戸数は増えている現状です。

○13番（樺山 一議員）

住宅の戸数が増えて、家賃収入は変わらない。どういう積算でこの予算を組んだか、説明をお願いします。

○建設課長（福島隆也君）

この公営住宅使用料についてですが、これはその個々の収入によって、家賃収入が変わってきます

す。ですので、その調停額は、町民の住宅に入居している方の収入によって増減しますので、今、この載せてる額というのは、あくまでも予定額であります。

○13番（樺山 一議員）

これは前年の実績に基づいて、ただ計画されていると考えればよろしいですか。（「そう、そう」と呼ぶ者あり）

そして、今、新しい住宅、建築中また建設予定ですが、住宅が新しくなれば家賃も高くなると思いますけど、その滞納関係は大丈夫ですか。増えているのか、増えてないのか。

○建設課長（福島隆也君）

公営住宅の使用料について、令和2年度が92.73%、令和3年度2月現在で83.53%、若干増えているようには思っております。

○13番（樺山 一議員）

滞納が増えているということですか。（「いや、徴収率が」と呼ぶ者あり）分かりました。ぜひ、住宅は造るけど家賃は入ってこない。そういう悪循環にならないように気をつけていただきたいと思います。

そして、その下の目5教育費、使用料、この件について説明をお願いいたします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

こちらについては社会施設使用料、まあ、こちらの総合体育館等の使用料になります。あと、公民館の使用料、歴史民俗資料館の入館料でございます。こちらについては、ここ2年、コロナの影響で若干下がっているところでございます。

○13番（樺山 一議員）

いいです。その件についてはよろしいです。

22ページ、款16財産収入、項2財産売払い収入についてですが、この500万円の土地売払い収入はどこか、説明をお願いいたします。

○耕地課長（稲田良和君）

ただいまの質疑にお答えします。

この売払い金500万は畑総地内の町有地の払下げを行って、収入にするものでございます。

○13番（樺山 一議員）

何か所ぐらい払下げする予定ですか。

○耕地課長（稲田良和君）

今現在、調査済みが約50件、農地の20件ほど払下げ希望が出ておりますので、令和4年度中に払下げの方向で進めていきたいと思っております。

○13番（樺山 一議員）

その払下げについてですが、近隣の土地所有者を優先的に払下げしてはいつてるということで、

理解してよろしいですか。

○耕地課長（稲田良和君）

現在使用している方が、近隣の農家さんに同意を得て、自分が使ってるという証明を頂いて、審査にかけたいと思っております。

○13番（樺山 一議員）

ぜひ、土地の近隣の方々を優先して、払下げしていただきたいと思います。

歳出のほうに行きます。

30ページ、款2総務費、項1総務管理費、この節12の委託料、条例整備委託料について説明をお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この条例整備委託料の77万であります。定年延長ってということで、今通知が来ているところなんです。それに関する条例の整備の委託料であります。

○13番（樺山 一議員）

いろいろ条例に関しては、私、前々から要望していますが、条例の電算化、それはどういう方向で今進んでいますか。そして、いつからインターネット等で条例の検索ができるか、お答え願いたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

樺山議員の質問にお答えします。

度々、この条例のことについて質問がありますが、整備が進みまして次年度4月からは、ネットで見れるように整備を進めております。

○13番（樺山 一議員）

次年度4月ということは、もう来月の4月ということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。ありがとうございます。

31ページ、先ほどから度々出ていますが、がんばる集落支援事業補助金について質疑をしますが、このがんばる集落支援事業補助金は何年度から予算化しているのか、そしてまた、30万ずつ毎年10集落にあてがっているという説明でしたが、もうそろそろ伊仙町の全部落行き渡るんじゃないかと思えますけど、行き渡ってない集落はありますか。

○総務課長（久保 等君）

当がんばる集落支援事業であります。平成28年から始めておまして、これまで多いところで3回、実施の少ないところで1回ってということで、全体的に1回は利用してございます。

これについても、箇所が均等になるように、回数が少ないところを優先するっていうふうな、選考会での選考になっております。

○13番（樺山 一議員）

やはり1回の集落と3回の集落それぞれあるということですが、私は、がんばる集落支援事業という形でネーミングされているんですが、全部に平等に配ってるから、別に頑張らなくてもいいんじゃないのという感覚でしたが、頑張るところには3回も助成しているということですから、いいことじゃないですか。頑張るところにお金をあげて、いい集落をつくればね。これは平等に30万ずつ年次ごとに配っているのかと思ってましたが、今の方法で私はいいと思います。ぜひ、続けて頑張るところには支援していただきたいと思います。

それと37ページ、款2総務費、項1総務管理費、目9企業誘致対策事業費の委託料についてですが、先ほどから浄化槽委託料、この委託料、私はこれは貸す側はその建物をしっかり整備して貸す。そして、そこで使うそういう経費、共益費はやはり借りてる方々に支払っていただきたい。これは借りてる事業者さんに、次年度から支払いするように要請はできないのか伺います。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

樺山議員のただいまのご質問にお答えします。

今、樺山議員がおっしゃられた件につきまして、昨年の当初予算審査特別委員会におきましても、美島議員から同様な形で質問は頂いております。それを受けまして、2月の21日に私一人で日本マルコ株式会社のほうに訪問しまして、所長のほうとお話をしました。今後、そういったところでご検討頂きたいということでお話をしたところ、経理の部分については本社がしていますので、お話を通しておきますということで回答は頂いております。

○13番（樺山 一議員）

ぜひ、こういう経費は、我々個人が借りた場合は共益費に当たりますので、やはり借りる方に負担をさせていただきたい。

そして今年、百菜の浄化槽を設置する。それも管理料そういうのは、百菜の事業者の方々とも打合せをして、そういう方向でぜひ進めていただきたい。それから、百菜に関してまあまああれなんだけど、電気はどうかさるんですか。電気もほーらい館に電気代を払ってる。もうついでに、電気もほーらい館と別に百菜に引き込ませば、いいんじゃないかと思いますが、どうですか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

樺山議員のおっしゃるとおり、先に、ほーらい館が支払い、請求をかける等々、手間もかかってございますので、おっしゃるとおり協議してまいりたいと考えとります。

○13番（樺山 一議員）

ぜひ、この委託料について要望しときます。来年から予算書に上がらないように、期待をしときます。

それから、38ページ、款2総務費、項1総務管理費、目10きばらでえ伊仙応援寄附金事業費の役務費についてです。通信運搬費605万円計上されてますが、これは業者がふるさと納税として返礼品

を送った、その通信運搬費と考えてよろしいですか。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

樺山議員のおっしゃるとおりでございます。

○13番（樺山 一議員）

その場合、ふるさと納税でいろいろ返礼品を島外に送るわけですが、それぞれ郵便と宅急便いろいろあるわけですが、そして個人個人でその送る荷物の種類、同じ関西でも、その送る方のいろいろの契約状況によって運賃が違ってくるわけですので、これを役場が取りまとめて、伊仙町役場がしっかりと取りまとめて契約をすれば、もう少し、私、安くなるんじゃないかと思うんですよ、この運賃が。そういう形で、役場でそういうのを検討して、できないのかできるのか、お答えをお願いします。

○未来創生課長（佐平勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

ふるさと納税の発送につきましては、樺山議員のおっしゃるとおり、各会社によってはその輸送料、発送料が違いますので、一番最安値でしていただく。

その具体的な例としましては、今言われたように、伊仙町役場もしくは町が一括して、そういった梱包から何から一切合財集約してするほうが、経費的にも望ましいですし、また現在、返礼品をしていただきたいというお話はあるけども、なかなかその手間ができないという方も、中にはいらっしゃいますので、そこら辺のニーズに応じて臨機応変に、柔軟に対応していきたいと思っております。

○13番（樺山 一議員）

ぜひ、そのようにまとめたらこの経費も安くなるし、ふるさと納税も増えてくると私思うんですよ。この間の一般質問等でも地元の方々の、返礼品を使いなさいとか、いろいろ言ってきましたけど、そう言う役場のほうがそういうリーダーシップを取って、ぜひ増やしていただきたいと思っております。

50ページ、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節18 負担金補助及び交付金について、民生委員連絡協議会補助金403万6,000円について説明をお願いします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

民生委員の活動、運営に係る負担金として、助成をしているものです。

○13番（樺山 一議員）

伊仙町には民生委員の担当区域は何分割されてますか。そして、民生委員の方が何人いらっしゃるか、答弁をお願いします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

民生委員の区域割りなんですけども、すいません、詳細には覚えてないんですが、各集落に配置されていると思われま。

人数については、民生委員が25名、児童委員が2名となっております。

○13番（樺山 一議員）

民生委員全て、今、空いてる集落はないということですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

すいません、手持ちの資料がないので、詳しいことは後ほどお知らせしたいと思います。

○13番（樺山 一議員）

それと、民生委員法第16条「民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。」とありますが、これに違反している民生委員はいらっしゃいますか、いらっしゃいませんか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

立場を利用して、その活動等を行っていることはないというふうに認識をしております。

○13番（樺山 一議員）

選挙活動して後援会活動をしている方は、いらっしゃらないということですね。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

以前、そういった話がこの議会の中でもあったときに、説明したと思うんですが、疑われるような行為があるってということで、注意を受け、また行政のほうから指導をしたところでありま。また、二度とこのようなことが起こらないよう、再度、また指導もしてまいりたいと思っております。

○13番（樺山 一議員）

じゃあ、その方については、民生委員を辞めたのか、それともその後援会組織の役職を辞めたのか、どれか一つだと理解してよろしいですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

民生委員の方が辞められたっていうような報告は、現在のところ受けておりません。

○13番（樺山 一議員）

こういう民生委員法というのがありますので、その法令に違反しないよう、そして是正して報告をしていただきたい。どのように指導して、そして結果がどのようになったか。町長よろしく願いますよ。福祉事務所に聞くわけにはいかないし、よろしく願います。

それから、その下のほうのシルバー人材センター運営費補助金400万ありますが、これ私ね、ずっと今補助金を出しているわけですが、当初、設立に向けたのに出していくという話だったんですよ。

これはこの補助金を出し続けなければ、シルバー人材センターは運営できないわけですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

シルバー人材センターの件についてお答えします。

毎年、総会が行われるんですが、その中で決算等確認してるんですけども、運営等、いまだ会員が少ないということで、非常に運営が厳しいというふうに報告も受けております。

議員がおっしゃるように、永続的に支払うっていうことに関しては、今後協議してまいりたいと思っております。

○13番（樺山 一議員）

ぜひ、そういうのもシルバー人材センターと協議して、自分で独立して運営ができるように努力させていただきたい。当初、我々に対しての説明は、こういう人材センターを設立するときの補助金として出すという説明だったんですが、それがいつの間にか毎年、定期的に補助金を出すという形になっていますので、ぜひ、そういうところを人材センターのほうにも理解を頂いてほしいと思っております。

それから、54ページ、民生委員の項1 社会福祉費、目8 重身医療費がありますが、腎臓移植旅費一部助成扶助費というので、1,000円で科目存置をされていますが、これは今この予算を使う予定がないということだと思います。

そして、その下の伊仙町の指定難病者旅費助成、これについてまた説明をお願いいたします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

樺山議員の質問にお答えします。

腎臓移植の助成なんですけども、過去3年ほど申請はない状況です。ですが、可能性があるっていうところを鑑みて、科目存置として計上させていただいております。

その下の指定難病の旅費助成なんですけれども、これが令和3年度から新規事業として助成をいたしております。現在のところ、2名の方からの申請があったというふうに認識をしております。

○13番（樺山 一議員）

この指定難病については、子育てしている家庭の子供たちにいるということも聞いております。鹿児島大学の病院等に行かなければいけない。そういうのがありますので、ぜひ手厚い助成をしていただきたい。

それから、62ページ、款4 衛生費、項1 保健衛生費の19節の扶助費、若年末期がん患者に対する療養支援事業が予算化されていますが、この件について説明をお願いいたします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

若年末期がん患者に対する療養支援ですけれども、40歳以上の方は介護保険で生活介護を受けることができるんですけども、40歳未満の方でがんになった場合、がんでお子さんがいて、お子さんの面倒を見たいけどできないとか、そういった場合の生活支援とか、介護に関わる部分とかを支援するというので、介護保険に該当しない部分の支援ということで始めてます。なかなか、ない事

例ではあるんですけど、去年1名いらっしゃいまして2か月ほど利用されております。

○13番（樺山 一議員）

現在は、こういうこの予算を使う予定の方がいらっしゃるということですか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

現在はいらっしゃいませんので、1年分じゃなくて1名の半年分だけ一応上げておりますけれども、使わない場合は決算で落とすっていう形になると思います。

○13番（樺山 一議員）

分かりました。

その下の予防費の節18負担金補助及び交付金についての、コロナウイルス感染症島外療養者帰島交通費補助金が組み込まれていますが、コロナにかかれば島外には公費で搬送されるわけですが、療養して帰りの運賃の補助ということも聞いております。

これとは別に、例えば、新型コロナウイルスに感染して、濃厚接触者になる。そしたら、1週間仕事もできない、外出もできない。そういう方々に補助金は出せないのか。自宅で待機している方、仕事ができない。そりゃあ公務員だったり、しっかりした会社に勤めてる方々は、会社から、そりゃあ有給休暇等出ると私思いますよ。農業している方、そして自営している方どうしても、少しは助けになると思いますけど、そういうふうなことを助成する。1日幾らとか、助成する考え方はないのかお伺いします。

○健康増進課長（澤佐和子君）

はい、ありがとうございます。

確かに、例えば公務員でしたりとかした場合は、特休とかっていう形になるんですけども、農業従事者でしたりですとか、そういった方々はやっぱり大変かと思えます。

ただ、他町では、そういった支援も検討されていると聞いてもおりますけれども、今後、検討の余地はあると思うんですけども、あと、そういう生活支援ということで、この間、全協で説明したんですけども、生活物資の支援とかはさせていただいたんですけど、今後、そういった濃厚接触者等に関して、財源も必要になりますので、コロナの対策給付金とか、そういうところにのせられるのであれば、検討していけたらとは思いますが、すいません。

○13番（樺山 一議員）

これから新型コロナウイルスに関して、感染者はやはり止まらないと私思ってるんですが、コロナで経済が活動止めておったら生活できない。万が一かかったら補償の助けになるようなことを、ぜひ町長、財源を確保し、新型コロナウイルスのその国庫補助でも利用してぜひ予算化できないか、町長の考え方をお伺いいたします。

○町長（大久保明君）

樺山議員の今日、質問多岐にわたっておりまして、いろんな意見がございました。今日のこの当初予算の審査で、多くの議員の方々からしっかりした示唆に富む政策をしていただきました。

このコロナ禍の中で、濃厚接触者の方々に対する、独身で仕事をしているの方々に対する、補償はないかということでございますけども、このことを制度化していくということ、町単独でできないかということは、予算のいかに有効に活用していくかということに対して、いろいろ議論の余地はあると思いますので、このことも含めて、休業補償にしても非常に有利な方々もおるし、もう仕事をささっと辞めたほうが良いという方々もいらっしゃる中で、そういうことを総合的に考えて、これからもこういう感染症が続くという前提の下で、またいつ起こるか分かりませんので、今後、このコロナ禍、もう3年目に入ってますけれども、町内でいろいろ学んだこともいっぱいあります。

この待機者にしても、その濃厚接触者に関しても、搬送しなければならないというふうな最初の状況でありましたけれども、初めての経験の中で離島でのコロナ対策に対しても、我々もいろんな意見も出しまして、徐々にいいシステムができてきたように思いますので、このことは、また継続するという大前提の下、やっていけたらと思っております。

以上です。

○13番（樺山 一議員）

ぜひ、個人事業者は給与が出ないわけですので、最低賃金ぐらいは補償できるような形で、前向きに検討していただきたいと思えます。

68ページ、衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費の12委託料ですが、私、度々、前回も言っていますが、このごみ収集委託料、いつも予算的な金額が変わらない。こういうのもぜひ、ごみが増えたりしたら上げてあげる、少なくなれば、それはもちろん下げれば良いんじゃないですか。そういう形も創意工夫していただきたい。

その下の脱炭素型地域づくりモデル形成事業委託料について説明をお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

ただいまの質問について説明いたします。

今年度は、町全体の年間CO₂、それから排出内訳の調査、それから太陽光、風力、それから農畜産由来のバイオマスのエネルギー利用などの、町内の再エネの実現の可能性調査、それから次世代自動車、省エネ家電などの技術革新や生ごみの減量化などの、省エネを実施した場合のCO₂の削減量などの調査を行いました。

令和4年度は、今言ったその結果を、再エネ導入による費用対効果、それから地域経済の影響度それなどを踏まえて、2050年度までに、そのカーボンゼロになる持続可能な目標を作成するものがあります。

○13番（樺山 一議員）

これは、どこのどの業者に委託しているのか、私もこの予算書ではいつも見てるんですが、詳しいことが分からないので、何か理解できるような、そういう資料等はないもんですか。

○きゅらまち観光課長（上木博之君）

今年度の実績報告上がっておりまして、委託先は一般社団法人環境エネルギー革新協会というところ

ころであります。

○13番（樺山 一議員）

その結果が出ているなら、後でまた提示していただきたいと思います。

75ページ、款6農業水産業費、項1農業費の委託料について、有機物供給センター管理運営委託料1,011万2,000円が予算化されていますが、この件については、委託契約そして入札等が行われているのか伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

令和3年度の管理運営委託につきましては、入札後管理を委託しているところでございます。

○13番（樺山 一議員）

じゃあ、この件については、まだ入札をしてないと理解してよろしいですか。4年度については。

○経済課長（橋口智旭君）

令和4年度におきましては、まだ入札は執行しておりません。

○13番（樺山 一議員）

ぜひ、見積り等をして、やはり競争させていただきたい。そしてまた、できれば、見積り執行調書等も我々議会のほうにも提示していただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。資料請求をしますとします、それだけ。

それとその下の目9、畜産振興費12人の委託料、畜産資材導入委託料がありますが、これは何を導入してどのような形であるのか、説明をお願いいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらは牛舎におけるスタンション・カーフハッチの導入としております。こちら農家が2分の1負担していただきます。こちら特殊な機材となりますので、町のほうで取りまとめ後、一括発注して製造していただきます。その納品までを委託業務として出すものでございます。

○13番（樺山 一議員）

これは町が半額補助して、そして町で取りまとめをして購入をして、農家のほうに引き渡す。ただその製品を引き渡すのか、工事もするのか。それから委託する町が取りまとめて委託するときは、見積り等を取って、安いところを探して3社見積り等を取ってしているのか伺います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちら配布等につきましては、業務委託により行う予定でございます。また、見積りににつきましては、こちら特殊な機材ということで県内での製造がなく、1社のみで見積り取得となっております。

○13番（樺山 一議員）

じゃあもう、業者の言い値で買うしかないということですか。やはりそういうのを他町村等と比較したり、そういうこともしてないですか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

その単価の問題ですが、輸送費等を考慮しない場合の値段、価格については本土の業者に値段を調べたりして、その本町が発注する業者さんに対して価格交渉は行っているところです。

○13番（樺山 一議員）

発注するところが1社であれば、やはり物品購入するのは高くつきますので、その辺をぜひ、農家のためにも安く買えるような形で支援をしていただきたいと思います。

最後に79ページ、農業費目17農業支援センター運営費が組まれておりますが、私、この間現場施設で農業支援センターの圃場と、そしてまたその農業支援センター所長といろいろ説明をしていただきましたが、なぜ農業支援センターが充実しているのに予算が何で299万も少ないのか。私は、今までと比較して、ああ農業支援センター充実しているなど、私感じたんですが、なぜ予算は少ないのかお尋ねします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

18節負担金補助金におきまして、新規就農研修生の受入れの補助金として予算計上しております。まず、こちらが現在研修生がいないということで、まずは1名から始めようということで1名分減額しているところでございます。また今年度において、需要費等におきまして、各種資機材、防風ネットであったり支柱、トンネル等、ある程度の物がそろえられたことにより減額しているところでございます。

○13番（樺山 一議員）

やはり人が変われば、その部署はよくなりますので、予算等も投入をして、やっぱり本町の農業の発展のために、尽力させていただきたいと思います。

あのどこかな、収入が前回5,000円ですか、農業。何ページだったか、雑入にあったんだけど、あれが、少しでも上がったり、そしてまたいい研修生が育つような形で、ぜひ農業センターの充実を図っていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

本日の会議時間は、伊仙町議会会議規則第9条2項の規定により会期日程どおり議事進行を行うため、あらかじめ延長します。

他に質疑ありませんでしょうか。

○4番（杉山 肇議員）

令和4年度一般会計予算書について質疑、1点だけの質疑と2点の要望をさせていただきたいと思います。

その前に、今回のこの予算編成に当たり予算積上げ担当課長様、また町長はじめ職員の皆様本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。

それでは、先に予算書の中で1番ちょっと気になる、先ほどから質疑が入っているんですが、給食費の無償化。これに対して、2点ほど付け加えの要望をさせていただきたいと思います。

まず、この教育費の増減に当たって、令和3年度当初予算6.9%増の教育費の計上があったんです。で、新年度に対しては10.0%。前年度比3.1%の増という形になっているんですが、これあの日本の自治体全てが今、この教育費の増に当たって取り組んでいるところで、この3.1%増ということもすごいことだと思われるんです。これまた教育部局の皆様本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。

で、それでなんですが、この給食費の無償化に対して、例えば保護者の負担の軽減に1人、第一子に対して1人3,500円ずつくらいの負担の軽減になると思われるんです。先般の一般質問の中で井上議員のほうから、そのアレルギーを持っている子供たちに対してはどうなるかっていう質問があって人数の確認があったんですが、まあその人数じゃなしにアレルギーを持ってる子供たちに対して、それはあの給食が食べられない子たち、言ったらこれは手弁当になってると思うんですよ。その手弁当になってる子供たちに対しての経済的支援を図っていただきたい。それを教育部局の中で、もう一度しっかりとんでもらいたいということです。

これはあの分かりやすく言ったら、平等じゃなくなってしまうってことなんです。1人に対して、第一子に対して3,500円ずつの負担軽減が発生した場合、そのアレルギーを持ってるお子様が弁当を毎日毎日学校があるたんびに弁当を作って持っていくと、3,500円の負担の軽減にはならないということ。そういう観点から見たら全然平等性、この機会均等性というのが保たれないと思うので、経済的支援、別の角度でやってあげられないかという要望が、それが1点目。

で、2点目に、先ほどからしばしば費用対効果とかいう話が出てるんですが、これ給食費の無償化に対して、各長期の休み、夏休み、冬休み、春休みのたんびにアンケートを取ってもらいたいんです。これアンケートを取ってもらう理由としては、その負担軽減を行政側の予算を執行した場合に対して、保護者側たちはどういう反応を示しているか。どういう費用対効果が出ているかっていうアンケートですね。で、このアンケートの様式っていうのが各自治体でいろいろ種類がありまして、僕の事務所のほうにも何枚か種類がありますので、そういうのも参考にさせていただければと思います。

これで、この2点の要望だけを終わらせてもらいます。で、その要望に対して大丈夫でしょうか。課内でもんでいただけるんでしょうか。

○学給センター所長（義 了君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

給食費無料化が令和4年度実施予定なんですけれども、先ほどのアレルギー体質対象者の弁当等を持ってこられたときの町としての補助っていうことですが、これは他市町村が今、既に実施してる先行事例等々をちょっと調べながら検討していきたいと思います。えっとごめんなさい、あのもう1点アンケートの件をもう1回、ごめんなさい。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

マスク取ってください。

○4番（杉山 肇議員）

あのアンケートの件はまた後ほどお伝えしますので、アンケートを取っていただくその体制が課内でもめるのかもめめないのか、その返事だけで結構です。

○学給センター所長（義 了君）

アンケートを実施させていただきます。

○4番（杉山 肇議員）

それでは、教育部局の要望はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。よろしくお願ひします。

で、あの1点だけの質疑なんですけど、ちょっと予算、予算書を見て、この本来なら1項目を注視して見なければいけないんですけど、ちょっと変則的な目線で俯瞰的に見せていただきましたところ、全ての款項目に通じてるんですけど、11節役務費の中に通信運搬費というのが組まれてるんです。これはあの分かりやすく言ったら、これは先ほど樺山議員から質問があったんですけど、大まかな大きい金額を省いたところ、この切手代、はがき代、これ郵送費みたいな形で組まれてると思うんです。で、その切手・はがき・レターパックと明記されている金額ってというのが269万8,000円。で、通信運搬費という軽度なやつ、これは多分恐らく封筒だと、僕の個人の判断だったんですけど、で合計したところ560万6,000円。で、これを財務のほうとしては、こういうその役務費の中の通信運搬費だけを抽出して統計を取ったりした経緯はあられるのでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この庁舎全体の、この通信運搬費を統計っていう形は取ってございませんが、各課で購入するはがきやレターパック等については差引簿、この町の事業に活用するものであって、何冊どのような事業に使ったのかっていうことを受払簿では取っておりますが、その全てを統計っていう形は今まで取っておりません。

○4番（杉山 肇議員）

これ僕もちょっと変則的な見方して、初めて自分自身で計算したんですけど、このレターパック・はがき・切手ってこの販売店、これ昨日伊仙局のほうにもちょっと確認行かせてもらいました。伊

仙町内に簡易局が5か所、個人商店で販売されている場所が8軒ほどあられるらしいです。これをその伊仙局、局としては面縄局、伊仙局、鹿浦局、犬田布局ってあるんですが、ここで購入した場合、簡易局で購入した場合、個人販売店で、個人商店で購入した場合に、局に対してのマイナスっていうのは全然発生しないらしいんです。ちょっと難しいですかね。これはあの郵便局の中の利益の妨害になるかっていったら全然ならないらしいんです。だからあの郵便局側としては、簡易局なるべくだったら個人商店で、郵便局の願いとしては、町民の利便性を考えてあちこちの個人商店にも販売を任せていますということだったんです。そういうことを鑑みましたら、単純にこの切手・はがき・レターパックって記載されているこの269万8,000円のはきれいにこの簡易局5か所、個人商店8軒に対して案分できないものなのではないでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この通信運搬費の予算についてはほとんど町が利用するわけなんですけど、以前も他の小さいお店は町のこういった予算の恩恵を受けれないとかいう話もありましたので、この今の質問にありました、そこにあらかじめ割り振るってことはちょっと不可能とは思いますが、均等に商店を利用できるようなシステムはつくり上げていかなければならないとは今感じました。

○4番（杉山 肇議員）

なるべく、できるかぎり平等に分け与えられるようによろしく願いいたします。こういうことをなぜ申し上げるかといいますと、ちょっともう質疑はこれで終わるんですが、これあの予算という名前の価値の分配なんです。予算の、この価値の分配というのがちょっとおかしくなってきたら何が起こるかっていったら、これ戦争が起こるんです。戦争が起こるし、これ政争が起こるんです。で、これ大久保町長に1つ伝えておきたいのが、もうノーサイドでいくんなら、しっかりとこの予算という価値の分配を全ての住民に与えられるように取り組んでいただきたい。政治的先導というのはそういうところに発揮すべきであって、政争の具にはならないと思います。

で、この予算編成というのも本当に皆さんお疲れさまでした。心の中から一つだけ思うのは、もう伊仙町のこの小さい町の中で与党野党ということもなくして、もうみんな一丸となって未来に向かって進んでいきましょう。僕の気持ちが、正直な気持ちはそういうところにあります。

これで僕の質疑を終わりにします。ありがとうございました。

○総務課長（久保 等君）

ただいま質疑のあったこの通信運搬費だけではなくて、あと燃料費とかもかなりの額に上りますので、偏ったところの利用じゃなくて、町内全てのそういった取扱店を利用できるようにまた指導していきたいと考えております。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

○町長（大久保明君）

杉山議員が話したとおり、伊仙町はこれから一丸となれば、我々が想像できないようないろんな発展ができると確信をしております。今日もいろいろ議員の先生方の積極的な、そして行政が気が

つかないような提案も幾つかしていただきまして、本当に参考になりました。これはやはり我々のエネルギーを一つの方向に、ベクトルを同じ方向に向かえば、その力はかなり本当に、みんなが驚くくらいのエネルギーがあると思います。

今日あの最初、給食費無料化がありましたけれども、それは確かにこのコロナ交付金10万円のショックがあつて、またみんながこれで行こうという話になりまして、まああの岡林議員に約束したら、ハーベスター料金は、これはもう、これに変えなければいけないというような思いでもありました。ですから、今日いろんな積極的な議論があつたと思いますし、いろいろ民生委員の問題、区長の問題なども出てまいりましたので、そのことは本当にノーサイドという形でやっていかなければ、これからの財政的に厳しい時代や災害、そしてまたコロナ禍の中で、この町が底力を発揮して成長していくことができるような伊仙町議会になってきているような確信をいたしましたので、どうかそういうつもりで、過去のいろんな経験をいかに前向きに生かしていくかということ伊仙町議会の皆さんと頑張っていきたいと考えておりますので、今後ともいろんな政策論争をやってみまして、若い議員たちがもっともっとどんどん成長していくこと、町職員もいろんな意味で苦勞、厳しさにも対応したし、この放送をほとんどの職員が聞いておりますので、それだけ皆さん方一人一人の思いが職員にも叱咤激励として伝わっていきますので、今後ともご指導をよろしくお願ひしたいと思います。

今日は、最後、杉山議員が言ったノーサイドってことを心に秘めて、皆さんとともに今期の町長として全力で取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第16号、令和4年度伊仙町一般会計予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号、令和4年度伊仙町一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

起立多数です。したがって、議案第16号、令和4年度伊仙町一般会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 4時53分

再開 午後 5時04分

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第17号、令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。
質疑はありませんでしょうか。

○7番（清 平二議員）

令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について質問いたします。

14ページ、款2保険給付費項4出産育児費1出産一時金462万とありますけども、出産、国民健康保険で大体何名ぐらい予想しているのか、お尋ねします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

令和4年度においては、11件を予定しております。

○7番（清 平二議員）

11件ということで、1人幾らぐらいですか、40万ぐらいですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

42万円となっております。

○7番（清 平二議員）

町長が人口増ということをよく言いますが、やっぱり国民健康保険、若い方々のこういうのを見ても、非常に出産、子供が少なくなっているんじゃないかなと私は思います。これに社会保険は含まれておりませんが、やはり今後、もっともっと若い人たちに島に帰って来てもらい、子供とか増えることを願っているんですけども、なかなかそういう現状には至っていないと思います。

こういう現状を見て、町長は、今後若い人たちを育てるための施策は何か考えているのかどうか、お尋ねします。

○町長（大久保明君）

今、この少子化はどんどん進んでおります。伊仙町出生率が高いといっても2.82からまた2.4まで下がっておりますし、次の5年間で2.8でいくのは非常に厳しいのではないかと思います。

そういった中で、若い人たちが安心して島に戻って来れるような政策を最優先でしていかなければなりません。伊仙町の特徴である豊かな土地をいかに活用していくかということで、若い農業青年たちが、またサトウキビのほうも、以前は30代もほとんどいなかった中で若い就農者も出てきておりますし、島で農業してもちょうと生活していけるんだというふうな仕組みをつくっていかなければならないし、もう一つ申し上げたのは、農福連携という形でいろんな方々が島で、例えば発達

障害の方々、そして軽度のまた重度の知的障害の方々も生産に関わると、生産というか就労して仕事をもらっていくと、それは時間にも関係なく、給与にも大きな影響のないような仕組みをつくっていくという中で。

ちょっと話長くなりますけども、何回も申し上げたとおり、日本は、今、東京一極集中のひずみの最大なものは2025年問題であるし、介護難民という表現があるぐらい高齢者の行き場が失われておりますので、それをこの温かい町に、出身者の方もそうでない方々も元気なうちから帰ってきたり、移住してきたりするような仕組みをつくっていかうということで、その一つが厚労省が推進している農業と福祉の連携による雇用と農業生産の地域での産出額を増やしていかうという政策をやっていくということと、今、全国的な地方で福祉施設がどんどんどんどん少なくなっていくし、東京のほうに企業が潤沢であるために、ますます東京のほうにいくというふうな形、それは待機児童と言われた保育所の施設もない中で、それは給与補填をして地方の保育士がどんどん東京に行くというふうな流れが現実にあるわけですから、それをさせないためにも、この地域で保育士、介護士の給与を助成するという仕組みをつくっていくことで帰ってこれると思いますので、それは今徐々に進んでいるし、そのことに政策の重点を置いた、予算も重点配分していくということであれば、若い人たちが帰って来れると思うし、また、自然遺産になればいろんな観光業も、昨日も連泊お客さんに呼ばれて行きましたけれども、やっぱりああいうふうな自然の中で生活をしていきたいという方々が潜在的には多くいますので、そういった方々を取り込んでいく仕組みをやっていくし、それからこの前、議会で視察した農業高校の敷地でのいろんなサテライトオフィスが今20社ぐらい伊仙町がオファーが来ているし、それを推進していくということで。都会ではもう地方で仕事をすると、ワーケーションという言葉などが出てきていますので、それはコロナ禍の中でますますそのことが脚光を浴びてきていますので、それをいち早くこの町で受け止めていくという形でのサテライトオフィス事業を20数社東京で集まってやってきたという、その結果が既に出てきておりますので、そういった政策を皆さんと委員会等も設置して、庁の中でもあらゆる課が連動して同じ目的でやっていくための仕事の中身を、今総務課のほうでも、どうしたらそういうことに対応できる仕組みをつくっていけるかななどを検討しておりますので、これから、どんどん議論しながら、成功例のある自治体などを視察しながらやっていけば、人口を増やしていくということは可能であると思います。

いろんな企業誘致にしても、新しい日本マルコもまだまだこれからですので、ああいった形での企業誘致などもやっていけば、私はその可能性はあるし、またそれをやり遂げるだけの環境と、そして伊仙町の人々の持つエネルギーをその方向に持っていけるよう努力をしていきたいと思っておりますし、それは職員も町民もそして何よりも伊仙町議員の方々との信頼と切磋琢磨、政策論争などが重要であると思っておりますので、もっとも協議の庁舎役場内でのいろんな経験を生かして、時々よく分からない質問もありましたけれども、今日のその質問に対してはしっかりと説明をしたつもりでありますので、よろしく願いいたします。（「私が言っている分からない質問」と呼ぶ者あり）

○7番（清 平二議員）

町長、何か私が質問しているのが分からないと言いましたけれども、本当に分からないですか。そういうジョークとか言ってやると、これ、インターネットで見ているんですよ、みんな。何か私分からないと質問をしているように聞こえるじゃないですか。こういうのは慎んでほしいですよ。

委員長、今の取り消してくれるようお願いします。（発言する者あり）じゃ次に、急に言われたからもう血圧上がってしまって、分かればいいです。分からなければ分からないでよろしいです。

14ページ、保険給付費の2、高額医療給付費720万減額になっています。何か720万減額になった理由が分かれば教えていただきたいです。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

算出の根拠として、平成30年から令和2年度までの実績の算定額に基づき、その平均額を計上してございます。

○7番（清 平二議員）

私が一般会計のほうでも質問しましたが、やっぱりそういうがん検診の受診率の向上、その他町民のそういう負担軽減図って、高額療養費がこういう具合に少なくなっているものだろうなど、私としてはそう思いますけども、今、特定健診の受診率は何%ぐらいでしょうか。

○健康増進課長（澤佐和子君）

すみません、今手持ち資料がありません。昨年度が64.8%ぐらいです。今年度はコロナ禍もあり、まだ出していませんが60%、もしかしたらいかにいかいということになります。

○7番（清 平二議員）

やはりこのようにして60%、非常にこれは鹿児島県のほうでも高い率だと思うんですよ、受診率は。これを維持していついていただきたい、そういう特定健診の受診率が上がる、あるいはがん検診の受診率が上がる、そういうことによって、この高額医療費または療養費ですか、こういうものの減額になってきますので、ぜひ私が一般会計の中で質問したように、自己負担率を下げて受診率を上げるようにして、国保保険が赤字団体にならないように、給付が下がるように、そういう政策にとってほしいと思いますので、ぜひ前向きに検討していただき、私が質問したこと分からないとか言わないで、真摯に受け止めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

終わります。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

他に質疑ありませんか。

○8番（岡林剛也議員）

令和4年度国民健康保険会計について質疑をいたします。

11ページ、一番下の18負担金補助及び交付金のPET検診15万円、説明書によりますと3万円の

5名ですか、これは非常に多分結構人気で倍率が高いと思うんですけども、この予算をもっと増やしてPET検診受ける人数を増やすことは考えられないか、お伺いします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの岡林議員の質問にお答えします。

このPET検診の補助金なんですけども、過去より、私のほうでもこの金額そして人数等気になっている点がございました。実際、昨年度は4名で定員に足りなかったというふうに記憶しております。今年度のほうにはまだ確定していませんが、この人数的にもこの保険制度を利用することになって、先ほど来、話があります平等制ということを経験すると全国保受給者が行き渡るものなのかどうなのかというところも、今検討しているところでもあります。増額ということなんですけど、こちらでも検討したんですけど、この制度自体に上限がございまして、なかなか増額が難しいということでありました。

ただ、この制度を今後どう活用していくか、また担当と協議をして増額等再度検討して、この制度自体についても協議してまいりたいと思っております。

○8番（岡林剛也議員）

この町の負担は、全額が町費なんですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

こちら、保険者努力支援制度の交付金を活用して10分の10の配当となっております。

○8番（岡林剛也議員）

ということは、全部国、県支出金ということよろしいですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

おっしゃるとおりでございます。

○8番（岡林剛也議員）

その辺でもう上限が5人と決まっているという解釈でよろしいでしょうか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

この保険者努力支援制度、他の事業にも活用してございますので、その兼ね合いでこの金額を設定させていただきます。

○8番（岡林剛也議員）

ぜひこれ、国保の組合員の皆さんに周知して、なるべくこれを利用するようにお願いして、また国、県にもお願いして増額してもらって、皆さんに受けてもらいたいと思います。

続きまして、14ページの項3移送費、これ10万円ってなっていますが、これについての説明をお願いします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

医師の診断書が必要な方にこの移送費の給付というのがあるんですが、こちら県100%事業となっております。県のほうからの支出というふうになっております。

○8番（岡林剛也議員）

一体どういうときにこの10万円は使うのか、お伺いします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

島外への搬送が必要な方に医師の診断書を受領の下、移送にかかる費用として請求があった後、支出するような事業でございます。

○8番（岡林剛也議員）

10万円がもし使い切った場合、その後は補正とかで対応できるのかどうか、お伺いします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

現在、当初予算にて計上させていただいているのは、前年度までの平均値等から算定しております。今後また増加するようであれば、この増額の補正をしてみたいと思っております。

○8番（岡林剛也議員）

分かりました。その下、出産育児一時金42万円の11名分とありますが、これは直接対象者に現金で渡すのかどうか、お伺いします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

すみません、制度が変わったというふうに認識しておりますので、後ほど確認してお答えしたいと思っております。

○8番（岡林剛也議員）

この出産育児金制度なんですけども、今現在、1人出産する場合、1人双子とかもあるかもしれませんが、大体幾らぐらい費用がかかるものなのか、お伺いします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

おおよそなんですけども、この上限額いわゆる42万円で収まるような金額の請求がございます。

○8番（岡林剛也議員）

で、予定11人で組んでいるんですけども、年間11人のこの出産というのはちょっと少ないと思いますけども、これで足りるのでしょうか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

先ほどあったんですが、年々減少傾向にあります。もちろん、増えることによって増額の補正は検討してみたいと思っております。

○8番（岡林剛也議員）

その下15ページが一番上も同じようなのが載っていますけども、これは別でしょうか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

2目の審査支払手数料の……。 （「いやいや15ページの一番上」と呼ぶ者あり） こちらは合計になっております。（「分かりました、もういいです」と呼ぶ者あり）

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

よろしいですか。他に質問ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第17号、令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号、令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

起立多数です。したがって、議案第17号、令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第3 議案第18号、令和4年度伊仙町介護保険特別会計予算について質疑を行います。

○3番（大河善市議員）

すみません、ちょっと勉強不足なんで教えていただきたいことがあります。

16ページ、一般介護予防事業費の中の報償費130万について、これについて教えていただきたいんですが。

○地域福祉課長（大山 拳君）

大河議員の質問にお答えします。

こちらは、元気度アップ事業の一環として今やっております事業の中で、活動に対するポイントの付与を地元の商品券と交換するという報償費となっております。

○3番（大河善市議員）

つい前年度のことは分からないんですが、利用している人から聞いたことなんですが、何か年間で5,000円ぐらいポイントでこれをもらえたのが減額になった、3,000円になったとかいうことを聞いたんですが、ここら辺についてどうですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

議員がおっしゃられるとおり、令和4年度から3,000円の減額となっております。というのも、国の上限額さらに新たな介護人材確保ポイント事業という事業が始まったことによる減額となっております。

○3番（大河善市議員）

はい、分かりました。

次に、12番の委託料について、いろいろ事業があって委託、この委託料について教えていただきたいんですが。

○地域福祉課長（大山 拳君）

介護予防事業の一環として、各種教室を開催しているところなんですけども、それぞれほーらい館や徳之島老人ホームなどに委託料として予算を計上しているところでございます。

○3番（大河善市議員）

これについて分かったんですが、この中で地域サロンって行って集落に行ってやるものと、それからもう一つ、地域で自主サロンっていうのがあると思うんですが、これについては、指導員の方がその地区に行って指導したり、自主サロンについては集落が運営しているところですが、話を聞くところによりますと、自主サロンについてですが、老人の方がやって送迎とも老人の方がよく行ったりしているという関係上、自主サロンの送迎についての助成等の考えはないのか、伺いたいと思います。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

自主サロンについて確かに今送迎はないんですが、あくまでも地域自主で介護予防教室をしていただくための委託料となっております。その他のほーらい館や老人ホーム等に委託している分については、送迎付きの予防教室もでございます。

○3番（大河善市議員）

その内容は分かるんですよ。私が言いたいのは、地域でやっているのは老人の方が老人の方を送迎とかやっているところもあるということで、近い集落の公民館でやる場合、それはもちろん歩いても行けるんですが、遠いところでやる、公民館でやる場合、送迎のことがちょっと問題になっちゃうということであるもので、今聞いているわけです。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

当予防教室の目標というのが、あくまでも地域で自主でっていうところを目標に、地域の自助、互助、活動の補助として委託料を支払いしているところでございます。送迎についても、また今後、無料バス等の活用、そしてまた地域の声を聞いて、また担当のほうとも協議してまいりたいと思っています。

○3番（大河善市議員）

ぜひ、検討なされたいと思います。

以上で終わります。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

他に質疑ありませんか。

○11番（福留達也議員）

1点だけお聞きしたいんですけども、この予算なのか一般会計なのか、ちょっと区別がつかないんですけども、例えば、老人ホームとかに入っているお年寄の方が介護サービスを利用すると、まあまあ課長は分かると思うんですけども、介護サービス利用者負担加算という請求が来ると思うんですけども、例えば、介護保険を1,000円分使うと、原則利用者が1割の100円を負担する、そういった仕組みになっていると思うんですけども、こと老人ホームとかに入ると所得が低い、所得といいますと年寄りですから年金ですね、年金額がある程度の基準以下の人は、原則1割の100円を負担するところを、また100円に対しても加算があってもほぼゼロで使っているとか、そういった現実がありますけれども、こういった仕組みというのは、そういった施設に入っている方だけが利用できるのか、あるいは一般の自宅にいる年寄りが仮に介護サービスを使って、ある程度の所得が低いとか、そういった認定があった場合に、その人たちにもそういった加算というのかな、手当というのかな、そういった仕組みがあるんですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

介護の給付等についてなんですけども、現在、保険料の軽減措置、そして給付費の軽減措置といったサービスを、今現在行われているところであります。

施設の方に関してなんですけども、実際に加算がされるんですが、養護老人ホームにおいて、また特養のような状態になっているところが懸念されていますので、そこら辺の緩和等も今後広域的に考えていきたいとは思っております。

○11番（福留達也議員）

結局、自宅にいて介護保険サービスを利用した方で、ある程度の所得が低い方ですよ、そういった方たちもそういった制度を利用できるということですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

すみません。制度等のことについては、また後ほど詳細のことについては答弁したいと思います。後ほど回答したいと思います。

○11番（福留達也議員）

調べて、あればそういったのを周知して、公正にそういった施設に入られていない方ももし利用できるのであれば、そういった利用があるというのを周知して活用させていただきたいと思います。終わります。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

他に質疑ありませんか。

○7番（清 平二議員）

11ページの2介護給付費項1介護サービス等諸費の目7居宅介護福祉用具購入費についてご説明をお願いします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

このサービスは、居宅において福祉用具が必要とされる方、手すり等そういった福祉用具の購入費用となっております。

○7番（清 平二議員）

これは介護の認定を受けた方の介護の大体何ぐらいの人の対象ですかね。

○地域福祉課長（大山 拳君）

認定の度合についてですが、条件等また確認したいと思います。

○7番（清 平二議員）

これは、例えば居宅、在宅をしていて、自宅にいてパンパースとかそういうもの、福祉用具の購入ということ考えてよろしいでしょうか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

あくまで手すり等の福祉用具でして、おむつ等はまた別のサービスがございます。

○7番（清 平二議員）

手すり等は住宅改修でしょう。ちょっと違うんじゃない、それは住宅改修が手すり等であって、これは福祉用具の購入ですので、住宅改修ではないと思うんですけども。

○地域福祉課長（大山 拳君）

すみません。手すり等ではございません。入浴に対する補助の用具、シャワーチェアなどの購入費用となっております。

○7番（清 平二議員）

ひょっとしたら、健康増進課長が詳しいんじゃないかなと思うんだけど、分かっていたら。

○健康増進課長（澤佐和子君）

答えたとおりであります。はい。

介護度によって違いまして、1項の1介護サービス等諸費が介護保険を利用している方と、あと2項の介護予防サービス等諸費は、要支援とかそういった方々に対する支援になると思います。

○7番（清 平二議員）

だから、自宅においてパンパースの補助とかそういうのがありますよね、それはどれに当たっているのかなと思っている。

それはどれで出ているかということをあれですけれども、ぜひ私がお願いしたいのは、そういう対象者がいたら、役場に行って申請書をもらい、なおかつ、またそれを持ってお店に行ってもらい、非常にこういうことをやるというのは、やはり介護をしている方々は役場にも行かなくちゃいけない、で、またお店のほうに行ってもそれをもらわないといけないというこういうのがあるので、認定を受けたら、今医療に行っても例えば血圧の薬なんかは2か月分もらえるわけですので、こういう方々が対象者がいたら、2か月分のそういうのを出してほしいんですよ。そして、それを出すのも認定を受けているから役場に行かないで、もう直接お店との契約していると思いますので、お店のほうで申請をしてそこで交換できるのかどうか、そういう制度に変えていけるのかどうか、お尋ねします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

購入ができるかどうかということについては、後ほど条例等調べてお答えしたいと思います。

先ほど、おむつ券がどの項目から支出されているのかということなんですけども、3款3項包括的支援事業任意事業費の19節の扶助費の中から家族介護用品として扶助されております。

○7番（清 平二議員）

ぜひ改善できることは改善して、介護をしている方があまりプライバシーというか、家族のことを見せたくないという思いがあると思いますので、その辺のところを考慮して、その対象者の方々のほうを改善していただきたいと思います。非常にそういうのを申請をしていったら、やっぱり役場に行って申請、お店に行って申請、これは、やはり一個人私としても、もし私の妻がそういう場合になった場合に、非常に自分の家族のことを公開しているように見えますので、そういうことじゃなくて、ちゃんと認定された認定証があります。その認定証を持って、お店のほうと恐らく契約していると思いますので、お店のほうにそういう書類をそろえて、そして交換して、お店のほうから請求書が行くんだったら、お店の請求書とその申請書を一緒にしたら、非常に自分の家族のプライバシー、外に出さなくていいと思いますので、そういう制度に変えていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

改善できるべきところは改善していきたいと思いますが、条例となると町で独断で改正できるものではございませんので、そこら辺、条例等調べた上に回答いたしたいと思います。

○7番（清 平二議員）

やはり、特に夫が妻の場合をこういう介護をしていた場合、男性のほうは非常に外にプライバシー等を見せたくないというのが、私たち男性の見方でありますので、その辺のところをしっかりとして、その家族を速やかに申請したのが届けられるような制度にさせていただくように要望いたしまして、私の質問を終わります。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

他に質問ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第18号、令和4年度伊仙町介護保険特別会計予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号、令和4年度伊仙町介護保険特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

起立多数です。したがって、議案第18号、令和4年度伊仙町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第19号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第19号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

起立多数です。したがって、議案第19号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第20号、令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第20号、令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号、令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

起立多数です。したがって、議案第20号、令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6 議案第21号、令和4年度伊仙町上水道事業会計予算について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第21号、令和4年度伊仙町上水道事業会計予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号、令和4年度伊仙町上水道事業会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

起立多数です。したがって、議案第21号、令和4年度伊仙町上水道事業会計予算は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これで、当特別委員会に付託されました6会計当初予算審査を全て終わりました。

当特別委員会に付託されました6会計当初予算の審査結果と委員長報告については、伊仙町議会会議規則第77条の規定により議長に提出いたします。

お諮りします。当特別委員会はこれをもって解散することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

異議なしと認めます。したがって、令和4年度伊仙町一般会計他5特別会計当初予算審査特別委員会は、本日をもって解散することに決定いたしました。

なお、次の議会は3月18日金曜日、午前9時より全員協議会、その後最終本会議を行います。お疲れさまでした。

閉 会 午後 5時50分

令和4年第1回伊仙町議会定例会

第 7 日

令和4年3月18日

令和4年第1回伊仙町議会定例会議事日程

令和4年3月18日（金曜日） 午後1時35分 開議

1. 議事日程（第7号）

- 追加日程第1 議案第22号 令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 追加日程第2 発議第1号 行政事務執行の適正化を求める決議書（提案理由説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第1 議案第16号 令和4年度伊仙町一般会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第2 議案第17号 令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第3 議案第18号 令和4年度伊仙町介護保険特別会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第4 議案第19号 令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第5 議案第20号 令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第6 議案第21号 令和4年度伊仙町上水道事業会計予算（当初予算審査特別委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第7 令和3年陳情第6号 住宅政策に関する陳情書（経済建設常任委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第8 陳情第1号 養護老人ホームに従事する職員の給与改善の実現に向けた措置費の引き上げについて（要請）（総務文教厚生常任委員長報告～質疑～討論～採決）
- 日程第9 議員の派遣について
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第11 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代君	2番	久保量君
3番	大河善市君	4番	杉山肇君
5番	牧本和英君	6番	佐田元君
7番	清平二君	8番	岡林剛也君
9番	上木千恵造君	10番	永田誠君
11番	福留達也君	12番	前徹志君
13番	樺山一君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也君 事務局指導主幹 春島弘明君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	久保等君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	稲田大輝君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長	福島隆也君
耕地課長	稲田良和君	きゅらまち観光課長	上木博之君
水道課長	田中真琴君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	大山惣二郎君	教委総務課長	上木正人君
社会教育課長	伊藤晋吾君	学校給食センター所長	義了君
健康増進課長	澤佐和子君	総務課長補佐	寶永英樹君

△開 会（開議） 午後 1時35分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 追加日程第1 議案第22号 令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）

○議長（前 徹志議員）

お諮りします。ただいま伊仙町長から、議案第22号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。議案第22号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第22号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

提案理由の説明をいたします。

議案第22号、令和4年第1回伊仙町議会定例会に追加提案いたしました議案第22号につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第22号は令和3年度伊仙町一般会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第22号について補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、議案第22号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）について補足説明いたします。

先日、提出しました令和3年度補正予算（第6号）からの変更のあった箇所について説明いたします。

予算書をお開きください。

第1条既定の歳入歳出予算の総額90億9,099万円に歳入歳出それぞれ3億66万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を91億2,165万9,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

予算書9ページの歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたしますが、11ページから16ペー

ジにかけて歳入状況の説明を記載してございますので、そちらもご参照ください。

18款繰入金、補正前の額5億7,740万9,000円から3億4,128万6,000円を減額し2億3,612万3,000円とするものであります。変更のあった箇所としまして、基金繰入金において、財政調整基金繰入金3億2,074万8,000円の減額、きばらでえ伊仙応援基金繰入金総務分各種事業活用費212万1,000円の減額であります。

きばらでえ伊仙応援基金繰入金については徳之島高等学校空手道全国大会出場補助金の増額によるもので、財政調整基金繰入金につきましてはそれ以外の歳出予算の変更に伴うものでございます。

次に、歳出について説明します。

予算書10ページの歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたしますが、予算書17ページから51ページにかけて歳出内訳の説明を記載してございますので、そちらもご参照ください。

2款総務費、補正前の額27億2,798万9,000円から4,895万2,000円を減額し26億7,903万7,000円とするものであります。

変更のあった箇所としまして、1項総務費の1目一般管理費において18節負担金補助及び交付金の徳之島高等学校空手道全国大会出場補助金20万円、25節寄附金の大島高校選抜高校野球大会出場寄附金20万円の増額であります。

4款衛生費、補正前の額6億8,621万3,000円から1,889万6,000円を減額し6億6,731万7,000円とするものであります。変更のあった箇所としまして、1項保健衛生費の5目健康増進事業費において、7節報償費の5歳児歯科表彰報償費1万2,000円の増額であります。

10款教育費、補正前の額5億8,767万円から632万円を減額し5億8,135万円とするものであります。変更のあった箇所としまして、5項幼稚園費4目幼稚園管理費において22節償還金利子及び割引料の過年度分国庫支出金超過受入返還金16万5,000円の増額、過年度分県支出金超過受入返還金8万3,000円の増額であります。

7項保健体育費2目給食センター運営費において、1節報償の各パートタイム会計年度任用職員報償52万7,000円の減額であります。

以上が、教育費の変更箇所であります。

12款公債費、補正前の額8億5,073万8,000円から3,733万4,000円を減額し8億1,340万4,000円とするものであります。

変更のあった箇所としまして、1項公債費1目元金3,617万円の減額であります。こちらは補正予算（第6号）提出時点では一括償還を予定していた償還がありましたが協議を行った結果、償還年数が延長となり償還額が減額となったためであります。2目利子においては補正予算（第6号）提出後に一時借入金の借入額、利率、期間等が決定したことにより一時借入金の利子の金額が確定したことに伴う一時借入金利子8万6,000円の増額計上であります。

以上が公債費の変更箇所であります。

歳出合計補正前の額90億9,099万円に3,066万9,000円を増額し91億2,165万9,000円とするもので

あります。

次に、予算書6ページをご参照ください。

地方自治法第213号第1項の規定により繰り越して使用できる経費として第3表繰越明許費についてご説明いたします。

補正予算(第6号)からの変更のあった箇所としまして、2款総務費1項総務管理費、事業名、財産管理経費368万5,000円を次年度への繰越明許費として追加してございます。事業内容といたしましては公共施設等総合管理計画見直しの策定委託料となっております。

次に、予算書7ページをご参照ください。

第4表債務負担行為補正についてご説明いたします。補正予算(第6号)から油圧ショベルリース料、ホイールローダーリース料を削除し、農業振興地域整備計画策定業務委託料のみを債務負担行為として計上してございます。

以上、令和3年度伊仙町一般会計補正予算(第7号)について補足説明をいたしました。ご審議賜り承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(前 徹志議員)

議案第22号について質疑を行います。

○13番(樺山 一議員)

議案第22号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算(第7号)について質疑をします。

18ページをお願いします。

款2総務費項1総務管理費目1一般管理費節18負担金及び交付金、徳之島高等学校空手道選手権大会出場補助金20万円、その下の節25寄附金大島高等学校選抜高校野球大会出場寄附金についてお尋ねをいたします。

これらの寄附金を出すに当たって要綱等は作成されているのかお伺いします。

○総務課長(久保 等君)

ただいまの質問にお答えします。

この補助金並びに寄附金につきましては、スポーツ少年団、あと部活等の要綱に追加して伊仙町立中学校を卒業し、その、父兄が伊仙町に在住する方という規定をもちまして要綱を定めております。

○13番(樺山 一議員)

今回その要綱を定めた経過というのは、この寄附をするために要綱を追加したと理解してよろしいですか。いつ、その要綱を定めたのかお伺いします。

○社会教育課長(伊藤晋吾君)

ただいまの質問にお答えします。

令和4年3月1日の改正でございます。

○13番（樺山 一議員）

令和4年3月1日、つい最近改正されたと理解してよろしいですか。

私が言いたいのは、本町の中学校出身、本町出身者で甲子園に出てる生徒さんは他にもいると思うのよ。なぜ、大島高校が出たからするのか。本当は、公平性からいえば、そのときから本当はしてあげるのが普通だと私は思いますよ、まあ誰誰と名前は言わないんですが、本町出身で甲子園に出場された方、そして親が伊仙町に在住してる方、私はいると思いますよ、2、3年ぐらい前までは。だからそういうのを急にこういう形で要綱を追加したり改正したりするわけじゃなくて、ぜひ、公平に透明性のあるようなお金の使い方をしてほしい。そして、役場なりで例えば甲子園に出られる方の横断幕等が今、作られてます。あれを私の聞いた話では、高野連はあれを望まないらしいです、公平性からいって、あの横断幕をもらえない生徒もいるし、そういう話は御存じですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

以前、そういったあれがあったときに、確認しております。個人名ではたしか出せなかったような気がいたします。

○13番（樺山 一議員）

これから先は、そういう公共性、高野連とかそういう個人名を出すのは、やはり予算を使って出すのは控えていただきたい。そしてまた、こういうのは出すのはいいと思いますよ。しかし、やはり公平性、透明性で全ての方に説明しても分かるような形で、寄附を出すために要綱を変えたんじゃないかと思われがちですので、これから気をつけていただきたいと思います。

以上です。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はございませんか。

○9番（上木千恵造議員）

令和3年一般会計補正予算（第7号）について質疑をいたします。

5ページをお願いいたします。

この継続費については急に4億数千万円の金が増えたということで、議会でも今まで大分論議してきましたけれども、この1点だけ。令和3年度については、現在契約してある金額と今後変わる可能性があるのかどうかお伺いいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今、契約を交わしている工事についても変更等が生じた場合は、この金額に多少の変更は生じるものと考えております。

○9番（上木千恵造議員）

土木工事についてはある程度の変更はやむを得ないと思いますけれども、建築本体工事についても箱が決まっていますので、ほとんど変更はないと思います。そういうことで、契約書には物価上

昇後について、何%にしる物価が上昇した場合に金額を増やすとか、そういう契約条項とかあるのか、ないのかお伺いさせていただきます。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

確かに、今、現在見える部分におきましては、上物といいますか、それは変更はあまり生じないものと考えております。今現在進行中の基礎工事それから外構工事等については見えない部分といえますか、施工しないと分からない部分等もありますので変更は生じるものと認識しておりますが、この、今言われた市場単価、物価等の変更についての契約については、ちょっと資料を取り寄せますのでお待ちください。

○9番（上木千恵造議員）

資料は当然出していただきたいと思います。今14億何千万ですかね、契約していますけれども、私の見方ではこれにもほとんどこれ以上の変更はない、よっぽどの物価が上がらない限りはないと思いますけれども、今後あまり大きな変更がないように役場のほうでも設計書を十分チェックして、見落とし等がないように努力していただきたいと思います。

次にちょっと、6ページをお願いします。

第3表繰越明許費、この11項目ですかね、ありますけれども、この中でまだ事業が発注されていない部分があるのかなのか、お伺いします。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの上木議員の質問にお答えします。

建設課では、防災・安全社会資本整備交付金事業、橋梁の分ですがこれは未契約繰越しになっております。

○9番（上木千恵造議員）

年度内発注が基本ですけれども、もし差し支えなければ遅れた理由等をお聞かせいただきたいと思います。

○建設課長（福島隆也君）

先週、全協のほうでも説明しましたが、この橋梁の箇所が一方通行というか、道路が、迂回路がないという状況で、農繁期と重なりましたので地元から要望で工事はちょっと止めてくれという話で全額繰越しになっております。

○9番（上木千恵造議員）

この、他の工事についても全部発注済みということですかね。

○総務課長（久保 等君）

総務課分であります、2款総務費1項総務管理費の財産管理経費の先ほど説明しました委託料については、今後発注するものでございます。

それから、9款消防費1項消防費、避難所施設改修事業1億6,100万円、これも先日説明したとお

り東部・西部の公民館、それから喜念と西伊仙西の公民館の改修に充てるものでございます。これについては奄振の前倒し等により、3月に予算が決定したため繰り越して次年度契約をして執行する計画となっております。

○9番（上木千恵造議員）

予算の決定が遅れたということで未発注ということのようです。これについては終わります。
7ページをお願いします。

第4表債務負担行為の補正、先ほど総務課長から説明がございましたけれども、油圧ショベルリース料とホイールローダーのリース料が予算から削除して、新たに補正7号を出したということです。その中において、この部分については令和4年度の予算に、令和4年度分のリース料が計上されます。この計上されてる予算については今後どのように取り扱っていくのかお伺いをさせていただきます。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この、ただいま計上してございます第7号の補正予算書にこの債務負担行為が、前回の6号から取下げをしてございますので、令和4年度においても、この予算に計上された部分の執行は凍結という形でございます。

○9番（上木千恵造議員）

凍結ということで補正で減額とかそういう予定はないということですか。しばらく。

○総務課長（久保 等君）

今後、これから先、臨時議会があればそのとき、なければまた6月の定例会等で減額補正をする予定でございます。

○9番（上木千恵造議員）

このことについては、先般8日の日に議決されました伊仙町堆肥センターの指定管理と関連して事業でございます。そういう形で、この管理センターの管理指定についてはその後どのような状況なのか。もう、否決されてそのまま放置、置きっぱなしなのか、それとも今後また改めて募集し直して入札をやり直すのか、お伺いをいたしたいと思います。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

堆肥センター指定管理についてでございますが、3月8日の定例会におきまして否決されております。そういった経緯の中、9日に募集要項等の一部修正を行い、再度公募をいたしております。

○9番（上木千恵造議員）

募集要項等を変更して、再度に公募をかけてということですよ。今の状況でよろしいんですけども、公募をされている方がいるのかいないのか、お伺いをいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

公募期間が3月23日までとしておりまして、何事業者出てくるかはまだ不透明なところでございます。

○9番（上木千恵造議員）

23日までの公募期間があるようですので、その後の話になると思います。このようにいろんな面で事務の視点といたしまししょうか、ミスで我々否決されたわけですけれども、今後このようなことがないように、執行部も重々、慎重を期して予算の計上また執行には当たってほしいと思います。終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はありませんか。

○14番（美島盛秀議員）

令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）について質疑をいたします。

ただいまの質疑に関連しますけれども7ページ、表4債務負担行為の補正ということでありましてけれども、これは堆肥センターの油圧ショベルのリース代、ホイールローダーのリース代の2,063万2,000円と1,535万2,000円であります。合わせて3,598万円。この2つをリースを削除するということでありましてけれども、この堆肥センターの管理運営に当たっての条例変更で、あるいは管理運営の指定管理者が否決されたということを受けて、この2件が削除されるということと受け止めておりますけれども、そういうことでよろしいですか。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

ただいま美島議員がおっしゃったように、それを当初の考え方としては、どちらの指定管理がなくても整備をするという考えでありましたが、今、これを否決されたということでこの件については一旦落として再度協議を重ねて、そこの整備をどうするかということも念頭に入れて協議しなければならないという考えの下でこれを取り下げさせていただきます。

○14番（美島盛秀議員）

各、今まで今月いっぱいまでに契約をされている事業者は10年間個人の重機を、このショベル、ユンボですね、あるいはタイヤショベルを使って努力をしてきたということを聞いております。しかし、今回の補正予算にはこの2件が補正されていたと、そして今回落とされるということでありましてけれども、また23日までにはまた再度募集をかけてあるということでありましてけれども、もしこの事業者が提案されてその後、こういう機械のリースこれを出す考えがあるのかどうか、また、これは私としてはもう出す必要はないと、自ら進んで委託契約をお願いしているわけでありまして、自分の重機を使って、過去みたいに、そして町の財政に圧迫をしないようなことをしていただきたい、そして、この3,590万このお金は、そこでできた堆肥の助成等に充てるような農家のために、

本当に堆肥センターが農家のために役立っているんだということ等をできるのか、そういう努力ができるのかお尋ねいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

補正予算（第6号）において、債務負担行為として油圧ショベル、ホイールローダー等計上しておりましたが、こちらは指定管理の公募を行う前にどの事業者が入っても利用できるように、ということで整備する計画をいたしておりました。その計画の中身といたしましては、9月議会に提案いたしております過疎計画、また11月に議会における過疎計画、今議会における過疎計画の中にも当初から予算として計上しているものでございます。また、こちら導入のきっかけとなったことにつきましては、現在運営を管理しております事業者さんとの打合わせにより自らの重機を持ち込んで作業を行う、これには限界があるとのことでしたので、年度当初から事業化なり事業への申請なりを協議し導入といった計画まで進んできたものであります。こういった様々な背景がございまして、計画のほうに計上させていただきました。また、先ほど美島議員からありました、この金額を堆肥のほうへ補填できないかという話でございますが、自前の重機等に故障がある場合、その耐用年数等にもよるかと思いますが、修繕等様々な費用がかかってまいります。こちらにつきましては堆肥の売上げ、販売価格に上乘せするしか、その回収方法はないと認識しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○14番（美島盛秀議員）

当たり前の、執行部としてはそういう答弁しかできないだろうと思います。しかし、過去のこの受託していた業者のことを考えれば、自分で重機を持ち込み、10年間もいろんなことで堆肥センターをしっかりとした一職場といったらおかしいですけれども、そういう事業ができるような、運営ができるところまで改善改良しやってきたというそういう努力、委託……。

○議長（前 徹志議員）

美島議員、予算書について質疑をお願いします。

○14番（美島盛秀議員）

予算だよ。リースの件よ。

○議長（前 徹志議員）

リースは戴ってませんので。

○14番（美島盛秀議員）

そういうこと等を前もって考えられてなかったのか。そして、このリース代が次も23日に決まったら今後6月議会あたりで考える、12月議会あたりで考えるという答弁でありましたけれども、そういうことがあると、あるのかないのか、はっきり答弁をお願いします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在、2回目の公募を行っている状況にありまして、今後どの事業者が指定管理を受けるかどうか分からない状況でございます。その中において、次期指定管理事業者との、また協議等も必要であると考えておりますので、その協議次第によっては補正予算による減額、もしくは事業の遂行についてまた協議していきたいと考えております。

○14番（美島盛秀議員）

終わります。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第22号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第22号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 追加日程第2 発議第1号 行政事務執行の適正化を求める決議書

○議長（前 徹志議員）

お諮りします。

ただいま、福留達也議員他12名から発議第1号、行政事務執行の適正化を求める決議書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。

発議第1号、行政事務執行の適正化を求める決議書を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2 発議第1号、行政事務執行の適正化を求める決議書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○11番（福留達也議員）

行政事務執行の適正化を求める決議書。

令和4年3月18日本会議において提案、議決された令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）中、2款総務費1項総務管理費、事業名、庁舎建設事業費において、補正前総額約18億2,000万円に対し、約4億4,000万円もの増額補正となっております。

執行部の説明では、当初の積算に見込んでいなかったプロポーザル支援費用、地質調査費用、分筆・合筆登記費用、議会放送設備工事、電算移設費用、電話工事費用、防災関連工事費用、備品工事費用などに係る追加予算であるとのことであったが、結果として執行部の事務執行の不備によりさらに多額の負担が強えられることとなった。

本来、行政は、町民との信頼関係の上で成り立っているものであり、本町の一大事業である新庁舎建設に関し、このような不手際は到底許されるべきではなく、組織運営において重要な立場にある課長職以上の責任は重大であると考えられる。

特に最高責任者である町長の責任は重く、町民への信頼回復に向けた具体的手だてや今後の行動指針を示し、先頭に立って推進するよう強く求めるものである。

行政の責任者たる町長は、強い意志と責任感を持って、自らの言動が職員に与える影響も自覚し、非常事態であるという危機感を持ち、今後の行政事務執行に当たっては一層の努力を求めるものである。

以上、決議いたします。

令和4年3月18日。伊仙町議会議員一同。

○議長（前 徹志議員）

発議第1号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀議員）

このような決議を、これ14名、議長を除く13名が提案をいたしております。

このようなことは議会は皆考えて思っているんです。ただ口に出して言えないだけだったんです、今まで。それを私はずっと言い続けて、このことを言い続けてまいりました。そして、今日最終本会議でありましたけれども、午前中1時までこのことで議論を行ってまいりました。

○議長（前 徹志議員）

文書に読み上げましたのでいいんじゃないんですか、もう。

○14番（美島盛秀議員）

質疑よ。（「前で」と呼ぶ者あり）いやいや、ここでいいですよ。委員長に質疑するわけよ。

いや、私はこれを委員長に、提案者に。説明をして、町長からこのことに対して何らかの意思表示をお尋ねしたいという考えなんですけども、お願いします。

○議長（前 徹志議員）

議会からの意思決定ですので。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時18分

○議長（前 徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号、行政事務執行の適正化を求める決議書を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、発議第1号、行政事務執行の適正化を求める決議書は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第1 議案第16号 令和4年度伊仙町一般会計予算

△ 日程第2 議案第17号 令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計予算

△ 日程第3 議案第18号 令和4年度伊仙町介護保険特別会計予算

△ 日程第4 議案第19号 令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算

△ 日程第5 議案第20号 令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算

△ 日程第6 議案第21号 令和4年度伊仙町上水道事業会計予算

○議長（前 徹志議員）

日程第1 議案第16号、令和4年度伊仙町一般会計予算、日程第2 議案第17号、令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計予算、日程第3 議案第18号、令和4年度伊仙町介護保険特別会計予算、日程第4 議案第19号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5 議案第20

号、令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算、日程第6 議案第21号、令和4年度伊仙町上水道事業会計予算の6件を一括して議題とします。

本件については当初予算審査特別委員長の報告を求めます。

○当初予算審査特別委員長（佐田 元議員）

去る3月8日の本会議において、当初予算審査特別委員会が設置され、令和4年度伊仙町一般会計他5特別会計予算が当委員会に付託されました。

3月11日から16日までの3日間、本特別委員会において慎重に審議いたしました。

本町における今年度の歳入状況については、地方交付税等の依存財源が86.8%を占め、町税等の自主財源は14.2%となっており、歳入に占める自主財源の割合がわずかなことから、非常に厳しい財政状況の中で財政運営を強いられることが推測されます。

今年度より役場庁舎の建て替え工事が本格的に始まり、各種公債費の償還や新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした施策、少子高齢化対策に伴う扶助費の増加、また老朽化した小学校の建て替えなどに多額の財源を必要とし、さらなる財政の圧迫が懸念されます。これらの事業を着実に実施するためにも各種事業の費用対効果を検証し、長期的視野に立った計画の事業遂行を行うことが必要であります。

また、地震や大型台風、豪雨などの自然災害時に備えた堅実な財政運営を行うことが重要であると言えます。さらに、年々上昇する経常収支比率に対して、人口減少からなる地方交付税や地方税などの減収を勘案し、目下の財源確保の方策として、ふるさと納税や地方創生推進関連交付金等の獲得と各種税・負担金・使用料の徴収率の向上に向けて町執行部と議会が車の両輪として率先して取り組むことが、厳しい財政状況を乗り越えるためには必要不可欠であります。

以上、当特別委員会の財政の安定化に向けた見解と本町の財政状況を踏まえて、当初予算に関する審査並びに現地調査を行いましたので、順次ご報告と要望をいたします。

まず、3月11日に行われた現地調査について、委員並びに議長を含む14名で当初予算に関して主に現地調査を要する箇所を予め選定し、担当課長をはじめ担当職員から詳細な説明を受けました。

1件目は、10款2項11目喜念小学校解体・グラウンド整備設計業務委託について調査いたしました。喜念小学校建て替えについては、令和元年度から令和2年度までに校舎体力度調査、伊仙町学校施設長寿命化計画並びに、喜念小学校建て替え基本計画を策定し、令和3年度においては、地質調査、校舎新增改築工事に伴う学校用地測量業務、校舎新增改築工事設計業務を委託しており、本年7月頃をめどに工事着工ができるよう業務を進めているとの説明でありましたが、同校舎においては敷地内にて遺跡が確認されたことにより、工事着工の前に埋蔵文化財の調査を行う可能性も出てきたとのことであり、今後関係する部局がスムーズに互いの業務が遂行できるよう連携し、学校建設に向けて取り組むよう要望します。

次に、8款4項2目公営住宅建設事業の喜念団地・検福赤久団地・阿三カシナトウ団地について調査いたしました。

喜念団地は、空き地部分に1棟3戸の新築工事、検福赤久団地については、屋上防水、外壁改修、トイレ水洗化をメインとした2棟8戸の改修工事、阿三カシナトウ団地は、2棟6戸の新築工事であり、近年2人世帯の入居者需要が増えてきていることから、阿三カシナトウ団地は、1部屋約60m²の床面積で設計しており、経費削減、または家賃低廉化となっているとの説明でありました。委員からは、子育て世帯向け住宅については防音対策、また、新築ばかりではなく、古い住宅も水回り部分のみを改修することで低所得者に対して低価格で貸すことができ需要も十分にあるのではとの意見がありましたので、今後の住宅政策に向けて検討されるよう要望いたします。あわせて、一般質問でも指摘のあったとおり、老朽化した教職員住宅についても教育委員会と連携し、対応されるよう要望いたします。

次に、令和3年度繰越明許費の8款5項1目特定地区公園整備事業について、義名山公園にて調査を行いました。

当該事業は、社会資本整備総合交付金を活用し、令和元年度から順次整備を行っているもので、これまでに総合グラウンド管理棟の改修工事、遊具広場、令和3年度には大型遊具の設置、多目的広場の整備を進めているとの説明でありました。

委員から大型遊具の設置予定箇所について、近くで遊ぶ子供たちがけがなどをしないように、立入禁止などの措置を講じること。また、公園横にある既存の公衆トイレについても障害者の方々にも利用できるよう改修を行うよう意見がありましたので、検討されるよう要望いたします。

次に、令和2年度繰越明許費で整備された2款1項、テレワーク環境・サテライトオフィス整備事業について調査しました。

当該事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本国内におけるテレワークが急速に普及する中、地方への拠点開設を模索する企業側のニーズに応え、サテライトオフィス開設に向けた誘致活動を推進し、交流人口の創出による地域の活性化につなげることを目的としており、令和3年度に整備を終え令和4年度からの開設に向けて準備が進められ、先般議会へ条例の制定が提出され可決されたものでありました。

今後、想定される入居企業については、無人による自動運転技術の研究開発を行っているNTTデータオートモビリティジェンズ研究所が本施設を拠点とした実証実験を検討し、現在までに2回の現地調査を行っているとの説明でありました。

委員より指摘のありました(1)休館日・使用時間帯の設定について(2)利用者の駐車場確保について(3)防犯等を含めた今後の管理方法について(4)窓の事故防止対策について(5)施設の利用促進についてなど、これらの項目についての対応を行い、幅広い利用者のニーズに沿った運営・管理が行えるよう要望いたします。

次に、6款1項17目農業支援センター運営費について、活動状況をAコープ隣の実証圃場にて調査いたしました。

昨年の8月から新たなセンター長の下運営されており、活動実績として農業塾の開催、キノコに

じいろクラブやひまわりの家と連携し、土壌づくりから各種野菜の定植、収穫体験の実施、町内保育園や小学校への出前授業などを行っており、農業塾についてはとても好評で回数を増やす検討をしているとのことでありました。

実証圃場についても、バレイショ、カボチャ、スイートコーン、キャベツ、ブロッコリー、レタス、バジル、ローゼル、枝豆、大根など、多種多品目を栽培し年間を通して栽培、収穫ができるような取組がされており、とても充実した活動がされていました。

研修生については、いまだ応募がない状況とのことですが、様々な媒体を活用し、早急に研修生の確保に努められるよう要望いたします。

最後に、令和2年度繰越明許費で整備された2款1項16目、集落活性化推進事業で整備された阿権前里屋敷について調査いたしました。

阿権集落は、観光地として琉球石灰岩を使用した長方形・多角型に加工された相方積みで南島、南の島特有の雰囲気を感じさせる石垣や、樹齢300年の歴史あるガジュマルなど観光名所として多くの観光客が訪れることから、前里屋敷を改修し、環境学習室・健康教育室などを整備し、集落住民の憩いの場、しまっこガイドの拠点、観光客も利用できる場として令和3年度に改修工事が行われ、令和4年4月のオープンを目指し進めているとのことでありました。施設の管理について、当面の間は未来創生課で対応し事業目的に沿って各種補助金及びふるさと納税の活用を検討しつつ、民間への指定管理や業務委託などを検討していくとの説明でありました。

今後、施設運営を行うに当たって委員から指摘のあった（1）休館日・使用時間帯の設定について（2）駐車場の確保や町道沿いの水路の蓋の設置（3）看板の設置や観光客などに対応した前里屋敷パンフレットの作成（4）SNSなどを活用した情報発信の強化。以上について検討し集落活性化はもちろんのこと、今後予測される多くの観光客に対応した体制整備を行うよう要望いたします。

次に、3月14日から16日の2日間、本議事堂内で実施された当初予算審査特別委員会質疑の詳細についてご報告いたします。

まず、令和4年度一般会計予算の歳入について、市町村たばこ税の用途については税相当額を特定検診等の個人負担軽減のために配分していただきたい。また、たばこ税を増やすため、愛煙家への町内消費を促すよう広報などを活用し周知を行うようにとの要望がありました。

また、町税、分担金、使用料は、貴重な自主財源でありますので、引き続き徴収の強化を図るよう強く要望します。

次に、森林環境譲与税については全国の自治体において積立された基金を活用されていない状況とのことであり、令和6年度より個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされているため、積極的に地元産材を使った備品などの購入などに活用していただきたい。

次に、歳出であります。総務課関係について、職員の綱紀粛正はもちろんのこと、公務員とし

ての規律や自覚などの研修を行い成果が生かせるよう要望します。

また、庁舎建設事業費については、当初予定されていた約18億2,000万円に対し、約4億4,000万円もの増額となっていること、また、全ての工事完了に関し令和6年まで及ぶことについて、詳細な理由を町民に対ししっかりと説明責任を果たすよう要望します。

次に、未来創生課関係について、企業誘致対策事業は町内における雇用の場として貴重な財産であります。節14工事請負費の工場内アスファルト舗装工事費、節12委託料の高圧電気管理・浄化槽管理については、使用している企業側にも負担させることも視野に入れ会社側と協議するよう要望します。

きばらでえ伊仙応援基金事業の節11通信運搬費は、ふるさと納税者へ対する返礼品の送料とのことであるが、返礼品を役場で一括してとりまとめ、運送会社を使い分けることによって経費の削減につながると考えられるため検討するよう要望します。

次に、地域福祉課関係について、町内各集落において行われている地域さわやかサロンに関し、集落によっては自宅から公民館までの距離が遠く参加することが困難な高齢者もいることから、送迎などの支援ができないか検討していただきたいとの意見がありました。

次に、経済課関係について、農業総務費、節14及び節17の直売所、百菜における浄化槽の工事請負費、備品購入費については、未来創生課での指摘同様、現在指定管理を行っている会社側への負担も含め協議していただきたい。また、節18徳之島地区農業廃プラスチック処理協議会負担金について、令和4年度は回収の回数を増やすとのことでありましたが、ぜひ、広報誌等を活用し一般の量販店で購入された農薬ボトルなども回収可能である旨を農家へ周知し回収率向上に努めていただきたい。あわせて畜産農家から出るラップ類の野焼きや投棄等が出ないよう周知徹底を要望します。

また、経済課においては令和2年度から令和3年度にかけ実施されていた、サトウキビ増産推進事業が費用対効果が得られなかったとして令和4年度予算に計上されていませんが、本事業は伊仙町過疎地域持続的発展計画に令和7年度までの計画として記載されており、令和4年度中に補正予算へ計上し、引き続きサトウキビ農家支援に努めるよう要望します。

次に、給食センターについて、令和4年度より給食費の無償化が実現されることとなり、子育て世帯の保護者にとっては、家計の負担軽減となる大変意義のある事業だと思われれます。しかしながら、アレルギーを持った児童への対応は十分であるとは言えず、平等性確保の観点からそのような家庭に対しては経済的な支援等が行えないか検討していただきたいとの意見もありました。

また、毎年児童や保護者へのアンケート調査を行うなど、町民のニーズに寄り添った施策に取り組まれるよう要望いたします。

次に、全部局において関連する通信運搬費でのハガキや切手、レターパックなど購入に関して町内の簡易郵便局5件、個人商店8件で販売されているとのことであります。今後の購入についてはそれぞれの販売店から平等に購入されるようにしていただきたい。

また、通信運搬費のみでなく、全部局における全ての事業において公正で公平性のある行政運営

を行っていただくよう強く要望します。

また、多岐にわたる明許繰越が散見されますが、今後は計画的な事業執行や早期発注など年度内執行を徹底すること。

新庁舎建設が始まり、自主財源が極めて厳しい状況にあることを認識し、事務事業の見直しや職員配置など機構改革を推進することも併せて要望します。

5 特別会計においては、そのほとんどの会計において一般会計からの繰入金が増して計上されております。各種運営事業の効果検証を行い、負担金・補助金については事業実績に応じた見直しを行うこと、徴収強化とコスト削減の徹底を要望します。

審査の結果、令和4年度伊仙町一般会計予算他5特別会計予算は原案可決すべきものと決定いたしました。各指摘事項や要望事項については毎年指摘されているものも多々あります。

令和4年度においては、全職員が一丸となって各事業に取り組んでいただき、町政施行60周年の節目の年に相応しい飛躍の年となれるよう頑張っていたいただきたいと思います。

以上、当委員会に付託されました、令和4年度伊仙町一般会計予算他5特別会計予算についての審査結果の報告といたします。

令和4年3月18日。令和4年度当初予算審査特別委員会委員長、佐田 元。

○議長（前 徹志議員）

これで、委員長報告を終わります。

これから、議案第16号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第16号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号、令和4年度伊仙町一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第16号、令和4年度伊仙町一般会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第16号、令和4年度伊仙町一般会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第16号、令和4年度伊仙町一般会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

これから、議案第17号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第17号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号、令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第17号、令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第17号、令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第17号、令和4年度伊仙町国民健康保険特別会計予算は委員長の報告のとおり原案可決することに決定しました。

これから、議案第18号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第18号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号、令和4年度伊仙町介護保険特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第18号、令和4年度伊仙町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第18号、令和4年度伊仙町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第18号、令和4年度伊仙町介護保険特別会計予算は委員長の報

告のとおり原案可決することに決定しました。

これから、議案第19号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第19号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第19号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第19号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第19号、令和4年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり原案可決することに決定しました。

これから、議案第20号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第20号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号、令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第20号、令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第20号、令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第20号、令和4年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算は委員長の報告のとおり原案可決することに決定しました。

これから、議案第21号、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第21号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号、令和4年度伊仙町上水道事業会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第21号、令和4年度伊仙町上水道事業会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第21号、令和4年度伊仙町上水道事業会計予算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第21号、令和4年度伊仙町上水道事業会計予算は委員長の報告のとおり原案可決することに決定しました。

△日程第7 令和3年陳情第6号 住宅政策に関する陳情書

△日程第8 陳情第1号 養護老人ホームに従事する職員の給与改善の実現に向けた措置費の引き上げについて（要請）

○議長（前 徹志議員）

日程第7 令和3年陳情第6号、住宅政策に関する陳情書、日程第8 陳情第1号、養護老人ホームに従事する職員の給与改善の実現に向けた措置費の引上げについてを2件一括して議題といたします。

令和3年陳情第6号の結果について、経済建設常任委員長より報告を求めます。

○経済建設常任委員長（樺山 一議員）

経済建設常任委員会委員長報告を行います。

令和3年陳情第6号、住宅政策に関する陳情書についての審査報告を行います。

去る3月10日、令和4年第1回定例会一般質問終了後、議会委員会室において委員7名、事務局1名、建設課長1名の下、慎重に審査を行いました。

同陳情は、全国的にも人口減少・少子高齢化が進んでおり木之香地区についても人口が少なくなっていることなど、世界自然遺産登録により、観光面での政策や人口減少を食い止める必要があるなどのことから当地区への住宅建設の要望がありました。

当委員会において、担当課長である建設課長の説明によると、建設場所の確保について今現在適当な場所については所有者と交渉しましたが価格的に確保が困難な状況とのことであり、採決の結果不採択と決定いたしました。

令和4年3月18日。経済建設常任委員会委員長、樺山 一。

○議長（前 徹志議員）

これから、令和3年陳情第6号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、令和3年陳情第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。

これから、令和3年陳情第6号、住宅政策に関する陳情書を採決します。この採決は起立によって行います。

令和3年陳情第6号についての委員長報告は不採択です。したがって、原案に対してお諮りします。

本件を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立少数です。したがって、令和3年陳情第6号の住宅政策に関する陳情書は採択しないことに決定しました。

次に、陳情第1号の結果について、総務文教厚生常任委員長より報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（佐田 元議員）

令和4年度第1回伊仙町議会定例会、総務文教厚生常任委員会委員長報告（審査報告）をします。

陳情第1号、養護老人ホームに従事する職員の給与改善の実現に向けた措置費の引上げについての陳情審査報告を行います。

同陳情は、令和4年3月8日の本会議において、当委員会へ付託されました。

陳情の趣旨について、養護老人ホームに係る地方交付税の基準財政需要額の単位費用に関し、直近5年間で約15%増加しているが、徳之島における養護老人ホームの措置費の単価は平成18年度改定価格にとどまっている状況であり、地域の高齢者福祉の維持発展、また職員の処遇改善は必置条

件のため、老人保護措置費に係る支弁額等の改定を求める趣旨でありました。

このことについて、令和4年3月10日本会議散会后、議会委員会室において、委員6名、事務局1名、説明員として地域福祉課長並びに陳情提出者及び施設関係者出席の下、慎重に審査を行いました。

現状として、政府が昨年11月に取りまとめた経済対策及び令和3年度補正予算において、医療・介護・保育職員の給与の公的価格の引上げによる処遇改善を行うこととされ、そのうち介護職員については給与の3%程度、月9,000円の引上げを行うものとされました。しかしながら、この給与の公的価格改善の対象となる職員は、介護報酬上のサービスを行う介護職員のみとなっており、養護老人ホームの職員は対象に含まれていないとのことであります。

しかし、全国老人福祉施設協議会の強い要望により、政府においても養護老人ホームの職員も必要な処遇改善を図ることが重要であると判断され、厚生労働省から関係自治体に対し発出された令和3年12月24日付、老人保護措置費に係る支弁額等の改定についての中で、老人保護措置費についても適切に改定されるよう依頼がなされるとともに、この改定を行った場合に生じる経費については、令和4年度から地方交付税措置を講じることとされた旨が明らかにされたとのことであります。

その後、地域福祉課長より、当該措置費に関しては、令和4年度一般会計予算の3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費19節扶助費、老人保護措置費9,109万8,000円の中に、処遇改善に係る上乘せ分として269万4,000円が既に計上されているとの説明があり、当委員会としましては、本件について全会一致で採択すべきものと決定し、併せて養護老人ホームに対し適正な措置を講じるとともに、従事する職員の処遇改善に努めるよう要望いたします。

なお、本会議において採択するものと決定した場合は、伊仙町議会会議規則第94条第3項の規定に基づき、町長へ送付されますよう申し入れます。

令和4年3月18日。総務文教厚生常任委員会委員長、佐田 元。

○議長（前 徹志議員）

これから、陳情第1号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。

これから、陳情第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第1号、養護老人ホームに従事する職員の給与改善の実現に向けた措置費の引上げについてを採決します。この採決は起立によって行います。

陳情第1号についての委員長報告は採択です。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、陳情第1号、養護老人ホームに従事する職員の給与改善の実現に向けた措置費の引上げについては採択するものと決定しました。

△日程第9 議員の派遣について

○議長（前 徹志議員）

日程第9 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣について、お手元に配付してあります議員派遣予定表のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、議員派遣予定表のとおり議員を派遣することに決定しました。

△ 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（前 徹志議員）

日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（前 徹志議員）

日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回伊仙町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午後 3時04分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 前 徹 志

伊仙町議会議員 大 河 善 市

伊仙町議会議員 杉 山 肇

